

港区の保健衛生

令和4年度（2022年度）版 事業概要

港区みなと保健所

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

みなと保健所は、区民が健やかで安全に暮らすことができる地域社会を実現するため、港区地域保健福祉計画に掲げた、感染症対策、健康づくり、がん対策、生活環境衛生指導等、様々な事業を着実に実施しています。

新型コロナウイルス感染症の対応が長期化しており、減少傾向となっていた感染者数が再び増加に転じるなど、いまだに収束が見込めず、区民の生活や事業活動などへの影響が継続しています。

こうした中、みなと保健所は、感染症から区民の命と健康を守る拠点として人員を大幅に強化し、電話相談から積極的疫学調査、PCR検査、陽性者の自宅療養支援や病院等への搬送まで、総合的に対応するための体制を整備し、これまでに6度にわたる新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波を乗り越えてきました。

また、自宅療養者に対しては、ICTを活用した健康観察をはじめ、地域の医療機関による健康観察を実施するとともに、重症化リスクの高い人には港区医師会等による往診やオンライン診療、港区薬剤師会と連携した薬剤配達など、自宅療養者が不安を感じることなく安心して自宅で療養できるよう様々な取組を展開しています。

さらに、これまでの新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、地域の医療機関や医師会等との連携を更に強化して感染症対策等の充実・強化を図るため、本年7月1日付で、みなと保健所に「地域医療連携担当課長」を設置しました。地域の感染症指定医療機関等の専門病院と一般病院、医師会との平時の連携を強化することにより、地域の感染症対応力を向上し、新興感染症の発生時など、有事の際に迅速に対応できる体制を整備します。

働き盛り世代の健康増進のための取組として、本年4月から禁煙外来治療費助成の対象者を子育て世帯等から20歳以上の区民に拡大するとともに、がん治療に伴う外見ケア（ウィッグ等購入）助成の対象品目に、帽子、材料費等を追加しました。

子どもたちの健やかな育ちを支え「子育てするなら港区」を実現する取組として、本年4月から骨髄移植等の医療行為により免疫が消失し、定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された20歳未満の区民に対し、任意で再度の予防接種を受ける際の費用助成を開始しました。さらに、今後は、乳幼児健康診査の受診率の向上に向け、3歳児健診をこれまでの平日午後から、平日午前中及び土曜日に拡充して実施するほか、来所が困難な未受診者に対して個別医療機関受診経費補助を開始します。

また、区内には都内で最も多くの飲食店が営業しており、特に小規模な店舗が多いことが特徴です。昨年6月に改正食品衛生法が施行され、飲食店には国際標準の衛生管理手法である「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理」などが制度化されました。法改正の内容を分かりやすく解説した動画やリーフレットを作成し、必要な情報が容易に入手できるよう普及啓発に取り組んでいます。

今後も、区民の安全を守り健康危機管理機能の充実強化を最優先課題に掲げつつ、保健衛生分野の課題解決に向け、保健所の専門性を最大限発揮し、関係機関との連携を強化するとともに、最新の知見や科学的根拠に基づき効果的な事業を推進してまいります。

本書は、令和3年度の港区の保健衛生事業の実績を記したものです。港区の保健衛生に関する取組について、ご理解いただくための一助となれば幸いです。

令和4年8月

港区みなと保健所

目 次

<総 説>

1 港区基本構想について	3
2 港区基本計画について	4
3 港区基本計画の政策とSDGsとの関係	6
4 港区基本計画施策の体系	8
5 港区の保健福祉に関する計画の概要（港区地域保健福祉計画）	10
6 港区の保健福祉に関する計画の概要（港区高齢者保健福祉計画・港区障害者計画）	11
7 港区地域保健福祉計画「健康づくり・保健分野」の施策と体系	12
8 みなと保健所地図	15
9 沿革	16
10 みなと保健所組織図	18
11 保健福祉支援部・福祉事務所組織図	19
12 みなと保健所分掌事務	20
13 みなと保健所施設一覧	22
14 職員配置状況	23
15 令和4年度衛生費当初予算の前年度比較	24
16 衛生費事業別決算（令和3年度・令和2年度・令和元年度）	25
17 統計数値	28

<事 業>

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 80%;">生活衛生</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">生活衛生課</td> <td></td> </tr> <tr><td>健康危機管理</td><td style="text-align: right;">39</td><td></td></tr> <tr><td>AED（自動体外式除細動器）配備・管理</td><td style="text-align: right;">39</td><td></td></tr> <tr><td>東京都保健医療情報センターにおける 連絡通報受理業務</td><td style="text-align: right;">40</td><td></td></tr> <tr><td>衛生教育</td><td style="text-align: right;">41</td><td></td></tr> <tr><td>ねずみ・衛生害虫の防除</td><td style="text-align: right;">42</td><td></td></tr> <tr><td>狂犬病予防及び動物の愛護・管理</td><td style="text-align: right;">44</td><td></td></tr> <tr><td>咬傷犬事故処理</td><td style="text-align: right;">45</td><td></td></tr> <tr><td>捕獲犬及び引取り・収容動物の公示</td><td style="text-align: right;">45</td><td></td></tr> <tr><td>猫の去勢・不妊手術補助</td><td style="text-align: right;">46</td><td></td></tr> <tr><td>給水施設及び水質検査</td><td style="text-align: right;">47</td><td></td></tr> <tr><td>建築物における衛生的環境の確保</td><td style="text-align: right;">49</td><td></td></tr> <tr><td>化製場等の衛生監視・管理</td><td style="text-align: right;">51</td><td></td></tr> <tr><td>生活衛生相談</td><td style="text-align: right;">52</td><td></td></tr> <tr><td>環境衛生対策の充実</td><td style="text-align: right;">53</td><td></td></tr> <tr><td>理容所・美容所の衛生指導</td><td style="text-align: right;">55</td><td></td></tr> <tr><td>クリーニング所の衛生指導</td><td style="text-align: right;">56</td><td></td></tr> <tr><td>興行場の衛生指導</td><td style="text-align: right;">57</td><td></td></tr> <tr><td>旅館業の衛生指導</td><td style="text-align: right;">58</td><td></td></tr> <tr><td>公衆浴場の衛生指導</td><td style="text-align: right;">59</td><td></td></tr> <tr><td>プール等の衛生指導</td><td style="text-align: right;">60</td><td></td></tr> <tr><td>レジオネラ属菌水質検査実施報告</td><td style="text-align: right;">61</td><td></td></tr> <tr><td>その他の環境関係事務</td><td style="text-align: right;">62</td><td></td></tr> <tr><td>環境衛生関係施設の苦情相談</td><td style="text-align: right;">62</td><td></td></tr> <tr><td>食品衛生普及啓発事業</td><td style="text-align: right;">63</td><td></td></tr> <tr><td>食品に関する苦情・相談</td><td style="text-align: right;">65</td><td></td></tr> </table>	1	生活衛生			生活衛生課		健康危機管理	39		AED（自動体外式除細動器）配備・管理	39		東京都保健医療情報センターにおける 連絡通報受理業務	40		衛生教育	41		ねずみ・衛生害虫の防除	42		狂犬病予防及び動物の愛護・管理	44		咬傷犬事故処理	45		捕獲犬及び引取り・収容動物の公示	45		猫の去勢・不妊手術補助	46		給水施設及び水質検査	47		建築物における衛生的環境の確保	49		化製場等の衛生監視・管理	51		生活衛生相談	52		環境衛生対策の充実	53		理容所・美容所の衛生指導	55		クリーニング所の衛生指導	56		興行場の衛生指導	57		旅館業の衛生指導	58		公衆浴場の衛生指導	59		プール等の衛生指導	60		レジオネラ属菌水質検査実施報告	61		その他の環境関係事務	62		環境衛生関係施設の苦情相談	62		食品衛生普及啓発事業	63		食品に関する苦情・相談	65		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>食品の収去試験</td><td style="text-align: right;">67</td></tr> <tr><td>細菌検査及び現場簡易検査</td><td style="text-align: right;">69</td></tr> <tr><td>食品衛生不利益処分</td><td style="text-align: right;">71</td></tr> <tr><td>食品等の自主回収</td><td style="text-align: right;">73</td></tr> <tr><td>食中毒調査</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>食品衛生対策の充実・ 食品衛生関係施設への監視指導</td><td style="text-align: right;">77</td></tr> <tr><td>食品衛生推進員事業</td><td style="text-align: right;">84</td></tr> <tr><td>調理師・製菓衛生師免許</td><td style="text-align: right;">85</td></tr> <tr><td>給食施設指導</td><td style="text-align: right;">86</td></tr> <tr><td>食品の栄養表示、広告表示指導</td><td style="text-align: right;">88</td></tr> <tr><td>住宅宿泊事業（民泊）の適正な運営</td><td style="text-align: right;">89</td></tr> <tr><td>医務事業</td><td style="text-align: right;">90</td></tr> <tr><td>医療安全支援センター</td><td style="text-align: right;">93</td></tr> <tr><td>有害物質を含有する家庭用品に関する事業</td><td style="text-align: right;">94</td></tr> <tr><td>薬事事業</td><td style="text-align: right;">95</td></tr> <tr><td>毒物劇物事業</td><td style="text-align: right;">97</td></tr> <tr><td>試験検査</td><td style="text-align: right;">98</td></tr> <tr><td>使用済み注射針回収事業助成</td><td style="text-align: right;">101</td></tr> <tr><td>医師臨床研修（地域保健研修）に係る 研修医の受け入れ</td><td style="text-align: right;">102</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 80%;">保健予防</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">保健予防課</td> <td></td> </tr> <tr><td>休日診療</td><td style="text-align: right;">105</td></tr> <tr><td>小児初期救急診療事業</td><td style="text-align: right;">107</td></tr> <tr><td>災害医療対策</td><td style="text-align: right;">108</td></tr> <tr><td>区民健康相談・健康教育事業等補助</td><td style="text-align: right;">110</td></tr> <tr><td>かかりつけ医機能推進事業</td><td style="text-align: right;">111</td></tr> </table>	食品の収去試験	67	細菌検査及び現場簡易検査	69	食品衛生不利益処分	71	食品等の自主回収	73	食中毒調査	75	食品衛生対策の充実・ 食品衛生関係施設への監視指導	77	食品衛生推進員事業	84	調理師・製菓衛生師免許	85	給食施設指導	86	食品の栄養表示、広告表示指導	88	住宅宿泊事業（民泊）の適正な運営	89	医務事業	90	医療安全支援センター	93	有害物質を含有する家庭用品に関する事業	94	薬事事業	95	毒物劇物事業	97	試験検査	98	使用済み注射針回収事業助成	101	医師臨床研修（地域保健研修）に係る 研修医の受け入れ	102	2	保健予防			保健予防課		休日診療	105	小児初期救急診療事業	107	災害医療対策	108	区民健康相談・健康教育事業等補助	110	かかりつけ医機能推進事業	111
1	生活衛生																																																																																																																																							
	生活衛生課																																																																																																																																							
健康危機管理	39																																																																																																																																							
AED（自動体外式除細動器）配備・管理	39																																																																																																																																							
東京都保健医療情報センターにおける 連絡通報受理業務	40																																																																																																																																							
衛生教育	41																																																																																																																																							
ねずみ・衛生害虫の防除	42																																																																																																																																							
狂犬病予防及び動物の愛護・管理	44																																																																																																																																							
咬傷犬事故処理	45																																																																																																																																							
捕獲犬及び引取り・収容動物の公示	45																																																																																																																																							
猫の去勢・不妊手術補助	46																																																																																																																																							
給水施設及び水質検査	47																																																																																																																																							
建築物における衛生的環境の確保	49																																																																																																																																							
化製場等の衛生監視・管理	51																																																																																																																																							
生活衛生相談	52																																																																																																																																							
環境衛生対策の充実	53																																																																																																																																							
理容所・美容所の衛生指導	55																																																																																																																																							
クリーニング所の衛生指導	56																																																																																																																																							
興行場の衛生指導	57																																																																																																																																							
旅館業の衛生指導	58																																																																																																																																							
公衆浴場の衛生指導	59																																																																																																																																							
プール等の衛生指導	60																																																																																																																																							
レジオネラ属菌水質検査実施報告	61																																																																																																																																							
その他の環境関係事務	62																																																																																																																																							
環境衛生関係施設の苦情相談	62																																																																																																																																							
食品衛生普及啓発事業	63																																																																																																																																							
食品に関する苦情・相談	65																																																																																																																																							
食品の収去試験	67																																																																																																																																							
細菌検査及び現場簡易検査	69																																																																																																																																							
食品衛生不利益処分	71																																																																																																																																							
食品等の自主回収	73																																																																																																																																							
食中毒調査	75																																																																																																																																							
食品衛生対策の充実・ 食品衛生関係施設への監視指導	77																																																																																																																																							
食品衛生推進員事業	84																																																																																																																																							
調理師・製菓衛生師免許	85																																																																																																																																							
給食施設指導	86																																																																																																																																							
食品の栄養表示、広告表示指導	88																																																																																																																																							
住宅宿泊事業（民泊）の適正な運営	89																																																																																																																																							
医務事業	90																																																																																																																																							
医療安全支援センター	93																																																																																																																																							
有害物質を含有する家庭用品に関する事業	94																																																																																																																																							
薬事事業	95																																																																																																																																							
毒物劇物事業	97																																																																																																																																							
試験検査	98																																																																																																																																							
使用済み注射針回収事業助成	101																																																																																																																																							
医師臨床研修（地域保健研修）に係る 研修医の受け入れ	102																																																																																																																																							
2	保健予防																																																																																																																																							
	保健予防課																																																																																																																																							
休日診療	105																																																																																																																																							
小児初期救急診療事業	107																																																																																																																																							
災害医療対策	108																																																																																																																																							
区民健康相談・健康教育事業等補助	110																																																																																																																																							
かかりつけ医機能推進事業	111																																																																																																																																							

大気汚染健康障害者医療費助成	112
公害健康被害補償事業	114
公害保健福祉、健康被害予防事業	118
地域リハビリテーション推進事業	120
レントゲン室運営	121
感染症流行予測調査	122
新型インフルエンザ等対策	123
エボラ出血熱対策	123
結核患者服薬治療支援事業	124
結核定期健康診断	125
結核患者支援	127
結核指定医療機関指定等事業	129
結核健康診断（定期を除く）	130
感染症医療費公費負担（結核医療費）	132
エイズ・性感染症検査及び相談 （保健所検査）	133
エイズ・性感染症検査委託事業 （AIチェック）	135
エイズ・性感染症予防の普及・啓発	137
感染症発生動向調査事業	138
一・二・三類患者の入院勧告等 防疫措置医療費公費負担	143
感染症予防講習会及び健康教育	144
感染症の診査に関する協議会	145
港区感染症対策協議会	146
予防接種	147
周産期医療・小児医療連携協議会	154
骨髄移植ドナー支援事業	155
新型コロナウイルス感染症対策	156

3 健康推進

健康推進課

みなとプレママ応援事業	165
母子健康教育	166
養育医療	170
育成医療・療育給付	171
小児慢性疾患医療費助成	172
特定不妊治療費助成	173
3～4か月児健康診査	174
6か月児健康診査、9か月児健康診査	175
1歳6か月児健康診査	176
3歳児健康診査	179
経過観察児健康診査	181
育児相談	182
母子歯科保健事業	184
母子健康手帳交付	187
妊婦健康診査	188
新生児聴覚検査	189
都外医療機関、助産院（都内・都外を問わ ない）での妊婦健康診査又は新生児聴覚検 査費用助成及び多胎妊婦健康診査費用助成 （都内都外を問わない）	190
妊娠高血圧症候群等医療費助成	191

B型肝炎妊婦検査	192
母子訪問指導	193
産後母子ケア事業	195
国民健康・栄養調査	197
栄養相談	198
食生活改善における地域組織活動支援	200
港区精神保健福祉連絡協議会	201
精神保健福祉事業	202
精神障害者社会復帰援助事業（デイケア）	204
自殺対策推進事業	205
がん患者の在宅緩和ケア支援	209
がん在宅緩和ケア支援センター事業 （ういケアみなと）	211
がん治療に伴う外見ケア （ウィッグ等購入）助成	212
がんの知識に関する普及・啓発	213
健康診査事業（骨粗しょう症検診）	214
健康診査事業	215
健康診査事業（お口の健診）	223
健康診査事業（がん検診）	226
健康診査事業（まとめ）	232
集合契約による特定健康診査受診費用助成	233
肝炎ウイルス検診	234
健康手帳の交付	236
健康相談	237
健康教育	238
禁煙支援事業	240
受動喫煙防止対策推進事業	242
健康づくり推進事業 （健康づくりサポーター事業他）	243
歯科保健事業推進協議会	244
障害者口腔保健推進事業	245
難病対策地域協議会	247
健康増進センター事業（ヘルシーナ）	248
一般健康診断（検便）	250
保健師・助産師・看護師・管理栄養士 学生実習の受け入れ	251
保健師活動	252

4 新型コロナウイルスワクチン接種

新型コロナウイルスワクチン接種担当

新型コロナウイルスワクチン接種	257
付属機関	
保健所運営協議会	261
大気汚染障害者認定審査会	262
公害健康被害認定審査会	263
公害健康被害補償診療報酬等審査会	264
感染症の診査に関する協議会	265
小児慢性特定疾病審査会	266
事業名（五十音順）索引	267

凡 例

- 1 この概要は、みなと保健所の事業内容と実績を概説したものです。
- 2 本書は、原則として令和3年度（R3.4.1～R4.3.31）の事業実績を収録したものです。
- 3 表中の表章記号は、次のとおりです。

・計数のない場合	—
・減少を表す場合	△
・該当のない場合	/
- 4 百分率については、原則として、小数点第2位の数に四捨五入した数そのまま表示したので、その合計が100.0にならない場合があります。

総

説

1 港区基本構想について

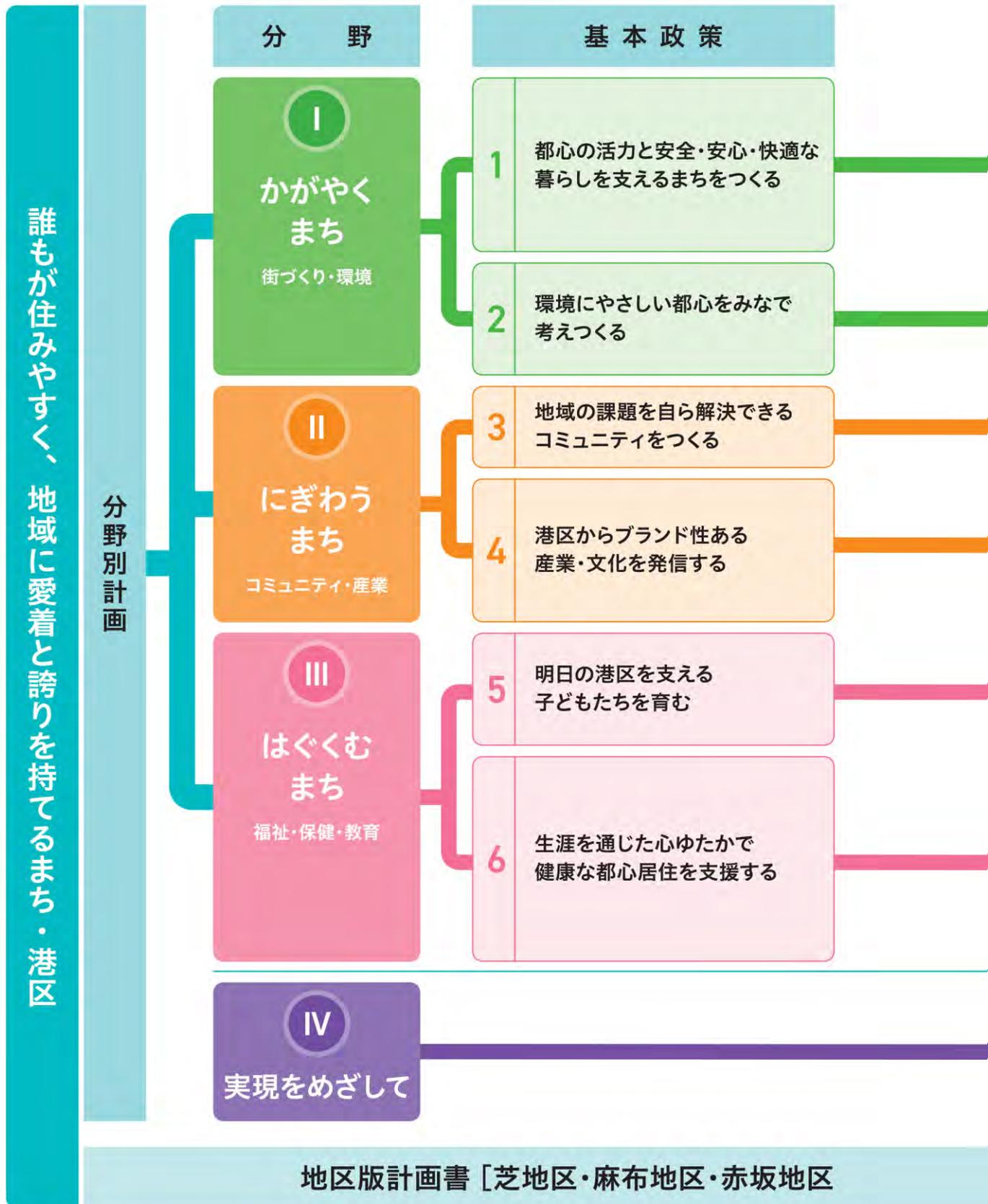
港区基本構想は、自治体の進むべき方向を定めるもので、長期的な展望から港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示しています。



2 港区基本計画について

港区基本計画は、港区の将来像の実現に向けて区が取り組むべき道筋を明らかにするものであり、区政の目標や課題、施策の概要を体系的に示しています。

各分野における区政の方向性を政策として示し、行政サービスを効果的に展開しています。



政 策

1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる

2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する

3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める

4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める

5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

6 持続可能な循環型の都心づくりを進める

7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる

8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる

10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる

11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する

12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する

13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する

14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める

15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する

16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する

17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する

19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する

20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する

21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する

22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する

23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する

25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する

26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する

・高輪地区・芝浦港南地区] 別冊

3 港区基本計画の政策とSDGsとの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区基本計画において政策や施策とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて区政を推進しています。

SDGsの17のゴール

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8 働きがいも経済成長も</p> <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>目標15 陸の豊かさを守ろう</p> <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>

港区基本計画の各政策と関連するSDGsのゴール

1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる	9	11	15	17															
2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する	3	4	5	6	9	11	13	15	17										
3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める	3	11	17																
4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める	1	5	6	11	13	17													
5 安全で安心して暮らせる都心をつくる	1	4	10	11	12	14	15	16	17										
6 持続可能な循環型の都心づくりを進める	2	3	4	8	9	11	12	13	14	15	17								
7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる	4	6	7	8	9	11	13	14	15	17									
8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる	3	4	7	11	12	13	14	15	17										
9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる	11	17																	
10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる	3	4	10	16	17														
11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する	4	8	9	17															
12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する	4	8	9	12	17														
13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する	8	12	17																

SDGsとは

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標から構成されています。環境問題や貧困問題など世界が直面する課題の解決に向けて、先進国・発展途上国を問わず全ての加盟国が目標の達成をめざしています。SDGsはSustainable Development Goalsの略称です。



目標4 質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る



目標6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



目標10 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の格差を是正する



目標11 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



目標12 つくる責任つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する



目標16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



目標17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める	4 質の高い教育をみんなに	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう					
15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する	1 貧乏をなくそう	3 健康的な生活を支えよう	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する	3 健康的な生活を支えよう	4 質の高い教育をみんなに	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう			
17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する	3 健康的な生活を支えよう	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	17 パートナーシップで目標を達成しよう					
18 地域での支え合いと区民の自立した地域生活を支援する	1 貧乏をなくそう	3 健康的な生活を支えよう	4 質の高い教育をみんなに	8 持続可能な産業を創出しよう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう		
19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する	3 健康的な生活を支えよう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう				
20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する	3 健康的な生活を支えよう	8 持続可能な産業を創出しよう	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう				
21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する	1 貧乏をなくそう	3 健康的な生活を支えよう	5 ジェンダー平等を実現しよう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう				
22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する	3 健康的な生活を支えよう	4 質の高い教育をみんなに	10 人や国の不平等をなくそう	17 パートナーシップで目標を達成しよう					
23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する	4 質の高い教育をみんなに	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう						
24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する	9 持続可能な産業を創出しよう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう					
25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する	1 貧乏をなくそう	3 健康的な生活を支えよう	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 持続可能な産業を創出しよう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する	4 質の高い教育をみんなに	8 持続可能な産業を創出しよう	9 持続可能な産業を創出しよう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさを保ち増進しよう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう

4 港区基本計画施策の体系（港区基本計画 令和3年度～8年度から抜粋）

Ⅲ はぐくむまち（福祉・保健・教育）

6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する

21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する

- （1）感染症対策の強化・推進
 - 1）感染症対策の充実
 - 2）新型コロナウイルス感染症等新たな感染症への対応
 - 3）予防接種の充実

- （2）安心できる地域保健・地域医療体制の推進
 - 1）地域医療体制の充実
 - 2）災害時における保健・医療体制の整備
 - 3）支え合いによる地域保健活動の強化

- （3）子どもの健康を守る体制をつくる
 - 1）産後母子ケア事業の推進
 - 2）母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化
 - 3）乳幼児健康診査の推進

- （4）健康づくりの積極的支援
 - 1）生活習慣病等の予防・改善
 - 2）口と歯の健康づくりの充実
 - 3）こころの健康づくりの推進
 - 4）自殺対策の推進
 - 5）たばこ対策の推進

- （5）がん対策の強化・推進
 - 1）がんの早期発見の推進
 - 2）地域で支えるがん対策の充実

(6) 快適で安心できる生活環境の確保

- 1) 食品の安全の確保
- 2) 医療・医薬品の安全の確保
- 3) 環境衛生対策の充実
- 4) 快適な生活環境の確保

5 港区の保健福祉に関する計画の概要（港区地域保健福祉計画）

港区地域保健福祉計画・港区高齢者保健福祉計画・港区障害者計画

■計画の背景と目的

全ての区民が住み慣れた地域で、ライフステージに応じていきいきと安全で安心して暮らし続けることができる、地域共生社会の実現をめざし、保健福祉施策を包括的に推進する計画として「港区地域保健福祉計画」「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」を一体的に策定しています。

■計画の位置付け

港区地域保健福祉計画は、港区基本構想、港区基本計画の下位計画かつ、社会福祉法に定める市町村地域福祉計画として位置付け、健康増進法に定める市町村健康増進計画を包含します。

港区高齢者保健福祉計画は老人福祉法に定める市町村老人福祉計画、港区障害者計画は障害者基本法に定める市町村障害者計画として位置付けます。また、上位計画である港区基本計画や、港区子ども・子育て支援事業計画等と整合・連携を図っています。

■計画の期間

令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。計画期間を前期と後期に区分し、3年目となる令和5（2023）年度に見直します。

■計画における重点施策

港区地域保健福祉計画等は、子ども・子育て、高齢者、障害者、健康づくり・保健、生活福祉、地域福祉の6分野で構成しています。以下を各分野の重点施策に位置付け、取組を進めます。

- （1）子ども・子育て分野
 - ・就学前児童の総合的な支援
 - ・特別な支援が必要な家庭や子どもの支援
 - ・子どもの未来の応援
- （2）高齢者分野
 - ・心豊かで健康な生活への支援
 - ・認知症と共生する地域づくり
 - ・日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実
- （3）障害者分野
 - ・障害者が安心して暮らせる環境の整備
 - ・特別な配慮の必要な子どもへの支援
- （4）健康づくり・保健分野
 - ・感染症対策の強化・推進
 - ・子どもの健康を守る体制をつくる
- （5）生活福祉分野
 - ・低所得者の生活の支援及び自立施策の充実
- （6）地域福祉分野
 - ・港区ならではの地域包括ケアの推進

■計画のめざす将来像

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに、安心して暮らし続けることのできる、支え合いの地域社会

6 港区の保健福祉に関する計画の概要(港区高齢者保健福祉計画、港区障害者計画)

港区高齢者保健福祉計画・第8期港区介護保険事業計画

■計画の位置付け

「港区高齢者保健福祉計画」は「老人福祉法」に定める「市町村老人福祉計画」、「第8期港区介護保険事業計画」は「介護保険法」に定める「市町村介護保険事業計画」と位置付け、同時に策定した「港区地域保健福祉計画」、上位計画である「港区基本計画」と整合、連携を図ります。

■計画の期間

港区高齢者保健福祉計画は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間の計画期間とし、第8期港区介護保険事業計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の計画期間としています。

■計画における重点施策

- 1 心豊かで健康な生活への支援
- 2 認知症と共生する地域づくり
- 3 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実

■計画のめざす姿

住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、高齢者を地域で支え合う社会

港区障害者計画・第6期港区障害福祉計画・第2期港区障害児福祉計画

■計画の位置付け

「港区障害者計画」は「障害者基本法」に定める「市町村障害者計画」、「第6期港区障害福祉計画」は「障害者総合支援法」、「第2期港区障害児福祉計画」は「児童福祉法」に基づき区が定める計画で、同時に策定した「港区地域保健福祉計画」、上位計画である「港区基本計画」と整合、連携を図ります。

■計画の期間

港区障害者計画は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間の計画期間としています。また、第6期港区障害福祉計画及び第2期港区障害児福祉計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の計画期間としています。

■計画における重点施策

- 1 障害者が安心して暮らせる環境の整備
- 2 特別な配慮の必要な子どもへの支援

■計画のめざす姿

障害の有無や特性にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される地域共生社会

7 港区地域保健福祉計画「健康づくり・保健分野」の施策と体系

(港区地域保健福祉計画 令和3年度～8年度から抜粋)

施策

1 感染症対策の強化・推進 **重点施策**

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症などの発生に対して、感染症の発生動向の把握やSNSや動画配信を利用した迅速な情報提供を行います。まん延防止を図るために、感染症に関する知識の普及・啓発や感染予防対策を推進します。

2 安心できる地域保健・地域医療体制の推進

区民が安心して医療を受けられるよう、休日・夜間診療・救急医療などにおいて、病院間、病院と診療所間の連携を促進し、地域全体での切れ目のない医療提供体制の整備に取り組みます。また、首都直下地震等に備え、区内医療機関と連携してフェーズに応じた災害時の保健・医療体制の整備を推進します。

3 子どもの健康を守る体制をつくる **重点施策**

保護者が子育てに自信を持って取り組めるよう、妊娠中から効果的な情報提供や、出産直後から十分なケアが受けられる体制を構築します。また、安心して子育てに取り組めるよう、母子保健と子育て支援がスムーズにつながる支援体制を構築します。

加えて、子育て支援にも重点を置いた健診を実施します。健診の質を担保し、感染症対策を講じた安全・安心な健診の実施を推進します。

4 健康づくりの積極的支援

生涯を通じてQOL(quality of life、生活の質)を高く過ごすためには、健康に対する意識の改善と、生活習慣病の予防・改善の取組が必要です。個人の健康は、家庭、地域、職場等の社会環境の影響を受けます。そのため、職場や教育機関等の関係機関との連携を強化し、多面的に健康づくりを支援します。

5 がん対策の強化・推進

がんの早期発見の推進に向けて、受診率の向上のための普及・啓発や、受診しやすい環境づくりに取り組みます。また、区立がん在宅緩和ケア支援センター(ういケアみなど)における、相談や普及・啓発等の取組を強化します。

6 快適で安心できる生活環境の確保

食品・医薬品・医療の安全確保を図るとともに、住まいの衛生に係る対応策を充実し、快適で安心できる生活環境を確保します。また、事業者への監視指導及び衛生管理に関する啓発を行い、法令遵守及び自主衛生管理の推進に向けた取組を支援します。さらに、区民、事業者と保健所が情報を共有し、相互理解と連携を進め、区民の健康被害の低減や衛生環境の向上に取り組みます。

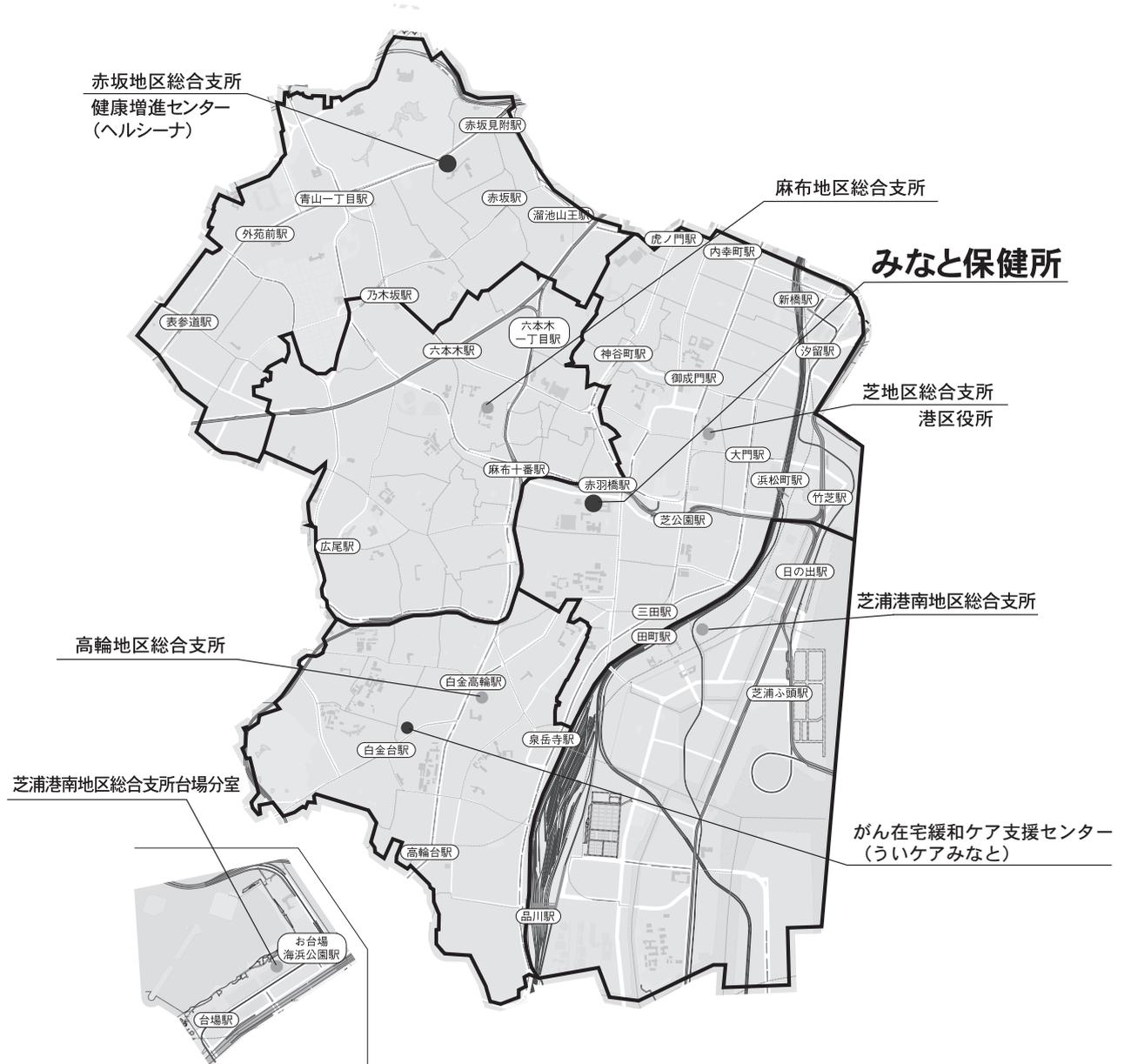
施策の体系

大項目 健康づくり・保健分野

中項目	小項目	事業
1 「重点施策」 感染症対策の強化・推進	(1) 感染症対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策の充実 ・ 結核対策の強化 ・ HIV感染症／エイズ・性感染症の予防に関する普及・啓発
	(2) 新型コロナウイルス感染症等新たな感染症への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症等新たな感染症への対応【新規事業】
	(3) 予防接種の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境整備の推進 ・ 定期予防接種の接種率の向上
2 安心できる地域保健・ 地域医療体制の推進	(1) 地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周産期医療・小児医療の充実 ・ 休日・夜間診療体制等の充実 ・ かかりつけ医に関する普及・啓発
	(2) 災害時における保健・医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害医療体制の整備 ・ 妊産婦等への災害時支援体制の整備 ・ 医療依存度が高い人への支援体制の整備【新規事業】
	(3) 支え合いによる地域保健活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域リハビリテーション体制の充実 ・ 難病対策の充実 ・ 健康づくりサポーターによる活動の促進 ・ 地域における健康づくり活動の促進
3 子どもの健康を守る体制 をつくる「重点施策」	(1) 産後母子ケア事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦への支援の推進
	(2) 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子相談体制等の充実 ・ 子どもの健康づくり体制の推進
	(3) 乳幼児健康診査の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康診査の推進

中項目	小項目	事業
4 健康づくりの積極的支援	(1) 生活習慣病等の予防・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査及び保健指導の充実 ・生活習慣の改善に向けた支援 ・女性の健康対策の充実
	(2) 口と歯の健康づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子歯科保健の充実 ・ライフステージに応じた口腔保健の充実 ・障害者歯科保健の充実
	(3) こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの病気への理解の促進 ・こころの健康の相談支援の充実 ・こころの病気の人への支援の推進
	(4) 自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職場のメンタルヘルスの推進【新規事業】 ・若者の自殺予防に向けた取組の推進【新規事業】
	(5) たばこ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙支援の充実 ・受動喫煙防止対策の普及・啓発・指導等の推進
5 がん対策の強化・推進	(1) がんの早期発見の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡率減少効果の認められたがん検診の推進【新規事業】 ・がん検診の受診率の向上を目的とした検診体制の充実【新規事業】 ・がん検診の質の向上【新規事業】
	(2) 地域で支えるがん対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・がん相談の充実【新規事業】 ・がんの知識に関する普及・啓発【新規事業】 ・がん治療と仕事の両立支援【新規事業】
6 快適で安心できる生活環境の確保	(1) 食品の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全・安心に関する事業の充実 ・食中毒対策の推進
	(2) 医療・医薬品の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・区民への情報提供及び相談体制の充実 ・医療機関等への指導及び情報提供の充実 ・医薬品販売業者等への情報提供及び指導の充実
	(3) 環境衛生対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生関係営業施設や大規模ビル、水道施設の衛生管理の指導・啓発 ・宿泊施設の衛生指導、無許可営業施設に対する対策の強化
	(4) 快適な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・室内環境の相談対応を通じた快適生活への助言・啓発 ・ねずみ・衛生害虫の総合的な防除活動の啓発・充実 ・犬・猫等の動物愛護対策の充実

8 みなと保健所地図



※二次保健医療圏(東京都保健医療計画より抜粋)



※一般の医療ニーズに対応するために設定する区域で、入院医療を圏域内で基本的に確保するとともに、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供していく上での圏域であり、その整備を図るための地域的単位です。
 また、医療法第30条の4第2項第12号の規定により、主として病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する医療計画上の区域でもあります。

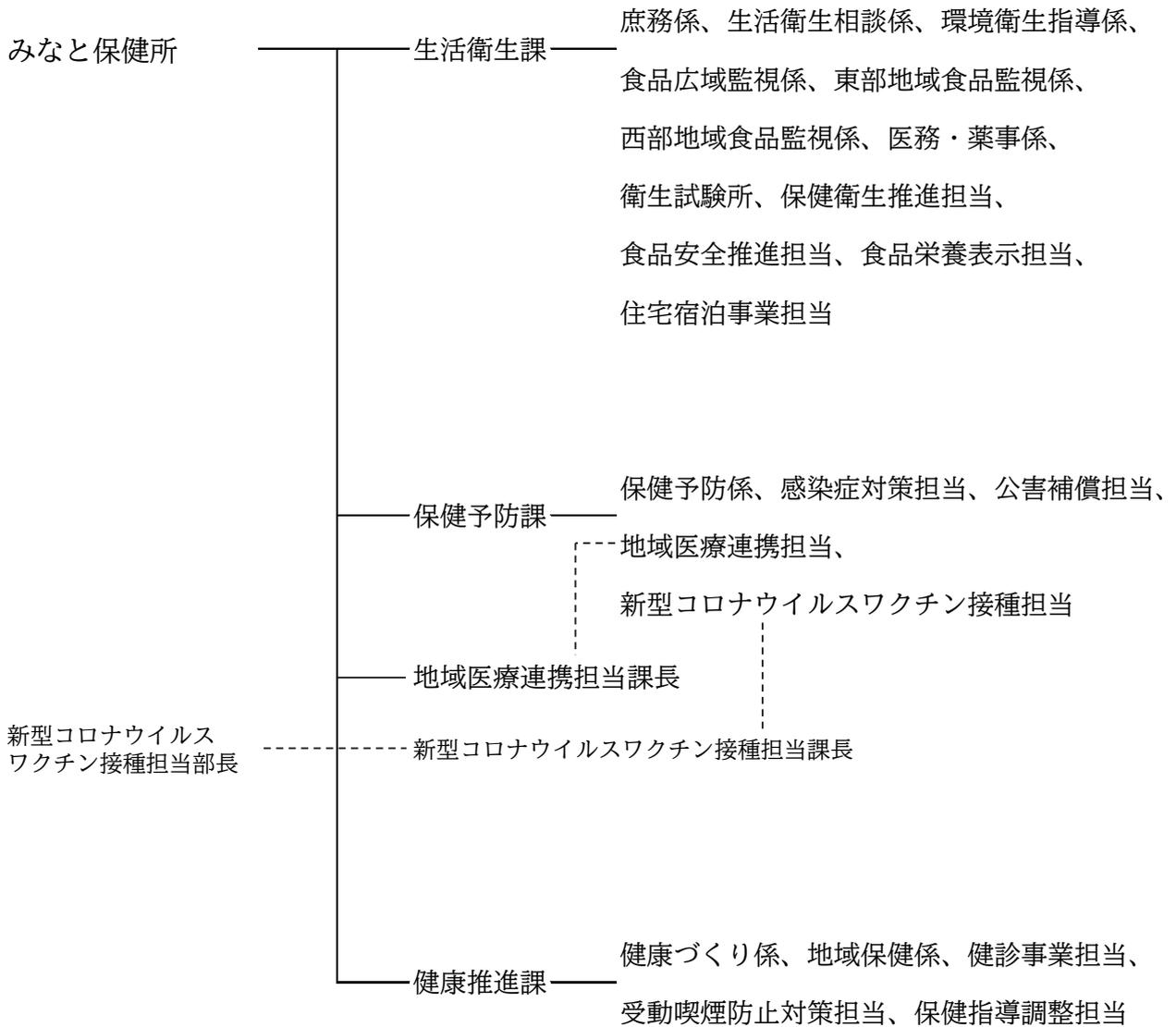
9 沿革

年 月	芝	麻 布	赤 坂
昭和 12 年 11 月	旧芝、麻布、赤坂 3 区を担当する「東京市立麻布健康相談所」（保健所の前身）が現在の元麻布三丁目 9 番に開設		
18 年 7 月	東京都制施行に伴い旧保健所法に基づく「東京都立麻布保健所」として、新発足		
19 年 10 月	簡易保険健康相談所（海岸一丁目 2-5）を継承し、「東京都芝保健所」となる		
21 年 10 月			「都立赤坂保健所」として都立赤坂病院内に設置
22 年 3 月	旧芝、麻布、赤坂 3 区を統合して港区発足「港保健所」と改称		
22 年 8 月			事務所を港区役所赤坂支所へ移転
22 年 9 月	「地域保健法」（保健所法改正）（法律第 101 号）公布		
23 年 1 月	「地域保健法」施行		
23 年 1 月	「児童福祉法」施行		
23 年 1 月	「食品衛生法」施行		
23 年 1 月		火災により庁舎焼失、港区役所麻布支所に移転	
23 年 7 月	「予防接種法」施行		
23 年 10 月	新制度により「東京都芝保健所」として 4 課 17 係で発足	新制度により「東京都麻布保健所」として 4 課 17 係で発足 性病診療所併設	新制度により「東京都赤坂保健所」として 4 課 17 係で発足
24 年 1 月			
25 年 5 月	「精神衛生法」施行		
26 年 4 月	「結核予防法」施行		
26 年 5 月			南青山一丁目 5 番 15 号に庁舎新築
26 年 9 月		六本木六丁目 16 番 47 号に庁舎新築	
27 年 12 月	組織改正により、3 課 9 係となる		
29 年 9 月	現在地に庁舎新築		
32 年 5 月	優生保護相談所を各保健所に併設		
34 年 12 月		併設性病診療所廃止	
40 年 4 月	地方自治法の一部改正により、予防接種法、結核予防法に定める事務の一部及び母子健康手帳の交付事務などの事務事業が区に移管		
41 年 1 月	「母子保健法」施行		
45 年 1 月	組織改正により、主査制が発足し、3 課 4 係・主査となる		
47 年 10 月	「労働安全衛生法」施行		
49 年 9 月	「公害健康被害の補償等に関する法律」施行		
50 年 4 月	地方自治法の一部改正により、保健所が区に移管され、3 課 3 係・主査で発足		
53 年 10 月	現在地に新庁舎を改築		
55 年 8 月	休日急病診療所開設		
55 年 10 月	休日歯科応急診療所開設		
58 年 2 月	「老人保健法」施行		
60 年 2 月	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」施行		
60 年 9 月			南青山一丁目 5 番 15 号に庁舎改築

年 月	芝	麻 布	赤 坂
昭和 61 年 12 月		六本木五丁目 16 番 45 号に 新庁舎を改築	
62 年 4 月	組織改正により、2 課 3 係・主査となる		
63 年 3 月	「公害健康被害の補償等に関する法律」施行（第一種地域指定解除）		
63 年 7 月	「精神保健法（精神衛生法改正）」施行		
平成 3 年 4 月	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」施行		
5 年 12 月	「障害者基本法」（心身障害者対策基本法改正）施行		
6 年 7 月	保健所法が地域保健法に改正		
7 年 4 月	組織改正により、2 課 2 係・主査となる		
7 年 7 月	「精神保健福祉法（精神保健法改正）」施行		
8 年 2 月			赤坂四丁目 18 番 13 号に庁 舎改築移転
8 年 4 月			健康増進センター（ヘルシ ーナ）開設
8 年 10 月	優生保護法一部改正により、各保健所の優生保護相談所を廃止		
9 年 3 月	休日急病診療所廃止		
9 年 4 月	「薬事法改正」による医薬品一般・特例販売業の許可等に関する東京都事務の移管 食品化学及び食品細菌の検査に G L P 導入		
10 年 4 月	3 保健所の統合による「みなと保健所」の設置 保健サービスセンター（旧芝保健所）・生活衛生センター（旧麻布保健所）・健診セ ンター（旧赤坂保健所）開設		
11 年 4 月	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（伝染病予防法改正）」 施行		
13 年 4 月	組織改正により、3 課 12 係となる		
15 年 5 月	「健康増進法」施行		
17 年 4 月	改正「結核予防法」施行、組織改正により、3 課 11 係、1 副参事となる		
17 年 7 月	「食育基本法」施行		
18 年 3 月	健診センター廃止		
18 年 4 月	区役所・支所改革により、5 地区（芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南）の総合支所 を設置		
18 年 4 月	「障害者自立支援法」施行		
18 年 10 月	「自殺対策基本法」施行		
19 年 4 月	結核予防法廃止、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律へ統合		
19 年 4 月	「がん対策基本法」施行		
20 年 7 月	組織改正により、3 課 13 係 2 担当課となる		
21 年 4 月	組織改正により、3 課 11 係 1 担当課となる		
21 年 8 月	保健サービスセンター 赤坂四丁目 1 番 26 号に仮庁舎移転、三田分室開設		
23 年 8 月	「歯科口腔保健の推進に関する法律」施行		
24 年 2 月	生活衛生センター、保健サービスセンター、三田分室廃止		
24 年 2 月	みなと保健所新庁舎開設（三田一丁目 4 番 10 号）		
25 年 3 月	「障害者自立支援法」廃止		
25 年 4 月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行		
26 年 10 月	口腔保健センター開設（三田一丁目 4 番 10 号）		
27 年 4 月	「食品表示法」施行		
28 年 4 月	組織改正により、3 課 11 係となる		
29 年 5 月	地方衛生研究所全国協議会加入		
30 年 4 月	がん在宅緩和ケア支援センター（ういケアみなと）開設		
30 年 6 月	「住宅宿泊事業法」施行		
令和 3 年 1 月	組織改正により、3 課 11 係 1 担当課となる		
令和 4 年 7 月	組織改正により、3 課 11 係 2 担当課となる		

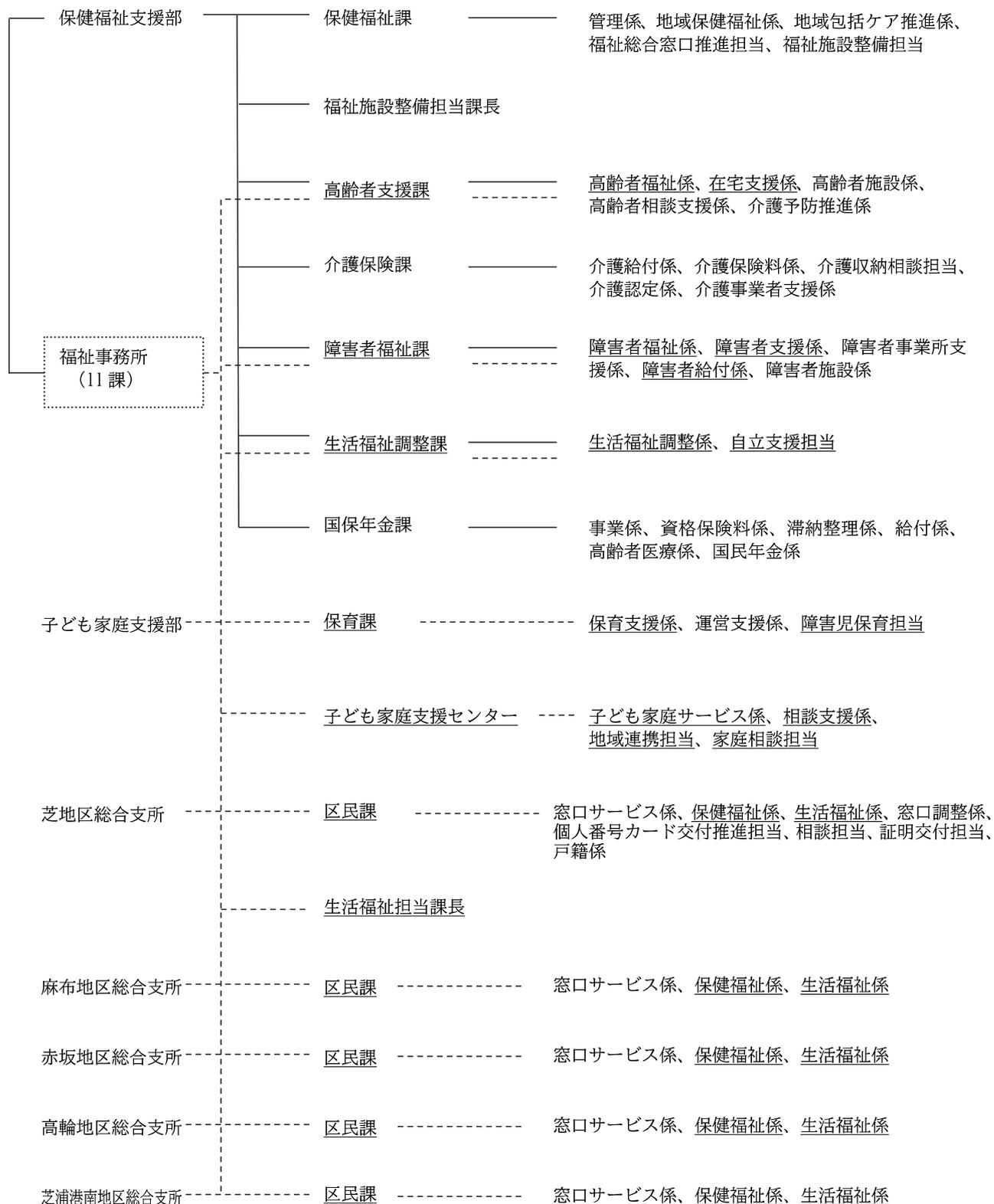
10 みなと保健所 組織図

令和4年7月1日現在



11 保健福祉支援部・福祉事務所 組織図

(令和4年4月1日現在)



※図中の下線のある課・係・担当は、福祉事務所を示します。

※他支援部、総合支所は、福祉事務所以外の課表示は省略します。

12 みなと保健所分掌事務

令和4年7月1日現在

課 (担 当)	係 (担 当)	担当事務（予算・決算等庶務事務は除く）
生活衛生課	庶務係	保健衛生施策の推進及び調整、保健所事務事業の企画・調整、地域保健思想の普及・向上、人口動態等の統計、保健所運営協議会、健康危機管理、庁舎管理
	生活衛生相談係	住まいの衛生相談、飲み水の衛生相談、ねずみ・衛生害虫等の防除・相談、動物愛護の普及啓発、獣医師会との連絡調整、あき地の管理の適正化、特定建築物等の環境衛生、化製場、動物質原料運搬の許可
	環境衛生指導係	旅館・興行場・公衆浴場・温泉・墓地・理容所・美容所・クリーニング所・プールの許可及び確認並びに監視指導、環境衛生協会等との連絡
	食品広域監視係	広域流通食品の安全相談、食中毒等患者の調査、輸入食品の調査・監視指導、自動販売機、移動営業者等の食品営業許可、調理師免許・製菓衛生師免許事務
	東部地域食品監視係	芝・高輪・芝浦港南地区 食品営業許可、食品関係営業者の指導、食生活の安全相談 食中毒・違反食品の調査、食品関係施設の監視指導
	西部地域食品監視係	麻布・赤坂地区 食品営業許可、食品関係営業者の指導、食生活の安全相談 食中毒・違反食品の調査、食品関係施設の監視指導
	医務・薬事係	医療施設の許可及び監視指導、医療従事者の免許事務、薬局等の許可及び監視指導、麻薬小売業者の免許及び監視指導、医療機器販売業の許可及び監視指導、毒物及び劇物関係施設の登録並びに監視指導、有害物質を含有する家庭用品の監視指導、医療安全支援センターの運営
	衛生試験所	衛生上の試験検査、健康危機管理情報、地方衛生研究所
	保健衛生推進担当	環境衛生及び医務・薬事の計画策定・連絡調整・苦情処理・普及啓発
	食品安全推進担当	食品衛生の計画策定・連絡調整・普及啓発、食品衛生協会、食品衛生推進員
	食品栄養表示担当	特定給食施設指導、健康増進法及び食品表示法に基づく食品の表示指導
	住宅宿泊事業担当	住宅宿泊事業に関する届出事務、監視指導

課 (担 当)	係 (担 当)	担当事務（予算・決算等庶務事務は除く）
保健予防課	保健予防係	休日診療、小児初期救急診療、感染症対策、感染症の診査に関する協議会、結核対策、結核指定医療機関指定、エイズ・性感染症対策、予防接種、公害健康被害補償の認定及び補償給付の支給、公害保健福祉事業及び健康被害予防事業、公害健康被害認定審査会、公害健康被害補償診療報酬等審査会、大気汚染障害者認定、大気汚染障害者認定審査会、放射線検査、地域保健医療、骨髄ドナー支援事業
	感染症対策担当	感染症対策の調整及び推進、結核及びエイズ・性感染症対策の調整及び推進、予防接種の調整及び推進
	公害補償担当	公害健康被害補償事務事業の企画及び調整、大気汚染障害者認定事務事業の企画及び調整、公害健康被害認定審査会・公害健康被害補償診療報酬等審査会及び大気汚染障害者認定審査会の調整
	地域医療連携担当	地域保健医療の企画及び調査、地域保健に係る思想の普及及び向上、地域保健の情報・資料の収集、災害保健医療
	新型コロナウイルスワクチン接種担当	新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備及び実施
地域医療連携担当		地域保健医療の調整、災害保健医療
新型コロナウイルスワクチン接種担当		新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備及び実施
健康推進課	健康づくり係	保健事業の企画及び調整、地域保健に関する思想の普及及び向上、地域保健の統計及び調査、健康づくりの推進、生活習慣病の予防による医療以外の保健事業、健康教育及び健康相談、基本健康診査、がん対策の推進及び調整、がん検診、一般健康診断(検便)、栄養指導に係る健康づくりの推進、栄養相談、国民健康・栄養調査、健康増進センター管理運営、歯科保健事業
	地域保健係	母子保健事業、乳幼児健康診査、妊産婦及び新生児等の訪問指導、妊婦の保健及び健康診査、新生児聴覚検査、特定不妊治療費助成、育成医療・療育給付・養育医療給付、妊娠高血圧症候群医療費助成、小児慢性疾患の医療費助成、精神保健福祉事業、自殺対策事業、特殊疾病（難病）患者の保健、がん在宅緩和ケア支援センター管理運営
	健診事業担当	健康診査・検診等事業の調整及び進行管理、がん対策計画の推進
	受動喫煙防止対策担当	受動喫煙防止対策の推進
	保健指導調整担当	保健指導、精神保健施策の推進、自殺対策施策の推進、地域保健に係る総合支所との調整、その他保健師業務の調整及び推進

13 みなと保健所施設一覧

※施設名()は愛称
 ※敷地面積は併設施設を含む
 ※構造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート
 S：鉄骨造

保健所

(区立)〔1か所〕

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	敷地面積	建物の構造・延床面積等
みなと保健所	三田1-4-10 Tel(6400)0050	平成24年2月6日	平成23年12月	1,747.34㎡	SRC一部S造地下1階地上8階 7,525.42㎡

健康増進センター（ヘルシーナ）

(区立)〔1か所〕

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	敷地面積	建物の構造・延床面積等
健康増進センター (ヘルシーナ)	赤坂4-18-13 Tel(5413)2717	平成8年4月1日	平成7年12月	—	SRC造一部S造地下2階地上16階 1,564.68㎡ 赤坂地区総合支所 6階部分

※指定管理者導入施設

【指定管理者】医療法人財団百葉の会

【指定期間】平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）

※指定管理者制度は、民間事業者等の団体が指定管理者となって区の代行として施設の管理・運営を行うものです。

がん在宅緩和ケア支援センター（ういケアみなと）

(区立)〔1か所〕

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	敷地面積	建物の構造・延床面積等
がん在宅緩和ケア 支援センター (ういケアみなと)	白金台4-6-2 Tel(6450)3421	平成30年4月1日	昭和13年10月	—	SRC造地下1階地上6階 塔屋4階 652.99㎡ 郷土歴史館等複合施設(ゆかしの杜) 5階

※指定管理者導入施設

【指定管理者】学校法人 慈恵大学

【指定期間】平成30年4月1日～令和5年3月31日（5年間）

※指定管理者制度は、民間事業者等の団体が指定管理者となって区の代行として施設の管理・運営を行うものです。

14 職員配置状況

(令和4年7月1日現在)

職種 \ 区分	総数 (人)	生活衛生課 (人)	保健予防課 (人)	地域医療 連携担当 (人)	新型コロナウイルス ワクチン 接種担当 (人)	健康推進課 (人)
総数	130(11)	63(6)	34(3)	1	1	31(2)
事務	47(6)	8(3)	26(2)	—	1	12(1)
医師	3	2	1	—	—	—
保健衛生監視	24(1)	24(1)	—	—	—	—
食品衛生監視	25(1)	25(1)	—	—	—	—
歯科衛生士	2	—	—	—	—	2
検査技師	2(1)	2(1)	—	—	—	—
栄養士	4	2	—	—	—	2
保健師	23(2)	—	7(1)	1	—	15(1)

※ ()内は再任用・内数

人数は職員配置表に基づく

15 令和4年度衛生費当初予算の前年度比較

(単位：千円)

款	項	目	4年度	3年度	増減	伸び率 (%)
衛生費			7,179,082	7,299,706	△ 120,624	△ 1.65
	保健衛生費		7,179,082	7,299,706	△ 120,624	△ 1.65
		保健衛生総務費	2,053,616	1,983,941	69,675	3.51
		保健所費	219,686	200,681	19,005	9.47
		予防費	4,444,257	4,638,559	△ 194,302	△ 4.19
		環境衛生費	36,336	48,310	△ 11,974	△ 24.79
		公害病補償費	271,638	274,571	△ 2,933	△ 1.07
		保健衛生施設費	153,549	153,644	△ 95	△ 0.06

※ 各欄の金額は、他部配当金額も含まれます。

16 衛生費事業別決算（令和3年度・令和2年度・令和元年度）

（単位：円）

款	項目	中事業	小事業	令和3年度決算額	令和2年度決算額	令和元年度決算額
衛生費				12,559,129,359	5,638,528,669	5,382,650,367
保健衛生費				12,559,129,359	5,638,528,669	5,382,650,367
	保健衛生総務費			2,072,716,973	1,876,956,614	1,731,697,417
	職員人件費			1,105,089,838	962,963,425	907,625,640
		一般職員		1,105,089,838	962,963,425	907,625,640
	安心できる地域保健・地域医療体制の推進			103,898,889	126,304,060	100,139,194
	※	地域保健活動（総合支所）		1,019,337	954,218	1,359,379
		周産期医療・小児医療連携協議会		133,000	159,000	137,317
		小児初期救急診療事業		25,614,626	25,761,120	21,006,352
		休日診療		65,795,530	65,880,230	68,304,080
		災害医療対策		7,883,789	30,306,215	4,830,058
		在宅人工呼吸器使用者療養支援事業			248,380	602,800
		区民健康相談・健康教育事業等補助		332,250	332,250	331,980
		薬物乱用防止対策		942,513	311,113	613,865
		難病対策地域協議会運営		101,904	114,138	5,102
		精神障害者デイケア事業		2,075,940	2,237,396	2,948,261
	子どもの健康を守る体制をつくる			703,069,252	723,536,214	679,960,635
		乳幼児健康診査		108,093,882	108,227,517	114,164,874
		乳幼児歯科健康診査		27,556,830	22,053,524	26,973,429
		母子保健健康教育		10,877,766	7,826,055	11,629,266
		妊婦健康診査		216,007,009	221,875,812	242,051,112
		保健訪問指導		13,541,836	12,277,748	18,853,947
		新生児聴覚検査		7,332,462	7,209,508	6,216,416
		母子健康手帳交付		1,038,719	1,306,437	1,898,123
		産後母子ケア事業		54,127,510	20,501,915	8,431,635
		みなとプレママ応援事業		32,704,980	63,024,170	
		赤坂地区よちよち子育て交流会		3,998,877	4,153,825	2,944,219
	※	高輪地区高輪ほっとといいき子育て支援事業		3,290,376	2,491,862	2,868,577
	※	芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト		8,577,910	9,155,098	10,061,434
		小児慢性特定疾病医療費助成		23,930,378		
		養育医療		13,746,796	15,370,175	16,061,074
		療育給付		1,000	210	880
		自立支援医療（育成医療）		519,270	795,028	104,732
		特定不妊治療費助成		177,723,651	227,267,330	217,700,917
	健康づくりの積極的支援			15,435,396	7,425,828	8,613,344
		国民健康・栄養調査		0	0	1,371
		精神保健福祉連絡協議会		98,848	105,776	93,694
		精神保健福祉相談		1,484,889	1,564,094	1,767,731
		自殺対策推進事業		6,012,782	5,755,958	6,750,548
		新型コロナこころのサポートダイヤル		7,838,877		
	がん対策の強化推進			11,435,203	7,314,673	17,284,013
		がん対策の推進		7,132,910		
		在宅緩和ケア支援		1,303,415	1,303,415	2,003,406
		がん治療に伴う外見ケア（ウィッグ等購入）助成		2,998,878	2,521,956	2,768,320
		がん対策推進アクションプランの推進			2,832,302	6,193,756
		がん対策推進アクションプラン策定			657,000	6,318,531
	快適で安心できる生活環境の確保			133,788,395	6,740,749	12,561,528
		衛生統計調査		359,422	1,672,027	362,419
		給食施設指導		395,022	411,590	416,950
		食品栄養表示指導		336,889	507,219	263,313
		食品収去検査		5,534,960	1,957,710	8,333,420
		医務薬事監視指導		2,044,917	1,947,203	2,940,426
		医療安全支援センターの設置		3,183,350		
		助産施設への指導、監督等		0		
		使用済注射針回収事業助成		245,000	245,000	245,000
		国庫支出金等過年度分償還金		121,688,835		
	健康危機管理機能の強化			0	42,671,665	5,513,063
		新型コロナウイルス対策			42,671,665	5,513,063

款項目	中事業	小事業	令和3年度決算額	令和2年度決算額	令和元年度決算額
	保健所費		192,469,381	202,808,194	297,238,571
	感染症対策の強化・推進		32,149,191	38,984,197	50,762,479
	試験検査		20,147,732	24,129,899	20,622,695
	レントゲン室運営		3,363,800	1,450,681	13,147,329
	保健医療情報センター運営		1,505,000	1,460,000	1,183,000
	AED（自動体外式除細動器）配備・管理		4,847,040	7,881,280	11,302,864
	保健予防課運営		2,285,619	1,643,646	1,555,461
	健康危機管理対策の強化			2,418,691	2,951,130
	健康づくりの積極的支援		33,444,654	43,927,156	60,083,449
	健康推進課運営		1,575,366	1,541,208	1,446,107
	健康管理システム維持管理		31,869,288	42,385,948	58,637,342
	快適で安心できる生活環境の確保		126,875,536	119,896,841	186,392,643
	保健所運営協議会		0	237,000	234,204
	生活衛生課運営		28,279,963	23,015,164	12,239,384
	みなと保健所維持管理		96,637,573	96,644,677	103,546,081
	みなと保健所ワークスタイル改革		1,958,000		
	生活衛生システム導入				70,372,974
	予防費		9,851,623,550	3,099,561,159	2,883,940,115
	感染症対策の強化・推進		8,128,756,193	1,584,946,067	1,182,320,255
	予防接種事業		1,218,430,671	1,265,006,506	1,140,001,305
	新型コロナウイルスワクチン接種		6,459,642,861	52,083,900	
	新型コロナウイルスワクチン職域接種		12,504,442		
	エイズ・性感染症等予防事業		13,298,470	12,620,610	16,754,395
	結核健康診断		11,565,200	13,853,134	11,127,383
	結核予防事業		381,258	390,826	374,027
	結核医療費公費負担		7,136,797	6,140,995	12,196,352
	結核患者服薬治療支援事業		80,078	352,507	191,610
	新型インフルエンザ等対策推進		1,842,450	1,635,231	1,675,183
	新型コロナウイルス感染症対策			231,579,098	
	感染症検査及び患者搬送		111,600,019		
	感染症入院医療費公費負担		283,085,034		
	感染症予防普及啓発		495,000		
	自宅療養支援事業		8,693,913		
	みなと母子手帳アプリ			1,283,260	
	安心できる地域保健・地域医療体制の推進		1,148,000	2,402,000	745,982
	かかりつけ医機能推進事業		144,000	1,794,000	144,000
	地域リハビリテーション推進事業		94,000	188,000	179,983
	骨髄移植ドナー支援事業		910,000	420,000	421,999
	健康づくりの積極的支援		730,337,277	622,448,946	688,630,765
	健康教育		4,303,819	5,257,918	5,196,635
	健康づくり推進事業		652,527	729,478	2,604,838
	歯科保健事業推進協議会		354,464	354,938	179,000
	障害者口腔保健推進事業		7,512,433	8,213,777	9,086,905
	お口の健康診査		384,509,458	311,097,261	344,587,188
	区民健康診査		43,451,006	41,831,384	44,005,573
	基本健康診査		234,133,750	212,074,769	239,339,894
	骨粗しょう症検診		15,827,568	7,135,057	9,194,081
	肝炎ウイルス検診		21,935,542	16,953,254	17,827,705
	子育て・働き盛り世代の禁煙外来治療費助成		122,784	156,950	502,098
	受動喫煙防止対策推進事業		17,533,926	18,644,160	15,192,647
	タバコ対策優良施設制度推進				914,201
	がん対策の強化推進		991,382,080	889,764,146	1,012,243,113
	大腸がん検診		155,673,565	141,666,990	155,871,242
	胃がん検診		280,759,458	248,790,217	291,844,209
	肺がん検診		196,154,322	181,852,184	197,250,596
	喉頭がん検診		28,129,020	24,248,438	47,870,350
	前立腺がん検診		9,777,328	8,790,564	9,931,271
	婦人科検診		320,888,387	284,415,753	309,475,445
	環境衛生費		39,674,155	41,642,213	43,655,055
	快適で安心できる生活環境の確保		39,674,155	41,642,213	43,655,055
	※衛生害虫等防除対策（総合支所を含む）		8,677,971	7,162,661	7,834,555
	※狂犬病予防（総合支所を含む）		3,078,046	1,346,432	2,419,092

款	項目	中事業	小事業	令和3年度決算額	令和2年度決算額	令和元年度決算額
		※	動物相談・指導（総合支所を含む）	3,812,796	6,175,351	5,398,137
			食品衛生普及啓発	2,806,377	3,158,649	4,320,230
			食品衛生監視指導	2,161,936	4,131,282	2,998,249
			食品営業許可	1,647,785	1,326,815	2,025,438
			建築物・住居衛生対策	1,853,594	2,175,286	2,182,304
			環境衛生営業施設衛生指導	906,764	1,029,360	871,206
			住宅宿泊事業法及び旅館業法対策事業	13,410,606	14,010,447	14,253,404
			大気汚染障害者認定審査会	1,318,280	1,125,930	1,352,440
			公害病補償費	253,285,500	274,183,503	272,795,078
			快適で安心できる生活環境の確保	253,285,500	274,183,503	272,795,078
			公害健康被害補償事業	252,699,240	273,700,623	271,504,290
			健康被害予防事業・福祉事業	586,260	482,880	1,290,788
			保健衛生施設費	149,359,800	143,376,986	153,324,131
			がん対策の強化推進	77,114,167	76,170,801	70,994,252
			がん在宅緩和ケア支援センター管理運営	77,114,167	76,170,801	70,994,252
			スポーツを楽しむ場の確保と利用促進	72,245,633	67,206,185	82,329,879
			健康増進センター管理運営	72,245,633	67,206,185	82,329,879

※印は保健所事業以外または総合支所を含む事業

17 統計数値

1 衛生統計調査

目 的

統計法に基づく基幹統計調査を始めとする各種調査を実施し、国民の健康と福祉の実態を把握して、保健衛生・社会福祉行政施策の基礎資料とします。

—主な統計調査—

番号	名 称	分 類	目 的	調査時期
1	人口動態調査 (人口動態調査令)	全数調査 基幹統計	出生・死亡・死産・婚姻・離婚という人口動態を計量的に把握して、公衆衛生等の施策の資料とする。	通年実施
2	医療施設動態調査 (医療施設調査規則)	全数調査 基幹統計	医療施設の分布と整備の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料とする。	通年実施
3	国民生活基礎調査 (国民生活基礎 調査規則)	標本調査 基幹統計	国民生活の基礎的事項（保健、医療等）を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。	令和3年 6月3日現在
4	出生動向基本調査 (統計法)	標本調査 一般統計	大きく変化しつつある結婚ならびに夫婦の子どもの産み方の動向を見極めるとともに、その関連要因と変化メカニズムを究明する。	令和3年 6月30日現在

2 人 口

(1)人口の推移

(各年10月1日現在)

年次	全 国(単位 千人)	東京都(単位 千人)	港 区(単位 人)
29	126,706	13,743	253,407
30	126,443	13,843	257,036
元	126,167	13,943	260,115
2	125,708	13,971	259,893
3	125,502	14,011	257,805

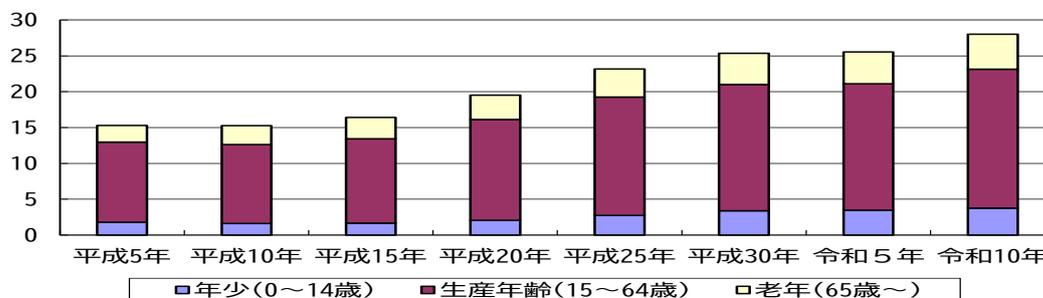
(注) 出典：全 国：人口推計 総務省統計局
 ：東 京 都：東京都の人口（推計） 東京都総務局統計部
 ：港 区：住民基本台帳人口

(港区人口については、平成24年7月9日の住基法改正に基づき、外国人人数を含みます。)

(2) 港区人口の推移

(万人)

(各年1月1日現在)



(注) 出典：平成5年から平成30年 住民基本台帳人口
 ：令和5年、令和10年 港区人口推計結果

(平成25年、30年港区人口については、平成24年7月9日の住基法改正に基づき、外国人人数を含みます。)

(3)年齢3区分別人口の構成割合

(各年10月1日現在)

	年	人口(人)	年少人口(%) (0~14歳)	生産年齢人口(%) (15~64歳)	老年人口(%) (65歳以上)	計(%)
港 区	29	253,407	13.2	69.6	17.2	100.0
	30	257,036	13.6	69.4	17.0	100.0
	元	260,115	13.7	69.4	16.9	100.0
	2	259,893	13.8	69.2	17.0	100.0
	3	257,805	13.7	69.1	17.2	100.0
東京都	3	14,011千人	11.1	66.1	22.9	100.0
全 国	3	125,502千人	11.8	59.4	28.9	100.0

(注) 出典：全 国：人口推計 総務省統計局
 ：東 京 都：東京都の人口（推計） 東京都総務局統計部
 ：港 区：住民基本台帳人口

(港区人口については、平成24年7月9日の住基法改正に基づき、外国人人数を含みます。)

(4)性・年齢階級別人口、外国人人数

令和4年1月1日現在、港区の人口（住民基本台帳人口）は全体で257,183人（男性120,947人、女性136,236人）となっています。日本人人数は全体で240,254人（男性112,215人、女性128,039人）となっています。外国人人数は、全体で16,929人（男性8,732人、女性8,197人）となっています。

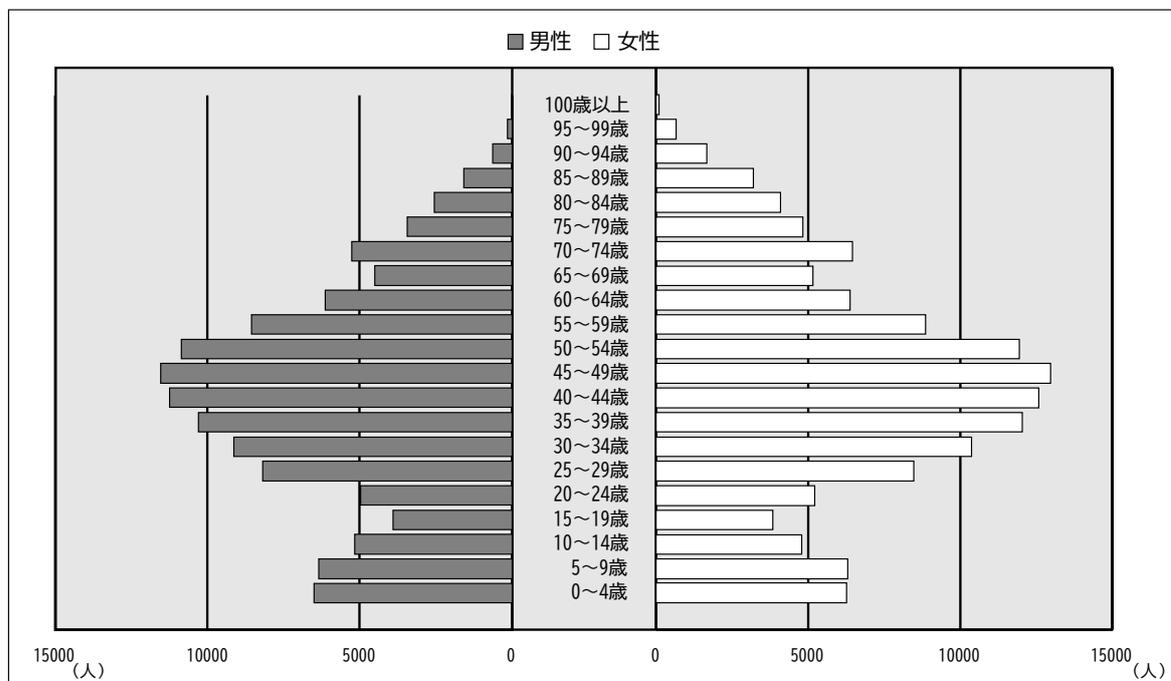
(令和4年1月1日現在)

年 齢	計(人)	男性(人)	女性(人)	年 齢	計(人)	男性(人)	女性(人)
0～4歳	12,759	6,499	6,260	55～59歳	17,401	8,546	8,855
5～9歳	12,655	6,348	6,307	60～64歳	12,525	6,142	6,383
10～14歳	9,967	5,173	4,794	65～69歳	9,673	4,511	5,162
15～19歳	7,744	3,905	3,839	70～74歳	11,726	5,260	6,466
20～24歳	10,184	4,961	5,223	75～79歳	8,265	3,432	4,833
25～29歳	16,651	8,180	8,471	80～84歳	6,648	2,547	4,101
30～34歳	19,513	9,135	10,378	85～89歳	4,786	1,576	3,210
35～39歳	22,338	10,304	12,034	90～94歳	2,308	628	1,680
40～44歳	23,823	11,238	12,585	95～99歳	800	143	657
45～49歳	24,504	11,543	12,961	100歳以上	129	21	108
50～54歳	22,784	10,855	11,929	計	257,183	120,947	136,236

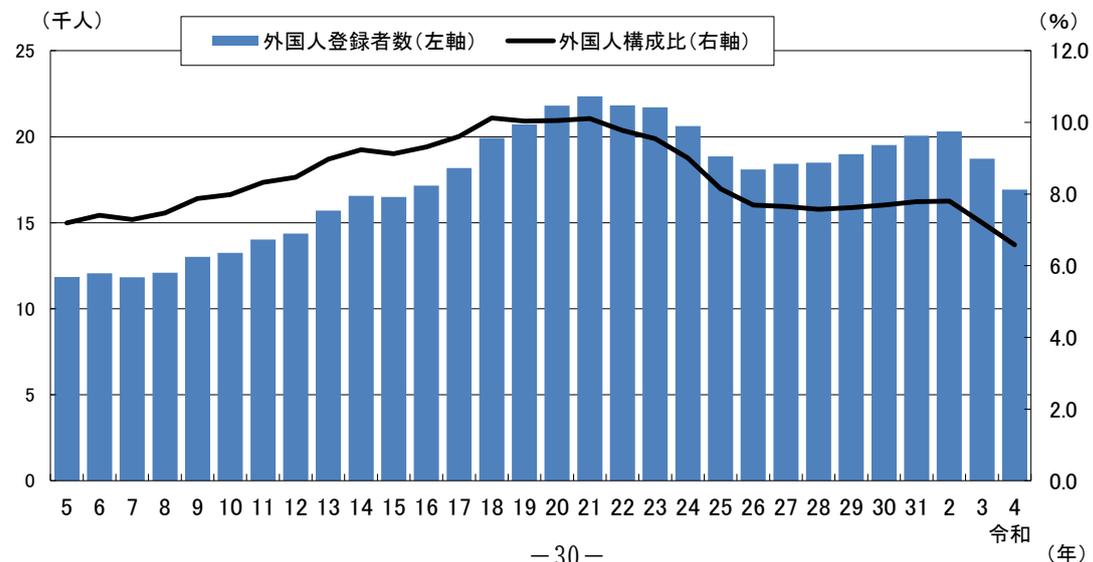
(注) 出典：住民基本台帳人口

(令和4年人口については、平成24年7月9日の住基法改正に基づき、外国人人数を含みます。)

年齢別（5歳階級）男女別人口構成図



外国人人数（各年1月1日現在）（平成24年までは外国人登録者数です。）



3 人口動態統計

人口動態統計は、統計法に基づく基幹統計であり、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の5つの人口動態の事象を常に把握して、保健衛生行政を企画・推進させるための基礎資料とするものです。

(1) 人口動態年次別数

ア 数

〔平成29～令和2年は確定数〕
令和3年は概数

年次	出生 (人)	(再掲)	死 (人)	(再掲)		周産期死亡 (人)	(再掲)		死産 (人)	(再掲)		婚姻 (件)	離婚 (件)	自然増加 (人)
		低体重児 (人)		乳児死亡 (人)	新生児死亡 (人)		妊娠後の死産 (人)	生後一週未満の新生児死亡 (人)		自然死産 (人)	人工死産 (人)			
29	2,942	255	1,508	2	2	9	7	2	69	33	36	2,294	573	1,434
30	2,857	248	1,588	4	1	6	5	1	55	24	31	2,187	595	1,269
元	2,744	241	1,555	3	1	8	7	1	66	18	48	2,178	559	1,189
2	2,655	206	1,596	5	2	7	5	2	63	29	34	1,956	510	1,059
3	2,461	195	1,674	5	1	3	2	1	61	24	37	1,704	491	787

- (注) 1 低体重児とは、出生児の体重が2,500g未滿のものです。
 2 乳児死亡とは、生後1年未滿の乳児の死亡です。
 3 新生児死亡とは、生後4週(28日)未滿の新生児の死亡です。
 4 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産と生後1週未滿の早期新生児の死亡です。
 5 死産とは、妊娠満12週以後の死産の出産です。
 6 婚姻は届出時の夫の住所、離婚は別居する前の住所で集計します。

イ 率

〔平成29～令和2年は確定数〕
令和3年は概数

年次	出生 千人対 (%)	低出生 体重児 割合 (%)	死 千人対 (%)	乳 児 死 出 生 対 (%)	新 生 児 死 出 生 対 (%)	周 産 期 死 出 産 対 (%)	死 産 出 産 対 (%)	婚 姻 千 人 対 (%)	離 婚 千 人 対 (%)	自 然 増 加 千 人 対 (%)	
											出生 千人対 (%)
港区	29	11.6	8.7	6.0	0.7	0.7	3.1	22.9	9.1	2.3	5.7
	30	11.1	8.7	6.2	1.4	0.4	2.1	18.9	8.5	2.3	4.9
	元	10.6	8.8	6.0	1.1	0.4	2.9	23.5	8.4	2.2	4.6
	2	10.2	7.8	6.2	1.9	0.8	2.6	23.5	7.5	2.0	4.1
	3	9.5	7.9	6.5	2.0	0.4	1.2	24.2	6.6	1.9	3.1
東京	3	7.1	/	9.5	1.7	0.7	2.9	20.3	5.2	1.46	△2.4
全国	3	6.6	/	11.7	1.7	0.8	3.4	19.7	4.1	1.50	△5.1

- (注) 1 港区の千人対人口の数値は、「東京都の人口(推計)・各年10月1日」による人口を母数で算出
 2 港区の周産期死亡の母数は、出生と妊娠満22週以後の死産を合計したもので算出
 3 港区の死産の母数は、出生と死産を合計したもので算出

(2) 出生数

ア 合計特殊出生率

〔平成 29～令和 2 年は確定数
令和 3 年は速報数〕

	港 区(人)	東京都(人)	全 国(人)
29	1.42	1.21	1.43
30	1.39	1.20	1.42
元	1.35	1.15	1.36
2	1.34	1.12	1.33
3	1.27	1.08	1.30

(注)

- $$1 \text{ 合計特殊出生率} = \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}}$$
- 2 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、
1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした
時の平均子ども数に相当する。
- 3 港区の年齢別女子人口は、翌年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

イ 体重別・性別出生数

(令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日：概数)

(単位：人)

性	総数	2,500g 未満 (低体重児)					2,500g 以上							体重 不詳
		計	1,000g 未 満	1,000~ 1,499	1,500~ 1,999	2,000~ 2,499	計	2,500~ 2,999	3,000~ 3,499	3,500~ 3,999	4,000~ 4,499	4,500~ 4,999	5,000g 以 上	
男	1,239	85	2	7	7	69	1,154	455	556	132	11	-	-	-
女	1,222	110	4	4	13	89	1,112	509	505	91	6	-	1	-
計	2,461	195	6	11	20	158	2,266	964	1,061	223	17	-	1	-

ウ 母の年齢階級別・出生順位別出生数 (令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日：概数)

(単位：人)

階 級	総 数	出生順位							
		第 1 児	第 2 児	第 3 児	第 4 児	第 5 児	第 6 児	第 7 児	第 8 児以降
総数	2461	1407	840	169	33	6	3	1	2
15～19	2	2	-	-	-	-	-	-	-
20～24	44	38	5	1	-	-	-	-	-
25～29	331	265	60	6	-	-	-	-	-
30～34	902	558	287	45	10	1	1	-	-
35～39	874	404	368	90	11	1	-	-	-
40～44	287	129	113	25	11	4	2	1	2
45以上	21	11	7	2	1	-	-	-	-

(3) 死亡数
ア 原因別死亡数（令和3年1月1日～同年12月31日：概数）

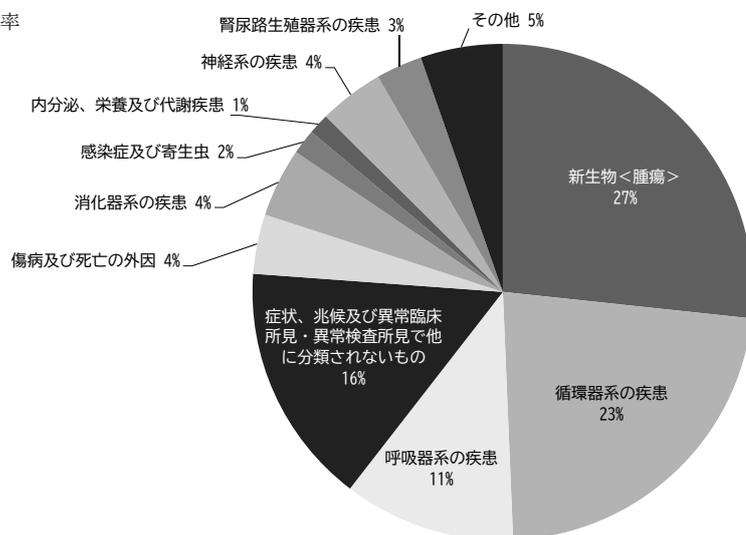
(単位：人)

	区分	コード	年齢別														
			総計			14歳以下			15～39歳			40～64歳			65歳以上		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	合計		795	879	1674	2	4	6	13	10	23	97	61	158	683	804	1487
感染症及び寄生虫症			1000	13	14	27	-	-	-	-	-	1	-	1	12	14	26
再	腸管感染症	1100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	結核	1200	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
再	呼吸器結核	1201	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の結核	1202	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
再	敗血症	1300	7	5	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	5	12
	ウイルス肝炎	1400	2	2	4	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	2	3
再	B型ウイルス肝炎	1401	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
	C型ウイルス肝炎	1402	1	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3
再	その他のウイルス肝炎	1403	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病	1500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再	その他の感染症及び寄生虫症	1600	3	7	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	7	10
	新生物	2000	231	216	447	-	-	-	2	1	3	29	31	60	200	184	384
再	悪性新生物	2100	224	208	432	-	-	-	2	1	3	28	30	58	194	177	371
	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	2101	7	2	9	-	-	-	-	-	-	1	1	2	6	1	7
再	食道の悪性新生物	2102	12	4	16	-	-	-	-	-	-	3	-	3	9	4	13
	胃の悪性新生物	2103	24	17	41	-	-	-	-	-	-	4	4	8	20	13	33
再	結腸の悪性新生物	2104	23	14	37	-	-	-	-	-	-	5	2	7	18	12	30
	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	2105	8	7	15	-	-	-	1	1	-	2	2	4	8	4	12
再	肝及び肝内胆管の悪性新生物	2106	16	6	22	-	-	-	-	-	-	1	-	1	15	6	21
	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	2107	5	10	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	10	15
再	膵の悪性新生物	2108	16	32	48	-	-	-	-	-	-	5	1	6	11	31	42
	喉頭の悪性新生物	2109	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
再	気管、気管支及び肺の悪性新生物	2110	49	39	88	-	-	-	-	-	-	4	5	9	45	34	79
	皮膚の悪性新生物	2111	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
再	乳房の悪性新生物	2112	-	26	26	-	-	-	-	-	-	-	9	9	-	17	17
	子宮の悪性新生物	2113	9	9	18	-	-	-	-	-	-	2	2	4	7	7	14
再	卵巣の悪性新生物	2114	5	5	10	-	-	-	-	-	-	1	1	2	4	4	8
	前立腺の悪性新生物	2115	17	17	34	-	-	-	-	-	-	2	2	4	15	15	30
再	膀胱の悪性新生物	2116	7	4	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	4	11
	中枢神経系の悪性新生物	2117	3	-	3	-	-	-	1	-	1	-	-	-	2	-	2
再	悪性リンパ腫	2118	7	13	20	-	-	-	-	-	-	1	1	2	7	12	19
	白血病	2119	5	5	10	-	-	-	-	-	-	1	1	2	4	4	8
再	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	2120	7	1	8	-	-	-	-	-	-	1	-	1	6	1	7
	その他の悪性新生物	2121	16	14	30	-	-	-	1	-	1	1	1	2	14	13	27
再	その他の新生物	2200	7	8	15	-	-	-	-	-	-	1	1	2	6	7	13
	中枢神経系のその他の新生物	2201	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
再	中枢神経系を除くその他の新生物	2202	7	7	14	-	-	-	-	-	-	1	1	2	6	6	12
	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	3000	6	5	11	-	-	-	-	-	-	-	1	1	6	4	10
再	貧血	3100	1	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	4
	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	3200	5	2	7	-	-	-	-	-	-	-	1	1	5	1	6
再	内分泌、栄養及び代謝疾患	4000	9	14	23	-	-	-	-	-	-	3	3	6	6	11	17
	糖尿病	4100	8	5	13	-	-	-	-	-	-	3	1	4	5	4	9
再	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	4200	1	9	10	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	7	8
	精神及び行動の障害	5000	4	10	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	10	14
再	血管性及び詳細不明の認知症	5100	4	7	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	7	11
	その他の精神及び行動の障害	5200	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3
再	神経系の疾患	6000	28	42	70	-	-	-	-	-	-	-	2	2	28	40	68
	髄膜炎	6100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	6200	2	3	5	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	2	4
	パーキンソン病	6300	9	8	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	8	17
再	アルツハイマー病	6400	4	18	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	18	22
	その他の神経系の疾患	6500	13	13	26	-	-	-	-	-	-	-	1	1	13	12	25
再	眼及び付属器の疾患	7000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	耳及び乳様突起の疾患	8000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再	循環器系の疾患	9000	172	207	379	-	-	-	1	1	2	24	9	33	147	197	344
	高血圧性疾患	9100	6	7	13	-	-	-	-	-	-	1	-	1	5	7	12
再	高血圧性心疾患及び心腎疾患	9101	4	4	8	-	-	-	-	-	-	1	-	1	3	4	7
	その他の高血圧性疾患	9102	2	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	5
再	心疾患（高血圧性を除く）	9200	104	125	229	-	-	-	-	-	-	13	5	18	91	120	211
	慢性リウマチ性心疾患	9201	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再	急性心筋梗塞	9202	16	13	29	-	-	-	-	-	-	2	-	2	14	13	27
	その他の虚血性心疾患	9203	46	37	83	-	-	-	-	-	-	9	3	12	37	34	71
再	慢性非リウマチ性心内臓疾患	9204	5	10	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	10	15
	心筋症	9205	3	2	5	-	-	-	-	-	-	-	1	1	3	1	4
再	不整脈及び伝導障害	9206	5	10	15	-	-	-	-	-	-	1	-	1	4	10	14
	心不全	9207	25	50	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	50	75
再	その他の心疾患	9208	4	3	7	-	-	-	-	-	-	1	1	2	3	2	5
	脳血管疾患	9300	41	59	100	-	-	-	-	-	-	1	1	2	34	56	90
再	くも膜下出血	9301	3	5	8	-	-	-	-	-	-	1	1	2	5	-	2
	脳内出血	9302	17	22	39	-	-	-	-	-	-	-	4	-	13	22	35
再	脳梗塞	9303	21	31	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	31	52
	その他の脳血管疾患	9304	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
再	大動脈瘤及び解離	9400	15	14	29	-	-	-	1	-	1	3	-	3	11	14	25
	その他の循環器系の疾患	9500	6	2	8	-	-	-	-	-	-	-	2	2	6	0	6

(単位：人)

区別性	コード	総計		14歳以下		15～39歳		40～64歳		65歳以上				
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
呼吸器系の疾患	10000	110	76	186	-	-	-	1	3	0	3	107	75	182
再	インフルエンザ	10100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	肺炎	10200	40	24	64	-	-	-	1	-	1	39	24	63
再	急性気管支炎	10300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	慢性閉塞性肺疾患	10400	10	4	14	-	-	-	1	-	1	9	4	13
	喘息	10500	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1
掲	その他の呼吸器系の疾患	10600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	誤嚥性肺炎	10601	35	34	69	-	-	-	-	-	-	35	34	69
	間質性肺疾患	10602	14	7	21	-	-	-	-	-	-	14	7	21
	その他の呼吸器系の疾患(10601及び10602を除く)	10603	11	6	17	-	-	-	1	1	1	10	5	15
消化器系の疾患	11000	48	27	75	-	-	-	-	12	4	16	36	23	59
再	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100	3	-	3	-	-	-	-	-	-	3	-	3
	ヘルニア及び腸閉塞	11200	8	3	11	-	-	-	-	-	-	8	3	11
掲	肝疾患	11300	23	12	35	-	-	-	-	11	4	15	12	27
	肝硬変(アルコール性を除く)	11301	5	5	10	-	-	-	-	-	-	5	5	10
	その他の肝疾患	11302	18	7	25	-	-	-	-	11	4	15	7	20
掲	その他の消化器系の疾患	11400	14	12	26	-	-	-	1	-	1	13	12	25
皮膚及び皮下組織の疾患	12000	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2
筋骨格系及び結合組織の疾患	13000	9	8	17	-	-	-	-	-	-	-	9	8	17
腎尿路生殖系系の疾患	14000	21	29	50	-	-	-	-	1	-	1	20	29	49
再	糸球体疾患及び腎尿管間質性疾患	14100	1	6	7	-	-	-	-	-	-	1	6	7
掲	腎不全	14200	14	12	26	-	-	-	-	1	-	13	12	25
	急性腎不全	14201	1	2	3	-	-	-	-	-	-	1	2	3
	慢性腎不全	14202	12	9	21	-	-	-	-	1	-	11	9	20
	詳細不明の腎不全	14203	1	1	2	-	-	-	-	-	-	1	1	2
掲	その他の腎尿路生殖系系の疾患	14300	6	11	17	-	-	-	-	-	-	6	11	17
妊娠、分娩及び産じょく	15000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
掲	周産期に発生した病態	16000	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	16100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再	出産外傷	16200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	16300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
掲	周産期に特異的な感染症	16400	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	16500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の周産期に発生した病態	16600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先天奇形、変形及び染色体異常	17000	2	3	5	2	3	5	-	-	-	-	-	-	-
再	神経系の先天奇形	17100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	循環器系の先天奇形	17200	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	心臓の先天奇形	17201	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	その他の循環器系の先天奇形	17202	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
掲	消化器系の先天奇形	17300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の先天奇形及び変形	17400	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	染色体異常、他に分類されないもの	17500	1	2	3	1	2	3	-	-	-	-	-	-
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	18000	84	179	263	-	-	-	-	1	1	6	5	11	78
再	老衰	18100	61	166	227	-	-	-	-	-	-	61	166	227
掲	乳幼児突然死症候群	18200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	18300	23	13	36	-	-	-	1	1	6	5	11	17
傷病及び死亡の外因	20000	35	30	65	-	-	-	8	6	14	13	5	18	31
再	不慮の事故	20100	20	13	33	-	-	-	3	-	3	7	2	9
	交通事故	20101	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-
	転倒・転落	20102	4	5	9	-	-	-	-	-	-	-	4	5
	不慮の溺死及び溺水	20103	5	1	6	-	-	-	1	-	1	1	2	3
	不慮の窒息	20104	2	5	7	-	-	-	-	-	1	1	2	4
	煙、火及び火災への曝露	20105	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	20106	3	-	3	-	-	-	1	-	2	-	2	-
	その他の不慮の事故	20107	5	2	7	-	-	-	1	-	1	2	-	2
掲	自殺	20200	12	13	25	-	-	-	4	6	10	6	3	9
	他殺	20300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の外因	20400	3	4	7	-	-	-	1	-	1	-	2	4
新種の死因	22200	22	17	39	-	-	-	2	-	2	5	1	6	15

イ 原因別死亡率



(4) 不妊手術及び人工妊娠中絶年報

ア 不妊手術

(3年度)(単位:人)

区 分		20歳 未 満	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50歳 以 上	不 詳	計
男	第1号該当	—	—	—	2	4	3	1	1	—	11
	第2号該当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	2	4	3	1	1	—	11
女	第1号該当	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2
	第2号該当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2
合 計		—	—	—	2	6	3	1	1	—	13

イ 人工妊娠中絶

(3年度)(単位:人)

区 分	20歳 未 満	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50歳 以 上	不 詳	計
満7週以前	129	485	527	397	354	185	15	—	—	2,092
満8週～満11週	77	291	253	166	131	57	5	—	—	980
満12週～満15週	12	20	25	18	21	14	1	—	—	111
満16週～満19週	5	20	15	17	8	6	—	—	—	71
満20週・満21週	1	1	1	3	5	3	1	—	—	15
不 詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	224	817	821	601	519	265	22	—	—	3,269

人工妊娠中絶(20歳未満再掲)

(3年度)(単位:人)

区 分	13歳 未 満	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	不 詳	計
満7週以前	—	—	—	1	2	3	37	86	—	129
満8週～満11週	—	—	1	—	2	5	35	34	—	77
満12週～満15週	—	—	—	—	—	—	4	8	—	12
満16週～満19週	—	—	—	—	—	—	4	1	—	5
満20週・満21週	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
不 詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	1	1	4	9	80	129	—	224

1 生活衛生

生活衛生課

健康危機管理	所管課	—			
		生活衛生課			
目 的 様々な感染症の発生、食中毒の大規模発生、輸入食品の残留農薬や化学物質の混入など、区民の生命や健康が脅かされるような健康危機発生時に迅速かつ的確な対応の充実に努めます。					
事業内容 医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる生命、健康の安全を脅かす事態に対して保健所健康危機管理体制に基づき対応します。					
根拠法令等 港区みなと保健所健康危機管理本部設置要領 港区健康危機管理検討委員会設置要領 港区危機管理対策本部等設置要綱					
開始時期 平成 15 年 12 月					
補助金等 有 ・ 無				備 考	

A E D（自動体外式除細動器）配備・管理	所管課	—			
		生活衛生課			
目 的 心臓発作等の緊急時の傷病者に対し、一次救命措置による蘇生を施し救命率の向上を図るため、区の施設にA E Dを配備し、安全と安心に繋がります。					
事業内容 (1) 区の施設へのA E Dの配備・管理 (2) A E Dの設置場所・使用方法や適切な管理方法等の情報をホームページで公開					
開始時期 平成 17 年 7 月					
実績表 A E Dの設置状況 (各年度末現在)					
	29	30	元	2	3
設置数(台)	269	273	273	280	280
補助金等 有 ・ 無				備 考	

東京都保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務	所管課	—			
		生活衛生課			
<p>目 的</p> <p>東京都が実施している夜間休日における保健衛生に関する案内及び連絡通報業務のうち区に係る業務について、都区の協力体制、実施方法等を定め、緊急の場合等の通報体制の確保を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>保健所の閉庁時間における区民、医療機関及び警察等からの保健衛生行政に関する情報の受付、処理等の業務を東京都に委託して行っています。</p> <p>(1) 感染症発生時の処理 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく通報の処理 (3) 食中毒発生時の処理 (4) 咬傷事故等動物関係の処理 (5) 予防接種による副反応の処理 (6) 光化学スモッグ情報の処理 (7) 飲用水の汚染発生時の処理 (8) 食品等に関する苦情の処理</p> <p>東京都保健医療情報センターは、上記の委託事業のほかに東京都の事業として、保健医療福祉相談、医療機関案内サービス(ひまわり)、5か国語で対応する医療情報サービス等を行っています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>東京都保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務実施要綱 保健衛生事務事業に係る都区協定書 保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務に関する細目協定</p> <p>開始時期</p> <p>昭和50年4月 東京都から移管</p>					
補助金等有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>				備考	

衛生教育	所管課	—
		生活衛生課

目的

生活衛生、環境衛生、食品衛生のそれぞれの知識の普及と事業の周知徹底を図ります。

事業内容

区民・事業者等に対し、事業ごとに講習会を開催しています。

生活衛生…住まいの衛生及び動物の適正飼養について実施しました。

例年実施している衛生害虫防除及びビルの衛生管理については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

環境衛生…在宅サービスセンター等の浴室におけるレジオネラ対策について実施しました。

食品衛生…食品衛生の実務及び普及・啓発について実施しました。

根拠法令等

生活衛生関係法令等

環境衛生関係法令等

食品衛生関係法令等

実績表

年度	区分	参加人員 (人)	開催数 (回)	形式(回)		対象(人)			
				講習会	その他	一般住民	環境・食品 関係者	地域団体	その他
29		6,943	154	118	36	2,352	4,228	242	121
30		4,807	125	91	34	771	3,628	239	169
元		4,739	120	93	27	711	3,794	154	80
2		62	7	3	4	14	48	-	-
3		612	20	12	8	54	494	-	64
内 訳	生活衛生	76	9	1	8	54	22	-	-
	環境衛生	18	1	1	-	-	18	-	-
	食品衛生	518	10	10	-	-	454	-	64

補助金等
有・無

備考

ねずみ・衛生害虫の防除	所管課	—
		生活衛生課

目 的

ねずみや害虫等の発生予防等事業を行い、ねずみ、衛生害虫を原因とする感染症予防、並びに衛生的で快適な生活環境の確保を図ります。

事業内容

- (1) 発生源対策及び生息状況調査（雨水マス等からの発生予防対策等）
- (2) 自主的防除活動の支援（町会等指導）
- (3) 防除指導、啓発活動（苦情・相談対応、出前講座等）

参考法令等

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱
 港区建築物環境衛生管理要綱
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

開始時期

昭和40年4月

関係発行物

港区に生息しているねずみ（パンフレット）
 ネズミの被害にあわないために（日・英・中・韓パンフレット）
 蚊の発生にご注意（日・英・中・韓パンフレット）

実績表

（3年度）

衛生害虫防除	発生源対策	
	雨水マスへの薬剤投入	6回、延べ149,156か所 使用薬剤：発泡錠 設置雨水マス数：24,893か所（令和4年3月現在）
	発生源調査等	〈衛生害虫防除〉 蚊の発生状況等を調査 定点：延べ15か所 薬剤投入確認等 223地点 雨水マスの設置状況調査 576か所 〈ねずみ防除〉 生息状況調査：11か所
自主活動支援	防除用機器貸出及び交付	〈衛生害虫防除〉 貸出件数：0件 貸出台数：0台 内訳：ハンドスプレー0、肩掛けスプレー0 〈ねずみ防除〉 捕そ器交付：29件
	苦情・相談対応	236件（衛生害虫：124件、ねずみ：112件） ～衛生害虫の内訳は次頁のとおり
	普及・啓発活動	出前講座等：0回

苦情・相談内訳（衛生害虫）

（3年度）

種 別	件 数	種 別	件 数
蚊	3	ダ ニ	2
ハ エ	3	ハ チ	48
ノ ミ	-	シ ロ ア リ	1
シ ラ ミ	19	チ ョ ウ バ エ	2
ゴ キ ブ リ	2	そ の 他	44

デング熱対策

区立公園におけるサーベイランス調査及びデングウイルス・ジカウイルス・チクングニアウイルス・ウエストナイルウイルス検査

調 査 公 園	港区立芝公園・港区立有栖川宮記念公園・港区立高輪公園・港区立檜町公園・港区立港南緑水公園
調 査 期 間 回 数	令和3年6月15日～10月20日、2週間に1回 計10回（50ポイント）
調 査 方 法	炭酸ガス・ライトトラップを24時間設置し蚊を採取した。
調 査 結 果	ヒトスジシマカは6月15日～10月20日で採取された。 採取数は最低1匹、最高88匹であった。
ウ イ ル ス 検 査 と 結 果	媒介蚊が捕獲された場合にのみ行った。 結果は44ポイントですべて陰性。

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業
---------------	------------	----------------	----------------	-------	----------------------

狂犬病予防及び動物の愛護・管理	所管課	各総合支所協働推進課・区民課
		生活衛生課

目 的

狂犬病の予防及び動物の適正飼養の普及を図ります。

事業内容

飼い犬の登録、狂犬病予防集合注射、注射済票の交付を行っています。また、犬や猫などの飼い方等に関する苦情相談に対応しています。動物の適正飼養を普及啓発する事業として、「犬のしつけ方セミナー」を開催しています。

根拠法令等

狂犬病予防法
動物の愛護及び管理に関する法律

開始時期

昭和50年 東京都から移管（狂犬病予防）

関係発行物

- みなと DOG パスポート
- みなと DOG マナーブック（日・英・中・韓リーフレット）
- 暮らしのマナーHANDBOOK
- まちの猫問題
- 犬はリードでつながり短く固定して散歩しましょう（プレート）
- 犬のフンやオシッコに困っています（プレート）
- 袋と水を用意し、責任を持ってフンを片付けましょう（プレート）
- DOG OWNERS SHOULD CLEAN UP AFTER THEIR DOGS（英語プレート）
- 犬の糞尿は飼い主の責任で片づけを（日・英・中・韓プレート）
- 散歩にはリードをつけてください（日・英・中・韓プレート）
- タマからのお願いです（プレート）
- 地域猫活動について（プレート）
- 地域の環境と猫のためにご協力をお願いします（プレート）
- 食べ残しやふん尿の清掃をしましょう（日・英・中・韓プレート）
- 犬や猫と暮らす（英・中・韓リーフレット）
- マンションにおけるペット問題解決のために

実績表

狂犬病予防及び動物の愛護・管理

年度	区分	飼い犬の登録頭数	狂犬病予防注射済票数	苦情相談件数		
				犬	ねこ	その他
29		10,684	6,636	112	217	80
30		11,076	7,285	136	238	94
元		10,666	7,211	127	234	48
2		11,494	6,753	172	222	28
3		12,288	8,376	119	171	22

苦情相談内訳

(3年度)

項 目		件 数	項 目		件 数
犬	放し飼い	10	ねこ	鳴き声	-
	汚物	44		地域猫活動相談等	112
	悪臭	-		エサやり等の苦情	20
	鳴き声	30		その他	32
	その他	35	その他	カラス・ハト	11
ねこ	汚物	4		その他	11
	悪臭	3			

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

咬傷犬事故処理	所管課	各総合支所区民課				
		生活衛生課				
目 的 咬傷事故による狂犬病の感染の有無を確認するとともに、飼い主への指導により事故の再発を防止します。						
事業内容 咬傷事故の通報があった場合、飼い犬の場合は「事故発生届出書」を飼い主に提出させ狂犬病の有無について獣医師の検診を受けさせています。また、飼い主不明の犬で捕獲されたものについては、動物愛護相談センターで検診を実施しています。						
根拠法令等 東京都動物の愛護及び管理に関する条例			開始時期 昭和 54 年			
実績表 咬傷事故件数（犬） (3年度)						
総 数	内 訳					被害者数 (人)
	注射の実施			けい留		
	注射済	未注射	不明	有	無	
10	7	3	-	10	-	10
補助金等 有 ・ 無				備 考		

捕獲犬及び引取り・収容動物の公示	所管課	各総合支所協働推進課				
		生活衛生課				
目 的 所有者の判明しない犬・猫等について、公示をし、飼い主への返還を図ります。						
事業内容 動物愛護相談センターが実施した犬・猫等の引取り、野犬捕獲、負傷動物の収容について2日間公示をしています。						
根拠法令等 東京都動物の愛護及び管理に関する条例			開始時期 昭和 54 年			
実績表 捕獲犬の公示 (3年度)						
件 数		捕 獲 頭 数				
-		-				
引取り・収容動物の公示 (3年度)						
件 数	動物別延べ頭数					
	犬	ね こ	その他			
6	-	6	-			
補助金等 有 ・ 無				備 考		

猫の去勢・不妊手術補助	所管課	各総合支所協働推進課
		生活衛生課

目 的

適正な飼養を行うことができない猫の繁殖及び近隣被害の未然防止を図ります。

事業内容

港区内において生息している飼い主のいない猫に対し、去勢・不妊手術費の一部補助を実施しています。

適正な地域猫活動を啓発しています。

根拠法令等

動物の愛護及び管理に関する法律

港区猫の去勢・不妊手術補助金交付要綱

開始時期

平成14年

関係発行物

タマからのお願いです（プレート）

地域猫活動について（プレート）

まちの猫問題（パンフレット）

実績表

(1) 猫の去勢・不妊手術補助件数

年度	区分	件数	去勢 (オスねこ)	不妊 (メスねこ)
29		177	94	83
30		212	95	117
元		210	91	119
2		228	106	122
3		150	74	76

(2) 地域猫セミナー参加者数

年度	区分	参加者数
29		19
30		18
元		18
2		19
3		-

※令和3年度は「多頭飼育対策勉強会」を実施しました。

補助金等 ①・無	国負担割合 -	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業
-------------	------------	--------------	--------------	-------	------------------

給水施設及び水質検査	所管課	—
		生活衛生課

目 的

水道法に該当する施設及び法適用外の小規模水道の衛生確保を図ります。

事業内容

水道法に基づく「専用水道」及び「簡易専用水道」に関する事務を行うとともに、施設の維持管理状況を把握するため立入調査を実施しています。

またビルの受水槽水や井戸水、船舶水等について有料で水質検査を受け付けています。

根拠法令等

水道法

港区建築物環境衛生管理要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

簡易専用水道の手引き

実績表

(1) 専用水道 (3年度)

施設数	指導件数
9	17

(2) 簡易専用水道受検状況 (3年度)

検査対象施設数※	検査済数	未受検施設数
852	788	64

※簡易専用水道の設置者は、年1回「登録検査機関」等の検査を受ける義務があります。

※「検査対象施設数」は「簡易専用水道」の施設数から「簡易専用水道」に該当する「特定建築物」の施設数を除いた数です。

(3) 小規模水道 (3年度)

施設数	調査、指導件数
5,745	15

(4) 水質検査件数 (3年度)

専用水道	簡易専用水道	小規模水道
10	—	2

※立入検査に伴い、環境衛生監視員が検査した理化学検査検体数を計上しています。

(5) 飲料水等の依頼水質検査数

区分 年度	種 類	受付件数	結 果 ※		不適合率 (%)
			適 合	不適合	
29	井戸水等	3	-	3	100
	貯留水道水	63(11)	62(11)	1	1.6
	・一般検査	63(11)	62(11)	1	1.6
	・精密検査	-	-	-	-
	・その他の検査	-	-	-	-
	船舶水	29	27	2	6.9
	プール	6	6	-	0
30	井戸水等	4	1	3	75.0
	貯留水道水	53(7)	48(5)	5(2)	9.4
	・一般検査	53(7)	48(5)	5(2)	9.4
	・精密検査	-	-	-	-
	・その他の検査	-	-	-	-
	船舶水	27	27	-	0
	プール	6	6	-	0
元	井戸水等	4	-	4	100
	貯留水道水	46(2)	40(2)	6	13.0
	・一般検査	46(2)	40(2)	6	13.0
	・精密検査	-	-	-	-
	・その他の検査	-	-	-	-
	船舶水	22	20	2	9.1
	プール	10	10	-	0
2	井戸水等	5	-	5	100
	貯留水道水	48	43	5	10.4
	・一般検査	48	43	5	10.4
	・精密検査	-	-	-	-
	・その他の検査	-	-	-	-
	船舶水	16	13	3	18.8
	プール	8	8	-	0
3	井戸水等	2	-	2	100
	貯留水道水	36(2)	35(2)	1	2.8
	・一般検査	36(2)	35(2)	1	2.8
	・精密検査	-	-	-	-
	・その他の検査	-	-	-	-
	船舶水	17	16	1	5.9
	プール	10	10	-	0

※飲料水は水道法水質基準、プールは港区プールの衛生管理に関する条例の基準で判定します。

※受付・結果指導は生活衛生相談係、検査は衛生試験所で行います。

※貯留水道水の内「その他の検査」とは重金属等の検査をいいます。

※受付件数に計上の()内は使用料免除検体及び行政検体の検体数再掲です。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

建築物における衛生的環境の確保	所管課	-
		生活衛生課
<p>目 的</p> <p>多数者が使用し、または利用する建築物の維持管理に関し必要な指導を行い、その建築物における衛生的な環境の確保を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律「(通称)建築物衛生法」に基づく届出関係事務や延床面積3,000㎡～10,000㎡の法対象ビル(特定建築物)に対する衛生設備の維持管理状況検査と理化学検査(温度、湿度、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、浮遊粉じん、気流、残留塩素濃度等)を実施しています。</p> <p>また、本区の特性を勘案し、港区建築物環境衛生管理要綱を定め、建築物衛生法適用外のビルについても環境衛生上の必要な指導を行っています。</p> <p>ただし、延床面積10,000㎡を超える特定建築物の立入検査は、東京都が分担し実施しています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律 港区建築物環境衛生管理要綱</p> <p>開始時期</p> <p>昭和50年 東京都から移管 平成6年 要綱を施行</p> <p>関係発行物</p> <p>ビル衛生管理の手引き グリーストラップの衛生管理 人にやさしい建物をつくるために 特定建築物衛生管理講習会資料集</p>		

実績表

(1) 特定建築物施設数内訳

(3年度)

区分	計	事務所	店舗	百貨店	学校	旅館	興行場	集会場	遊技場	図書館	博物館	美術館
3,000㎡ ～ 10,000㎡	570	487	15	1	14	37	1	10	2	2	-	1
10,000㎡ を超える	456	368	16	-	31	30	4	4	-	2	-	1
合計	1,026	855	31	1	45	67	5	14	2	4	-	2

※この法律に該当する学校は、学校教育法第1条に規定するものは、延床面積8,000㎡以上、それ以外の学校（研修所を含む）は、3,000㎡以上のものをいいます。

(2) 特定建築物検査実施数等

(3年度)

区分	帳簿書類	設備等維持管理	理化学検査
検査実施数	657	200	224
指摘数	11	25	28

(3) 建築確認申請時図面審査件数

(3年度)

3,000～10,000㎡	10,000㎡を超える
18	31

(4) 建築物環境衛生管理要綱に基づく指導件数

(3年度)

図面審査数	55
報告済証発行数 ※	92

※所有者等の申請に基づき、貯水槽清掃報告書、水質検査成績書等を保健所が確認し、報告済証を発行しています。

補助金等 有・ <input type="radio"/>				備考	
----------------------------------	--	--	--	----	--

化製場等の衛生監視・管理	所管課	—
		生活衛生課

目 的

畜舎内外の環境衛生の向上と改善を図ります。

事業内容

畜舎内外の清潔保持、汚物処理、臭気防止等、主として環境衛生面から見た立場での監視指導を行っています。

根拠法令等

化製場等に関する法律

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

化製場等の衛生監視 (3年度)

区 分	化製場	原皮貯蔵所	畜舎
施 設 数	-	2※	3
監 視 件 数	-	-	-

※卸売市場内の施設

補助金等 有 ・ ⑨				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

生活衛生相談	所管課	—
		生活衛生課

目的

区民からの相談に対応し、快適な生活環境の確保及び向上を図ります。

事業内容

飲料水、室内環境など生活衛生に関する相談を受け付けています。また、住まい方のアドバイスのため、室内のダニアレルゲン量検査やシックハウス調査などを実施しています。

根拠法令等

地域保健法
港区建築物環境衛生管理要綱

関係発行物

乳幼児と住まいの環境
飲み水の衛生管理
水のはなし
住まいの空気
住まいの空気 その2（化学物質にご注意を）
室内の結露
室内で発生するダニ（その退治と予防）
お部屋のほこりを吸い込むと
室内のカビ（湿度管理に注意しましょう）
空気清浄機（しくみとつかうときの注意）
防虫剤（使うときに注意すること）
浄水器（しくみと衛生的な使い方）
赤水（原因とその対策）
ペットと暮らすときは
アタマジラミ
加湿器（特徴と正しい使い方）

実績表

相談件数 (3年度)

総数	飲料水	室内環境	建築物	その他
220	28	45	66	81

※ 「その他」の内容は、消毒方法、悪臭等です。

調査件数 (3年度)

総数	ダニアレルゲン	シックハウス	その他
77	72	5	—

※ダニアレルゲンは室内のダニによるアレルギー物質です。シックハウスは建材などからの揮発性化学物質による健康影響の総称です。「その他」の内容は、カビや異臭などです。

補助金等 有 ・ ⑧				備考	
---------------	--	--	--	----	--

環境衛生対策の充実	所管課	—
		生活衛生課

目 的

環境衛生では、私たちの社会生活に深いかかわりのある理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、興行場、プール等の許可事務と、その施設の監視指導を実施し、衛生水準の向上を図ります。

一方、区民が日常生活を送る中で欠かすことのできない飲料水や室内空気の適正化、衛生害虫の防除等の事業により、快適な生活環境の確保を図ります。

港区は都心部にあるため、大規模な事務所ビル、ホテル、マンション等の中高層建築物が多く建てられています。それらの建築物の建築確認申請時に、設計者に対して図面上の指導を実施し、建築物の衛生的環境の確保を図ります。

施設数の推移（環境衛生指導係事務・住宅宿泊事業担当事務分掌分）

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
理容所	188	191	193	192	197
美容所	1,216	1,279	1,336	1,398	1,510
クリーニング所	499	519	538	547	552
興行場	56	58	59	60	60
旅館業	185	219	282	300	310
公衆浴場	普通	4	4	4	4
	その他	128	129	133	128
プール	許可	47	47	47	49
	届出	39	39	37	38
温泉利用施設	3	3	3	3	3
墓地・納骨堂	247	247	247	248	248
住宅宿泊事業		264	395	357	320
合計	2,612	2,999	3,274	3,322	3,427

施設数の推移（生活衛生相談係事務分掌分）

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
専用水道	12	11	12	11	9
簡易専用水道	1,675	1,653	1,636	1,626	1,606
小規模水道	6,121	6,002	5,870	5,799	5,745
小計	7,808	7,666	7,518	7,436	7,360
特定建築物	1,017	1,018	1,026	1,031	1,026
合計	8,825	8,684	8,544	8,467	8,386

環境衛生関係施設と監視指導の状況

年度・業種	区分	施設数	異 動			指導件数		
			新設	変更	廃止	監視	所内	
29年度		11,437	306	680	371	628	2,749	
30年度		11,683	583	772	337	760	4,805	
元年度		11,818	517	911	382	799	4,777	
2年度		11,789	396	1,019	425	608	4,319	
3年度		11,813	388	1,183	364	684	3,779	
内 訳	理 容 所	197	9	7	4	12	47	
	美 容 所	1,510	182	240	70	219	829	
	クリーニング所	552	16	72	11	30	130	
	興 行 場	60	4	8	4	10	35	
	旅 館 業	310	34	128	24	113	558	
	公衆浴場	普通公衆浴場	4	-	-	-	10	2
		その他の公衆浴場	136	18	32	10	75	413
	プール	許 可	49	2	24	-	48	89
		届 出	38	-	39	-	60	20
		温泉利用施設	3	-	2	-	-	4
		墓地・納骨堂	248	-	2	-	5	96
		住宅宿泊事業	320	86	218	123	14	1,252
	水 道	専 用	9	-	2	2	10	4
		簡易専用	1,606	14	-	34	-	13
		小規模水道	5,745	11	-	65	2	8
特定建築物	10,000㎡を超える	456	4	208	7	-	66	
	3,000~10,000㎡	570	8	201	10	76	213	

※公衆浴場のうち「普通公衆浴場」とは、いわゆる銭湯をいいます。「その他の公衆浴場」とは銭湯以外の公衆浴場のことで、サウナ、スポーツ施設、いきいきプラザ付設の浴室等をいいます。

※プールのうち「許可」とは民間の営業プール等をいい、「届出」とは学校プールをいいます。

※「温泉利用施設」とは温泉を公衆浴場等に利用している施設をいいます。

※水道のうち「専用」とは専用水道のことで101人以上の居住者に水を供給するか、1日の最大給水量が20㎡を超える水道で、受水型の場合、地下式水槽の容量が100㎡を超える施設をいいます。また「簡易専用」とは簡易専用水道のことで、受水槽容量10㎡を超える水道をいいます。「小規模水道」とは前記以外の受水槽をもつ小規模の水道をいいます。

※「特定建築物」とは延床面積3,000㎡以上のビルで、用途が事務所・店舗等のものをいいます。

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

理容所・美容所の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

理容所・美容所について、現場調査や衛生指導等を行うことにより、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

理容師法・美容師法に基づく施設の確認、従業者・施設の変更及び廃止届等の受理に関する事務を行っています。

また、施設の維持管理状況を監視指導票に基づき検査し、必要に応じて理化学検査（施設内の二酸化炭素濃度の測定等）を行っています。

根拠法令等

理容師法
美容師法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

理・美容所開設の手引き
ポスター（消毒をしましょう）

実績表

(1) 従業者変更届等の事務 (3年度)

区 分	従業者変更届数	従業者総数
理容所	6	577
美容所	196	6,354

(2) 理容所・美容所の検査結果 (3年度)

区 分	立入検査		理化学検査	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
理容所	3	2	2	—
美容所	26	19	4	—

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

クリーニング所の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

クリーニング所等について、現場調査や衛生指導等を行うことにより、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

クリーニング業法に基づく施設の確認、変更、廃止届及び免許申請等の受理に関する事務を行うとともに、コインオペレーションクリーニング営業施設の把握と衛生指導を行っています。

また、クリーニング所の維持管理状況を監視指導票に基づき検査するとともに、ドライクリーニング施設の場合は必要に応じて、有機溶剤の管理状況等の検査も行っています。

根拠法令等

クリーニング業法

港区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

昭和59年 要綱制定

関係発行物

クリーニング所の手引き

実績表

(1) 免許申請、従業者数 (3年度)

区 分	免許申請数	従業者数(免許あり)	従業者数(免許なし)
総 数	—	162	2,470

(2) クリーニング所等の検査結果 (3年度)

区 分	立入検査		空気検査	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
一般（有機溶剤使用）	1	1	—	—
一般（水洗のみ）	1	1		
取次所	10	10		
コインオペレーション クリーニング	6	1		

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

興行場の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

興行場について、許可事務や現場調査、衛生指導等を行うことにより、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

興行場の許可や変更、廃止等の関係事務、監視指導票による施設の衛生検査及び冷暖房時における場内の空気環境測定（二酸化炭素濃度、浮遊粉じん量等）を実施しています。

根拠法令等

興行場法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

興行場法の手引

実績表

興行場の検査結果 (3年度)

区 分	立入検査		空気検査	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
常設興行場	6	5	5	—
仮設興行場	—	—	—	—

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

旅館業の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

旅館業について、許可事務や現場調査、衛生指導等を行うことにより、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業）の許可や変更、廃止等の関係事務及び監視指導票による施設の衛生検査のほかに、状況に応じて浴槽水の水質検査（残留塩素濃度、レジオネラ属菌等）を実施しています。

根拠法令等

旅館業法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

旅館業法の手引き

実績表

旅館業の検査結果 (3年度)

区 分	立入検査		水質検査	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
旅館・ホテル営業	23	23	6(6)	1(1)
簡易宿所営業	1	1	4(4)	-
下宿営業	-	-	-	-

※ 水質検査の延実施施設数の（ ）内は浴槽水のレジオネラ属菌検査施設数の再掲です。
また、指摘施設数の（ ）内はレジオネラ属菌の基準に適合しない施設数の再掲です。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

公衆浴場の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

公衆浴場について、許可事務や現場調査、衛生指導等を行うことにより、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

公衆浴場の許可や変更、廃止等の関係事務及び監視指導票による施設の衛生検査のほか、浴槽水の水質検査（温度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、レジオネラ属菌等）を行っています。

根拠法令等

公衆浴場法
港区コインシャワー営業施設の指導要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管
平成元年 要綱制定

関係発行物

公衆浴場法の手引き、公衆浴場・旅館業におけるレジオネラ症防止対策
レジオネラ症予防対策

実績表

公衆浴場の検査結果 (3年度)

区 分	立入検査		水質検査	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
普通公衆浴場	2	—	4(4)	1(-)
その他の公衆浴場	3	1	45(45)	2(-)
在宅サービスセンター等の浴室(法対象外)			18(18)	

※水質検査の延実施施設数の（ ）内はレジオネラ属菌検査施設数の再掲です。また、指摘施設数の（ ）内はレジオネラ属菌の基準に適合しない施設数の再掲です。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

プール等の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

プールについて、許可事務や現場調査、衛生指導等を行うことにより、衛生水準の向上を図ります。また、親水池の水質調査を実施し、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

港区プールの衛生管理に関する条例に基づく許可、届出関係の事務や再開時の施設検査、監視指導票による衛生検査及びプール水等の水質検査（残留塩素濃度、一般細菌、大腸菌等）を行っています。

根拠法令等

港区プールの衛生管理に関する条例

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

プール許可申請の手引き

実績表

プールの検査結果 (3年度)

区 分	立入検査		水質検査	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
許 可 プ ー ル (営業・厚生)	9	6	33(29)	5(1)
届 出 プ ー ル (学 校)	27	23	33(14)	9(-)
小 規 模 プ ー ル	-	-	-	-
親 水 池			10(10)	

※小規模プールとは容量 50 m³未満のプールをいいます。

※水質検査の延実施施設数の（ ）内はレジオネラ属菌検査施設数の再掲です。また、指摘施設数の（ ）内はレジオネラ属菌の基準に適合しない施設数の再掲です。

補助金等 有 ・ ②				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

レジオネラ属菌水質検査実施報告	所管課	—
		生活衛生課

目 的

公衆浴場等の浴槽の維持管理について自主管理体制の整備を促進し、レジオネラ症発生の予防を図ります。

事業内容

ろ過器等の循環系統を持つ公衆浴場、旅館業及び加温装置を設け、温水を利用するプールについては、レジオネラ属菌の自主検査を実施することが法令により定められています。実施したレジオネラ属菌の水質検査と維持管理の記録を保健所へ送付してもらい、検査結果を確認し、適正に実施されている施設に対し「レジオネラ属菌水質検査実施報告済証」を交付しています。

根拠法令等

公衆浴場法、旅館業法
港区プールの衛生管理に関する条例

開始時期

平成18年10月

実績表

交付状況 (3年度)

区 分	対象施設数	交付施設数	未交付施設数
公衆浴場	51	48	3
旅館業	17	16	1
プール	47	45	2

※未交付施設については、保健所への報告や水質検査の適正な実施等維持管理を含め、個別に改善指導を行っています。

補助金等 有 ・ ①無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

その他の環境関係事務	所管課				—
					生活衛生課
目 的 旅館業、公衆浴場、興行場の許可申請の際、建築主事、消防署長、教育関係機関に通知、照会、合議を行い、法の適正な運営を図っています。					
根拠法令等 旅館業法等					
開始時期 昭和50年 東京都から移管					
実績表 (3年度)					
区 分	通知件数		教育関係機関 照会件数	建築主事合議 回 答 件 数	人骨確認書※ 件 数
	建築主事	消防署長			
総 数	31	55	25	—	—
※建築工事等で発掘された人骨を調査し、人骨確認書を生活福祉調整課へ交付しています。					
補助金等 有 ・ ④				備 考	

環境衛生関係施設の苦情相談	所管課				—
					生活衛生課
目 的 理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場、プール等営業施設の衛生状態について、区民等から申入れがあった苦情、相談に応じ、衛生水準の向上を図ります。					
根拠法令等 理容師法等					
開始時期 昭和50年 東京都から移管					
実績表 (3年度)					
区 分	営業施設に関するもの		その他		
総 数	30		4		
補助金等 有 ・ ④				備 考	

食品衛生普及啓発事業	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食の安全・安心のために、区民・食品等事業者を対象に食品衛生の普及啓発を行い、区内の食品衛生の向上を図ります。

事業内容

区民・食品等事業者を対象に食品衛生講習会を実施し、食品衛生の普及啓発を図るとともに、質疑応答の場を設けて、食品衛生に関する意見交換を行っています。

また、広報みなと、港区ホームページなどを通じて食品衛生情報を提供するとともに、各種イベント活動にて普及啓発と意見交換を実施しています。

根拠法令等

食品衛生法

東京都食品製造業等取締条例 ※改正食品衛生法の施行により令和3年6月1日で廃止
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

東京都ふぐの取扱い規制条例

東京都食品安全条例

食品表示法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

平成3年 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行

平成16年 東京都食品安全条例施行

平成27年 食品表示法施行

関係発行物

令和2年度（2020年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和4年度（2022年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1)食品衛生講習会

区分 年度	参加人員 (人)	開催数 (回)	形 式 (回)		対 象 (人)			
			講習会	その他	一般住民	食 品 関係者	地域 団体	その他
29	5,774	119	112	7	1,666	3,807	242	59
30	3,596	89	86	3	97	3,117	219	163
元	3,707	88	87	1	90	3,387	154	76
2	9	2	2	-	-	9	-	-
3	518	10	10	-	-	454	-	64

(2) 講習会以外の普及啓発・意見交換

(3年度)

時期	事業名	主な内容
6月	令和2年度(2020年度)港区食品衛生監視指導の実施結果の公表	令和2年度(2020年度)港区食品衛生監視指導の実施結果を公表しました。
6月	夏場の食品衛生	夏場の食中毒とその対策について、広報みなどに記事を掲載しました。
8月	港区食品衛生月間	区内掲示板のポスター掲示・電光掲示板・食品衛生パネル展示等による食中毒予防の普及啓発を行いました。
12月	冬場の食品衛生	ノロウイルスの食中毒予防方法について、広報みなどに記事を掲載しました。
12-1月	第23回港区食品衛生消費者懇談会(web開催)	保健所、みなど食品衛生協会及び食品衛生推進員が協働で作成した「アニサキス食中毒予防について」及び「食品への異物混入事例集」の動画を公開し、区民等に食品衛生の普及啓発を行いました。
1-2月	令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導計画(案)の公表と意見募集	令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導計画(案)を公表し、意見を募集しました。
3月	令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導計画の公表	令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導計画を公表しました。
通年	食品衛生推進員活動	みなど保健所が主催する各種食品衛生事業に協力していただきました。また、7月、2月には食品衛生推進員会議(書面開催)で行政との意見交換を行いました。
随時	食品衛生法違反者等の公表	不利益処分を実施した場合にその内容について港区ホームページ及びみなど保健所生活衛生課掲示板で公表しました。

補助金等
有・無

備考

食品に関する苦情・相談	所管課	—
		生活衛生課

目的

食品や食品取扱施設に関する苦情や相談に対応し、食の安心・安全確保を図ります。

事業内容

食品や食品取扱施設に関する苦情を受け付け、原因の調査究明を行っているほか、営業許可や食品の表示方法等に関する受付・相談を行っています。

また、営業許可に関する公的機関等からの照会への回答や、港区情報公開条例に基づき情報公開をしています。

根拠法令等

食品衛生法

東京都食品製造業等取締条例 ※改正食品衛生法の施行により令和3年6月1日で廃止
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

東京都ふぐの取扱い規制条例

東京都食品安全条例

港区情報公開条例

港区個人情報保護条例

食品表示法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

平成元年 港区情報公開条例施行

平成3年 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行

平成5年 港区個人情報保護条例施行

平成16年 東京都食品安全条例施行

平成27年 食品表示法施行

関係発行物

令和2年度（2020年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和4年度（2022年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 食品等に関する苦情内容

区分 年度	総数	食品に 異物混入	食品の腐敗・変質・ カビ発生	食品の 安全性・表示	食品の 取扱不良	施設の 衛生	有症 苦情	路上 営業者	その他
29	249	52	12	3	28	26	93	10	25
30	229	39	14	2	33	29	82	2	28
元	271	48	9	11	27	31	89	7	49
2	176	29	10	3	18	14	63	4	35
3	164	32	8	6	20	14	65	-	19

(2) 食品等事業者からの受付・相談

年度 \ 区分	総数	許認可等の 受付・相談	表示の相談	その他の相談
29	35,901	25,419	985	9,497
30	34,182	22,925	1,324	9,933
元	41,167	30,292	1,823	9,052
2	43,915	29,881	2,229	11,805
3	37,237	27,910	1,612	7,715

(3) 営業許可に関する照会

年度 \ 区分	照会件数	対象施設数
29	579	14,378
30	573	27,051
元	487	23,153
2	301	634
3	341	583

(4) 情報公開請求実施状況

年度 \ 区分	請求件数	対象施設数
29	51	181,619
30	48	67,734
元	62	250,364
2	58	240,165
3	70	497,830

補助金等
有 ・ 無

備考

食品の収去試験	所管課	—
		生活衛生課

目的

食品を収去して、細菌及び理化学検査を実施し、不良食品の排除や食品等に起因する事故の発生防止を図ります。

事業内容

区内で製造、販売及び流通している様々な食品等を対象に収去を行い、検査を実施しています。

なお、検査は生活衛生課衛生試験所、東京都健康安全研究センター及び食品衛生法に規定する登録検査機関に依頼しています。

※収去…食品衛生監視員が試験検査の目的で、食品製造及び食品販売事業者並びに食品輸入事業者などから食品等は無償で持ち帰ることです。

根拠法令等

食品衛生法
食品表示法

開始時期

昭和 50 年 東京都から移管
平成 27 年 食品表示法施行

関係発行物

令和 2 年度（2020 年度）港区食品衛生監視指導の実施結果
令和 4 年度（2022 年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 食品等の収去試験結果 (3 年度)

月	収去品目	検査種別	検体数		法違反		不良・不適正		違反・不良等の内容
				輸入品 (再掲)		輸入品 (再掲)		輸入品 (再掲)	
令和 3 年度総数			29	11	3	3	—	—	
5	地方物産品	細菌	4	—	—	—	—	—	
		化学	4	—	—	—	—	—	
6	輸入食品	化学	8	8	—	—	—	—	
8	魚介類加工品	化学	4	—	—	—	—	—	
12	食肉製品	細菌	4	—	—	—	—	—	
		化学	2	—	—	—	—	—	
3	びん詰食品	化学	3	3	3	3	—	—	食品添加物（保存料）の使用基準違反

※上表における「法違反」及び「不良・不適正」は、食品衛生法の規定に違反するもの及び東京都の一斉収去検査成績に基づく措置基準に適合しないものであり、その都度指導しています。

(2) 生活衛生課衛生試験所処理分

ア 食品細菌培養検査

年度 \ 区分		検査件数		検査件数	
29		5,903			
30		5,782			
元		5,209			
2		653			
3		52			
項 目	細菌数	4	項 目	黄色ブドウ球菌	4
	大腸菌群	4		サルモネラ	4
	大腸菌	4		ウェルシュ菌	4
	腸管出血性大腸菌O26	4		セレウス菌	4
	腸管出血性大腸菌O111	4		腸炎ビブリオ	-
	腸管出血性大腸菌O157	4		カンピロバクター	-
	腸管出血性大腸菌O103	4		腸内細菌科菌群	-
	腸管出血性大腸菌O121	4		リステリア	-
	腸管出血性大腸菌O145	4			

イ 食品化学検査

年度 \ 区分		検査件数		検査件数	
29		1,138			
30		1,162			
元		774			
2		126			
3		112			
項 目	保存料	24	項 目	酸化防止剤 [TBHQ]	3
	甘味料	36		アレルギー物質 [乳]	-
	着色料	24		アレルギー物質 [卵]	-
	漂白剤 [二酸化硫黄]	12		アレルギー物質 [小麦]	-
	発色剤	-		ヒスタミン	13
	酸化防止剤 [エリソルビン酸]	-			

※苦情品等の検査も含まれます。

補助金等 有 ・ ②				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

細菌検査及び現場簡易検査	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食品関係施設において、食品や従業員の手指、器具等の細菌検査及び飲料水の残留塩素の測定を実施し、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

試験そのものが簡易であり、また、結果が早く得られるなどの利点をもつスタンプスプレード法による細菌検査、有機物の量を測定することにより清浄度を見る ATP ふき取り検査及び水の残留塩素検査を実施し、その汚染状況に基づいて指導を行っています。

また、食品等事業者の自主的な衛生管理活動支援の一環として、食品衛生自治指導員活動にスタンプスプレード法を導入しています。

根拠法令等

食品衛生法

開始時期

昭和 50 年 東京都から移管

関係発行物

令和 2 年度（2020 年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和 4 年度（2022 年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 細菌検査

(スタンプスプレード法)

(3 年度)

区分	検査件数	検査項目						
		大腸菌群	大腸菌	サルモネラ	黄色ブドウ球菌	その他の細菌	腸炎ビブリオ	その他のビブリオ
総数	—	—	—	—	—	—	—	—
手指	—	—	—	—	—	—	—	—
食器具	—	—	—	—	—	—	—	—
食品	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) ATP ふき取りによる清浄度検査（3年度）

区 分	検査件数
総 数	54
手 指	1
食 器 具	20
そ の 他	33

(3) 水の残留塩素検査（3年度）

総 数	-
-----	---

(4) 収去検査結果不良施設に対する汚染源調査（3年度）

区 分	総 数
総 数	-
器 具	-
その他	-

(5) 定期航路船舶監視（再掲）（3年度）

区 分	ふきとり	検便	食品	水
総 数	-	-	-	-

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の事業を中止しました。

補助金等
有 ・ ④

備 考

食品衛生不利益処分	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食中毒発生の場合の事故拡大防止と食品衛生法違反品の排除を図るとともに、不利益処分を公表することで、区民への情報提供を行っています。

事業内容

食中毒事件が発生した場合、速やかに原因施設、原因食品等を究明するための調査を実施し、施設が判明した場合には、営業停止等の措置を行い、事故の拡大防止を図っています。また、違反品発見の場合には原因や流通経路等の調査を実施し、販売禁止等の措置を行い違反品の排除を図っています。

また、これらの不利益処分を行った場合、港区ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板で、その事実を公表しています。

根拠法令等

食品衛生法

東京都食品製造業等取締条例 ※改正食品衛生法の施行により令和3年6月1日で廃止
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

東京都ふぐの取扱い規制条例

食品表示法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

平成3年 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行

平成27年 食品表示法施行

関係発行物

令和2年度（2020年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和4年度（2022年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 食品衛生不利益処分

ア 食中毒

(3年度)

No.	処分 月日	業種	処分内容	食品衛生法 違反条項	違反内容	違反食品
1	4月9日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	令和3年3月30日に調理し、提供されたコース料理 (鮮魚介類を含む)
2	4月22日	飲食店営業 ※	営業停止、 取扱改善命令	第6条第2項 第50条の2第 2項	食中毒患者の発生 (次亜塩素酸ナトリウム)	令和3年4月13日に提供された次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする漂白剤入りの酒類等
3	8月4日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (セレウス菌)	令和3年7月28日に調理し、提供された食事
4	8月24日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (ウエルシュ菌)	令和3年8月15日に調理し、提供された弁当
5	9月7日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	令和3年8月26日に調理し、提供された寿司ランチコース (鮮魚介類を含む)
6	9月9日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (黄色ブドウ球菌)	令和3年8月28日に調理し、提供された食事
7	11月10日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	令和3年10月29日に調理し、提供された刺身
8	1月31日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	令和4年1月19日に調理し、提供されたさしみ定食

※令和元年政令第123号附則第2条の規定によるなお従前の例による営業の許可業種です。この許可業種は、平成30年法律第46号第2条の規定により改正前食品衛生法による違反条項を適用しています。

(2) 不利益処分は行わなかったものの違反食品等として調査した件数 (3年度)

区 分		件 数
国・自治体等からの調査依頼		30
区内	収去・監視等により調査、指導	14
	苦情が発端で調査、指導	10
	営業者からの報告に基づき調査、指導	29
計		83

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

食品等の自主回収	所管課	—
		生活衛生課
<p>目 的</p> <p>食品等事業者が自ら製造・販売・輸入する食品等について、食品衛生法違反や食品表示法違反、健康被害を起こすおそれのある食品等を自主回収する場合に報告を義務づけ、区民等に情報の提供を行うことによって食品による健康被害を未然に防止します。正確で迅速な食品等の回収の促進を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>令和3年6月1日から食品衛生法第58条及び食品表示法第10条の2に基づく「食品等の自主回収(リコール)報告制度」が創設されました。この制度は、食品等事業者が食品衛生法または食品表示法による違反(または違反のおそれ)があり、健康被害に結びつく懸念がある食品等を回収する場合に管轄自治体への報告を義務づけ、この情報を厚生労働省がシステムで一元的に管理し公表する制度です。</p> <p>本制度の創設に伴い、平成16年に施行された東京都食品安全条例に基づく「自主回収報告制度」は令和3年6月1日で廃止されました。</p> <p>また、法令の対象とならないものの、食品等事業者が自主回収を行う場合にも報告を求めています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>東京都食品安全条例(平成16年11月1日から令和3年5月31日まで)</p> <p>食品衛生法</p> <p>食品表示法</p> <p>開始時期</p> <p>令和3年6月</p> <p>関係発行物</p> <p>令和2年度(2020年度)港区食品衛生監視指導の実施結果</p> <p>令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導計画</p>		

実績表

(1) 食品衛生法第 58 条に規定する自主回収（リコール）報告

年度				自主回収件数
3				6
No.	報告日	業種	回収食品等	自主回収の理由
1	7月9日	食品販売業	もち菓子	カビの発生
2	9月14日	食品販売業	ふりかけ	指定外添加物（ヨウ素）の混入
3	9月29日	食品販売業	あんこバター	微生物の発生
4	11月17日	食品販売業	ラクトアイス	包装不良により成分規格を満たさないおそれ
5	12月15日	食品輸入販売業	キムチ	異物（ビニール片）の混入
6	12月16日	食品販売業	アイスクリーム	残留農薬の一律基準超過のおそれ

(2) 食品表示法第 10 条の 2 に規定する自主回収（リコール）報告

年度				自主回収件数
3				6
No.	報告日	業種	回収食品等	自主回収の理由
1	8月18日	食品輸入販売業	麻加工食品	食品表示の欠落
2	11月15日	食品販売業	冷凍そうざい	食品表示の誤貼付
3	11月25日	食品販売業	粉末スープ	アレルギー表示（えび）の欠落
4	12月3日	食品販売業	卵焼き	アレルギー表示（小麦・そば）の欠落
5	12月6日	食品販売業	キンパ	アレルギー表示（乳）の欠落
6	1月27日	食品販売業	おこわ	アレルギー表示（小麦）の欠落

(3) 東京都食品安全条例に規定する自主回収報告制度に基づく報告

年度				自主回収件数
29				12
30				9
元				11
2				13
3				3
No.	報告日	業種	回収食品等	自主回収の理由
1	4月9日	食品販売業	魚介乾製品	賞味期限の印字漏れ
2	4月28日	食品販売業	洋生菓子	アレルギー表示（乳）の欠落
3	5月18日	食品販売業	米菓	アレルギー表示（えび）の欠落

(4) 法令の対象とならない食品等の回収報告

年度	回収件数
29	9
30	12
元	10
2	19
3	5

補助金等 有 ・ ①				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

食中毒調査	所管課	—
		生活衛生課

目的

食中毒の発生に際して、迅速かつ的確に原因施設や原因食品等を究明し、事故の拡大防止を図ります。

事業内容

食中毒事件が発生した場合、速やかに原因施設や原因食品等を究明するための調査を実施しています。

また、区内に在住、在勤する患者等がいた場合は、疫学調査を実施しています。

その他、腸管出血性大腸菌及びサルモネラに関して、食中毒の未然防止並びに散発型集団発生食中毒の早期発見及び発生原因の究明を目的とした「保菌者検索事業」として、食品取扱従事者の無症状病原体保有者の調査及び散発患者の発生動向の調査を実施しています。

根拠法令等

食品衛生法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

令和2年度（2020年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和4年度（2022年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 港区内で発生した食中毒事件 (3年度)

No.	発生月日	原因施設	患者数	原因食品	原因物質
1	3月31日	飲食店（すし）	1	令和3年3月30日に調理し、提供されたコース料理（鮮魚介類を含む）	アニサキス
2	4月13日	飲食店（一般）	2	令和3年4月13日に提供された次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする漂白剤入りの酒類等	化学物質（次亜塩素酸ナトリウム）
3	7月28日	飲食店（一般）	2	令和3年7月28日に調理し、提供された食事	セレウス菌
4	8月15日	飲食店（一般）	29	令和3年8月15日に調理し、提供された弁当	ウエルシュ菌
5	8月26日	飲食店（一般）	1	令和3年8月26日に調理し、提供された寿司ランチコース（鮮魚介類を含む）	アニサキス
6	8月28日	飲食店（自動車）	5	令和3年8月28日に調理し、提供された食事	黄色ブドウ球菌
7	10月29日	飲食店（一般）	1	令和3年10月29日に調理し、提供された刺身	アニサキス
8	1月19日	飲食店（一般）	1	令和4年1月19日に調理し、提供されたさしみ定食	アニサキス
計			42		

(2) 調査を実施したが食中毒と断定するに至らなかった事件
(3年度)

区 分	調査件数	被調査人数
総 数	15	16

(3) 食中毒関連調査
(3年度)

区 分	調査件数	被調査施設数	被調査人数
総 数	63	48	37

(4) 都内における食中毒発生件数及び患者数（参考）
(2021年)

区 分	件数	患者数
総 数	83	610

(5) 食品取扱従事者のノロウイルス陰性確認（衛生試験所処理）
(3年度)

区 分	検査 件数	検査結果		
		陽 性		陰 性
		G I	G II	
総 数	1	-	-	1

(6) 保菌者検索事業
(3年度)

区 分	調査件数	被調査人数
総 数	8	7

補助金等
有 ・ 無

備 考

食品衛生対策の充実・ 食品衛生関係施設への監視指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食品関係施設の許認可、監視指導、収去検査及び食中毒調査等を実施し、食品等に起因する衛生上の危害を防止することにより、区民の健康の保護を図ります。

事業内容

年度ごとに策定する港区食品衛生監視指導計画に基づき、食中毒の発生防止、違反食品の製造・流通防止に重点を置いて、必要に応じて国や東京都等と連携して監視指導を実施しています。

なお、区内に本社あるいは営業所がある船舶の食堂についても同様に立ち入って、収去検査・監視指導等を行うほか、全国からの修学旅行の受入れ施設等観光に伴う施設に関しても監視指導を実施しています。

根拠法令等

食品衛生法

東京都食品製造業等取締条例 ※改正食品衛生法の施行により令和3年6月1日で廃止

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

東京都ふぐの取扱い規制条例

食品表示法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

平成3年 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行

平成27年 食品表示法施行

関係発行物

令和2年度（2020年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和4年度（2022年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 改正後食品衛生法第55条に規定する営業の許可

年度	区分	施設数	許可件数		廃業数	監視指導件数
			新規	更新		
	3	2,767	2,845	-	78	5,687
業 種	飲食店営業	2,311	2,383	-	72	4,663
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	3	3	-	-	4
	食肉販売業	49	49	-	-	110
	魚介類販売業	21	22	-	1	50
	魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-
	集乳業	-	-	-	-	-
	乳処理業	-	-	-	-	-
	特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
	食肉処理業	4	4	-	-	9
	食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
	菓子製造業	164	165	-	1	335
	アイスクリーム類製造業	5	5	-	-	9
	乳製品製造業	1	1	-	-	1
	清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-
	食肉製品製造業	2	2	-	-	5
	水産製品製造業	4	4	-	-	5
	氷雪製造業	-	-	-	-	-
	液卵製造業	-	-	-	-	-
	食用油脂製造業	1	1	-	-	2
	みそ又はしょうゆ製造業	2	2	-	-	2
	酒類製造業	2	3	-	1	5
	豆腐製造業	2	2	-	-	2
	納豆製造業	-	-	-	-	-
	麺類製造業	3	3	-	-	5
	そうざい製造業	182	185	-	3	466
	複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-
	冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
	複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
	漬物製造業	8	8	-	-	11
	密封包装食品製造業	1	1	-	-	1
食品の小分け業	2	2	-	-	2	
添加物製造業	-	-	-	-	-	

(2) 改正後食品衛生法第57条に規定する営業の届出等

年 度	区 分	施設数	新規届出数	廃業数	監視指導 件数
	3	3,999	4,140	141	653
業 種	魚介類販売業（包装）	28	33	5	7
	食肉販売業（包装）	31	36	5	10
	乳類販売業	365	391	26	1
	氷雪販売業	1	1	-	-
	カップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	608	625	17	-
	弁当販売業	188	205	17	58
	野菜果物販売業	46	47	1	15
	米穀類販売業	11	12	1	-
	通信販売・訪問販売による販売業	15	15	-	1
	コンビニエンスストア	395	409	14	231
	百貨店、総合スーパー	70	76	6	24
	自動販売機による販売業（カップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	309	315	6	-
	その他の食料・飲料販売業	1,683	1,718	35	288
	添加物製造・加工業（食品衛生法第13条1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	-	-	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-	-	-
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	25	25	-	3
	農産保存食料品製造・加工業	-	-	-	-
	調味料製造・加工業	25	25	-	11
	糖類製造・加工業	-	-	-	-
	精穀・製粉業	4	4	-	1
	製茶業	7	7	-	-
	海藻製造・加工業	-	-	-	-
	卵選別包装業	-	-	-	-
	その他の食料品製造・加工業	15	20	5	3
	行商	47	47	-	-
	集団給食施設	120	122	2	-
器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	-	-	-	-	
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	1	1	-	
その他	6	6	-	-	

(3) 改正前食品衛生法第52条に規定する営業

年 度	区 分	施設数	許 可 件 数		廃業数	監視指導 件 数
			新 規	更 新		
29		22,635	2,491	2,080	2,633	13,574
30		22,669	2,479	1,928	2,445	13,672
元		22,509	2,326	1,771	2,486	13,459
2		22,815	3,086	1,894	2,780	9,295
3		17,068	598	290	6,345	3,670
業 種	飲食店営業	13,459	405	236	2,598	3,116
	喫茶店営業	1,130	22	14	804	50
	菓子製造業	1,168	65	13	195	172
	あん類製造業	1	-	-	1	-
	アイスクリーム類製造業	112	2	3	27	15
	乳処理業	-	-	-	-	-
	特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
	乳製品製造業	11	-	-	1	1
	集乳業	-	-	-	-	-
	乳類販売業	-	10	9	1,371	36
	食肉処理業	18	-	1	3	7
	食肉販売業	354	30	5	606	61
	食肉製品製造業	6	-	-	2	2
	魚介類販売業	152	14	4	568	48
	魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-
	魚肉練り製品製造業	-	-	-	-	-
	食品の冷凍又は冷蔵業	15	-	2	2	3
	食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
	清涼飲料水製造業	3	-	-	-	-
	乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-
	氷雪製造業	1	-	-	85	-
	氷雪販売業	-	-	1	7	3
	食用油脂製造業	-	-	-	-	-
	マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-
	みそ製造業	1	-	-	-	-
	しょうゆ製造業	1	-	-	-	-
	ソース類製造業	8	-	-	-	-
	酒類製造業	5	1	-	-	1
	豆腐製造業	6	-	-	2	-
	納豆製造業	-	-	-	-	-
	麺類製造業	27	3	-	1	3
そうざい製造業	582	46	2	72	152	
缶詰又は瓶詰食品製造業	4	-	-	-	-	
添加物製造業	4	-	-	-	-	

(4) 食品製造業等取締条例に規定する営業

年 度	区 分	施設数	許 可 件 数		廃業数	監視指導 件 数
			新 規	更 新		
29		2,313	298	184	181	2,222
30		2,384	319	144	248	2,098
元		2,426	292	166	250	2,514
2		2,401	288	152	313	789
3		-	25	-	2,426	78
業 種	行 商 (弁当等人力販売業)	-	-	-	138	-
	(その他)	-	-	-	2	-
	つけ物製造業	-	1	-	20	1
	製菓材料等製造業	-	-	-	1	-
	粉末食品製造業	-	-	-	2	-
	そう菜半製品等製造	-	-	-	6	-
	調味料等製造業	-	-	-	47	-
	魚介類加工業	-	-	-	8	-
	液卵製造業	-	-	-	-	-
	食料品等販売業	-	21	-	1,948	77
	卵選別包装業者	-	-	-	2	-
給食施設	-	3	-	252	-	

※東京都食品製造業等取締条例は、改正食品衛生法による営業許可制度の見直しに合わせ、令和3年6月1日で廃止されました。

(5) 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業

(3年度)

区 分	総 数				
	施設数	認証・届出件数	廃止数	監視指導件数	
総 数	1,131	185	215	115	
種 別	ふぐ取扱所	433	46	71	84
	ふぐ加工製品取扱所	698	139	144	31

(6) 港区食品衛生法施行細則に規定する営業の報告

年 度		区 分	施設数	新規報告数	廃業数	監視指導件数
29			4,198	11	3	2,117
30			4,200	5	3	1,925
元			4,203	4	1	1,873
2			4,218	18	3	36
3			-	-	4,218	-
業 種	許可を要しない 食品製造業		-	-	91	-
	許可を要しない 食品販売業		-	-	3,607	-
	食器具包装おもちゃ 製造又は販売業		-	-	104	-
	添加物販売業		-	-	416	-

※令和3年6月1日の改正食品衛生法の施行に合わせて、港区食品衛生法施行細則に規定する営業の報告は令和3年6月1日で廃止しました。

(7) 港区食品衛生法施行細則に規定する生食用食肉の取扱い開始の報告等（3年度）

		施設数	新規報告数	廃止数	監視指導件数
総 数		65	12	11	14
業 種	飲食店営業	64	12	11	14
	食肉販売業	1	-	-	-

(8) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業（3年度）

区 分	食鳥処理場認定小規模施設		届出食肉販売業施設	
	施 設 数	監視指導件数	施 設 数	監視指導件数
総 数	11	1	1	-

(9) 路上営業者対策（再掲）（3年度）

区 分	監視指導件数
総 数	-

(10) 保育園・幼稚園・学校・社会福祉施設給食の監視指導件数（再掲）（3年度）

区 分	保育園	幼稚園	学校	社会福祉施設
総 数	-	-	-	-

(11) 港区かきの取扱方法等に関する要綱による生食用かき取扱いの届出

(3年度)

区 分	届出件数
総 数	43

※令和3年6月1日の改正食品衛生法の施行に合わせて、港区かきの取扱い方法等に関する要綱は、令和3年6月1日に廃止しました。

(12) 食品表示法に基づく監視指導件数

(3年度)

		監視指導件数
総 数		3,532
加工食品		2,892
生鮮食品	農産物	161
	畜産物	237
	水産物	143
食品添加物		99

補助金等
有 ・ 無

備 考

食品衛生推進員事業	所管課	—
		生活衛生課

目的

食品衛生の向上に熱意と識見を有する者で区長が委嘱した食品衛生推進員により、食品営業施設の自主管理を推進し、食品の安全確保の向上を図ります。

事業内容

飲食店営業者等の食品衛生の向上に関する自主的な活動の推進及び保健所が実施する食品の安全確保事業の推進に協力する民間協力者を区長が18名委嘱（任期2年）します。主な事業は以下のとおりです。

- (1) 食品衛生推進員会議を年2回実施
- (2) 推進員研修会に年2回出席
- (3) 推進員実務研修会を年1回実施
- (4) 食品衛生月間による巡回指導を実施
- (5) 保健所が実施する消費者懇談会に協力
- (6) 区民まつり会場で保健所が実施する「食品衛生フェスティバル」における街頭相談会に協力

根拠法令等

食品衛生法
港区食品衛生推進員設置要綱

開始時期

平成9年8月

関係発行物

令和2年度（2020年度）港区食品衛生監視指導の実施結果
令和4年度（2022年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

消費者懇談会

年度	内容等
29	「2017 魚を安全に、おいしく食べましょう」 みなと保健所8階大会議室 85名
30	「2018 正しく知ろう！食品にまつわるウソ・ホント」 みなと保健所8階大会議室 112名
元	「2019 食品アレルギーのきほん」 みなと保健所8階大会議室 123名
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
3	「アニサキス食中毒予防について」、「食品への異物混入事例集」 web開催

補助金等 有 ・ ④				備考	
---------------	--	--	--	----	--

調理師・製菓衛生師免許	所管課	—
		生活衛生課

目 的

免許証の新規申請、再交付申請及び名簿訂正・書換え交付申請等の経由事務を東京都との間で行っています。

根拠法令等

調理師法・製菓衛生師法

開始時期

昭和 50 年 東京都から移管

関係発行物

令和 2 年度（2020 年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

実 績 表

（3 年度）

区 分	総 数
調 理 師	64
製 菓 衛 生 師	4

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

給食施設指導	所管課	—
		生活衛生課

目的

事業所・病院・福祉施設・学校などの給食施設において栄養管理のされた適切な給食が実施されるよう指導を行い喫食者の健康の向上を図ります。

事業内容

(1) 対象

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要な施設

ア 特定給食施設：1回100食以上または1日250食以上

イ 管理栄養士配置特定給食施設

(ア) 病院及び介護老人保健施設 1回300食以上または1日750食以上

(イ) (ア)以外の施設 1回500食以上または1日1,500食以上

ウ その他給食施設：特定給食施設以外の給食施設

(2) 内容

ア 栄養管理に関する指導・助言を行います。

イ 給食施設の管理者、管理栄養士、栄養士等に対し、施設に応じた給食管理について講習会を行います。

根拠法令等

健康増進法、健康増進法施行規則、港区健康増進法施行細則、港区特定給食施設関連要綱等

関係発行物

(1) 給食施設における栄養管理ハンドブック～利用者の健康管理～

(2) 児童福祉施設の給食における栄養管理ハンドブック

実績表

(1) 施設数

年度	総数	特定給食施設※	その他の施設
29	364	234(60)	130
30	376	233(60)	143
元	391	235(63)	156
2	389	231(58)	158
3	382	212(53)	170

()内は管理栄養士配置特定給食施設再掲

※特定給食施設区分（令和3年度）

区分	学校	病院	介護老人保健福祉	児童福祉	社会福祉	事業所	その他	合計
特定給食施設	40	4	10	30	0	74	1	159
管理栄養士配置特定給食施設	2	3	-	-	-	48	-	53
総数	42	7	10	30	0	122	1	212

(2) 指導（延施設数）

年度	個別指導					集団指導		
	総数	届出	栄養管理 報告書	調査	個別相談	総数	講習会 (回数)	集団給食 研究会
29	1,295	181	550	325	239	202	142(3)	60
30	1,528	170	563	340	455	260	199(4)	61
元	1,433	196	484	348	405	142	123(5)	19
2	1,661	274	523	352	512	55	55(1)	-
3	1,509	195	561	354	399	185	185(7)	-

補助金等 有 ・ ⑧				備考	
---------------	--	--	--	----	--

食品の栄養表示、広告表示指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食品に栄養表示・広告表示を行う事業者に対し、適正な表示がなされるよう指導し、区民が食品を安心して選択できるよう適切な情報提供を行います。

事業内容

(1) 対 象

食品に栄養表示・広告表示を行う区内事業者及び区民

(2) 内 容

ア 特別用途食品の許可申請を消費者庁へ進達します。(健康増進法一部改正に伴い、令和元年9月から経由事務が廃止されました)

イ 食品の栄養表示・広告表示について相談、指導を行います。

ウ 区民、事業者に対し、正しい表示、広告について講習会を行います。

エ 食品表示基準に基づき適正な栄養成分表示が行われているかについて定期的に監視を行います。

根拠法令等

健康増進法、食品表示法（食品表示基準）

開始時期

昭和50年 東京都から移管（特別用途食品）

平成10年 （栄養表示基準）

平成15年8月 （誇大表示の禁止）

平成27年4月 （食品表示基準）

実績表

特別用途食品進達申請届出

年 度	29	30	元	2	3
件 数	146	135	39		

指導数

区分 年度	個別総 指導数	個別指導				講習会（回数）			
		栄養表示		広告表示		栄養表示		広告表示	
		指導 件数	監視 件数	指導 件数	トクホ※ （再掲）	事業者 人数	区 民 人数	事業者 人数	区 民 人数
29	570	323		247	(1)		61(2)		33(1)
30	462	376		86	(2)	795(27)	28(1)		49(1)
元	506	447		59		827(32)			
2	647	567	47	80			14(1)		
3	534	464	301	70					

※ トクホとは「特定保健用食品」の略です。

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

住宅宿泊事業（民泊）の適正な運営	所管課	—
		生活衛生課

目 的

「住宅宿泊事業が受け入れられ、共存共栄できるまち」の実現を目指し、住宅宿泊事業による地域の活性化を図るとともに、住宅宿泊事業の適正な運営により、区民の安全安心な生活環境が確保されるよう取り組みます。

事業内容

- (1) 住宅宿泊事業に関する相談、届出の受付
- (2) 届出施設の監視、指導
- (3) 届出事業者講習会の開催等

根拠法令等

住宅宿泊事業法
港区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

開始時期

平成30年6月15日（住宅宿泊事業法施行）

関係発行物

「住宅宿泊事業に関する手引 -港区-」
事業者向けパンフレット「民泊のはじめ方 ~住宅宿泊事業者編~」
利用者・近隣住民向けパンフレット
「住宅宿泊事業が受け入れられ、共存共栄できるまちのために。」

実績表

住宅宿泊事業施設数 (年度末現在)

年度	地区	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	台場	合計
30		48	88	69	58	1	-	264
元		88	127	125	51	4	-	395
2		79	115	111	47	5	-	357
3		69	102	135	9	5	-	320

届出事業者講習会開催状況

年度	回数	参加者数
30	2	52
元	1	27
2	※1 0	0
3	※2 1	64

※1 動画を作成しオンライン研修で実施
※2 書面で開催のため書類を送付した事業者数を掲載

届出施設に関する苦情

年度	件数
30	56
元	45
2	19
3	11

立入検査施設数

年度	施設数
30	15
元	18
2	10
3	14

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

医 務 事 業	所管課	—
		生活衛生課

目 的

医療施設に関する許可及び届出事務並びに医療従事者に関する免許事務を通し、区民への適正な医療を提供する体制の確保を図ります。

事 業 内 容

診療所、歯科診療所、助産所、施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）、歯科技工所についての許可及び届出事務を行っています。施設に対して、開設・変更時のほか必要に応じて立入検査を行い、監視指導しています。また、区民等へ医療機関の情報を提供しています。

病院については都知事が許可権をもつため、保健所では申請書の受付等経由事務を行っています。ただし、救急医療機関については実地調査を行い、都知事への調査書を作成しています。

衛生検査所については登録、届出事務を行っています。また、都区の実施計画に基づき、施設に対して監視指導しています。

医療従事者の免許の登録及び発行は厚生労働大臣又は都道府県知事が行うため、保健所では申請書の受付、都への経由、免許証の交付事務を行っています。

根拠法令等

医療法
 医師法
 歯科医師法
 保健師助産師看護師法
 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
 柔道整復師法
 歯科技工士法
 臨床検査技師等に関する法律

実 績 表

(1) 医療関係施設数

年 度	区 分	病 院		診 療 所			歯 科 診 療 所 (無 床)	助産所			施 術 所	歯 科 技 工 所	衛 生 検 査 所	病 床 数※			
		(再掲) 救急 指定	計	有 床	無 床	計		有 床	無 床	計				病 院	診 療 所	助 産 所	
																	計
29		13	7	757	12	745	608	16	1	15	708	38	4	4,079	3,975	100	4
30		13	8	766	12	754	605	15	1	14	746	36	5	4,061	3,957	100	4
元		13	8	797	11	786	606	14	-	14	763	35	5	3,996	3,906	90	-
2		13	8	824	10	814	606	16	-	16	744	35	7	3,991	3,906	85	-
3		13	8	878	10	868	617	18	-	18	768	37	11	3,991	3,906	85	-

※助産所については入所施設の定員を表しています。

(2) 許可等取扱件数

(3年度)

区 分	病院	診療所	歯 科 診療所	助産所	施術所	出張施術 業務等	歯 科 技工所	衛 生 検査所
総 数	56	866	317	3	272	14	11	23
開 設 届 出	-	168	38	2	77	13	6	/
開 設 許 可	-	100	26	-	/	/	/	6
使 用 許 可	-	-	-	-	/	/	/	/
一 部 変 更 届	5	343	87	1	139	/	1	13
一 部 変 更 許 可	10	24	3	-	/	/	/	-
一 部 変 更 使 用 許 可	6	-	-	-	/	/	/	/
休 止・廃 止・再 開 届 出	1	120	27	-	56	1	4	2
エ ッ ク ス 線 関 係 届 出	34	89	136	/	/	/	/	/
専 属 薬 剤 師 免 除 許 可	-	1	-	/	/	/	/	/
二 箇 所 以 上 管 理 許 可	-	19	-	/	/	/	/	/
他 の 者 管 理 許 可	-	-	-	/	/	/	/	/
救 急 医 療 機 関 に 関 する 申 請・届 出	-	/	/	/	/	/	/	/
そ の 他 ※	-	2	-	/	/	/	/	2

※病院に関する事務は、東京都が直接実施し、区は経由事務のみを行います。

※その他は、取下願、登録証明書書換え交付申請

(3) 監視指導件数

(3年度)

区 分	病院	診 療 所		歯 科 診 療 所	助 産 所		計	
		有 床	無 床		有 床	無 床		
医療監視延件数	/	1	194	67	-	-	262	
指 摘 施 設 数	/	-	112	41	-	-	153	
指 摘 件 数	/	-	180	61	-	-	241	
指 摘 内 訳	超 過 収 容 等	/	-	-	-	-	-	
	構 造 設 備	/	62	24	-	-	86	
	管 理 部 門	法 手 続	/	3	-	-	-	3
		広 告	/	17	9	-	-	26
		帳 票 類 管 理	/	80	18	-	-	98
	そ の 他	/	18	10	-	-	28	
処 分 件 数	/	-	-	-	-	-	-	
処 分 内 訳	医 療 広 告 の 中 止 命 令	/	-	-	-	-	-	
	医 療 広 告 の 是 正 命 令	/	-	-	-	-	-	
	使 用 制 限 命 令	/	-	-	-	-	-	
	使 用 禁 止 命 令	/	-	-	-	-	-	
	改 善 命 令	/	-	-	-	-	-	
	管 理 者 変 更 命 令	/	-	-	-	-	-	
	許 可 取 消 命 令	/	-	-	-	-	-	
	閉 鎖 命 令	/	-	-	-	-	-	
指 導 (始 末 書・説 諭)	/	-	112	41	-	-	153	
告 発 件 数	/	-	-	-	-	-	-	

(4) 施術所等立入検査件数

(3年度)

区 分	施 術 所			歯 科 技 工 所	衛 生 検 査 所	計
	あ マ 指 ※	は り き ゅ う	柔 道 整 復			
立入検査延件数	64		17	5	11	97
指 摘 施 設 数	8		1	2	3	14
指 摘 件 数 ※	9		2	2	6	19

※あマ指とは、あん摩マッサージ指圧を意味します。

※指摘に対しては、改善指導を行いました。

(5) 医療従事者調査数

年	区分	総数	医師	歯科 医師	薬剤師	保健師・助産師・ 看護師・准看護師	歯科 技工士	歯科 衛生士
28		13,306	3,042	881	2,992	5,543	82	766
30		13,912	3,237	884	2,943	5,914	90	844
2		14,361	3,356	946	2,746	6,382	87	844
備考			○区内に住所を有する人 ○区内医療施設等に勤務する人			○区内医療施設等に勤務する人		

※医療従事者調査は、厚生労働省所管の統計調査で昭和57年以降2年毎に実施しています。

※令和2年については、令和4年3月31日までの提出分になります。

(6) 医療従事者免許事務取扱件数

(3年度)

種別	計	免許申請	書換その他
医師	158	77	81
歯科医師	35	19	16
薬剤師	77	20	57
臨床検査技師	11	3	8
衛生検査技師	-	-	-
診療放射線技師	4	2	2
診療エックス線技師※	-	-	-
理学療法士	3	-	3
作業療法士	4	1	3
保健師	107	42	65
助産師	31	16	15
看護師	369	171	198
准看護師※	8	3	5
視能訓練士	-	-	-
死体解剖資格認定	1	1	-
受胎調節実地指導員※	2	1	1
合計	810	356	454

※診療エックス線技師、准看護師、受胎調節実地指導員の免許は都知事が発行します。

(7) 医務関係苦情相談件数

年度	区分	診療所	歯科診療所	病院	施術所	その他	計
29		146	51	5	5	9	216
30		212	52	6	11	25	306
元		213	63	2	11	40	329
2		374	75	20	16	84	569
3 ※		203	46	4	12	52	317

※令和3年度の医療に関する相談は、医療安全支援センターの医療相談の保健所受付分に計上しています。

補助金等
有・

備考

医療安全支援センター	所管課	—
		生活衛生課

目 的

区民の医療に関する相談に対応することで、医療に関する区民の不安を解消し、医療安全推進協議会及び医療機関従事者向け研修をとおして、区内医療機関の医療安全の向上を支援することを目的とします。

事業内容

港区の医療安全支援センターは、「医療相談窓口業務」、「医療安全推進協議会の開催」及び「医療機関従事者向け研修」の3つの役割を担います。

「医療相談窓口業務」では、専用のコールセンターを設け、区民や区内医療機関（診療所・歯科診療所等）の利用者からの医療相談に対応します。電話対応は、病院等で3年以上の臨床経験がある看護師等が行います。また、診療所等に調査が必要な場合は、速やかに医療相談窓口から報告を受け、保健所職員が対応します。

「医療安全推進協議会の開催」では、医師会等医療関係団体担当者、弁護士等の有識者、区民等を委員とし、医療安全を推進するための協議会を毎年開催します。

「医療機関従事者向け研修」では、区内医療機関の医療安全を推進するため、弁護士、医療安全に関わる専門家（医師、看護師等）を講師とし、医療安全に関する制度、組織的な取り組みについての動画を作成し、ホームページに公開することで研修とします。

根拠法令等

医療法

開始時期

令和3年4月

実績表

(1) 医療相談

保健所受付分

	診療所	歯科診療所	病院	施術所	その他	計
3	83	15	9	1	3	111

医療相談窓口受付分

	診療所	歯科診療所	病院	施術所	その他	計
3	50	15	13	4	101	183

(2) 医療安全推進協議会

令和3年度 1回実施（3月）

(3) 医療機関従事者向け研修動画の作成

令和3年度 テーマ「苦情・相談から感染症対策を考える」

補助金等 有 ・ ①無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

有害物質を含有する家庭用品に関する事業	所管課	—
		生活衛生課

目 的

有害物質を含有する家庭用品による危害発生を未然に防止することにより、区民の健康と安全の維持・増進を図ります。

事業内容

区内の小売業者等から家庭用品を試験的に購入し、基準に適合しているかの確認検査を実施します。試験検査の結果をもとに、基準に適合しない家庭用品に関して、人への健康被害の恐れが認められるときは、販売状況の調査・回収の命令など必要な措置を講じます。

他の自治体から区内の事業者が取り扱う家庭用品に関して通報があった場合には、その事業者に対して必要な調査、指導等を行います。

根拠法令等

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

開始時期

平成12年度 東京都から移管

実績表

(3年度)

区 分	検体数	延検査項目数	違反件数
家庭用品試買検査	27	37	-
他の自治体からの通報	-	-	-
区民等からの相談	-	-	-

補助金等 有 ・ ①無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

薬 事 事 業	所管課	—
		生活衛生課
<p>目 的</p> <p>医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性を確保し、適正な医薬品等の区民への供給に寄与することにより、区民の健康と安全の維持・増進を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>薬局、医薬品製造業・製造販売業・製造販売承認（以上は薬局製造販売医薬品に限る）、麻薬小売業、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業の許可・届出等の事務を行っています。</p> <p>薬局・医薬品販売業等に対する立入検査を実施し、店舗の構造設備、管理者の管理状況、毒薬劇薬・処方箋医薬品等の取扱い、無承認・無許可品・不正表示・不良品の取締り、虚偽・誇大広告の排除、医薬品情報の提供・収集状況などについて監視指導を行っています。</p> <p>医薬品等の一斉監視指導を実施し、流通段階での医薬品等の不良品・不正表示品の発見のために収去検査を行っています。</p> <p>法の正しい理解、消費者に安全な医薬品等の情報を提供するために、情報提供を適時行っています。</p> <p>また、薬物乱用防止を推進するために、東京都薬物乱用防止推進港区協議会の活動を支援し、薬物乱用防止に関する啓発活動、広報みなとへの啓発記事の掲載等を行っています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 薬剤師法 麻薬及び向精神薬取締法 覚醒剤取締法</p> <p>開始時期</p> <p>平成9年4月 東京都から移管 医薬品販売業の一般販売業（卸売一般販売業を除く）及び特例販売業の事務</p> <p>平成17年4月 東京都から移管 薬局、医薬品製造業、製造販売業・製造販売承認、麻薬小売業、薬種商販売業、管理医療機器販売業・貸与業の事務</p> <p>平成21年6月 （医薬品販売制度の改正） 店舗販売業の事務</p> <p>平成27年4月 東京都から移管 高度管理医療機器等販売業・貸与業の事務</p>		

実績表

(1) 薬局、医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業の許可等取扱件数 (3年度)

区 分	施 設 数	許可件数		廃 止 届	変 更 届 ※1	書 換 え 交 付	再 交 付	監 視 指 導	
		新 規	更 新						
薬局	201	22	16	21	958	7	-	80	
薬局製造医薬品 製造販売業	18	1	1	3	11	-	-	3	
	18	1	1	3	9	-	-	3	
	163	16	19	18	362	13	-	113	
店舗販売業	120	16	23	22	447	2	-	51	
特例販売業(一般)	1	-	1	-	-	-	-	1	
高度管理 医療機器	販売・貸与業	571	93	46	69	300	10	1	164
	販売業	155	26	14	28	91	3	-	46
	貸与業	1	-	1	-	-	-	-	1
管理医療機器 ※2	販売・貸与業	1,214	21		15	20			-
	販売業	999	73		42	45			-
	貸与業	56	1		2	-			-

※1 変更届には、休止届、再開届、年間届、廃棄届等を含みます。

※2 管理医療機器の新規、廃止届、変更届、監視指導は専業のみの数字になっています。

(2) 店舗販売業等からの医薬品等収去品試験検査件数及び結果 (3年度)

区 分	総 数	適	不 適
一般用医薬品	2	2	-
医薬部外品	1	1	-
化粧品	1	1	-
医療機器	1	1	-
合 計	5	5	-

(3) 薬事関係苦情相談件数

区分 年度	薬局	医薬品販売業	高度管理 医療機器	管理医療機器	その他	計
29	30	12	25	3	12	82
30	42	7	28	6	18	101
元	57	14	34	5	83	193
2	81	19	50	14	158	322
3	75	21	39	20	131	286

補助金等 有・ <input type="radio"/> 無				備 考	
------------------------------------	--	--	--	-----	--

毒物劇物事業	所管課	—
		生活衛生課

目 的

毒物劇物による危害発生を未然に防止することにより、区民の健康と安全の維持・増進を図ります。

事業内容

毒物劇物販売業者に対する登録・更新等の事務を行います。

登録営業者や業務上取扱者に対して、立入検査を実施し、販売や取扱いの状況を把握します。なお、毒物劇物を貯蔵している場合には、貯蔵設備や保管状況も適切かどうか確認します。

また、特定の品目を取り扱う営業者に対して、東京都及び特別区が一斉に行う監視指導を年2回実施しています。

根拠法令等

毒物及び劇物取締法

開始時期

平成12年4月 東京都から移管 販売業者の事務

平成17年4月 東京都から移管 業務上取扱者の事務

実績表

(3年度)

区 分	施設数	新規	更新	廃止届	変更届	取扱責任者 設置	取扱責任者 変更	書換え交付	再交付	監視指導 件数	指摘施設数	苦情相談数
一般販売業	513	41	64	45	33	12	40	6	-	148	12	26
特定品目販売業	6	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
農業用品目販売業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	
要届出業務上取扱者	-	-	/	-	-	-	-	/	/	-	-	
非届出業務上取扱者	101	/								-	-	
合 計	622	41	64	46	33	12	40	6	-	150	12	26

補助金等 有 ・ ⑧					備 考	
---------------	--	--	--	--	-----	--

試 験 検 査	所管課	—
		生活衛生課
<p>目 的</p> <p>保健所の事業に関連する食品、水、糞便、衛生害虫等を検査することにより、保健衛生行政に必要な科学的根拠を提供し、区民の健康の保持・増進に寄与します。</p> <p>事 業 内 容</p> <p>1 食品等検査</p> <p>食品衛生監視指導計画に基づいて収去した食品について腸管出血性大腸菌等の微生物検査及び保存料等の理化学検査を行っています。また、苦情品等の検査を随時行っています。</p> <p>2 水質検査</p> <p>ビルの受水槽水、井戸水、船舶水等の飲料水については水道法水質基準、プール水及び浴槽水については条例の基準に基づいて水質検査を行っています。</p> <p>また、公衆浴場、プール・ジャグジー等から採取した水のレジオネラ属菌の検査を行っています。</p> <p>3 糞便検査</p> <p>食中毒及び感染症を予防するため、一般健康診断（細菌検査、虫卵検査）、病原体保有確認検査及びノロウイルス検査を行っています。</p> <p>4 新型コロナウイルス検査</p> <p>区内施設等での新型コロナウイルス患者発生時、感染拡大を防止するため濃厚接触者等に対し、新型コロナウイルス検査を行っています。</p> <p>5 感染症媒介蚊サーベイランスのウイルス検査</p> <p>蚊が媒介する感染症を防止するため、区内の公園に生息するヒトスジシマカ、アカイエカ等が保有するデングウイルス、ジカウイルス、チクングニアウイルス及びウエストナイルウイルスの検査を行っています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>地域保健法、食品衛生法、水道法、公衆浴場法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、港区プールの衛生管理に関する条例</p>		

実績表

食品細菌検査

(単位：件)

検査項目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
細菌数	446	457	417	51	4
大腸菌群	452	440	400	51	4
大腸菌	446	435	396	50	4
腸管出血性大腸菌	430	424	384	50	4
黄色ブドウ球菌	484	470	409	51	14
サルモネラ	430	424	387	50	4
ウェルシュ菌	439	434	401	50	4
セレウス菌	449	441	402	50	25
カンピロバクター	88	74	57		
腸炎ビブリオ	43	28	21		
腸内細菌科菌群	26	14	15		
リステリア	20	21			

食品化学検査

(単位：件)

検査項目		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
保存料	サリチル酸	99	107			
	安息香酸	99	107	92	13	12
	ソルビン酸	99	107	92	13	12
	デヒドロ酢酸	99	107			
	パラオキシ安息香酸エステル類※1	99	107		13	
甘味料	サッカリン(Na)	99	107	92	13	12
	サイクラミン酸	99	107	92	13	12
	ズルチン					
	アセスルファムカリウム	99	32	73	13	12
着色料	タール系色素※2	101	108	92	13	12
漂白剤等	二酸化硫黄	118	122	107	13	12
発色剤	亜硝酸	20	15	11		
酸化防止剤	アスコルビン酸					
	エリソルビン酸	25	44	43	5	
	TBHQ	27	37	36	3	3
アレルギー	乳、小麦、卵等	4	18	9		
腐敗アミン	ヒスタミン	51	37	35	1	13

※1 パラオキシ安息香酸エステル類は 5 種類（エチル、プロピル、イソプロピル、ブチル、イソブチル）を検査

※2 タール系色素は赤色 2・3・40・102・104・105・106 号、黄色 4・5 号、青色 1・2 号、緑色 3 号、アゾルビン、パテントブルー、キノリンイエローを検査

食品細菌簡易検査

(単位：件)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
検査件数			665		

検査項目：大腸菌群、大腸菌、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ

水質検査

(単位：件)

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
井戸水	3	4	4	5	2
貯留水道水	63	53	44	48	40
船舶水	29	27	22	14	17
プール・浴槽水等	389(115)	544(174)	671(302)	695(381)	678(277)

検査項目：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH、色度、濁度、臭気、味、鉄、銅、亜鉛、鉛、過マンガン酸カリウム消費量、蒸発残留物、一般細菌、大腸菌、大腸菌群数、レジオネラ属菌

※ () 内はレジオネラ属菌件数の再掲です。

糞便検査

(単位：件)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一般健康診断(細菌検査)※1	1,131	1,094	1,110	788	749
一般健康診断(虫卵検査)	1	1	4	1	
病原体保有確認検査※2	163	202	50	18	58
ノロウイルス検査	27	9	10	16	12

※1 検査項目：赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌 0157・026・0111

※2 検査項目：赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌

新型コロナウイルス検査

(単位：件)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
検査件数				131	156

感染症媒介蚊のウイルス検査(デング、ジカ、チクングニア、ウエストナイル)(単位：件)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
検査件数	37	39	39	44	44

その他検査(異物等)

(単位：件)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
検査件数					42

補助金は、感染症媒介蚊のウイルス検査のみ対象

補助金等 ⑦・無	国負担割合 -	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	医療保健政策区市町村 包括補助事業
-------------	------------	--------------	--------------	-------	----------------------

使用済み注射針回収事業助成	所管課	—
		生活衛生課

目 的

一般社団法人東京都港区薬剤師会が実施する使用済み注射針回収事業に要する経費の一部を補助することで、使用済み注射針の適正な処理を図ります。

事業内容

在宅にて自己注射を行う患者等の使用済み注射針の廃棄に際し、一般社団法人東京都港区薬剤師会は、感染症予防及び針刺し事故防止のため使用済み注射針の回収・廃棄事業を行っています。

一般社団法人東京都港区薬剤師会が実施する使用済み注射針回収事業に対し、その経費を一部助成しています。

根拠法令等

港区使用済み注射針回収事業補助金交付要綱

開始時期

平成 20 年 4 月

実績表

使用済み注射針回収容器数

年度	数量（本）
29	2,760
30	2,440
元	2,360
2	2,400
3	2,400

補助金等有・ 				備考	
--	--	--	--	----	--

医師臨床研修（地域保健研修）に係る研修医の受け入れ	所管課	—
		生活衛生課

目 的

診療に従事しようとする医師に、臨床研修病院で2年以上の臨床研修が義務づけられたことに伴い、保健所では研修協力施設として、研修医を受け入れます。研修の目的は次のとおりです。

- ① 研修医に対し、医師としての人格をかん養する機会を与える。
- ② 研修医に対し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を理解させる。
- ③ 研修医に対し、地域保健及び公衆衛生に関する基本的態度及び考え方を身につけさせる。

事業内容

みなと保健所での講義及び現場実習のほか、区の社会福祉施設・事業への参加・実習を行っています。

根拠法令等

医師法第16条の2

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令
港区医師臨床研修（地域保健研修）実施要領

開始時期

平成17年4月

実績表

年度 \ 区分	受け入れた 臨床研修病院数	受け入れた 臨床研修医
29	—	—
30	—	—
元	—	—
2	—	—
3	—	—

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

2 保 健 予 防

保健予防課

休日診療	所管課	—
		保健予防課

目 的

日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）の休日の急病患者に対する医療施設及び医療情報の提供を行い、区民の医療不安を解消することを目的としています。

事業内容

休日の午前9時から午後5時までにおける発熱・腹痛・歯痛等の急病患者に対応します。

一般社団法人東京都港区医師会（以下「港区医師会」という。）、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会（以下「港区芝歯科医師会」という。）及び公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会（以下「港区麻布赤坂歯科医師会」という。）へ委託し、輪番制による内科・小児科診療施設（年末年始のみ入院施設あり）及び歯科診療施設を設置し、診療を行っています。

また、休日の午後5時から午後10時まで（準夜）内科・小児科診療施設で診療を行っています。

事業周知のため東京都の補助金を活用し「小児救急カード」を作成しています。

関連事業として、一般社団法人東京都港区薬剤師会（以下「港区薬剤師会」という。）による休日及び夜間における薬に関する相談事業（港区休日くすり何でもテレホン）に補助金を交付しています。また感染症が流行する冬場において小児対応できる医療機関の増設及び院外処方できる薬局を開設しています。

根拠法令等

港区休日診療実施要綱、港区休日準夜診療実施要綱、港区休日歯科応急診療実施要綱、港区口腔保健センター事業実施要綱
港区当番薬局電話相談事業補助金交付要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管 保健衛生事務事業に係る都区協定書（昭和50年3月31日協定）に基づき四半期ごとに東京都に報告書を提出しています。

休日診療等実施一覧表

施設名・開設時間	開設場所	
休日歯科応急固定診療 （令和4年3月廃止）	港区口腔保健センター（みなと保健所 2階）	
休日診療（輪番制） （午前9時～午後5時）	区内診療所・病院	（広報みなと「夜間・休日診療」、港区ホームページ「休日診療・小児初期救急診療」東京都医療機関案内サービス「ひまわり」に掲載）
	区内歯科診療所	
休日準夜診療（輪番制） （午後5時～午後10時）	区内診療所	
東京都保健医療情報センター （毎日24時間）	東京都医療機関案内サービス ひまわり03（5272）0303	
東京消防庁救急相談センター （毎日24時間）	#7119	03（3212）2323
港区休日くすり 何でもテレホン	休日ごとの当番薬局（午前9時～午後2時） （広報みなと「夜間・休日診療」、港区ホームページ「休日診療・小児初期救急診療」に掲載）	
	夜間（毎日）090（3690）3102（午後8時～午前0時）	

実績表

1 休日診療（輪番制）

（港区休日診療実施要綱、港区休日準夜診療実施要綱）

（単位：人）

年 度	種 別	休日数 (日)	患者取扱数	内 訳		
				内 科	小児科	その他
29		72	5,723	3,559(11)	1,661	503(2)
30		73	5,539	3,151	1,660	728
元		76	5,684	3,380	1,687	617
2		72	2,274	1,248	710	316
3	初回治療	72	2,515	1,263	932	320
	準 夜	72	264	181	55	28
	小 計		2,779	1,444	987	348
	入 院	6	20	14	0	6
	合 計		2,799	1,458	987	354

※カッコ内は入院患者外数

2 休日歯科診療（輪番制）

（港区休日歯科応急診療実施要綱）

年 度	区 分	休日数（日）	患者取扱数 (人)
29		72	280
30		73	284
元		76	316
2		72	206
3	港区芝歯科医師会（隔週）	36	72
	港区麻布赤坂歯科医師会（毎週）	72	137
	計		209

3 港区口腔保健センターにおける休日歯科固定診療事業（港区芝歯科医師会）

（港区口腔保健センター事業実施要綱）

年 度	休日数(日)	患者取扱数(人)
29	72	139
30	73	116
元	76	127
2	72	76
3	72	68

※休日歯科固定診療事業は、令和4年3月で終了しました。令和4年度以降は休日歯科診療（輪番制）に移行します。

補助金等 ① 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金（※）
-------------	------------	----------------	----------------	-------	----------------------------

※補助金対象は「小児救急用カード」作成

小児初期救急診療事業	所管課	—
		保健予防課

目 的

医療機関等の協力を得て、平日・土曜の夜間における小児の救急患者に対する初期救急診療（以下「小児初期救急診療」という。）を実施することにより、区民の生命と健康を守り、安心して子育てができる環境を整備します。

事業内容

1 実施方法

小児初期救急診療に係る事業は、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託して実施しています。

2 実施場所

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター愛育病院（港区芝浦一丁目16番10号）内「みなと子ども救急診療室」

3 運営方法

(1) 診療日

- ① 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）
- ② 土曜日（ // ）

(2) 診療時間

- ① 午後7時～午後10時（受付時間は午後7時～午後9時30分）
- ② 午後5時～午後10時（受付時間は午後5時～午後9時30分）

(3) 診療科目

小児科

(4) 対象者

中学生まで（おおむね15歳未満の小児）の外来軽症患者

(5) 診療体制

医師1人、看護師1人、薬剤師1人及び事務員1人の4人体制

根拠法令等

港区小児初期救急診療事業実施要綱

開始時期

平成27年11月

実績表

年 度	診療日数（日）	患者取扱数（人）
29	244	998
30	244	1,051
元	254	1,368
2	293	830
3	293	1,459

※令和元年12月28日から土曜日の診療を開始

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	小児初期救急平日夜間診療 事業補助金
---------------	------------	----------------	----------------	-------	-----------------------

災 害 医 療 対 策	所管課	—
		保健予防課
<p>目 的</p> <p>災害時において区民に対し適切な医療が提供できる体制の整備を図ります。</p>		
<p>事 業 内 容</p>		
<p>1 災害時の協定の締結</p>		
<p>災害時における医療救護活動の協力等を得るため、各種協定を締結しています。</p>		
<p>(1) 災害時の医療救護活動についての協定書 港区医師会、港区芝歯科医師会、港区麻布赤坂歯科医師会、港区薬剤師会</p> <p>(2) 災害時における応急救護活動に関する協定書 東京都柔道整復師会港支部</p> <p>(3) 災害時における母子救護所の提供に関する協定書 母子愛育会</p> <p>(4) 災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書 品川港助産師会</p> <p>(5) 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 港区薬剤師会、医薬品の卸4社</p> <p>(6) 災害時におけるバスの供給協力に関する協定 株式会社フジエクスプレス</p> <p>(7) 災害時の緊急医療救護所に関する協定書 区内12病院</p>		
<p>2 災害医療連携会議の開催（開始時期 昭和53年）</p>		
<p>災害拠点病院をはじめとした医療機関、港区医師会、港区芝歯科医師会、港区麻布赤坂歯科医師会、港区薬剤師会、消防、警察等と災害医療対策の推進について協議します。</p>		
<p>3 災害医療合同訓練の開催（開始時期 平成29年11月）</p>		
<p>災害拠点病院をはじめとした医療機関、港区医師会、港区芝歯科医師会、港区麻布赤坂歯科医師会、港区薬剤師会等と災害医療合同訓練を実施しています。</p>		
<p>令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、災害医療合同訓練は中止しました。</p>		
<p>4 医薬品等の備蓄について</p>		
<p>災害時の医療資器材や医薬品の備蓄を行うと共に、母子救護所内に乳幼児・妊産婦用の物品を備蓄しています。</p>		
<p>5 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成</p>		
<p>災害時避難行動要支援者名簿登録者のうち、在宅で人工呼吸器を使用している人に対し、災害時の個別支援計画を作成しています。 実績 令和3年度 24名</p>		
<p>6 港区在宅人工呼吸器使用者自家発電装置等給付事業（開始時期 平成31年4月）</p>		
<p>在宅人工呼吸器使用者の停電時等における安全確保のため、自家発電装置及び蓄電池を給付しています。（条件あり）</p>		

実績表

自家発電装置等給付数 (単位：台)

区分 \ 年度	元	2	3
自家発電装置	5	2	0
蓄電池	-	-	14

※自家発電装置は平成31年4月から、蓄電池は令和4年2月から給付を開始しました。

根拠法令等

災害対策基本法

東京都地域防災計画

港区地域防災計画

港区災害医療連携会議設置要綱

港区在宅人工呼吸器使用者自家発電装置等給付事業実施要綱

開始時期

昭和52年

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金
-----------------	------------	----------------	----------------	-------	-------------------------

区民健康相談・健康教育事業等補助	所管課	—
		保健予防課

目 的

団体等が区民に対して行う健康相談、健康教育事業の経費を補助することにより、区民の健康管理に対する普及、啓発を図ります。

事業内容

港区芝歯科医師会及び港区麻布赤坂歯科医師会が実施する、区民のための健康相談、健康教育事業の事業計画及び補助金申請に基づき、経費の一部を補助します。

事業完了後は、実績報告により事業実施の確認をします。

根拠法令等

港区区民健康相談・健康教育事業等補助金交付要綱

開始時期

昭和53年12月

実績表

補助金交付実績

年度	補助対象	参加人員(人)	総事業額(円)	補助金額(円)
29	港区麻布赤坂歯科医師会	665	352,699	331,980
30	港区芝歯科医師会	950	786,396	331,980
元	港区麻布赤坂歯科医師会	228	344,507	331,980
2	港区芝歯科医師会	70	379,000	332,250
3	港区麻布赤坂歯科医師会	489	6,626,427	332,250

※歯科医師会については港区芝歯科医師会、港区麻布赤坂歯科医師会が1年ごとに交替して事業を実施し補助対象となっています。

補助金等有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

かかりつけ医機能推進事業	所管課	—			
		保健予防課			
<p>目 的</p> <p>かかりつけ医がない区民や在宅療養者に対して、かかりつけ医や専門診療医等の紹介又は確保を行うことにより、初期診療における総合的な診断と治療の確保及び療養環境の確保を図ることを目的とします。</p> <p>事業内容</p> <p>かかりつけ医機能の推進に関しては港区医師会に委託し実施します。また、かかりつけ医制度の効果的な普及啓発等については港区医師会に設置している「港区かかりつけ医機能推進委員会」において、協議・検討を行います。</p> <p>区ホームページから港区医師会ホームページでかかりつけ医の検索ができるほか、かかりつけ医情報について「広報みなと」「みなと医療BOOK」へ掲載をしています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>港区かかりつけ医機能推進事業実施要綱</p> <p>開始時期</p> <p>平成9年</p>					
補助金等 有 ・ ④無				備 考	

大気汚染健康障害者医療費助成	所管課	—
		保健予防課
<p>目 的</p> <p>大気汚染の影響を受けていると推定される疾病にかかった人に対し、医療費を助成することによりその人の健康障害の救済を図ることを目的とします。</p> <p>事業内容</p> <p>医療費助成の対象となる人は次のいずれの要件も満たしていることが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 18歳未満の人（生年月日が平成9年4月1日以前で、有効期間内の医療券を持っている人は更新のみ可能） 2 対象疾病に罹患している人 3 都内に引き続き1年（3歳未満の人は6か月）以上居住している人 4 健康保険等に加入している人 5 申請日以降喫煙しない人 <p>受理した認定申請書を大気汚染障害者認定審査会（委員5人 令和3年度12回開催）で認定し、医療券を交付しています。なお、医療機関等又は被認定者への医療費の給付は東京都が行います。</p> <p>平成20年8月から気管支ぜん息については、全年齢に拡大しました。</p> <p>平成27年3月31日で18歳以上の新規認定は終了しました。</p> <p>平成30年4月から18歳以上の人の医療費は、月額6,000円までは自己負担とし、超過分を東京都が助成しています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>東京都大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 港区大気汚染障害者認定審査会条例</p> <p>開始時期</p> <p>昭和47年（東京都開始）※18歳未満が対象</p>		

実績表

認定者数（年度末現在被認定者数）

（単位：人）

年度 区分	29						30						元					
	0～ 19歳	20～ 39歳	40～ 59歳	60～ 74歳	75歳 以上	全年 齢計	0～ 19歳	20～ 39歳	40～ 59歳	60～ 74歳	75歳 以上	全年 齢計	0～ 19歳	20～ 39歳	40～ 59歳	60～ 74歳	75歳 以上	全年 齢計
慢性 気管支炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
気管支 ぜん息	16	159	367	189	119	850	11	121	315	165	116	728	5	82	265	150	114	616
ぜん息性 気管支炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肺気しゅ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	16	159	367	189	119	850	11	121	315	165	116	728	5	82	265	150	114	616

年度 区分	2						3					
	0～ 19歳	20～ 39歳	40～ 59歳	60～ 74歳	75歳 以上	全年 齢計	0～ 19歳	20～ 39歳	40～ 59歳	60～ 74歳	75歳 以上	全年 齢計
慢性 気管支炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
気管支 ぜん息	5	73	254	145	115	592	5	61	225	148	117	556
ぜん息性 気管支炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肺気しゅ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	5	73	254	145	115	592	5	61	225	148	117	556

補助金等
有 ・ ⑧

備考

公害健康被害補償事業

所管課

保健予防課

目 的

公害健康被害の補償等に関する法律の制度は、大気汚染等の影響による健康被害者に係る損害を填補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康を確保することを目的とします。

なお、本制度は昭和63年2月で法改正により、新規認定は廃止されました。

1 公害健康被害認定事務

事業内容

法第4条の各号に該当する人の申請に基づき、港区公害健康被害認定審査会（委員9人 令和3年度12回開催）へ諮問し、答申を得て決定します。

なお、港区公害健康被害認定審査会の権限に属する事項は、

- (1) 認定に関すること
 - ア 指定疾病にかかっているかの認定
 - イ 認定の期間の延長、認定の更新
 - ウ 認定の取消し等
- (2) 補償給付に関すること
 - ア 障害補償費の障害の程度の決定
 - イ 障害補償費・遺族補償費等の決定

根拠法令等

- 公害健康被害の補償等に関する法律
- 港区公害健康被害認定審査会条例
- 港区公害健康被害認定審査会条例施行規則

開始時期

昭和49年

実績表

認定数の推移

(単位：人)

区 分 年 度	認定数 A			認定失効数 B						A - B
	認 定	転 入 者 等	計	死 亡	治 癒	期 間 満 了	更 新 否 決 等	転 出	計	被 認 現 在 者 数
29	2,169	325	2,494	412	103	1,204	8	450	2,177	317
30	2,169	327	2,496	412	103	1,204	8	455	2,182	314
元	2,169	331	2,500	418	103	1,204	9	458	2,192	308
2	2,169	334	2,503	419	103	1,204	10	462	2,198	305
3	2,169	336	2,505	425	103	1,206	11	468	2,213	292

2 公害健康被害補償給付

事業内容

公害健康被害の補償等に関する法律第23条第1項、第24条に関することについて、港区公害健康被害補償診療報酬等審査会（委員7人 令和3年度12回開催）へ諮問し、答申を得て決定します。

根拠法令等

公害健康被害の補償等に関する法律
 港区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
 港区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例施行規則

開始時期

昭和49年

実績表

補償給付費支払内訳

区分	29			30			元		
	件数	金額(円)	構成比(%)	件数	金額(円)	構成比(%)	件数	金額(円)	構成比(%)
医療費	4,157	82,733,664	32.6	4,112	90,631,693	34.4	3,829	85,035,822	33.0
障害補償費	2,201	158,177,730	62.4	2,215	160,661,920	60.9	2,109	154,322,440	59.8
遺族補償費	32	4,415,900	1.7	36	4,829,400	1.8	25	3,107,150	1.2
遺族補償一時金	-	-	-	-	-	-	2	7,919,100	3.1
児童補償手当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
療養手当	342	8,034,600	3.2	321	7,566,500	2.9	281	6,648,800	2.6
葬祭料	1	335,500	0.1	-	-	-	2	841,250	0.3
計	6,733	253,697,394	100.0	6,684	263,689,513	100.0	6,248	257,874,562	100.0

区分	2			3		
	件数	金額(円)	構成比(%)	件数	金額(円)	構成比(%)
医療費	3,519	77,121,172	32.2	3,556	84,119,284	35.1
障害補償費	2,066	151,476,250	63.2	2,030	148,638,010	62.1
遺族補償費	26	2,857,975	1.2	24	2,279,200	1.0
遺族補償一時金	1	2,899,800	1.2	0	0	0.0
児童補償手当	-	-	-	-	-	-
療養手当	205	4,852,900	2.0	180	4,292,900	1.8
葬祭料	2	677,500	0.3	0	0	0.0
計	5,819	239,885,597	100.0	5,790	239,329,394	100.0

補助金等 ⑦ ・ 無	環境再生 保全機構 10/10	都負担割合 -	区負担割合 -	補助金名等	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく納付金
---------------	-----------------------	------------	------------	-------	-------------------------

指定疾病別・障害程度別被認定者数

(単位：人)

年度	疾病別 年齢区分	総 数					慢性気管支炎						
		計	特級	1級	2級	3級	級外	計	特級	1級	2級	3級	級外
29	15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	317	-	-	1	182	134	8	-	-	-	8	-
	計	317	-	-	1	182	134	8	-	-	-	8	-
30	15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	314	-	-	1	181	132	8	-	-	-	8	-
	計	314	-	-	1	181	132	8	-	-	-	8	-
元	15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	308	-	-	1	174	133	6	-	-	-	6	-
	計	308	-	-	1	174	133	6	-	-	-	6	-
2	15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	305	-	-	1	172	132	5	-	-	-	5	-
	計	305	-	-	1	172	132	5	-	-	-	5	-
3	15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	292	-	-	1	167	124	5	-	-	-	5	-
	計	292	-	-	1	167	124	5	-	-	-	5	-

障害程度見直し結果

(単位：人)

年度	病状変化 年齢区分	計	良 化				
			計	特級 ↓ 1級	1級 ↓ 2級	2級 ↓ 3級	3級 ↓ 級外
29	15歳未満	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	178	-	-	-	-	-
	計	178	-	-	-	-	-
30	15歳未満	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	181	-	-	-	-	-
	計	181	-	-	-	-	-
元	15歳未満	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	174	-	-	-	-	-
	計	174	-	-	-	-	-
2	15歳未満	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	167	-	-	-	-	-
	計	167	-	-	-	-	-
3	15歳未満	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	172	-	-	-	-	-
	計	172	-	-	-	-	-

遺族補償費等の請求に係る決定件数

(単位：件)

年度	区分	計	支 給 率			
			100%	75%	50%	0%
29	遺族補償費	1	-	-	1	-
	遺族補償一時金	-	-	-	-	-
	計	1	-	-	1	-
30	遺族補償費	-	-	-	-	-
	遺族補償一時金	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
元	遺族補償費	-	-	-	-	-
	遺族補償一時金	2	-	1	1	-
	計	2	-	1	1	-
2	遺族補償費	1	-	-	1	-
	遺族補償一時金	2	-	-	1	1
	計	3	-	-	2	1
3	遺族補償費	-	-	-	-	-
	遺族補償一時金	1	-	-	-	1
	計	1	-	-	-	1

(単位：人)

気管支ぜん息						ぜん息性気管支炎						肺気しゅ					
計	特級	1級	2級	3級	級外	計	特級	1級	2級	3級	級外	計	特級	1級	2級	3級	級外
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
308	-	-	1	173	134	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
308	-	-	1	173	134	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
305	-	-	1	172	132	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
305	-	-	1	172	132	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
302	-	-	1	168	133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
302	-	-	1	168	133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
300	-	-	1	167	132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
300	-	-	1	167	132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
287	-	-	1	162	124	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
287	-	-	1	162	124	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位：人)

不 変						悪 化				
計	特級	1級	2級	3級	級外	計	1級 ↓ 特級	2級 ↓ 1級	3級 ↓ 2級	級外 ↓ 3級
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
178	-	-	1	177	-	-	-	-	-	-
178	-	-	1	177	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
181	-	-	1	180	-	-	-	-	-	-
181	-	-	1	180	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
174	-	-	1	173	-	-	-	-	-	-
174	-	-	1	173	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
167	-	-	1	166	-	-	-	-	-	-
167	-	-	1	166	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
172	-	-	1	171	-	-	-	-	-	-
172	-	-	1	171	-	-	-	-	-	-

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 -	区負担割合 1 / 2	補助金名等	公害健康被害補償給付支給 事務費交付金
-----------------	----------------	------------	----------------	-------	------------------------

公害保健福祉、健康被害予防事業

所管課

保健予防課

事業内容

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持、増進させる等被認定者の福祉を増進するため、必要なリハビリテーションに関する事業及び大気汚染の影響による健康被害を予防するための機能訓練事業を行っています。

根拠法令等

公害健康被害の補償等に関する法律

港区リハビリテーション実施要綱

開始時期

昭和49年

昭和63年（健康被害予防事業）

関係発行物

「すこやかライフ」～ 独立行政法人環境再生保全機構発行

実績表

1 リハビリテーション事業

ぜん息教室（公害保健福祉事業）

（単位：人）

区分 年度	開催年月日	会場	参加者数	対象者
29	29年12月1日(金)午後	みなと保健所	29	被認定者及び希望者
	29年12月1日(金)夜間		24	
	計		53	
30	31年3月11日(月)午後	みなと保健所	21	被認定者及び希望者
	31年3月11日(月)夜間		22	
	計		43	
元	2年3月6日(金)午後	みなと保健所	-	被認定者及び希望者
	2年3月6日(金)夜間		-	
	計		-	
2	3年2月24日(水)～	みなと保健所	305	被認定者
	3年3月12日(金)			
	計			
3	4年3月4日(金)	港区スポーツセンター	4	被認定者及び希望者
	4年3月11日(金)		3	
	計		延7	

※令和元年度については、新型コロナウイルス感染防止のため、中止しました。
 ※令和2年度については、新型コロナウイルス感染防止のため、書面開催としました。
 ※令和3年度については、訓練指導事業としてヨガを実施しました。

2 インフルエンザ予防接種費用助成事業（公害保健福祉事業）（単位：人）

年度	区分	助成人数	対象者
29		79	65歳以上 港区外の被認定者 64歳以下 被認定者
30		94	65歳以上 港区外の被認定者 64歳以下 被認定者
元		90	65歳以上 港区外の被認定者 64歳以下 被認定者
2		89	65歳以上 港区外の被認定者 64歳以下 被認定者
3		76	65歳以上 港区外の被認定者 64歳以下 被認定者

3 機能訓練事業

(1) 水泳訓練教室（健康被害予防事業）

（単位：人）

年度	区分	
	日数	参加者数
29	7	20
30	7	26
元	7	21
2	-	-
3	-	-

※令和2・3年度については、新型コロナウイルス感染防止のため、中止しました。

(2) ぜん息キャンプ（健康被害予防事業）

（単位：人）

年度	サマーキャンプ事業	
	泊数	参加者数
29	3泊4日	10
30	3泊4日	13

※平成30年度で廃止しました。

補助金等 ① 無	環境再生 保全機構 3/4	都負担割合 -	区負担割合 1/4	補助金名等	公害保健福祉事業費納付金
	環境再生 保全機構 10/10	都負担割合 -	区負担割合 -	補助金名等	健康被害予防事業助成金

地域リハビリテーション推進事業	所管課	—
		保健予防課

目 的

疾病や障害を生じた後も、すべての区民が、住み慣れた地域で、生涯にわたり健やかな生活が送れるよう、急性期から回復期、維持期まで、切れ目ないリハビリテーションサービスの提供ができるよう医療、保健、福祉の連携を整備するとともに、介護予防への取組を維持することを目的としています。

事業内容

港区内リハビリテーション科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、区職員等で構成する「港区地域包括ケア推進会議地域リハビリテーション介護予防推進部会」を開催し、区内におけるリハビリテーションサービス連携体制の整備と推進について検討しています。

また、「区中央部地域リハビリテーション支援センター」として指定された病院が行う医療関係者と介護関係者の合同研修会への協力及び参加により、リハビリテーションに関わる情報の収集・共有を図っています。

根拠法令等

港区地域リハビリテーション推進会議設置要綱

開始時期

平成24年5月

実 績

令和3年度

- 1 港区地域リハビリテーション推進会議 1回開催
- 2 「医療と介護の合同研修会」の実績

区分 年度	開催日	場所	テーマ	参加人数(人)
29	平成29年10月18日(水)	東京慈恵会医科大学附属病院	リハビリの明日から使える知識と技術	31
30	平成30年11月12日(月)	東京慈恵会医科大学附属病院	地域リハビリテーションを支えるための活動	87
元	令和2年2月13日(木)	東京慈恵会医科大学附属病院	3つのハンズオンセミナーで学ぼう(体験型)	21
2	新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。			
3	新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。			

※令和2年度、3年度は区中央部地域リハビリテーション支援センター主催の研修会へ参加し、情報収集・共有を行いました。

補助金等 ① 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金
-------------	----------	--------------	--------------	-------	---------------------

レントゲン室運営	所管課	-			
<p>目 的 結核の早期発見、予防及びまん延防止のため胸部エックス線撮影を行っています。</p> <p>事業内容 胸部エックス線撮影</p> <p>(1) 結核定期健康診断（保健予防課 125 頁～126 頁） （日本語学校就学生に対する健康診断（結核対策特別促進事業）を含む）</p> <p>(2) 結核接触者健康診断（保健予防課 130 頁～131 頁）</p> <p>根拠法令 地域保健法第 6 条、第 7 条、同法施行令第 7 条</p>					
補助金等 有 ・ ④				備 考	

感染症流行予測調査	所管課	—
		保健予防課

目 的

感染症に関する感受性（集団免疫）の現状及び病原体の検査等の調査を行い、予防対策の効果的な運用を図るとともに、長期的視野に立ち、感染症の流行を予測します。

事業内容

東京都からの調査依頼により、原則4年に1度、都内居住者を対象に実施します。検査は東京都健康安全研究センターで行い、結果は検体提供者に報告します。

- 1 感受性調査（人の血液を採取し、対象疾病に対する免疫の有無を調査）
対象疾病：ポリオ、インフルエンザ、風しん、麻しん、日本脳炎、ジフテリア、百日咳、破傷風、HPV感染症（平成26年度～）、水痘（平成26年度～）、B型肝炎（平成30年度～）
- 2 感染源調査（人の便や動物の血液等を採取し、ウイルスの有無や種類等を調査）
対象疾病：日本脳炎、肺炎球菌感染症、インフルエンザ菌感染症（東京都で検体採取）

根拠法令等

感染症流行予測調査実施要領（厚生労働省）
感染症流行予測調査事業実施要綱（東京都）

開始時期

昭和37年

実績表

（単位：件）

年度	区分	感受性調査(※)	感染源調査
30		45	—

※原則4年に1度

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	感染症流行予測調査費都費負担金
---------------	------------	----------------	----------------	-------	-----------------

新型インフルエンザ等対策	所管課	—
		保健予防課
<p>目 的 新型インフルエンザ等発生に備え、防護服、消毒用材及び体制の整備を行います。</p> <p>事業内容 平成25年4月13日以前は、「港区新型インフルエンザ行動計画（第一次）」（平成21年3月作成）に基づき、平成21年4月に発生した豚由来の弱毒性の新型インフルエンザ（A/H1N1）等の対応を行い、継続して新型インフルエンザ対策を行ってきました。 平成26年11月「港区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。以降は、防護服、手袋、ゴーグル、マスク等の備蓄の継続、防護服着脱講習会の開催等を実施しました。 平成30年度は新型インフルエンザ患者移送実動訓練を実施しました。</p> <p>根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 新型インフルエンザ等対策特別措置法</p> <p>開始時期 平成21年</p>		

エボラ出血熱対策	所管課	—
		保健予防課
<p>目 的 西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行について、平成26年8月8日にWHO（世界保健機関）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言したことを踏まえ、日本国内でのエボラ出血熱発生に備えた体制の整備を行います。</p> <p>事業内容 防護服、フェイスシールド、防水性アイソレーションガウン等の感染防護物品の備蓄継続、感染症指定医療機関への患者移送訓練等を実施しています。</p> <p>根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>開始時期 平成26年</p>		

結核患者服薬治療支援事業	所管課	—
		保健予防課

目 的

結核患者が服薬治療を維持することができるよう支援します。

治療中断を防ぎ確実に結核患者の治療を成功させることにより、再発による感染の拡大、薬剤耐性菌の出現を防止し、結核の治療率を向上させるとともに結核のまん延を防ぎます。

事業内容

1 対象者

区内在住の結核患者で、港区に患者登録している人

2 実施方法

治療開始時に保健師が居宅や入院先の医療機関を訪問し、治療成功に向けた服薬の意義を説明するなど保健指導を行います。

特に、服薬中断に陥りやすく、継続的な支援を必要とする人に対しては、治療終了まで「対面による服薬確認及び指導」を看護師等に委託して行います。

また、服薬支援者が質の高いサービスを提供できるように年1回研修を実施しています。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

結核対策特別促進事業実施要綱(厚生労働省健康局長通知)

結核患者に対する DOTS (直接服薬確認療法) の推進について (厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

港区結核患者服薬治療支援事業運営要領

開始時期

平成14年10月

実績表

1 実施回数

(単位：人)

区分		年度				
		29	30	元	2	3
保健所保健師実施分	実人員	85	87	101	62	258
	延人員	124	103	124	75	269
委託実施分	実人員	9	2	2	1	0
	延人員	71	25	23	52	0

※保健所保健師実施分は居宅や医療機関を訪問した実延人員を計上しました。

2 服薬支援者に対する研修

(単位：人)

区分		年度				
		29	30	元	2	3
参加人数		14	-	-	9	7

※平成30・令和元年度は実施していません。

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 10/10	都負担割合 —	区負担割合 —	補助金名等	結核対策特別促進事業費国庫補助金
---------------	----------------	------------	------------	-------	------------------

結核定期健康診断	所管課	—
		保健予防課

目 的

結核患者の早期発見のため、区民及び在勤・在学者の年1回の定期健康診断を促進します。

1 事業所における結核定期健康診断実施状況

事業内容

結核を発病した場合、集団感染を引き起こす可能性が高い、病院、診療所、歯科診療所、学校、社会福祉施設等の職員または就学者、入所者を対象に定期健康診断の受診を勧奨し、健康診断の実績を都へ報告しています。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
港区事業所等結核定期健康診断実施要綱

実績表

(1) 結核定期健康診断報告勧奨件数 (単位：件)

区分 年度	病院	診療所	歯科 診療所	学校	施設	計
29	13	610	601	86	20	1,330
30	13	633	606	86	20	1,358
元	12	764	605	52	20	1,453
2	12	795	605	52	20	1,484
3	12	820	609	54	16	1,511

(2) 結核定期健康診断受診報告人数 (単位：人)

区分 年度	病院	診療所	歯科 診療所	学校	施設	計
29	4,873	3,949	1,425	20,223	1,223	31,693
30	5,682	4,077	1,462	19,893	645	31,759
元	3,902	5,734	1,536	12,634	964	24,770
2	5,647	6,072	1,331	8,497	941	22,488
3	10,630	6,468	1,381	9,041	1,241	28,761

2 保健所における事業所等定期健康診断実施状況

事業内容

結核を発病した場合、集団感染を引き起こす可能性が高い病院、診療所、歯科診療所、学校、社会福祉施設等の職員や利用者及び在住・在学者を対象に、みなと保健所で結核健康診断（エックス線撮影）を実施しています。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
港区事業所等結核定期健康診断実施要綱

実績表

事業所等定期健康診断受診状況 (単位：人)

年度 \ 区分	受診者	直接撮影	要精密者数
29	871	871	8
30	817	817	6
元	745	745	3
2	346	346	0
3	566	566	1

3 日本語学校就学生の健康診断（結核対策特別促進事業）

事業内容

区内にある日本語学校の生徒に対して健康診断を実施しています。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
結核対策特別推進事業実施要綱（厚生労働省健康局通知）
港区事業所等結核定期健康診断実施要綱

実績表

日本語学校就学生の健康診断受診状況 (単位：人)

年度 \ 区分	受診者	直接撮影	要精密者数	発見された患者数
29	1,055	1,055	13	2
30	1,304	1,304	21	8
元	839	839	10	5
2	331	331	1	1
3	124	124	1	1

4 結核予防週間に伴う結核健康診断

事業内容

毎年9月24日から30日が結核予防週間とされています。
毎年9月中は結核について、広く周知するため、区民等を対象に実施しています。

実績表

結核健康診断受診状況 (単位：人)

年度 \ 区分	受診者	直接撮影	要精密者数
29	27	27	0
30	18	18	1
元	25	25	0
2	28	28	0
3	45	45	0

補助金等 ① 無	健診 (3)	国負担割合 10/10	都負担割合 -	区負担割合 -	補助金名等	結核対策特別促進 事業費国庫補助金
-------------	-----------	----------------	------------	------------	-------	----------------------

結核患者支援	所管課	—
		保健予防課

目的

結核の予防とまん延防止を図るため、患者支援及び適正医療を促進します。

事業内容

医療機関の届出により患者を早期に把握し、早期治療、回復及び再発防止等を図れるよう、保健所が支援します。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

1 結核登録・抹消状況 (潜在性結核感染症・非定型抗酸菌陽性を除く)

(単位：人)

2年12月末 現在	登録			抹消					3年12月末 現在	
	新規	転入	小計	死亡	治療	転出	その他	小計		
計	70	27	5	32	3	25	11	1	40	62

※令和3年12月末現在の数は令和2年12月末現在の数に登録数を加え抹消数を除いた数です。

2 新規結核登録患者数(活動性分類・性別・年齢階層別)(各年1月から12月)(単位：人)

年	区分	活動性結核								※ 潜在性 結核 感染症	非定型 抗酸菌 陽性	
		計	肺結核									肺結 外核
			計	喀痰塗抹陽性			その他 結核菌 陽性	菌陰性 ・ その他				
				計	初回 治療	再 治療						
29	計	35	28	8	8	0	15	5	7	21	0	
30	計	24	17	7	7	0	9	1	7	15	1	
元	計	29	26	13	12	1	12	1	3	29	0	
2	計	22	18	6	6	0	8	4	4	14	0	
3	計	27	21	8	8	0	8	5	6	6	0	
	性別	男性	18	16	6	6	0	6	4	2	2	0
		女性	9	5	2	2	0	2	1	4	4	0
	年齢階層別	0~4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5~9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		10~14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		15~19	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
		20~29	4	4	2	2	0	1	1	0	0	0
		30~39	2	2	1	1	0	1	0	0	1	0
		40~49	4	3	1	1	0	1	1	1	2	0
		50~59	4	4	1	1	0	2	1	0	0	0
		60~69	5	3	1	1	0	1	1	2	0	0
70以上		7	4	2	2	0	2	0	3	3	0	
年齢不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

3 結核総登録者数（活動性分類・受療状況）

（各年12月31日現在）

（単位：人）

年	区分	合計	活動性結核									※ 潜在性 結核 感染症	非定型 抗酸菌 陽性	
			計	肺結核						肺 外 結 核	非活動 性結核			活動性 不明
				計	喀痰塗抹陽性		その他 結核菌 陽性	菌陰性 ・ その他						
					計	初回 治療			再 治療					
29		70	27	20	5	5	0	12	3	7	28	15	41	0
30		61	17	13	6	6	0	7	0	4	26	18	41	0
元		76	21	16	8	8	0	8	0	5	41	16	38	0
2		70	19	16	7	7	0	6	3	3	39	12	35	0
3	計	62	16	11	5	5	0	4	2	5	33	13	30	0
	入院	5	5	4	3	3	0	0	1	1	0	0	1	0
	在宅治療	10	10	7	2	2	0	4	1	3	0	0	5	0
	医療なし	46	0	0	0	0	0	0	0	0	33	13	24	0
	不明	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

※潜在性結核感染症（L T B I）とは、無症状病原体保有者。結核の発病を予防する為の治療に公費負担制度が利用できます。

4 保健師による相談

（単位：人）

年度	区分	相 談（服薬支援含む）		
		訪問	面接	電話
29	延人数	124	179	672
30	延人数	103	195	948
元	延人数	124	169	2,382
2	延人数	57	75	468
3	延人数	57	269	255

補助金等
有 ・ ④

備 考

結核指定医療機関指定等事業	所管課	—
		保健予防課

目 的

結核の発生後速やかに患者に公費負担医療を提供することにより、その早期治癒を図り、結核のまん延を防止します。

事業内容

病院・診療所・薬局からの申請又は届出に基づき、結核指定医療機関の指定、変更又は辞退の手続きを行います。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
港区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則

開始時期

平成24年4月1日 東京都から移管

実績表

(単位：件)

区分 年度	新規申請	辞退	変更申請	結核指定医療機関
29	16	11	2	200
30	21	14	13	224
元	18	7	8	242
2	17	13	3	245
3	19	12	8	252

補助金等 有 ・ ①無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

結核健康診断（定期を除く）

所管課

保健予防課

目 的

結核まん延防止のため、感染源や感染経路を確認し、また、新たな感染者や発病者の早期発見のための健康診断を行います。

1 接触者健康診断

事業内容

二次感染を防止するため、結核患者の接触者を対象に健康診断を実施しています。

区内に居住する患者の接触者ばかりでなく、区外保健所に登録された患者の接触者であっても、港区に勤務先や学校がある場合は、居住地管轄保健所から依頼されて港区が健康診断を行います。

健康診断を依頼された場合、保健所医師、保健師が事業所・学校などの施設を訪問、調査し、施設責任者、保護者、健康診断対象者への説明や個別相談の実施、健康診断の勧奨など健康教育を行います。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

結核に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）

実 績 表

接触者健康診断受診状況

(単位：人)

(単位：件)

区分 年度	受診者	直接撮影	ツバルクリン 反応検査	IGRA 検査	発見された 患者数	発見された LTBI 治療者数	区外保健所から の健診依頼件数
29	1,038	400	1	950	0	38	78
30	638	544	2	576	0	18	80
元	336	265	4	319	0	15	82
2	318	242	0	304	1	12	38
3	202	169	21	175	0	9	35

※ I G R A 検査…結核菌に感染しているかを調べる検査方法（Q F T、T-S P O T）

※ L T B I …潜在性結核感染症

保健師による健康教育

年度	区分	衛生教育
29	回数	53
	延人数	135
30	回数	47
	延人数	130
元	回数	38
	延人数	114
2	回数	11
	延人数	25
3	回数	10
	延人数	33

2 結核患者家族健康診断

事業内容

結核患者と生活を共にしている又はしていた家族（患者家族）等を対象に、健康診断を随時実施しています。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
結核に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）

実績表

結核患者家族健診受診状況

（単位：人）

年度	区分	受診者	直接撮影	ツベルクリン 反応検査	IGRA 検査	発見された 患者数	潜在性結核 感染者数
29		36	26	0	33	2	6
30		25	23	0	21	0	0
元		42	23	0	37	0	0
2		9	7	1	7	0	1
3		11	9	0	10	0	1

3 管理検診

事業内容

結核患者として登録されている人の結核治療後の経過観察等のために精密検査を実施しています。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
結核に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）

実績表

管理検診受診状況（みなと保健所実施分）

（単位：人）

年度	区分	受診者	直接撮影	結核菌検査
29		18	18	0
30		27	24	7
元		37	37	0
2		16	16	0
3		12	12	0

補助金等 ⑦ ・ 無	健診 (1)・(2)・(3)	国負担割合 1/2	都負担割合 -	区負担割合 1/2	補助金名等	感染症予防事業費等国 庫負担金
---------------	-------------------	--------------	------------	--------------	-------	--------------------

感染症医療費公費負担（結核医療費）	所管課	—
		保健予防課

事業内容

感染症法に基づき、結核患者に対する適切な医療の実施や医療費負担を軽減するため、公費負担及び保険制度併用により、患者が治療に専念できる制度を設けています。

公費負担については、患者又は保護者の申請に基づき感染症の診査に関する協議会で審議し、保健所長が決定します。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

感染症医療費公費負担申請状況

(単位:件)

区分	申請年度	総数	社会保険		国民健康保 険	生活保護	後期高齢	その他
			本人	家族				
一般医療 (法第37条の2)	29年度	86	21	14	22	5	23	1
	30年度	68	22	2	16	1	24	3
	元年度	75	29	10	18	1	16	1
	2年度	42	14	3	11	2	12	0
	3年度	申請	44	15	0	17	2	10
承認		44	15	0	17	2	10	0
不承認		0	0	0	0	0	0	0

(単位:件)

区分	申請年度	総数	社会保険		国民健康保 険	生活保護	後期高齢	その他
			本人	家族				
勧告入院 患者医療 (法第37条)	29年度	35	1	0	7	0	20	7
	30年度	15	6	0	2	1	6	0
	元年度	48	14	0	18	0	12	4
	2年度	15	6	0	2	0	7	0
	3年度	申請	13	4	0	7	0	2
承認		13	4	0	7	0	2	0
不承認		0	0	0	0	0	0	0

医療費（公費負担分）

区分 年度	勧告入院者（感染症法第37条）		一般患者（感染症法第37条の2）	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
29	40	7,473,300	413	878,695
30	28	2,227,245	380	805,948
元	61	8,870,576	435	941,011
2	28	1,968,376	355	709,759
3	38	3,306,318	298	889,134

補助金等 ① 無	国負担割合 3/4(37条) 1/2(37条の2)	都負担割合 —	区負担割合 1/4(37条) 1/2(37条の2)	補助金名等 結核医療費国庫負担(補助)金
-------------	---------------------------------	------------	---------------------------------	-------------------------

エイズ・性感染症検査及び相談（保健所検査）

所管課

保健予防課

目 的

検査の機会と場を提供し、エイズ及び性感染症の感染予防と早期発見による重症化の防止を図ります。

事業内容

区内在住・在勤にかかわらず、エイズ相談・H I V抗体検査事業に加えて、梅毒、性器クラミジア感染症、淋菌感染症の3疾患を同時実施しています。（月2回）

開始時期

平成7年（H I V検査） 平成12年（性感染症検査） 平成21年（H I V即日検査）

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）
 性感染症に関する特定感染症予防指針（厚生省告示）
 港区エイズ・性感染症検査実施要綱

実績表

1 エイズ相談・H I V抗体検査

エイズ関連相談及びH I V抗体検査件数 (単位：件)

年度	区分	抗体検査数 (ELISA法)	確認検査数 (WB法・PCR)	陽性数	電話相談件数	来所相談件数
29		422	0	1	845	818
30		481	0	1	901	1,043
元		483	0	0	686	1,099
2		280	1	1	165	445
3	男	148	0	0		
	女	111	0	0		
	計	259	0	0	40	130

※新型コロナにより相談件数減

2 性感染症検査

(1) 梅毒

(単位：件)

年度	区分	検査数 (LA法・RPR法)	検査数 (T P H A)	陽性数
29		422	4	3
30		481	481	8
元		483	483	5
2		279	279	4
3	男	148	148	7
	女	111	111	1
	計	259	259	8

※平成30年度から全件T P H A実施

(2) 性器クラミジア感染症 (単位：件)

年度	区分	検査数 (TMA法)	陽性数
29		408	27
30		476	26
元		468	31
2		279	16
3	男	146	7
	女	111	13
	計	257	20

※平成 30 年度から検査法がTMA法からPCR法に変わりました。

(3) 淋菌感染症 (単位：件)

年度	区分	検査数 (TMA法)	陽性数
29		408	1
30		476	1
元		468	5
2		279	2
3	男	146	0
	女	111	1
	計	257	1

※平成 30 年度から検査法がTMA法からPCR法に変わりました。

3 HIV即日検査 (単位：件)

年度 (実施回数)	区分	検査数 (IC法)	確認検査数 (WB法・PCR)	陽性数
29(3回)		108	2	2
30(4回)		141	1	1
元(2回)		139	1	1
2(2回)		148	1	1
3(2回)	男	130	1	1
	女	2	0	0
	計	132	1	1

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 —	区負担割合 1 / 2	補助金名等	特定感染症検査等事業費 国庫補助金
-----------------	----------------	------------	----------------	-------	----------------------

エイズ・性感染症検査委託事業（AI チェック）

所管課

保健予防課

目 的

検査の機会と場を提供し、エイズ及び性感染症の感染予防と早期発見により、重症化の防止を図ります。

事業内容

区内在住・在勤・在学を対象にエイズ、梅毒、性器クラミジア感染症、淋菌感染症の検査を、港区指定医療機関に委託して実施しています。

開始時期

平成19年6月

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）
 性感染症に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）
 港区エイズ・性感染症検査実施要綱

実績表

1 HIV抗体検査

（単位：件）

年度	区分	抗体検査数 (ELISA法)	確認検査数 (WB法・PCR)	陽性数
29		717	0	0
30		712	0	0
元		619	0	0
2		404	0	0
3	男	190	0	0
	女	348	0	0
	計	538	0	0

2 性感染症検査

(1) 梅毒

（単位：件）

年度	区分	検査数 (RPR法)	検査数 (TPHA)	陽性数
29		711	711	16
30		711	711	14
元		627	627	1
2		404	404	6
3	男	189	189	10
	女	348	348	4
	計	537	537	14

(2) 性器クラミジア感染症

(単位：件)

年度	区分	検査数 (TMA 法)	陽性数
29		704	59
30		709	64
元		618	50
2		401	37
3	男	183	16
	女	337	28
	計	520	44

(3) 淋菌感染症

(単位：件)

年度	区分	検査数 (TMA 法)	陽性数
29		705	3
30		709	3
元		618	4
2		401	3
3	男	183	4
	女	337	6
	計	520	10

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 —	区負担割合 1 / 2	補助金名等	特定感染症検査等事業費 国庫補助金
---------------	----------------	------------	----------------	-------	----------------------

エイズ・性感染症予防の普及・啓発

所管課

保健予防課

目 的

エイズ及び性感染症を予防する知識の普及啓発により、若い世代を中心とした幅広い世代への予防対策を推進します。

事業内容

- 1 エイズ検査勧奨チラシの作成
- 2 区内中学校及び高等学校での普及啓発授業の実施
- 3 区内大学の学園祭へのブース出展、クイズ、アンケート調査、パネル展示等
- 4 成人式での啓発スライドの上映、「MY WILL」の配布
- 5 メディアを用いての広報活動
(区広報紙や区ホームページ及びバナーへの記事掲載等)
- 6 保健所エントランスでのパネル展示等による情報発信

根拠法令等

- 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）
- 性感染症に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）

開始時期

平成8年度

実績表

普及啓発事業等

(単位：人)

区分 年度	中学校授業 参加生徒数	高等学校授業 参加生徒数	大学学園祭 参加者数
29	85	191	405
30	122	170	295
元	13	176	322
2	93	※なし	※なし
3	103	※なし	※なし

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。

補助金等 ⑦ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 -	区負担割合 1 / 2	補助金名等	エイズ対策促進事業費 国庫補助金
-------------	----------------	------------	----------------	-------	---------------------

感染症発生動向調査事業

所管課

保健予防課

目的

感染症の発生情報を収集・分析し、その結果を国民や医療関係者へ提供・公開します。

事業内容

感染症患者発生届の受理、通報ネットワークの運営を行います。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

開始時期

平成11年

実績表

- 1 感染症発生届出受理状況（令和3年1月1日から令和3年12月31日までの届出件数）
 感染症はそれぞれの疾患の性格から次のとおり大別され、それぞれに対応が異なります。
 (1) 一類・二類・三類感染症・新感染症・新型インフルエンザ等感染症とその発生届受理状況

(単位：件)

類 型	疾 患 名	届出件数			措 置 対 応
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	
一類感染症 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	エボラ出血熱	-	-	-	・原則入院 ・消毒等の物的措置 (例外的に、建物への措置、通行制限等の措置も適用対象とする。)
	クリミア・コンゴ出血熱	-	-	-	
	痘そう(天然痘)	-	-	-	
	南米出血熱	-	-	-	
	ペスト	-	-	-	
	マールブルグ病	-	-	-	
二類感染症 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	急性灰白髄炎(ポリオ)	-	-	-	・状況に応じて入院 ・特定職種への就業制限 ・消毒等の対物措置
	結核	22	-	5	
	ジフテリア	-	-	-	
	重症急性呼吸器症候群(SARS)	-	-	-	
	中東呼吸器症候群(MERS)	-	-	-	
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-	-	-	
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-	-	-	
三類感染症 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって集団発生を起こしうる感染症	コレラ	-	-	-	・特定職種への就業制限 ・消毒等の対物措置
	細菌性赤痢	-	-	-	
	腸管出血性大腸菌感染症(O157等)	8	-	-	
	腸チフス	-	-	-	
新感染症 人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症の疾病と明らかに異なり、その伝染力及び罹患した重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症		-	-	-	政令で症状等の要件指定した後に、一類感染症に準じた対応
	新型インフルエンザ等感染症 全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症				
	新型インフルエンザ	-	-	-	
	再興型インフルエンザ	-	-	-	
指定感染症 既知の感染症で一類から三類感染症と同等の措置を講じなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症	※新型コロナウイルス感染症	12,358	33	3,491	・一類から三類感染症に準じた入院対応や消毒等の対物措置

※新型コロナウイルス感染症は、令和3年2月13日から指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に改正されましたが、令和3年度の数は新型インフルエンザ等の感染症の新型コロナウイルス感染症として計上しています。

(2) 四類感染症とその発生届受理状況

人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症です。

全数届出疾患

44疾患

(単位：件)

疾患名	届出件数		
	患者	疑似症患者 ※届出対象外	無症状 病原体保有者
1 E型肝炎	2		4
2 ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む。)	-		-
3 A型肝炎	2		-
4 エキノコックス症	-		-
5 黄熱	-		-
6 オウム病	-		-
7 オムスク出血熱	-		-
8 回帰熱	-		-
9 キャサヌル森林病	-		-
10 Q熱	-		-
11 狂犬病	-		-
12 コクシジオイデス症	-		-
13 サル痘	-		-
14 ジカウイルス感染症	-		-
15 重症熱性血小板減少症候群	-		-
16 腎症候性出血熱(HFRS)	-		-
17 西部ウマ脳炎	-		-
18 ダニ媒介脳炎	-		-
19 炭疽	-		-
20 チクングニア熱	-		-
21 つつが虫病	-		-
22 デング熱	-		-
23 東部ウマ脳炎	-		-
24 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く)	-		-
25 ニパウイルス感染症	-		-
26 日本紅斑熱	-		-
27 日本脳炎	-		-
28 ハンタウイルス肺症候群(HPS)	-		-
29 Bウイルス病	-		-
30 鼻疽	-		-
31 ブルセラ症	-		-
32 ベネズエラウマ脳炎	-		-
33 ヘンドラウイルス感染症	-		-
34 発しんチフス	-		-
35 ボツリヌス症	-		-
36 マラリア	-		-
37 野兔病	-		-
38 ライム病	-		-
39 リッサウイルス感染症	-		-
40 リフトバレー熱	-		-
41 類鼻疽	-		-
42 レジオネラ症	11		-
43 レプトスピラ症	-		-
44 ロッキー山紅斑熱	-		-

(3) 五類感染症とその発生届受理状況

国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症です。

ア 全数届出疾患 24疾患

(単位：件)

	疾 患 名	届 出 件 数			
		患 者	疑似症患者	無症状 病原体保有者	
1	アメーバ赤痢	8	/	/	
2	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）	1			
3	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	25			
4	急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）	-			
5	急性脳炎（ウエストナイル脳炎・西部ウマ脳炎・ダニ媒介脳炎・東部ウマ脳炎・日本脳炎・ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）	-			
6	クリプトスポリジウム症	-			
7	クロイツフェルト・ヤコブ病	1			
8	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1			
9	後天性免疫不全症候群	12			8
10	ジアルジア症	2			
11	侵襲性インフルエンザ菌感染症	3			
12	侵襲性髄膜炎菌感染症	-			
13	侵襲性肺炎球菌感染症	11			
14	水痘（入院例に限る）	3			
15	先天性風しん症候群	-			
16	梅毒	167			43
17	播種性クリプトコックス症	1			
18	破傷風	-			
19	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-			
20	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-			
21	百日咳	-			
22	風しん	-			
23	麻しん	-			
24	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-			

イ 定点届出疾患 29疾患

以下の疾患は定点として指定した医療機関から毎週（毎月）発生件数を受理します。
また、平成20年7月からインフルエンザ定点を疑似症定点として疑似症サーベイランスを開始しました。

（単位：件）

疾患名	届出件数			届出種別定点
	患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	
1 RSウイルス感染症	578			小児科定点 区内6医療機関
2 咽頭結膜熱	13			
3 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	40			
4 感染性胃腸炎	718			
5 水痘	15			
6 手足口病	132			
7 伝染性紅斑	4			
8 突発性発しん	89			
9 ヘルパンギーナ	47			
10 流行性耳下腺炎	21			
11 不明発しん症（都単独）	1			
12 MCL S（川崎病）（都単独）	9			
13 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	5			
14 急性出血性結膜炎	-			眼科定点 区内0医療機関
15 流行性角結膜炎	-			
16 性器クラミジア感染症	129			性感染症定点 区内2医療機関
17 性器ヘルペスウイルス感染症	50			
18 尖圭コンジローマ	85			
19 淋菌感染症	34			
20 膣トリコモナス症（都単独）	4			基幹定点 区内1医療機関
21 感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）	-			
22 クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	13			
23 細菌性髄膜炎（髄膜炎菌・肺炎球菌・インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。）	-			
24 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-			
25 マイコプラズマ肺炎	12			
26 無菌性髄膜炎	-			
27 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	41			
28 薬剤耐性緑膿菌感染症	-			疑似症定点 区内9医療機関
29 疑似症	-			

・斜線は届出の対象外

・令和3年1月1日から令和3年12月31日までの定点医療機関からの報告数

2 病原体保有確認検査

就業制限の対象者及びその関係者が、公衆に感染症をまん延させるおそれがないか確認検査を実施しています。

(単位：件)

疾患名	件数	検査機関	
		東京都健康安全研究センター	みなと保健所
細菌性赤痢	-	-	-
腸管出血性大腸菌感染症	38	-	38
腸チフス	-	-	-
パラチフス	-	-	-
感染性胃腸炎※	-	-	-

※感染性胃腸炎については、社会福祉施設等での集団発生時に原因究明のため検査を実施しています。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 -	区負担割合 1 / 2	補助金名等	感染症発生動向調査事業費国庫負担金
---------------	----------------	------------	----------------	-------	-------------------

一・二・三類患者の入院勧告等防疫措置医療費公費負担	所管課	—
		保健予防課

目的

感染症患者の人権に配慮しつつ、その発生流行を防止します。

事業内容

一・二・三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症発生届出時に、区内に当該患者がいる場合、みなと保健所が防疫等の措置を行います。なお、入院勧告は72時間を限度とします。

人権に配慮し、72時間を超える入院（入院の延長）については、医師、法律家等で構成する感染症の診査に関する協議会に延長について諮問し承認を受けます。

感染症法第19条及び第20条による入院医療費については、同法第37条により公費負担制度があります。また、結核患者は同法第37条の2により通院医療費の公費負担制度があります。

なお、三類感染症は、入院勧告を行いません。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

開始時期

平成11年

実績表

(単位：件)

類型	疾患名	就業制限 (第18条)	入院勧告 (第19条)	入院延長勧告 (第20条)	移送実施 (第21条)	消毒実施 (第27条)	医療費公費負担金額(円) (第37条) (第37条の2)
	一類感染症	-	-	-	-	-	-
二類	急性灰白髄炎	-	-	-	-	-	-
	結核	13	13	37	3	-	4,195,452
	ジフテリア	-	-	-	-	-	-
	重症急性呼吸器症候群 (SARS)	-	-	-	-	-	-
	中東呼吸器症候群 (MERS)	-	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ (H5N1)	-	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ (H7N9)	-	-	-	-	-	-
三類	コレラ	-	-	-	-	-	-
	細菌性赤痢	-	-	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌感染症	1	-	-	-	2	-
	腸チフス	-	-	-	-	-	-
	パラチフス	-	-	-	-	-	-
	新型インフルエンザ等感染症	-	-	-	-	-	-
	新型コロナウイルス感染症	25,791	2,059	2,395	1,019	-	282,993,072
	合計	25,805	2,072	2,432	1,022	2	287,188,524

※新型コロナウイルス感染症は、令和3年2月13日から指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に改正されましたが、令和3年度の数値は、新型コロナウイルス感染症として計上しています。

補助金等 ①・無	国負担割合 3/4	都負担割合 —	区負担割合 1/4	補助金名等	感染症患者入院医療費 国庫負担金
補助金等 ①・無	国負担割合 3/4(37条) 1/2(37条の2)	都負担割合 —	区負担割合 1/4(37条) 1/2(37条の2)	補助金名等	結核医療費国庫負担(補 助)金
補助金等 ①・無	国負担割合 1/2	都負担割合 —	区負担割合 1/2	補助金名等	感染症予防事業費等国 庫負担金

感染症予防講習会及び健康教育

所管課

保健予防課

目 的

感染症予防講習会や関係者への個別の健康教育によって、感染症にかかりやすい乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者等への流行を予防します。

事業内容

保育園、児童館、幼稚園、小学校、中学校、高齢者施設、障害者施設等の保健衛生担当者を対象に、講習会を開催し、感染症の知識の普及啓発に努めます。

また、必要に応じて施設等関係者に対して、個別に健康教育を行います。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

開始時期

平成16年度

実績表

1 感染症講習会

(単位：人)

年度	区分	夏場の感染症講習会	冬場の感染症講習会	計
29		80	99	179
30		114	28	142
元		70	31	101
2		0	0	0
3		0	65	65

※R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講習会は中止しました。

2 健康教育

年度	区分	回数	延人数
29		60回	76人
30		81回	204人
元		50回	281人
2		34回	105人
3		34回	139人

補助金等
(有) ・ 無

国負担割合
-

都負担割合
1 / 2

区負担割合
1 / 2

補助金名等

医療保健政策区市町村包括
補助事業補助金

感染症の診査に関する協議会	所管課	—
		保健予防課

目 的

感染症患者に対する感染防止上の措置等について審議します。

委員構成

感染症指定医療機関の医師 1 名以上、感染症の患者の医療に関する学識経験者 1 名以上、法律に関する学識経験者 1 名以上、医療及び法律以外の学識経験者 1 名
委員の任命期間 2 年

事業内容

- 1 感染症法第 18 条第 1 項の規定による通知、第 20 条第 1 項の規定による勧告及び同条第 4 項の規定による入院の期間の延長並びに第 37 条第 1 項及び第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関して必要な事項について保健所長の諮問について審議し、意見を付けて答申します。
- 2 感染症法第 18 条第 6 項及び第 19 条第 7 項の規定による報告について審議し、意見を付けて答申します。

根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
港区感染症の診査に関する協議会条例

開始時期

平成 11 年 4 月 1 日

実績表

(単位：回)

年度	区分	感染症の診査に関する協議会	感染症の診査に関する緊急診査会
29		23	13
30		24	8
元		22	14
2		24	20
3		24	9

※ 主に、結核患者及び新型コロナウイルス感染症患者の公費負担について審査しています。

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

港区感染症対策協議会

所管課

—
保健予防課

目 的

港区感染症対策協議会を設置し、港区における感染症対策の総合的な推進について必要な事項を協議します。

事業内容

新型インフルエンザ等感染症その他の新興・再興感染症から区民の生命及び健康を保護し、並びに健康被害を最小限に抑えることができるよう、区民が適切な医療を受けることのできる体制を確保する等、総合的な感染症対策を推進するため、港区感染症対策協議会を設置しています。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
港区感染症対策協議会設置要綱

開始時期

平成 27 年 10 月 1 日

実績表

年度	区分	開催回数
29		2
30		1
元		1
2		1
3		1

補助金等
有 ・ 無

備 考

予 防 接 種	所管課	—
		保健予防課
<p>目 的</p> <p>予防接種を行うことで各種の病原体に対して、免疫をもたない乳幼児をはじめとした感受性者への免疫の賦与又は免疫の増強効果を図り、感染症の発病及び重症化、まん延等を予防します。</p> <p>事業内容</p> <p>予防接種法に基づく定期接種は区市町村長が行うこととされています。定期接種には、A類疾病とB類疾病があり、前者は主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点を置き、対象者は予防接種を受ける努力義務があります。後者は主に個人の発症予防に重点を置き努力義務はありません。それ以外は任意接種として扱われます。</p> <p>A類疾病：ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、結核（BCG）、小児の肺炎球菌感染症、インフルエンザ菌 b 型（Hib）感染症、ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）、水痘、B 型肝炎、ロタ</p> <p>B類疾病：インフルエンザ（高齢者対象）、高齢者の肺炎球菌感染症</p> <p>※各疾病の予防接種の対象者は政令で規定</p> <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防接種法 予防接種法施行令 予防接種法施行規則 予防接種実施規則 定期接種実施要領 麻しんに関する特定感染症予防指針 風しんに関する特定感染症予防指針 <p>開始時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和23年 予防接種法施行 昭和40年 予防接種法に基づく定期予防接種が東京都から区に事務移管 		

実績表

1 A類疾病の定期予防接種・個別接種（医療機関委託）

（単位：人）

種類	区分	年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度			
		実施数	実施数	実施数	実施数	港区民分			他区民分	
						実施数	実施率	予診のみ	実施数	予診のみ
ヒブ	1回	2,867	2,789	2,699	2,472	2,370	91.2	1	736	0
		3,168	3,081	2,998	2,736	2,599				
	2回	2,836	2,825	2,669	2,584	2,358	90.2	0	608	0
		3,179	3,101	3,028	2,767	2,614				
	3回	2,847	2,836	2,645	2,671	2,361	89.5	0	554	0
		3,220	3,128	3,072	2,799	2,639				
	追加	2,854	2,781	2,556	2,804	2,327	80.1	0	326	0
		3,574	3,433	3,367	3,048	2,905				
小児用肺炎球菌	1回	2,869	2,798	2,713	2,466	2,365	90.9	1	735	0
		3,171	3,090	2,998	2,734	2,602				
	2回	2,834	2,840	2,707	2,560	2,361	90.3	0	609	0
		3,182	3,107	3,032	2,760	2,615				
	3回	2,849	2,845	2,716	2,624	2,359	89.2	0	560	0
		3,222	3,140	3,075	2,797	2,646				
	追加	2,838	2,771	2,674	2,675	2,338	80.5	0	336	0
		3,566	3,432	3,367	3,039	2,903				
ジフテリア・百日せき・破傷風（三種混合）I期1回		—	—	1	—	0	—	0	0	0
		—	—	—	—	0				
傷風・ポリオ（四種混合）	1回	2,839	2,810	2,696	2,544	2,356	91.8	0	614	0
		3,208	3,096	2,976	2,801	2,567				
	2回	2,856	2,868	2,723	2,605	2,379	91.9	0	562	0
		3,234	3,125	3,027	2,836	2,590				
	3回	2,828	2,885	2,714	2,676	2,349	89.4	0	552	0
		3,272	3,158	3,066	2,883	2,628				
	追加	2,852	2,852	2,760	2,670	2,398	89.5	0	258	0
		3,296	3,141	3,046	2,856	2,680				
急性灰白髄炎（不活化ポリオ）	1回	3	1	0	0	0	—	0	0	0
		4	2	1	0	0				
	2回	16	0	0	0	0	—	0	0	0
		15	2	1	0	0				
	3回	16	6	0	0	0	—	0	0	0
		19	5	2	1	0				
	追加	68	32	8	9	1	100.0	0	0	0
		49	26	16	7	1				
日本脳炎	I期初回	2,861	3,064	2,903	2,875	2,223	80.5	2	187	0
		3,155	3,304	3,282	3,113	2,762				
	2回	2,680	3,033	2,910	2,904	2,212	78.7	0	171	0
		3,217	3,391	3,361	3,184	2,809				
	I期追加	2,287	2,518	2,627	2,448	1,036	165.5	0	91	0
		2,915	3,293	3,320	3,266	626				
	II期	1,509	1,943	1,747	1,657	707	214.9	0	42	0
		2,081	2,170	2,390	2,380	329				

種類		年度		元年度	2年度	3年度					
		29年度	30年度			港区民分		他区民分			
		区分		実施数	実施数	実施数	実施数	実施率 (%)	予診のみ	実施数	予診のみ
		対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	対象者数					
ジフテリア・破傷風 (2種混合)Ⅱ期		864	1,022	1,151	1,206	1,220	56.1	0	45	0	
		1,874	2,051	2,094	2,133	2,173					
子宮頸がん予防	1回	22	35	78	247	606	12.7	2	38	0	
		26	59	105	401	4,787					
	2回	14	30	58	186	494	10.3	0	41	0	
		27	58	105	400	4,793					
	3回	9	22	44	110	273	5.7	0	31	0	
		23	56	98	402	4,808					
風し麻疹し混ん合	Ⅰ期	2,854	2,834	2,632	2,661	2,281	90.8	1	352	0	
		3,149	3,124	2,881	2,815	2,513					
	Ⅱ期	1,889	2,185	2,153	2,378	2,388	81.4	0	124	0	
		2,387	2,669	2,585	2,949	2,937					
水痘	1回	2,874	2,803	2,657	2,676	2,299	91.3	1	356	0	
		3,172	3,146	2,899	2,823	2,519					
	2回	2,659	2,663	2,606	2,623	2,328	86.4	0	247	0	
		3,378	3,345	3,121	2,995	2,696					
BCG		2,747	2,799	2,600	2,606	2,288	87.5	1	536	0	
		3,256	3,160	3,045	2,856	2,616					
B型肝炎	1回	2,802	2,765	2,659	2,456	2,342	90.3	0	729	0	
		3,148	3,071	2,981	2,730	2,595					
	2回	2,776	2,812	2,667	2,543	2,341	89.5	0	603	0	
		3,172	3,099	3,016	2,754	2,615					
	3回	2,916	2,745	2,536	2,565	2,261	83.6	0	506	0	
		3,291	3,183	3,137	2,854	2,706					
口 タ	1回				1,145	2,329	89.8	1	717	0	
					1,342	2,593					
	2回				969	2,312	88.6	0	593	0	
					1,353	2,610					
	3回				165	597	67.1	0	96	0	
					453	890					

※対象数については、予診票発行数です。

※口タ3回については、5価ワクチンを選択された方のみ対象

※1 個別接種については、平成2年度から23区の相互委託が開始されました。

※2 平成24年9月、ポリオワクチンが、生ワクチンから不活化ワクチンへ切り替わりました。
それに伴い、接種方法も集団接種から個別接種に切り替わりました。

※3 平成24年11月、4種混合ワクチン（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）が導入されました。

※4 平成25年4月1日からヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症）が定期予防接種に位置付けられました。

※5 平成25年6月から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を差し控えています。

※6 平成25年11月1日から小児用肺炎球菌ワクチンが、7価から13価へ切り替わりました。

※7 平成26年10月1日から水痘ワクチンが定期予防接種に位置付けられました。

※8 日本脳炎は、平成17年5月30日から平成22年3月までの間、ワクチン由来と疑われる急性散在性脳脊髄炎（ADEM）などの副反応が続いたことを受け、積極的勧奨（個別通知）を差し控えていました。その間の対象者は、特例対象者として、以下の(1)、(2)のと通りの扱いとなります。

その後、日本脳炎Ⅰ期は平成21年6月から新ワクチンでの接種が開始され、平成22年4月から3歳児に対して積極的勧奨を再開しました。また、平成23年4月から4歳児に対して、平成25年4月からは第Ⅱ期の対象者に対して積極的勧奨を再開しました。

(1)平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの者はⅠ期及びⅡ期の接種を20歳未満まで接種可能

(2)平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの者はⅠ期の未接種分について、Ⅱ期の接種期間に接種可能

※9 平成25年度からBCGの対象者を、「生後1歳に至るまでの間にある者」に拡大し、平成28年度からは、BCGについても23区相互委託の対象となりました。

※10 平成28年10月1日からB型肝炎ワクチンが定期予防接種に位置付けられました（平成28年4月1日以降に生まれた1歳未満の者に限る）。

※11 令和2年10月1日からロタが定期予防接種に位置付けられました（令和2年8月1日以降に生まれた者に限る）。

※12 令和3年11月26日から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を再開し、令和4年3月末に未接種者へ通知しました（5,118件）。

※13 令和3年度は、国の要請により日本脳炎ワクチン流通量調整があったため、1期追加及び2期の対象者への積極的勧奨を差し控えていました。

【風しんの追加的対策】

風しんの予防接種を公的に受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象とした風しんの抗体検査と風しんの第5期定期接種を令和元年度から令和6年度まで実施しています。

令和元年度は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた男性については、令和2年3月末にクーポン券を送付し、令和3年3月末に未受検者へ勧奨はがきを送付しました（32,334件）。また、実施期間の3年延長に伴い令和4年3月末に未受検者へクーポン券を再送付しました。

区分 \ 年度	元年度	2年度	3年度
送付件数	16,914	19,972	29,894
風しん抗体検査	2,209	2,719	1,912
風しん予防接種	437	492	379

※1 集合契約によって全国の指定医療機関で受検、予防接種可能です。

※2 風しん予防接種は、原則として麻しん風しん混合ワクチンを接種します。

※3 抗体検査、予防接種ともに無料です。

補助金は、風しんの追加的対策（抗体検査）のみ対象

補助金等 ⑦ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 -	区負担割合 1 / 2	補助金名等	特定感染症検査等事業費 国庫補助金
-------------	----------------	------------	----------------	-------	----------------------

2 B類疾病の定期予防接種・個別接種（医療機関委託）

（単位：人）

種別	区分	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度			
		実施数	対象者数	実施数	対象者数	実施数	対象者数	実施数	対象者数	港区民分			
										実施数	実施率	他区民分 実施数	
								対象者数	(%)				
インフルエンザ	65歳以上の者	20,777	44,269	23,732	44,396	24,779	44,548	26,289	44,738	26,409	58.2	4,836	
										45,384			
	60歳から65歳未満の慢性高度心・肺・腎機能等不全者	31	63	26	83	32	79	28	74	38	75	50.7	17
合計		20,808	44,332	23,758	44,479	24,811	44,627	26,317	44,812	26,447	58.2	4,853	
										45,459			
高齢者肺炎球菌	65歳の者（※3）	2,758	8,830	2,580	8,559	1,680	6,560	1,516	5,634	2,137	25.5	252	
										8,385			
	60歳から65歳未満の慢性高度心・肺・腎機能等不全者	4	53	7	79	6	57	9	55	12	54	22.2	0
合計		2,762	8,883	2,587	8,638	1,686	6,617	1,525	5,689	2,149	25.5	252	
										8,439			

- ※1 令和3年度のインフルエンザ接種の実施時期は、令和3年10月1日から令和4年1月31日までです。なお、平成19年度から港区民は自己負担金を徴収せずに無料としました。
- ※2 平成26年10月1日から高齢者肺炎球菌ワクチンが定期予防接種に位置付けられました（一部自己負担あり）。令和3年度より自己負担額を4,000円から1,500円に引き下げました。
- ※3 令和元年度から令和5年度までの間、高齢者肺炎球菌の対象者については、経過措置として、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とします。

3 定期予防接種費用助成事業

【里帰り等定期予防接種費用助成】

事業内容

「定期予防接種実施依頼書」によって、23区外の医療機関で定期予防接種を受けた際に、実際に医療機関に支払った金額と、あらかじめ区が定めた助成限度額を比較して、少ない方の金額について助成します。

開始時期

平成28年4月

実績表

年度	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
区分	助成件数	接種回数	助成件数	接種回数	助成件数	接種回数	助成件数	接種回数	助成件数	接種回数
助成件数	187		164		142		410		275	
接種回数	846		731		434		1,214		1,155	

根拠法令等

港区里帰り等定期予防接種費用助成要綱

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

4 任意予防接種費用助成事業

【港区成人の風しん予防接種緊急対策事業】

風しん抗体検査

(単位：人)

区分	年度				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
妊娠を希望又は予定している女性	192	893	398	203	206
妊娠を希望している女性の夫（パートナー等を含む）	143	895	434	222	185
風しん抗体価の低い妊婦の夫（パートナー等を含む）	23	56	37	59	52
合計	358	1,844	869	484	443

※1 対象者：受診日現在、19歳以上の区民で、表中の区分に該当する人（ただし、風しんの抗体検査を受けたことのある人、明らかに風しんの予防接種歴がある人、風しんの罹患歴がある人を除く）

※2 抗体検査費用を全額助成しています。

風しん等予防接種

(単位：人)

区分	年度				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
妊娠を希望又は予定している女性	154	430	365	237	259
妊娠を希望している女性の夫（パートナー等を含む）		167	218	107	85
風しん抗体価の低い妊婦の夫（パートナー等を含む）		9	14	27	19
合計	154	606	597	371	363

※1 対象者：接種日現在、19歳以上の区民で、表中の区分に該当する人（ただし、明らかに風しんの予防接種歴がある人、風しんの罹患歴がある人を除く）

※2 令和元年度から風しん等予防接種費用を全額助成しています。

※3 平成30年11月から以下のように対象者を拡大しました。

- ・妊娠を希望している女性の夫及び同居者で、風しん抗体価が低い人
- ・風しん抗体価の低い妊婦の夫及び同居者で、風しん抗体価が低い人

根拠法令等

港区成人の風しん対策事業実施要綱

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 -	区負担割合 1 / 2	補助金名等	特定感染症検査等事業費 国庫補助金
補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金

【0歳児の保護者等を対象とした麻しん対策事業】

(単位：人)

区分	年度	30年度	元年度	2年度	3年度
麻しん抗体検査		400	73	18	10
麻しん風しん混合(MR)ワクチン又は麻しん単独ワクチン		201	39	19	7

※1 対象者

- ① 抗体検査：受診日現在、19歳以上の区民で、0歳児と同居する保護者等(同居人を含む)ただし、次の人を除く。
麻しんの抗体検査を受けたことのある人、明らかに麻しんの予防接種歴がある人、麻しんの罹患歴がある人
- ② 予防接種：接種日現在、19歳以上の区民で、0歳児と同居する保護者等(同居人を含む)で麻しん抗体価が低い人
ただし、次の人を除く。
明らかに麻しんの予防接種歴がある人、麻しんの罹患歴がある人

※2 抗体検査費用は全額助成、予防接種費用は一部助成しています。

根拠法令等

港区0歳児の保護者等対象の麻しん対策事業実施要綱

【麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種助成事業】

(単位：人)

区分	年度	30年度	元年度	2年度	3年度
麻しん風しん混合(MR)ワクチン		157	80	47	62

※1 対象者：2歳以上18歳以下の区民で、MRワクチン定期接種を未接種の人
ただし、第2期対象者を除く。

※2 予防接種費用は全額助成しています。

根拠法令等

港区麻しん風しん混合ワクチン任意接種助成事業実施要綱

【子どものインフルエンザ予防接種事業】

(単位：件)

区分	年度	元年度	2年度	3年度
インフルエンザ費用助成		30,653	38,597	31,906

※1 対象者：生後6か月から中学校3年生までの人

※2 助成金額：1回当たり3,000円(上限)

※3 助成回数：生後6か月から小学校6年生まで2回、中学校1年生から中学校3年生まで1回

※4 実施期間：各年10月1日から翌年1月31日まで

根拠法令等

港区子どものインフルエンザ予防接種事業実施要綱

補助金等 ① 無	国負担割合 -	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金
-------------	------------	--------------	--------------	-------	-------------------------

周産期医療・小児医療連携協議会	所管課	—
		保健予防課

目 的

区内における周産期医療及び小児医療体制の確保及び充実を図るため、港区周産期医療・小児医療連携協議会を設置しています。

事業内容

区内における医療体制の確保及び充実を図るため、以下について協議・検討を行います。

- (1) 区内の周産期医療及び小児医療に関わる医療・行政関係機関の連携体制の整備及び推進に関する事。
- (2) 周産期母子医療センターを拠点とした地域の病院及び診療所との協力及び連携に関する事。
- (3) 小児救急医療体制に関する事。
- (4) その他区長が周産期医療及び小児医療に関して必要と認める事項

根拠法令等

港区周産期医療・小児医療連携協議会設置要綱

開始時期

平成 26 年 10 月

実績表

区分 年度	開催回数
29	1
30	1
元	1
2	1
3	1

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	小児初期救急平日夜間診療 事業補助金
---------------	------------	----------------	----------------	-------	-----------------------

骨髄移植ドナー支援事業	所管課	—
		保健予防課

目 的

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供事業において骨髄等を提供した区民（以下「ドナー」という。）及びドナーを雇用する事業者に対して助成金を交付することにより、ドナーの経済的な負担の軽減及び骨髄等の移植の推進を図ることを目的とします。

事業内容

ドナーに対しては、以下に掲げる通院等に要した日数に30,000円を乗じて得た額（210,000円を上限とする。）、ドナーを雇用する事業者に対してはドナーが通院等に要した日数に、10,000円を乗じて得た額（70,000円を上限とする。）を申請に基づき助成します。

- (1) 骨髄等の提供に当たって事前に実施する健康診断のための通院
- (2) 骨髄等の提供に当たって事前に実施する自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める通院、入院又は面接

根拠法令等

港区骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

開始時期

平成30年4月1日

実績表

助成件数内訳 (単位：件)

年度	ドナー助成件数	事業者助成件数
30	0	0
元	2	0
2	2	0
3	4	1

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 ドナー2/3 事業者10/10	区負担割合 ドナー1/3 事業者—	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金
---------------	------------	-----------------------------	-------------------------	-------	---------------------

新型コロナウイルス感染症対策	所管課	生活衛生課 保健予防課 健康推進課
<p>目 的</p> <p>新型コロナウイルス感染症から、区民の生命と身体を守るため、区内医療機関、港区医師会等の関係機関と連携し、患者に対する支援や、感染拡大防止対策の強化を推進することを目的とします。</p> <p>事業内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、保健所に電話相談センターを設置し相談体制を整えるほか、地域外来・検査センターを設置し、迅速にPCR検査を受けられる体制を整えています。</p> <p>また、区内医療機関や港区医師会と連携し、相談を受けてからの受診案内や、患者が入院するまでの搬送、自宅療養者への健康観察システムを導入するなど、区独自に切れ目のない体制を構築し、迅速に対応しています。検査体制については、今後も区内医療機関や港区医師会との連携体制を強化し、必要な人が適切に検査ができるような体制を整備するとともに、マスクやガウンなどの防護具の物資の充実を図ります。その他、新型コロナウイルス感染症の正しい知識について広く普及・啓発するため、感染症予防動画を作成・活用し、周知を徹底します。</p> <p>根拠法令等</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 自殺対策基本法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 港区自殺対策推進計画（改訂版） 港区新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関等における感染防止対策支援補助金交付要綱</p> <p>開始時期</p> <p>令和2年1月</p>		

(1) 新型コロナウイルス感染症疑い患者への対応強化策

実施開始日	取組内容
令和2年 4月13日から	民間検査機関を活用したPCR検査の導入 民間検査機関を活用し、安全・安心かつ迅速に検査結果が判明できる検査体制を強化しています。
令和2年 4月16日から	港区医師会との連携によるPCR検査のための検体採取体制の強化 港区医師会からの医師派遣により、みなと保健所が実施する検体採取の人員体制を強化し、検査件数の増加に対応してきました。現在は、医師の検体採取が不要な唾液検査に変更して実施しているため、派遣は休止し、施設での集団感染発生時の際等に協力を依頼しています。 ・検体採取 延べ3回 5月(1回) 7月(1回) 8月(1回)
令和2年 4月24日から	みなと保健所衛生試験所でのPCR検査の開始 区直営で実施した場合、最短で当日に検査結果が出るため、より症状の重い患者等緊急性が高いケースに対応が可能となっています。

◆PCR検査数 3,239件

(東京都健康安全研究センター0件、区衛生試験所157件、民間検査機関3,082件)

(2) 新型コロナウイルス感染症患者の搬送体制の強化

当初、感染症患者等を搬送する際は、受入先の医療機関を調整すると同時に民間救急コールセンターを通じて救急搬送会社を探していましたが、東京都と協定を締結している救急搬送会社は空きも少なく手配に時間がかかり搬送手段の確保が難航していました。

そこで、安全・安心かつ迅速に搬送できる体制を整備・強化するため、独自に搬送車両を確保する等の取組を実施しています。

実施開始日	取組内容
令和2年 4月8日から	区が独自に搬送車両2台を確保(1台は、5月24日に購入)
令和2年 4月15日から	区内企業から感染対策が施された搬送専用車両1台を無償貸与
令和2年 6月18日から	東京都から感染対策が施された搬送専用車両1台を無償貸与

◆感染者の搬送人数 1,019人

(3) 新型コロナこころのサポートダイヤル(健康推進課 208頁)

(4) 健康観察システム

自宅療養中の軽症者や濃厚接触者の健康状態の変化に迅速かつ適切に対応するため、自身のスマートフォンやタブレットで体温や健康状態を報告する健康観察システムを開発、導入しました。

これにより、健康状態の変化を即時に把握できるため、病状の悪化等に迅速かつ適

切に対応することが可能となります。

また、毎日の電話による健康状態の聞き取りがなくなり、健康観察者及び保健所職員の負担軽減を図ることが可能となります。現在は、東京都の自宅療養者フォローアップセンターによる支援が開始されたため、その利用を促しています。

◆利用者数 349人(濃厚接触者 251人、検疫フォローアップ 21人、自宅療養者 77人)

(5) 感染症専門アドバイザーの設置

感染症の発生動向や頻繁にアップデートされる医学的知見を踏まえて、各区有施設が迅速に施設等の感染症対策を見直すことができるよう、感染症対策に豊富な経験がある専門職として「感染症専門アドバイザー」を設置しました。23区では初めての取組です。このことにより、各区有施設等の相談、訪問指導や事業への助言に応じる体制を整備し、感染症対策の向上を図りました。

■感染症専門アドバイザー

堀 成美氏(看護師、公益財団法人東京都看護協会危機管理室アドバイザー)

■概要

ア 業務内容

- ・区有施設等や施設を所管する区内各部署の感染予防に関する相談や訪問指導
- ・区内で発生した感染症集団発生事例の対策の助言 など

イ 勤務体制

- ・原則週2回(月曜・木曜)、午後1時～5時

■配置による効果

- ア 常に最新の知見や科学的根拠(エビデンス)に基づき、感染症予防対策を講じることが出来ます。
- イ 各区有施設等の感染症予防対策について、高い水準で均質化を図ることができ、区民に安全・安心な施設サービスを提供できます。
- ウ 感染症集団発生時に、的確なリスクアセスメントを実施し、感染拡大を最小限に抑えることができます。

◆相談等実績

年度	件数
2	269
3	189

*その他、感染予防対策の動画や自宅療養者向けのリーフレット等作成を監修

(6) みなと新型コロナ感染症対策オンライン研修

区民や港区を訪れる方、事業者などが安心して飲食店や宿泊等の施設を利用できるように、新型コロナ感染症対策に関するオンライン研修動画を作成し、区ホームページで公開しています。

◆実績

公開日	内容
令和2年 7月30日	[主に区内事業者向けの一般的な対策] 感染経路、手洗い・手指消毒方法、テーブルなどの拭き方等を解説しています。
令和2年 8月20日	[主に接待を伴う飲食店向けの対策] マスクが使えない時の工夫、待機時の過ごし方、換気方法等を解説しています。
令和2年 10月22日	[主に会社の経営者、衛生管理者、従業員及び利用者向けの対策] 出勤時や昼休み等の休憩時の対策、エレベーターでの対策、職場から陽性者が出た場合の対策等を解説しています。
令和3年 4月28日	[主に旅館業、民泊事業者及び施設の利用者向けの対策] 宿泊施設における感染症対策や工夫、施設利用時の注意事項等を解説しています。
令和3年 7月8日	[主に宿泊施設向けの対策] 【一部】は、宿泊施設が実施すべき感染症対策について、【二部】では、宿泊客が陽性になった場合の施設側の対応について、宿泊施設の心配や疑問にお答えする形で解説しています。
令和3年 8月10日	[主に保育園・幼稚園等の職員及び施設利用者向けの対策] (共通編) 家庭、保育園・幼稚園等の双方で気を付けるポイント等を解説しています。
	(施設編) 保育園・幼稚園等の施設で対応すること、気を付けるポイント等を解説しています。
	(家庭編) 家庭で対応すること、気を付けるポイント等を解説しています。

(7) みなとプレママ応援事業 (健康推進課 165頁)

(8) 相談件数実績 (延数) 13,297件

内容	件数
陰性の証明書を求められた (求めたい)	88
疑い患者の対応	164
コロナにかかっているか心配 (検査したい)	2,004
相談先の間合せ	190
その他 (自宅療養証明の問い合わせ等)	6,835
対応方法 (発生時)	3,543
対応方法 (未発生時)	308
予防法	165
合計	13,297

(9) 新型コロナウイルス感染者自宅療養支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染による健康状態や症状の変化を迅速に把握し、安心して自宅療養できる環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症の感染により自宅療養されている基礎疾患のある方などへ酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターの貸出しを行います。

◆実施期間 令和3年1月27日から実施

◆実績

年度	件数
2	6
3	1,645

(10) 自宅療養者への新たな医療支援に関する取組

ア 自宅療養者への医療支援について

港区医師会と連携し、自宅療養者への適切な医療を提供するため、健康管理上の医療相談や必要に応じた医師による診察（往診・オンライン診療等）の対応（調整）を実施しています。

本取組は、東京都「地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業」に参画し、実施しています。（平日（日中）は、港区医師会、休日・夜間は、民間事業者）

◆実施期間

休日・夜間 令和3年4月20日午後7時から開始

平日（日中）令和3年4月28日から開始

※東京都が港区医師会からの申請に基づき、事業の適用を認めた日

◆実績 441件

イ 港区薬剤師会との連携事業について

港区薬剤師会と連携し、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への薬剤配達等を迅速に行う取組を実施しています。

◆実施期間 令和3年6月1日から開始

◆実績 672件

ウ 酸素ボンベ等を活用した医療支援について

自宅療養者に対し、入院等の適切な医療につなげるまでの緊急対応として、地域の医療機関の判断により、迅速に酸素投入を行うことができるよう、区が独自に酸素ボンベ等を確保し、医療機関に貸与する取組を実施しています。

◆実施期間 令和3年8月30日から開始

◆実績 2件

エ 訪問看護ステーションと連携した健康観察について

区内の訪問看護ステーションと連携し、入院待機中の自宅療養者等の健康観察等を行う取組を実施しています。

◆実施期間 令和3年10月25日から開始

◆実績 0件

オ 助産師による妊産婦健康観察について

自宅療養中の妊産婦に対して、支援の強化を図るため、助産師による健康観察等を行う取組を実施しています。

◆実施期間 令和3年11月8日から開始

◆実績 35人

カ 医療機関による健康観察について

新型コロナウイルス感染症の陽性判明後、自宅療養となった患者に対し、地域の協力医療機関（都内全域の医療機関が対象）による健康観察を実施しています。

◆実施期間 令和4年1月12日から開始

◆実績 6,390件

キ ICTを活用した積極的疫学調査

区が独自で開発した「みなど保健所調査登録フォーム」（携帯のSMSを活用）により、新型コロナウイルス感染症の発生届の受理後、積極的疫学調査を迅速に行う取組を実施しています。

◆実施期間 令和4年1月4日から開始

◆実績 18,728件（送信件数）

(11) 診療・検査医療機関等における感染防止対策支援

国は、「次のインフルエンザの流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省発事務連絡）において、発熱患者等の相談又は診療・検査可能な医療機関を「診療・検査医療機関」として指定し、発熱患者等が帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備する方針を示しました。

「診療・検査医療機関」をさらに拡充して、区民が安心して診療、検査が受けられる体制を強化するためには、医療機関における感染予防対策の徹底が必要です。

区では、医療機関にPCR検査時の感染予防体制整備に係る経費を一部補助することで、流行期における診療・検査医療機関等の拡充を目指すため実施しました。

◆支援の概要

ア 対象

東京都から指定を受けた診療・検査医療機関等

イ 内容

PCR検査（鼻咽頭ぬぐい時）の院内感染防止対策のためのアクリル板の飛沫

防止スクリーン（医師会推奨）等購入の一部補助です。

補助金額は上限 30 万円とし、港区医師会を通じて各医療機関に交付しました。

ウ 対象期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

◆実績 交付件数 67 件

(12) 疫学調査報告

積極的疫学調査の結果をまとめ、公表しました。

◆実績

公表日	内容
令和 2 年 11月11日	区内保育施設における新型コロナウイルス感染症の実態について 令和 2 年 7 月から 10 月までに、区内保育施設において、職員や園児が新型コロナウイルス感染症と診断された 10 施設を対象に感染の状況を分析しました。施設内の十分な感染予防策を行っていた場合、園児への施設内感染は認められませんでした。このことから、「十分な感染予防策を行うことにより、園児がマスクを通常していない場合でも保育園での施設内感染のリスクは極めて低いと考えられる」とまとめました。 (連携協力) 港区小児科医会、港区医師会、愛育病院 東京慈恵会医科大学病院
令和 3 年 1月22日	濃厚接触者の健康観察期間について 令和 2 年 4 月から 11 月までに、新型コロナウイルス感染症と診断された港区民 1,606 人のうち、同居人 2 人以上の感染が確認された 257 人を抽出し、先に発症した 117 人と後に発症した 140 人の発症日の差を調査しました。その結果、発症日の差が 7 日以内 125 人(89.3%)、10 日以内 134 人(95.7%)、14 日以内 139 人(99.3%)のデータが得られました。このことから、「現在 14 日間となっている濃厚接触者の健康観察期間は 7 日または 10 日に短縮できるのではないか」と考察しました。 (連携協力) 国立大学法人 千葉大学総合安全衛生管理機構 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター

補助金等 ①・無	国負担割合	都負担割合 10/10	区負担割合	補助金名等	区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金
補助金等 ①・無	国負担割合	都負担割合 10/10	区負担割合	補助金名等	新型コロナウイルス感染症区市町村緊急包括支援補助金(医療分)
補助金等 ①・無	国負担割合 1/2	都負担割合	区負担割合 1/2	補助金名等	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金
補助金等 ①・無	国負担割合	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	東京都地域自殺対策強化交付金

3 健康推進

健康推進課

みなとプレママ応援事業	所管課	—
		健康推進課

目 的

全ての妊婦に対して、行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を行い、妊婦の心身の健康の保持及び増進を図ることを目的とします。

事業内容

- (1) 妊婦面談
妊婦の心身の状況や家庭の状況を把握するために面談等を行います。
- (2) 育児パッケージの交付
タクシーや子育て用品等の購入に使用できる商品券を交付します。

根拠法令等

子ども・子育て支援法
港区みなとプレママ応援事業実施要綱

開始時期

令和2年6月

実績表

(1) 妊婦面談数及び育児パッケージ交付数

年度	面談延べ数	交付数
2	2,903	2,903
3	1,187	1,182

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度にかぎり電話による面談を2,830件実施しています。

*面談またはオンライン面談を実施した対象者に育児パッケージを交付しています。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 1 / 3	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 6	補助金名等	子ども・子育て支援交付金 (※1)
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合	都負担割合 (2)10 / 10	区負担割合 (1)1 / 6	補助金名等	とうきょうママパパ応援事業 (※2)
※1 対象事業 (1) 妊婦面接(利用者支援事業母子保健型)、都負担割合のうち1 / 6はとうきょうママパパ応援事業による上乗せ					
※2 対象事業 (2) 育児パッケージ交付					

母子健康教育

所管課

健康推進課

目的

妊娠、出産および育児等についての知識を普及します。

妊産婦と配偶者を対象とした母性科、乳幼児をもつ保護者等を対象とした育児科の2つの講座を設置しています。

根拠法令等

母子保健法第9条、第10条

港区母子健康教育事業実施要綱

事業内容

(1) 母性科

妊娠中の身体管理、親となる心構えと育児の実際を伝えることにより、安全な分娩、妊娠中の不安の解消や産後の円滑な育児開始を図ります。

ア 母親学級 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度は内容を変更し、講義を中心に実施しています。

赤ちゃんのお風呂（You Tube 視聴）・環境衛生・食品衛生・歯の衛生・妊娠中の栄養・妊婦体操・お産の経過と補助動作・グループワーク等を実施しています。

イ 両親学級 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度は内容を変更し、講義を中心に実施しています。

赤ちゃんのお風呂（実技）・妊婦ジャケット体験・衣類の着脱と抱っこの仕方・グループ交流等を通じて、父親の育児参加を促します。

開始時期

昭和50年 東京都から移管

昭和54年（両親学級開始）

実績表

年度	母親学級		両親学級	
	開催日数	参加延人数	開催日数	参加組数/参加延人数
29	36（3回/月）	1,637人	24（2回/月）	880組/1,741人
30	36（3回/月）	1,457人	24（2回/月）	811組/1,598人
元	36（3回/月）	1,352人	※22（2回/月）	713組/1,414人
2	※18（3回/月）	483人	※24（4回/月）	262組/517人
3	36（3回/月）	791人	48（4回/月）	562組/1,112人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和元年度3月、令和2年度4月から9月までは中止しました。

(2) 育児科

家庭での育児力の向上を目的としています。知識の普及を目的としたものと、グループワークを主体としたものがあります。

ア 4か月児育児相談（子育て小講話）

4か月児の保護者を対象に、離乳食、子どもの事故防止、親子の関わり方等の集団指導を、4か月児育児相談（182頁）と同時に実施しています。

開始時期

平成18年4月

実績表

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
29	36（3回/月）	1,625組／3,250人
30	36（3回/月）	1,580組／3,160人
元	36（3回/月）	1,373組／2,746人
2	0	0組／0人
3	※12（2回/月）	236組／472人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和3年度4か月児育児相談（子育て小講話）は4月から9月は中止し、10月から実施しました。

イ グループお母さんの時間

育児不安の軽減や虐待予防のために、母親が子どものいる生活を客観的に振り返る事ができるよう、安心して集える場所を提供し、自分の問題についてグループの中で語り合う会を実施しています。

開始時期

平成15年10月

実績表

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
29	12	60組／132人
30	12	21組／48人
元	12	35組／74人
2	12	45組／84人
3	12	32組／48人

ウ なかよし会

ダウン症児をもつ親同士が交流し、情報交換を行う場として実施しています。

開始時期

昭和53年

実績表

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
29	6	37組／55人
30	6	57組／91人
元	6	51組／81人
2	*3	31組／42人
3	6	34組／50人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度4月、6月、7月は中止しました。

エ ふたごの会

双子（多胎）をもつ親同士（妊婦も含む）が交流し、子育てについての情報交換を行う場として、実施しています。また参加者の希望で講師依頼をし、小講話も実施しています。

開始時期

平成11年3月

実績表

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
29	6	62組／156人
30	6	60組／110人
元	*5	71組／150人
2	*3	24組／53人
3	6	48組／103人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和元年度3月、令和2年度5月、7月、9月は中止しました。

オ がちとまとの会

おおむね2,000g以下で生まれた子どもをもつ親同士が交流し、子育てについての情報交換を行う場として、実施しています。

開始時期

平成24年4月

実績表

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
29	5	18組／36人
30	3	23組／47人
元	*2	15組／30人
2	*0	0組／0人
3	3	12組／27人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和元年度3月、令和2年度は中止しました。

カ 子ども健康読本の発行

学童期からの健康全般に関する知識の普及を図るため、子どもの生活習慣病や感染症等についての正しい知識、喫煙、飲酒、麻薬、覚醒剤などの影響等を盛り込んだ「子ども健康読本」を作成し、区立小学校を通じ、小学6年生に配布していました。

令和3年度版から冊子配布を中止し、区ホームページで閲覧のみとしています。

開始時期

平成12年3月

対 象

小学6年生

年 度	29	30	元	2	3
子ども健康読本 発行部数	1,450 冊	1,600 冊	1,800 冊	1,700 冊	-

補助金等
有 ・ (無)

備 考

養 育 医 療	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目 的

未熟児は一般の新生児に比べて機能が未熟であり、疾病にも罹りやすく、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があります。そのため、養育に必要な医療の費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることができる環境の整備を図ります。

事業内容

医療を必要とする未熟児に対して医療費助成を行います。

根拠法令等

母子保健法第20条

港区未熟児養育事業実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

養育医療申請状況 (単位：件)

年度	区分	申 請	認 定
29		51	51
30		51	51
元		52	52
2		54	53
3		46	46

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 1 / 4	区負担割合 1 / 4	補助金名等	未熟児養育医療費等国庫負担金 東京都未熟児養育医療事業負担金
---------------	----------------	----------------	----------------	-------	-----------------------------------

育成医療・療育給付	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目 的

障害のある児童及び結核に罹っている児童に対して、専門的かつ適切な医療を実施し、療育に必要な給付を行うとともに、医療、療育に関する負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることができる環境の整備を図ります。

(1) 育成医療

事業内容

身体に障害のある児童に対して、日常生活に必要な能力を得るために必要な医療の給付を行います。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条第2項第2号
港区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
港区自立支援医療（育成医療）及び療育給付事業実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

(2) 療育給付

事業内容

結核に罹っている児童に対して、入院を促し、専門的な医療の給付及び、この間に必要な日用品、学用品の給付を行います。

根拠法令等

児童福祉法第20条
港区自立支援医療（育成医療）及び療育給付事業実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実 績 表

育成医療・療育給付申請状況

(単位：件)

年度	区分	育成医療(申請)	育成医療(認定)	療育給付(申請)	療育給付(認定)
29		5	4	-	-
30		8	6	-	-
元		5	3	-	-
2		8	7	-	-
3		5	3	-	-

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 1 / 4	区負担割合 1 / 4	補助金名等	障害者医療費国庫負担金 東京都育成医療及び療育給付 事業交付金
-----------------	----------------	----------------	----------------	-------	---------------------------------------

小児慢性疾患医療費助成	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目 的

慢性疾患に罹っていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付、その他の事業を行います。

事業内容

心疾患・膠原病など小児慢性疾患のための保険医療費の申請の受付を行い、医療費の一部を公費によって給付します。(令和3年4月1日から、港区に児童相談所を設置したことに伴い、医療費の給付に関する業務を港区が行うことになりました。)

根拠法令等

- 児童福祉法第19条の2
- 港区小児慢性特定疾病医療費支給事業実施要綱
- 港区児童福祉法施行細則

開始時期

- 昭和50年 東京都から移管(受付)
- 令和3年 東京都から移管(受付)

実績表

小児慢性疾患申請状況 (単位：件)

	慢性心疾患	膠原病	慢性腎疾患	内分泌疾患	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	悪性新生物	慢性呼吸器疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	免疫疾患	皮膚疾患	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	骨系統疾患(※1)	脈管系疾患(※2)	計
29年度	21	4	5	25	6	3	4	14	8	15	2	1	—	—	—	—	108
30年度	14	3	5	17	9	4	2	15	4	10	3	1	—	4	2	—	93
元年度	11	2	3	12	9	4	2	14	4	7	3	1	—	4	5	—	81
2年度	7	2	2	9	2	—	2	8	2	3	1	—	—	1	2	—	41
3年度	17	6	4	12	8	3	3	17	3	8	3	1	—	4	6	—	95

※1、2 平成30年度から対象疾患として新規に追加

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 1/2	都負担割合 —	区負担割合 1/2	補助金名等	小児慢性特定疾病医療費国庫負担金
-----------------	--------------	------------	--------------	-------	------------------

特定不妊治療費助成	所管課	—
		健康推進課

目 的

子どもを望んでいるにもかかわらず不妊に悩む夫婦に対して、特定不妊治療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、少子化対策及び次世代育成の推進に寄与します。

事業内容

- (1) 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び特定不妊治療に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法等（精子を精巣等から採取するための手術）に要する、医療保険が適用されない費用の一部を港区が助成します。
- (2) 女性の特定不妊治療費助成
1年度（当年4月1日から翌年3月31日まで）あたり30万円を限度に助成します。
- (3) 男性の特定不妊治療費助成
特定不妊治療に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法等（精子を精巣等から採取するための手術）について、1年度（当年4月1日から翌年3月31日まで）あたり15万円を限度に助成します。
- (4) 通算5年度まで申請できます。

根拠法令等

港区特定不妊治療費助成金支給要綱

開始時期

平成19年4月（男性の不妊治療費助成に関しては平成28年4月）

実績表

（単位：件）

区分 年度	女性不妊治療費 のみの助成件数	女性・男性不妊治療 費同時の助成件数	男性不妊治療費 のみの助成件数	合計
29	897	3	1	901
30	973	7	1	981
元	835	4	1	840
2	834	1	1	836
3	722	1	0	723

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

3～4 か月児健康診査	所管課	—
		健康推進課

目 的

3～4 か月児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、3～4 か月児の健康の保持及び増進を図ります。

事業内容

育児・生活指導を含めた健康診査を医療機関に委託して実施しています。
健康診査の結果、必要に応じて訪問指導や経過観察を実施するとともに、要精密者に対して、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。

根拠法令等

母子保健法第13条
港区3～4 か月児健康診査実施要綱
港区精密健康診査実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

3～4 か月児健康診査実施状況

年度	区分	実施方法	通知発送数	受診者数	受診率(%)	有所見者数 (実人数)
29		医療機関委託	3,107	2,781	89.5(94.3)	255
30		医療機関委託	3,022	2,817	93.2(97.8)	277
元		医療機関委託	2,929	2,624	89.6(94.4)	258
2		医療機関委託	2,791	2,482	88.9(93.4)	274
3		医療機関委託	2,543	2,337	91.9(95.5)	271

※ () の数字は、通知発送数から外国人住民を除いて算出した受診率です。

3～4 か月児健康診査所見者内訳 (3年度) (単位：人)

受診者数	有所見者 (実数)	有所見者延数	所見内訳												
			発育	皮膚	頭頸部	顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部・腹部	鼠径外陰部	背部	四肢	発達神経	その他	
2,337	271	345	33	152	17	7	26	7	16	14	4	21	32	16	
総数	精密健診	48	2	7	7	2	2	0	4	2	2	15	3	2	
	受診(治療)勧奨	87	0	79	0	0	5	0	0	3	0	0	0	0	
	他機関管理中	61	4	16	1	3	7	4	5	3	2	5	4	7	
	経過観察	121	24	34	6	1	10	3	5	6	0	1	24	7	
	一時的指導	28	3	16	3	1	2	0	2	0	0	0	1	0	

補助金等 有・ 無					備考	
---------------------	--	--	--	--	----	--

6か月児健康診査、9か月児健康診査

所管課

健康推進課

目 的

6・9か月児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、6・9か月児の健康の保持及び増進を図ります。

事業内容

離乳指導、育児・生活指導を含めた健康診査を医療機関に委託して実施しています。
健康診査の結果、要精密者に対して、必要に応じて訪問指導や経過観察を実施するとともに、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。

根拠法令等

母子保健法第13条

港区乳児健康診査（6か月児・9か月児）実施要綱

港区精密健康診査実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

6・9か月児健康診査受診状況

年度	区分	受診票 交付枚数	受診状況				
			受診者数	保健所への連絡事項			
				問題 なし	あり	疑い	不明
29		6,214	5,509	5,331	66	73	39
30		6,044	5,347	5,170	65	75	37
元		5,858	5,543	5,371	63	70	39
2		5,582	4,858	4,741	42	52	23
3		5,086	4,379	4,248	35	65	31
	6か月児	2,543	2,238	2,183	11	29	15
	9か月児	2,543	2,141	2,065	24	36	16

※受診票交付枚数は、母子保健事業報告（東京都）に基づき、3～4か月児健康診査の対象数としています。

補助金等
有 ・ 無

備考

1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査	所管課	—
		健康推進課

目 的

1 歳 6 か月児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、1 歳 6 か月児の健康の保持及び増進を図ります。

事業内容

内科健診は、1 歳 6 か月児健康診査受診票により委託医療機関で実施しています。

歯科健康診査、歯科保健指導、心理相談、保健指導及び栄養指導については、毎月 2 回、健康診査日を定めて保健所で実施しています。平成 25 年度から M-C H A T（乳幼児期自閉症チェックリスト修正版）を導入しました。

健康診査の結果、必要に応じて訪問指導や経過観察を実施するとともに、要精密者に対して、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。

根拠法令等

母子保健法第 12 条

1 歳 6 か月児健康診査実施要綱

港区精密健康診査実施要綱

開始時期

昭和 53 年

実績表

1 歳 6 か月児健康診査受診状況

年度	区分	通知発送数	受診者数		受診率 (%)	有所見者数 (実人数)
			内科健診	保健指導		
29		3,079	内科健診	2,720	88.3(93.6)	198
			保健指導	1,648	53.5(56.7)	-
30		3,143	内科健診	2,781	88.5(97.2)	184
			保健指導	1,616	51.4(56.5)	-
元		2,937	内科健診	2,456	83.6(89.0)	176
			保健指導	1,569	53.4(56.8)	-
2		2,708	内科健診	2,463	91.0(97.9)	204
			保健指導	1,026	37.9(40.8)	-
3		2,583	内科健診	2,395	92.7(97.1)	179
			保健指導	1,262	48.9(51.2)	-

※ () の数字は、通知発送数から外国人住民を除いて算出した受診率です。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため保健指導は令和 2 年 4 月から 7 月までは中止しました。

1歳6か月児健康診査所見者内訳

(3年度)(単位:人)

受診者数	有所見者 (実数)	(延 数) 有所見者	所見内訳(延数)								
			受診前問診票の検討				診察所見				
			身 体 発 育	食 事 栄 養	精 神 ・ 運 動 発 達	そ の 他	形 態 異 常	胸 腹 部	皮 膚	そ の 他	今 後 の 問 題 疾 患
2,395	179	244	28	22	70	16	16	13	33	31	15
精密検診		25	-	1	-	-	5	4	2	13	-
受診(治療)勧奨		21	1	1	1	1	1	1	12	2	1
他機関管理中		22	3	1	1	2	1	4	6	3	1
経過観察		158	22	12	63	13	9	3	11	13	12
一時的指導		18	2	7	5	-	-	1	2	-	1

1歳6か月児健康診査心理相談結果

(3年度)

判定相談 実人員	指導指示	相談項目内訳(延人数)											
		計	1 異 常 を 認 め ず	2 精 神 発 達 の 遅 滞	3 言 語 障 害 及 び 遅 滞	4 神 経 性 習 癖	5 行 動 性 格 上 の 問 題	6 社 会 性 の 問 題	7 生 活 習 慣 の 問 題	8 の 養 育 態 度 の 問 題 性 格 親	9 環 境 上 の 問 題	10 器 質 障 害 の 問 題	11 そ の 他
222	総数	326	5	10	119	7	102	13	10	37	17	1	5
	1 特になし	3	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-
	2 助言指示	192	4	-	48	4	75	5	9	28	14	1	4
	3 要観察	103	-	5	59	2	20	5	1	8	2	-	1
	4 要精密	28	-	5	11	1	7	2	-	1	1	-	-

1歳6か月児歯科健康診査実施状況

区分 年度	実施人員	健 診 結 果										※ 罹 患 者 率 (%)
		むし 歯 の な い 人	むし歯のある人				むし 歯 の 総 数 (本)	※ 処 置 歯 の あ る 人 (再掲)	その他の異常 のある人			
			※ A 型	※ B 型	※ C 型	計			不 正 咬 合	口 腔 軟 患	組 織 疾 患 そ 異 の 他 の 常	
29	1,630	1,619	10	1	-	11	24	2	159	151	131	0.7
30	1,616	1,604	7	4	1	12	37	3	108	116	130	0.7
元	1,564	1,555	8	1	-	9	20	3	124	132	152	0.6
2	1,026	1,021	3	2	-	5	17	-	98	72	104	0.5
3	1,260	1,255	4	1	-	5	15	-	151	119	151	0.4

※A型：白歯部又は上顎前歯部のむし歯

※B型：白歯部と上顎前歯部のむし歯

※C型：下顎前歯部のむし歯又は下顎前歯部とその他にむし歯

※処置歯のある人：むし歯のある人のうち、歯科医院で治療などの処置をおこなった人数

※罹患率（％）：むし歯のある人を実施人員で除した率

補助金等
有 ・ 無

備 考

3 歳 児 健 康 診 査

所管課

健康推進課

目 的

3 歳児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、3 歳児の健康の保持及び増進を図ります。

事業内容

3 歳児に対し、保健所で毎月 3 回、健康診査日を定めて実施しています。

視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾患及び異常を早期に発見し、適切な助言・指導をし、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する相談・支援をします。平成25年度から P A R S、平成27年度からは P A R S - T R（親面接式自閉スペクトラム症評定尺度テキスト改訂版）を導入しました。令和 2 年 11 月からは視力検査にてスクリーニング検査機器を導入しました。

健康診査の結果、必要に応じて訪問指導や経過観察を実施するとともに、要精密者に対し保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。

根拠法令等

母子保健法第12条

港区 3 歳児健康診査実施要綱

港区精密健康診査実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実 績 表

3 歳児健康診査実施状況

年度	区分	実施回数	通知発送数	受診者数(人)	受診率(%)	有所見者数 (実人数)
29		36	2,904	2,284	78.7(84.2)	1,185
30		36	3,052	2,464	80.7(83.0)	1,528
元		36	2,969	2,423	81.6(87.2)	1,544
2		36	2,905	2,140	73.7(79.3)	1,350
3		36	2,679	2,209	82.5(86.8)	1,495

※ () の数字は、通知発送数から外国人住民を除いて算出した受診率です。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和 2 年 5 月から 6 月までは中止しました。再開後は、4 回/月にて実施しています。

3歳児健康診査所見者内訳

(3年度)

受診者数	有所見者 (実人数)	所見内訳(延人数)													
		有所見者	発育	皮膚	頭頸部・顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部・腹部	鼠径外陰部	背部・四肢	運動	精神	言語	日常生活習慣	その他
2,209	1,495	2,605	36	27	8	673	467	24	36	16	8	23	53	599	635
精密健診		384	9	1	1	269	65	4	17	6	3	3	1	-	5
受診(治療)勸奨		124	9	9	3	61	15	6	12	3	-	-	4	-	2
他機関管理中		137	13	14	2	38	15	12	6	5	2	7	18	-	5
経過観察		1,307	2	1	-	305	372	-	-	1	-	1	4	1	620
一時的指導		653	3	2	2	-	-	2	1	1	3	12	26	598	3

3歳児健康診査心理相談結果

(3年度)

受診者数	心理相談実施者 (実人数)	心理相談実施率 (%)	相談項目内訳(延人数)											
			計	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他
2,209	337	15.3	442	21	18	113	17	158	11	10	56	33	1	4
要精密			65	-	5	32	1	14	3	1	4	4	1	-
要継続			73	-	3	26	2	21	5	-	7	9	-	-
助言のみ			299	18	10	54	14	122	3	9	45	20	-	4
特になし			5	3	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-

3歳児歯科健康診査実施状況

区分 年度	実施人員	健診結果										※罹患者率 (%)
		むし歯のない人	むし歯のある人				むし歯の総数(本)	※処置歯のある人 (再掲)	その他の異常のある人			
			※A型	※B型	※C型	計			不正咬合	口腔組織疾患	その他の異常	
29	2,259	2,114	127	17	1	145	352	50	381	79	300	6.4
30	2,458	2,307	129	18	4	151	354	59	408	113	334	6.1
元	2,407	2,268	120	14	5	139	359	53	394	84	300	5.8
2	2,126	2,001	94	23	8	125	355	37	384	80	331	5.9
3	2,192	2,070	98	19	5	122	320	56	416	87	343	5.6

※A型：白歯部又は上顎前歯部のむし歯

※B型：白歯部と上顎前歯部のむし歯

※C型：下顎前歯部のむし歯又は下顎前歯部とその他にむし歯

※処置歯のある人：むし歯のある人のうち、歯科医院で治療などの処置をおこなった人数

※罹患者率(%)：むし歯のある人を実施人員で除した率

補助金等
有・無

備考

経過観察児健康診査	所管課	—
		健康推進課

目 的

保健所及び医療機関での健康診査で要経過観察と判断された乳幼児について、健康診査を実施し、必要に応じて適切な助言・指導を行い、健康の保持及び健全な育成を図ります。

事業内容

保健所及び医療機関での健康診査で要経過観察と判断された乳幼児について、毎月1回、予約制で健康診査を実施しています。健康診査の結果、精密検査を必要とする乳幼児に対しては、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。

根拠法令等

- 母子保健法第13条
- 港区経過観察児健康診査実施要綱
- 港区精密健康診査実施要綱

実績表

経過観察児健康診査実施状況

年度	区分	実施回数	実施延人数	有所見者数 (実人数)
29		12 (1回/月)	103	21
30		12 (1回/月)	125	32
元		12 (1回/月)	101	16
2		1	0	0
3		12 (1回/月)	82	25

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年5月から令和3年3月までは中止しました。

経過観察児健康診査有所見内訳

(3年度)

区 分	所 見 内 訳 (延人数)											
	計	内 科	神 経 科	皮 膚 科	眼 科	耳 鼻 科	外 科	整 形 外 科	精 神 発 達	言 語 異 常	日 常 習 慣	そ の 他 の 異 常
総 数	31	19	-	7	3	-	-	1	1	-	-	-
要精密検査	3	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
要医療機関受診 (受診中)	14	6	-	6	1	-	-	1	-	-	-	-
要経過観察	10	8	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
要一時的指導	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

(1) 4か月児育児相談**目 的**

育児不安の軽減や虐待予防のために、4か月児の保護者を対象とした育児相談を行います。相談を通して、乳児の健全な育成を促します。

事業内容

3～4か月児健康診査の結果を把握し、保健師・助産師・管理栄養士・心理相談員が相談に応じます。また、子どもの身体計測及び離乳食、子どもの事故防止等の集団指導も行います。

根拠法令等

母子保健法第9条、10条、13条
港区母子健康相談事業実施要綱

開始時期

平成18年4月

実績表

4か月児育児相談実施状況

年度	区分	実施回数	実施人数
29		36 (3回/月)	1,623
30		36 (3回/月)	1,596
元		36 (3回/月)	1,471
2		19	287
3		30 (4月から9月 3回/月) (10月から3月 2回/月)	405

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年4月14日、27日、5月から9月までは中止しました。

(2) すくすく育児相談**目 的**

相談を通して、育児に関する親の不安を軽減し、育児を楽しめるように支援します。

事業内容

就学前までの乳幼児の発達・発育・栄養に関する悩み、歯のケア、しつけや子どもの心理面に関すること、保護者自身のことなどに保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士・心理相談員が相談に応じます。また、子どもの身体計測も行います。

根拠法令等

母子保健法第9条、10条
港区母子健康相談事業実施要綱

開始時期

平成15年4月

実績表

育児相談実施状況

年度	区分	実施回数	実施延人数
29		12	680
30		12	618
元		12	462
2		1	5
3		12	247

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年5月から令和3年3月までは中止しました。

(3) 母子メンタルヘルス相談

目的

保護者自身が抱える心の問題（育児ノイローゼ、産後うつ病、その他産後の精神疾患）に対する早期介入のために、本人、親族及び関係機関の相談窓口として設置します。

事業内容

母親自身が抱える心の問題に対して、専門の医師が本人、親族及び関係機関からの相談に応じます。

根拠法令等

母子保健法第9条、10条
 児童福祉法 第3条の2
 港区母子健康相談事業実施要綱

開始時期

平成17年4月

実績表

母子メンタルヘルス相談実施状況

年度	区分	実施回数	相談延件数
29		22（2回/月）	37
30		21（2回/月）	29
元		24（2回/月）	35
2		20（2回/月）	24
3		22（2回/月）	27

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年4月、5月は中止しました。

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金（※）
※対象事業 (3) 母子メンタルヘルス相談					

母子歯科保健事業

所管課

健康推進課

目 的

むし歯等口腔内の疾患の予防と早期発見及び歯科衛生知識の普及・啓発を図り、家庭での健康管理と育児の支援を行います。

根拠法令等

母子保健法第9条、10条、13条
 港区歯科衛生相談事業実施要綱
 港区幼児の歯に関する健康診査事業実施要綱

(1) バースデイ歯科健診

事業内容

就学前の乳幼児を対象に、お誕生月健診として歯科健診・歯科保健指導・栄養相談を実施しています。

開始時期

昭和51年

実績表

バースデイ歯科健診実施状況 (単位：人)

区分 年度	計	歯科健診・歯科保健指導受診者数 (年齢別内訳)					※ 栄養相談
		1歳以下	2歳	3歳	4歳	5歳以上	
29	615	441	158	-	12	4	-
30	564	395	155	1	9	4	155
元	549	388	144	-	15	2	169
2	184	148	32	1	1	2	84
3	355	285	56	6	4	4	167

※栄養相談は平成30年度から開始しました。

(2) 歯科経過観察健診・妊産婦の歯科健診

事業内容

保健所の歯科健診及び育児相談を受けた結果、経過観察が必要と判断された乳幼児に対して、歯科健診・歯科保健指導を実施しています。また、妊産婦向けの歯科健診・歯科保健指導・栄養相談も実施しています。

開始時期

昭和51年

実績表

歯科経過観察健診実施状況 (単位：人)

区分 年度	計	年齢別内訳				
		1歳以下	2歳	3歳	4歳	5歳以上
29	5	4	1	-	-	-
30	4	1	3	-	-	-
元	2	1	1	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-

妊産婦の歯科健診実施状況 (単位：件)

区分 年度	計	歯科健診・歯科保健指導受診者数		栄養相談
		『お口の健診』実施	保健所実施	
29	294	277	17	-
30	365	315	50	-
元	357	281	76	-
2	220	158	62	-
3	329	156	173	123

※令和3年度から、保健所実施のうち栄養相談・食事診断を希望者に開始しました。

(3) すこやかちゃんフッ素塗布事業

事業内容

4歳、5歳、6歳の児童を対象に、港区芝歯科医師会・港区麻布赤坂歯科医師会に委託して、フッ素塗布・歯科健診を行います。また、児童と保護者に対する歯科保健指導を行います。

開始時期

平成17年8月

実績表

区分 年度	対象者(人)	受診者数(人)	うち、フッ素塗布 実施者数(人)	受診率(%)
29	7,444	1,883	1,851	25.3
30	7,935	1,926	1,916	24.3
元	8,301	2,170	2,151	26.1
2	8,597	1,821	1,809	21.2
3	8,390	2,142	2,120	25.5

(4) 歯科育児相談・歯科健康教育

事業内容

育児相談・はじめての離乳食教室の参加者に対して、健康教育を行っています。
また、児童館と連携し、健康教育を行っています。

開始時期

平成14年8月

実績表

児童館健康教育実施状況

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
実施回数(回)	11	10	10	-	-
参加者数(人)	85	73	66	-	-

※令和2、3年度の児童館健康教育は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

※歯科育児相談の実績は、「育児相談(2)すくすく育児相談」(181頁参照)に含まれ、
歯科健康教育は「健康教育」(238頁参照)の参加者と同数です。

(5) 歯並び・かみ合わせ相談

事業内容

3歳から小学6年生までを対象に、子どもの不正咬合に関する状況を確認し、その原因と今後の対応について矯正専門医が相談・助言を行います。生活習慣に起因する場合は、その予防・軽減を図り、子どもの口腔機能の健全育成に寄与します。

開始時期

平成27年7月

実績表

(単位：人)

年度	相談者数	相談区分		
		治療の必要性は低い	経過観察	要治療
29	54	33	7	14
30	40	19	6	15
元	53	28	14	11
2	32	18	9	5
3	41	19	12	10

補助金等
有 ・ 無

備考

母子健康手帳交付	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目 的

妊産婦、乳幼児の健康の保持増進等、母子保健の向上を図ります。

事業内容

妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付します。交付は各総合支所で行います。

根拠法令等

母子保健法第16条

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

妊娠週数別妊娠届出状況 (単位：人)

年度	区分	総人数	満11週 以 内	満12～ 19週	満20～ 27週	満28週 以 上	分娩後	不 詳
29		3,537	3,200	199	35	35	64	4
30		3,226	2,924	166	40	12	73	11
元		3,193	2,926	161	26	18	47	15
2		2,968	2,753	116	17	9	65	8
3		2,740	2,572	99	15	7	36	11

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

妊婦健康診査	所管課	—
		健康推進課

目 的

妊婦の経済的負担の軽減を図り、妊婦・胎児の健康確保と安全で安心な出産を迎えられるよう健康診査を実施します。

事業内容

母子健康手帳とともに、妊婦健診費等の一部を助成する受診票（妊婦健康診査14回、超音波検査2回、妊婦子宮頸がん検診1回）を交付します。

健康診査の結果、精密検査が必要な人に対して、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。

根拠法令等

- 母子保健法第13条
- 港区妊婦健康診査実施要綱
- 港区精密健康診査実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

妊婦健康診査実施状況 (単位：人)

年度	区分	受診票 交付 件 数	受診数		診察所見	
					異常なし	所見あり
29		3,473	1回目	3,178	3,111	67
			2回目以降	32,031	31,417	614
30		3,153	1回目	2,889	2,834	55
			2回目以降	30,445	29,940	505
元		3,146	1回目	2,883	2,817	66
			2回目以降	29,151	28,670	481
2		2,903	1回目	2,728	2,684	44
			2回目以降	27,005	26,572	433
3		2,704	1回目	2,492	2,444	48
			2回目以降	26,625	26,203	422

補助金等 有 ・ ①無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

新生児聴覚検査	所管課	—
		健康推進課

目 的

早期に発見され適切な療育が行われた場合、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えられることから、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施し、聴覚障害の早期発見及び早期療育を図ります。

事業内容

新生児聴覚検査の費用の一部助成をする受診票を交付します。里帰り等により都外医療機関で受診した新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。

新生児聴覚検査で精密健康診査を要すると判断された場合は、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票（新生児聴覚用）」を交付します。

根拠法令等

港区新生児聴覚検査実施要綱

港区精密健康診査実施要綱

開始時期

平成31年4月1日

新生児聴覚検査実施状況

(単位：人)

区分 年度	出生数	受診数	総合判定		
			異常なし	耳鼻科受診 が必要	その他
元	2,744	1,826	1,817	7	2
2	2,655	1,898	1,888	8	2
3	2,461	※2,234	2,214	6	14

※受診数は、令和3年度から東京都内で新生児聴覚受診票を利用し、新生児聴覚検査を実施した人数及び里帰り等にて新生児聴覚検査を実施した人数とします。

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

都外医療機関、助産院（都内・都外を問わない）での妊婦健康診査又は新生児聴覚検査費用助成及び多胎妊婦健康診査費用助成（都内・都外を問わない）

所管課

各総合支所区民課
健康推進課

目 的

妊婦健康診査受診票又は新生児聴覚検査受診票が使用できない都外医療機関、助産院での受診者に対して、費用の一部を助成することにより、都内医療機関受診者との費用負担の公平化を図ります。多胎妊婦健康診査費用助成については、単胎妊婦の場合よりも頻回の妊婦健康診査が推奨される多胎妊婦に対し経済的負担の軽減を図ることを目的とします。

事業内容

妊婦健康診査受診票又は新生児聴覚検査受診票の使用は、都内の委託医療機関に限られます。都外の医療機関、助産院（都内・都外を問わない）で妊婦健診を受診した場合又は都外の医療機関で新生児聴覚検査を受診した場合は、費用の全額が自費になるため、申請により費用の一部を償還払いの方法で助成します。多胎妊婦健康診査費用助成については、妊婦健康診査受診票14回分を超えて自費で受診した際（都内・都外を問わない）に要した費用の一部を償還払いの方法で助成します（15回目から19回目までに自費で受診した分が対象になります。）

根拠法令等

港区妊婦健康診査等費用助成要綱

開始時期

平成 20 年 4 月（新生児聴覚検査費用助成に関しては、平成 31 年 4 月開始）
（多胎妊婦健康診査費用助成に関しては、令和 3 年 4 月開始）

実 績 表

年度	区分	支給件数		
		妊婦健康診査	新生児聴覚検査	多胎妊婦健康診査
29		480	-	-
30		495	-	-
元		420	219	-
2		431	300	-
3		390	298	1

補助金等
有 ・ ④無

備 考

妊娠高血圧症候群等医療費助成	所管課	—
		健康推進課

目 的

妊娠高血圧症候群等は、早期に適切な医療を受けることが必要です。その費用の一部を助成することにより、負担の軽減を図り、区民が安心して出産し、子どもを育てることができる環境の整備に寄与します。

事業内容

妊娠高血圧症候群等にかかっている妊産婦が入院する必要がある場合に、医療費の助成を行います。

根拠法令等

港区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱

開始時期

昭和50年4月

実績表

妊娠高血圧症候群等医療費助成申請状況

(単位：件)

年度 \ 区分	申 請	認 定
29	1	1
30	2	2
元	3	3
2	0	0
3	3	3

補助金等 有 ・ ④無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

B 型 肝 炎 妊 婦 検 査

所管課

健康推進課

目 的

妊婦がB型肝炎ウイルスを持つ場合、新生児が母子感染によりキャリア（HBs 抗原持続陽性者）化し、または急性肝炎等を発症することがあるため、感染予防及び早期の発見を図ります。

事業内容

B型肝炎の抗原検査を妊婦健康診査時に実施します。

HBs 抗原陽性と判定された妊婦に対して、医療機関の管理を受けるよう保健指導をしています。

根拠法令等

母子保健法第13条

港区妊婦健康診査実施要綱

開始時期

昭和60年

実 績 表

B型肝炎妊婦検査受診状況

年度	区分	受診票 交付件数	受診者数	HBs 抗原 陽性者数	陽性率(%)
29		3,473	3,178	-	0.00
30		3,153	2,889	-	0.00
元		3,146	2,883	1	0.03
2		2,903	2,728	-	0.00
3		2,704	2,492	-	0.00

※HBs 抗原陽性：B型肝炎ウイルスの保有者（キャリア）

補助金等
有 ・ 無

備 考

母子訪問指導	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目 的

新生児、乳児及び妊産婦に対して、訪問により、妊娠、出産及び育児に関する様々な相談支援等を実施するとともに、母子の心身状態等を的確に把握した上で適切な支援の提供に結びつけることで、育児不安の軽減や虐待予防を図ります。

(1) 新生児等訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問）・妊産婦訪問指導

事業内容

出生通知書により把握した概ね生後120日以内の新生児、乳児及び妊産婦に対して、委託した助産師または各総合支所保健師が、家庭訪問により育児相談・産後の体調の相談・母子保健サービスの紹介等を行います。

根拠法令等

母子保健法第11条、17条、19条
 児童福祉法第6条の3の4
 子ども・子育て支援法第59条第7項
 妊産婦訪問指導実施要綱
 港区新生児等訪問指導実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管
 （平成22年度から「こんにちは赤ちゃん訪問」を兼ね合わせて実施）

実績表

新生児・妊産婦訪問指導状況（※未熟児を除く） （単位：人）

年度	区分	被指導実人員		被指導延人員	
		委託助産師	各総合支所保健師	委託助産師	各総合支所保健師
29		4,678		4,926	
30		4,779		4,978	
元		4,485		4,730	
2		2,982		3,080	
3		3,424		3,592	
	内 訳				
	※新生児等	1,641	18	1,719	18
	妊 産 婦	1,717	48	1,794	61

* 出生通知書受理状況

年度	出生通知書受理数（件）	出生数に対するの受理率（％）
29	2,494	84.8
30	2,516	88.1
元	2,409	86.8
2	2,136	80.5
3	2,135	86.8

* 訪問実施率

年度	出生通知書受理数に対して（％）	出生数に対して（％）
29	91.4	77.5
30	94.4	83.2
元	92.9	80.7
2	70.1	56.4
3	78.6	68.2

(2) 未熟児訪問指導

事業内容

2,000g未満等で生まれた乳児に対して、委託した助産師または各総合支所保健師が家庭訪問により、退院後の育児相談・発達相談・母子保健サービスの紹介等を行います。

根拠法令等

母子保健法第19条

港区未熟児養育事業実施要綱

実績表

訪問指導状況

年度	実 人 員		延 人 員	
	委託助産師	各総合支所保健師	委託助産師	各総合支所保健師
29	42		47	
30	40		41	
元	43		48	
2	27		39	
3	19		20	
内 訳	委託助産師	各総合支所保健師	委託助産師	各総合支所保健師
	18	1	19	1

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 1/3	都負担割合 1/3	区負担割合 1/3	補助金名等	子ども子育て支援交付金
	国負担割合 -	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

産後母子ケア事業	所管課	—
		健康推進課

目 的

妊娠・出産・育児期において切れ目のない支援体制を構築することにより、妊産婦が地域の中で安心して、出産・育児ができる環境を整えます。そのことにより、母性を醸成し、妊産婦のストレスを軽減し、育児の主体性を高めることを目的とします。

事業内容

(1) 助産師による母子保健相談

みなと保健所に配置する助産師が、妊産婦の不安等に電話・面接相談等により対応し、個々の状況に応じた支援を行っています。必要に応じて支援プランを策定し、関係機関と連携して包括的・継続的な支援を行います。

(2) 産後デイケア（サロン）事業

出産後1～4か月未満の母子に対して、相談や交流・学びの場を提供し、地域での孤立化を防ぎ、安心して子育てできる環境を整えます。

(3) ママの健康相談

産後1年未満の産婦に、助産師が訪問し、母体ケア・ベビーケア等について直接支援を行います。

(4) ネットワーク会議

産科医療機関や産後ケア施設等の関係機関とのネットワークづくりをし、妊娠期から育児期における幅広く切れ目のないサービス提供による母子支援を強化します。

(5) 産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業

産後において家族等の援助が受けられず支援を必要とする産婦及び乳児に対して、区が指定する医療機関等の施設に宿泊するサービスを提供することで、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行います。

根拠法令等

母子保健法第9条、10条、17条

児童福祉法第10条

子ども・子育て支援法第59条

港区産後母子ケア事業実施要綱

港区産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業実施要綱

開始時期

平成27年4月

※ママの健康相談は平成12年度、ネットワーク会議は平成25年度、産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業は令和2年度から事業実施

実績表

(1) 助産師による母子保健相談

年度	開催日数	相談延数（関係機関含）
29	153	1,362
30	153	1,319
元	151	1,348
2	152	1,523
3	242	4,381

※令和3年度から開催日数が週3回から週5回となりました。

※相談延数には、みなとプレママ応援事業に伴う関係機関連絡も含まれます。

(2) 産後デイケア（サロン）事業（Hello ママサロン、うさちゃんくらぶ、のんびりサロン）

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
29	48	1,569組／3,146人
30	47	1,506組／3,053人
元	48	1,393組／2,815人
2	32	617組／1,237人
3	48	1,105組／2,211人

(3) ママの健康相談（旧事業名「新米ママ健康相談」）

年度	利用人数
29	84
30	105
元	141
2	89
3	81

(4) ネットワーク会議

年度	実施回数	参加人数
29	1	43
30	1	35
元	1	40
2	1	19
3	1	31

(5) 産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業

年度	登録者数	利用者数
2	200	85
3	418	174

補助金等 ①・無	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	子ども・子育て支援交付金
	1／3	1／3	1／3	補助金名等	
	国負担割合 1／2	都負担割合 －	区負担割合 1／2	補助金名等	母子保健衛生費国庫補助金
	国負担割合 －	都負担割合 10／10	区負担割合 －	補助金名等	とうきょうママパパ応援事業補助金

国民健康・栄養調査	所管課	—
		健康推進課

目 的

国民の栄養摂取、食生活、身体状況等の実態を把握し栄養と健康との関係を明らかにするために、毎年11月に厚生労働省の指定した地区で実施します。

事業内容

指定地区の世帯員に対し、栄養摂取、食生活、身体状況調査を行います。

根拠法令等

健康増進法、健康増進法施行規則、港区健康増進法施行細則

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

年度	対 象	備 考
29	1地区（12世帯）	1世帯調査実施
30	1地区（3世帯）	1世帯調査実施
元		
2※		
3※		

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 10/10	都負担割合 —	区負担割合 —	補助金名等	国民健康・栄養調査国庫委 託金
---------------	----------------	------------	------------	-------	--------------------

栄 養 相 談	所管課	—
		健康推進課

目 的

区民の健康増進を図るために、健康づくりや食生活改善に関する個別相談や集団指導、各種健診にて栄養相談・栄養指導を実施します。また、区民等が企画する栄養や食生活に関する講習会に講師として関わるほか、区民の健康づくりへの関心を高めるため栄養展示等の啓発活動を行います。

事業内容

- (1) 来所や電話等による個別栄養相談：来所および電話等による区民からの身近な食生活の相談に随時対応し、必要に応じて継続的に栄養相談を行います。
- (2) 外部講師等(生涯学習出前講座等)：区民の要望する食に関するテーマで、講習会の講師を担当します。
- (3) 区民啓発栄養展示：生活習慣病予防や災害用備蓄食品等、テーマに添った展示、栄養相談を行います。
- (4) 母子健診に伴う栄養相談・栄養指導：母子を対象とした健康診査等（4か月児育児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、経過観察児健康診査、すくすく育児相談、バースデイ歯科健診・妊産婦の歯科健診）で適切な栄養相談、栄養指導を行います。また、乳幼児食事相談会（健康教育再掲）を実施し、身近な相談に対応します。
- (5) 成人健診に伴う栄養相談：区民健康診査（30（さんまる）健診）の受診者への栄養指導は平成29年度で終了し、平成30年度以降は、健康相談（237頁）、来所、電話等にて栄養相談を行います。

根拠法令等

健康増進法第18条、健康増進事業実施要領第2項4、6
厚生労働省健康局長通知「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」（平成25年3月29日付健発0329第9号）

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

(1) 来所や電話等の個別栄養相談件数 (単位：人)

年度	総数	母子	成人
29	206	169	37
30	139	112	27
元	205	171	34
2	332	204	128
3	186	167	19

(2) 外部講師（生涯学習出前講座等）

年度	回数	参加人数
29	5	144
30	9	252
元	4	224
2		
3		

(3) 区民啓発栄養展示(単位:人) ()内は回数

年度	食生活改善 普及月間	災害用 備蓄食	糖尿病 予防月間	がん対策推進 アクションプラン 普及啓発イベント	合計
29	96 (1)	18 (1)	85 (1)	342 (1)	541 (4)
30	42 (1)	10 (1)	58 (1)	192 (1)	302 (4)
元	158 (1)	7 (1)	110 (1)	116 (1)	391 (4)
2	79 (1)	5 (1)	108 (1)		192 (3)
3	67 (1)	13 (1)	199 (1)		279 (3)

(4-1) 母子健診に伴う栄養相談・栄養指導(個別・集団)(単位:人)

区分	個別相談・指導							集団指導※2			
	総数	4か月 ※1	1歳半 ※1	3歳児 ※1	経観 ※1	すく すく※1	パース デイ※1	総数	4か月 ※1	3歳児 ※1	パース デイ※1
29	1,281	112	384	541	6	238		4,014	1,635	2,379	
30	1,643	75	328	848	14	219	159	4,540	1,589	2,556	395
元	1,719	134	321	918	7	170	169	4,077	1,365	2,286	426
2	903	73	242	497	-	4	87				
3	1,455	87	352	659	17	156	184	238	238		

※1 4か月児育児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、経過観察児健康診査、すくすく育児相談、パースデイ歯科健診・妊産婦の歯科健診の略

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月より集団指導を中止しています。

(4-2) 乳幼児食事相談会(健康教育の再掲)

年度	回数	人数
29	12	176
30	12	192
元	12	159
2※	10	68
3	12	78

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2回中止しました。

(5) 区民健康診査(30(さんまる)健診)に伴う栄養指導(個別・集団)
(単位:人)

年 度	個別指導(48回)	集団指導(48回) (骨粗しょう症含)
29	894	730
30		
元		
2		
3		

補助金等 ④・無	国負担割合 -	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助金 ※1
-------------	------------	--------------	--------------	-------	------------------------

※1 対象事業 (4-2) 乳幼児食事相談会

食生活改善における地域組織活動支援	所管課	—
		健康推進課

目 的

地域で食生活や栄養改善の活動をする自主グループ等に助言や学習会を実施し、地域活動を支援します。

事業内容

(1) みなと地域栄養士会の地域活動

栄養士の資格を持つ区民が、区民を対象に食生活の向上を目指して活動します。

(2) 麻布食生活研究会の地域活動

旧麻布保健所当時に発足した、麻布地域の町会の婦人部長で構成する食生活改善を目的とした自主グループで、町会の会員を対象に学習会等を実施しています。

根拠法令等

厚生労働省健康局長通知「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」（平成25年3月29日付健発0329第9号）

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

年度	区分	活動回数(回)			
		総数	みなと地域栄養士会		麻布食生活研究会
			定例会	地区活動	
29		32	11	8	13
30		33	11	10	12
元		25	8 ^{※1}	8	9
2		5	3 ^{※2}	1	1 ^{※3}
3		14	10 ^{※3}	—	4 ^{※3}

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2回中止しました。

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8回中止しました。

※3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総会のみ書面にて開催しました。

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

港区精神保健福祉連絡協議会	所管課	—
		健康推進課

目 的

港区における地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

事業内容

港区における地域精神保健福祉及び医療に関わる総合的調整機能を持つ会議です。行政機関及び家族会、福祉関係団体、医療機関等の出席を求め、総合的な精神保健福祉施策の推進を図っています。会議を効果的に推進するために、港区精神保健福祉連絡協議会（以下「協議会」という。）の下部組織として、港区精神保健福祉検討委員会を設置しています。

根拠法令等

港区精神保健福祉連絡協議会設置要綱

開始時期

平成 10 年 9 月 精神保健福祉連絡協議会準備会発足

平成 11 年 開始

実 績 表

年度	協議会 開催回数	検討委員会 開催回数	協議内容
29	2	1	精神保健・自殺対策の各事業の進捗確認、精神科入退院時の連携支援・会議体の在り方について検討しました。
30	1	1	精神障害者の退院後支援・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討しました。
元	1	1	措置入院患者等の退院後支援計画作成に向けての体制整備について検討しました。
2	1	1	港区の精神保健福祉事業や精神保健福祉に関する動向について、報告しました（書面会議で実施）。
3	1	1	精神保健・自殺対策の報告、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの取組について、検討しました。

※平成 29 年度まで協議会の開催回数に「港区自殺対策関係機関連絡会」を含んでいます。

※検討委員会開催回数には「港区思春期こころのケアネットワーク会議」を含んでいます。

補助金等 ① 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 1 / 4	区負担割合 1 / 4	補助金名等 地域生活支援事業費等補助金
-------------	----------------	----------------	----------------	------------------------

精神保健福祉事業	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目的

こころの病気の早期発見、早期治療の促進、こころの健康の保持・増進を図るほか、こころの病気に対する関心と理解を深めるため普及啓発を行います。

事業内容

(1) 相談及び訪問指導

こころの病気や精神的問題を抱える人及びその家族に対する相談・助言を行います。保健師による相談は随時、精神科医による相談は予約制で行っています。また必要に応じて、各総合支所の保健師による訪問を行っています。

(2) 講演会

こころの病気等についての普及啓発活動として、講演会を開催しています。

(3) 家族会

こころの病気のある人の家族への正しい知識の提供と、家族同士の交流の場として、家族会を開催しています。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条、47条

自殺対策基本法第6条

アルコール健康障害対策基本法第15条、20条

ギャンブル等依存症対策基本法第14条、第17条

港区精神保健福祉相談事業実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

(1) 相談及び訪問指導

区分 年度	保健師				医師			
	相談		訪問指導		相談		訪問	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
29	2,289	9,397	519	1,149	62	66	4	4
30	3,246	9,918	440	913	60	66	2	2
元	3,173	10,861	598	1,054	76	90	3	3
2	2,361	10,461	447	758	96	98	2	2
3	2,422	8,241	356	602	85	90	1	1

(2) 講演会

年度	区分	実施回数	参加延人員	テーマ
29		2	91	思春期のうつ病、メンタルヘルス不調者の理解と職場復帰支援
30		2	61	思春期の頭痛、アルコール依存
元		2	78	思春期の心、職場のメンタルヘルス（ラインケア）
2		3	116	コロナ禍の思春期の心、ネット・スマホ依存 コロナ禍の職場のメンタルヘルス
3		3	130	思春期の心の変化、大人の発達障害、コロナ禍のメンタルヘルスと企業の取り組み

(3) 家族会

家族会

年度	区分	実施回数	参加延人員
29		11	116
30		11	111
元		10 ^{※1}	139
2		8 ^{※2}	82
3		11	95

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回中止。

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3回中止。

(4) アウトリーチ支援事業（開始時期 令和4年度）

精神疾患を持つ方の地域での自分らしい暮らしを可能とするために必要な医療、福祉サービスの利用が促進されるよう医療・保健・福祉等の専門職による訪問支援等行います。

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	地域自殺対策強化交付金(※)
-----------------	------------	----------------	----------------	-------	----------------

※対象事業 (2) 講演会

精神障害者社会復帰援助事業（デイケア）	所管課	—
		健康推進課

目 的

回復途上にある精神障害者の社会復帰を促進します。

事業内容

日常生活の適応を図るための生活指導及び対人関係改善を目標とした集団生活指導を行っています。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第4条
港区精神障害者社会復帰援助事業実施要綱
港区精神障害者社会復帰援助事業実施要領

開始時期

平成元年

実 績 表

精神障害者社会復帰援助事業（デイケア）実施状況

年度 \ 区分	回数	参加実人数	事業参加延人数
29	48	17	346
30	48	22	338
元	48	18	346
2	39※	17	348
3	47	14	308

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、9回中止。

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

自殺対策推進事業	所管課	—
		健康推進課

目 的

「みんなで支え合って、生きる道を選べる港区へ」の実現に向けて、平成 30 年度に「港区自殺対策推進計画（改訂版）」を策定しました。区の地域特性を踏まえ、戦略的に対策を推進するとともに、自殺対策関連施策を総合的に実施します。

根拠法令等

自殺対策基本法
 自殺総合対策大綱
 アルコール健康障害対策基本法 19 条、20 条
 港区自殺対策推進計画（改訂版）
 港区自殺未遂者対応支援事業実施要綱
 港区自殺対策関係機関協議会設置要綱
 港区自殺対策推進検討委員会設置要綱

事業内容

（1）人材育成

職員・精神保健関係機関向けに研修会等を実施し、相談・支援の充実による自殺の防止を図ります。

開始時期

平成 26 年

実績表

年度	区分	職員向けゲートキーパー研修		職員向け自殺未遂者対応支援事例検討会	
		開催回数	延人数	開催回数	延人数
29		14	720	2	31
30		14	361	2	36
元		7	196	1	13
2		6	224	1	18
3		6	261	1	22

※職員向けゲートキーパー研修は、平成 29 年度、30 年度は職員悉皆研修を含む。

（2）こころの健康講演会

区民の誰もがゲートキーパーになれるよう、自殺や精神疾患に関する講演会を実施します。

開始時期

平成 22 年 ※平成 25 年度までは精神保健福祉事業の中で計上

実績表

年度	区分	開催回数	参加人数
29		1	118
30		1	44
元		2	108
2		1	25
3		1	30

（3）港区自殺対策強化月間・うつ支援月間

9 月・3 月を港区自殺対策強化月間、10 月をうつ支援月間とし、保健所や区内図書館での展示、啓発品の配布により、区民の自殺予防やうつ病の理解と支援を促進します。

開始時期

平成 26 年

(4) こころの体温計

区民がパソコンや携帯電話から、自分の精神の健康状態を自己チェックできるシステムにより、セルフケアと早期発見、早期の相談へつなげます。

開始時期

平成 26 年

実績表

年度	区分	アクセス数
29		43,211
30		38,254
元		29,602
2		24,855
3		26,866

(5) 自死遺族のつどい

自死による身近な人を亡くした方（自死遺族）に対して、遺族同士が交流し合う場を「わかちあいの会みなど」（自死遺族のつどい）として実施します。

開始時期

平成 26 年

実績表

年度	区分	開催回数	参加人数
29		6	16
30		6	15
元		5※	25
2		5※	21
3		6	15

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回中止。

(6) 自殺未遂者対応支援事業

港区民で自殺未遂をした人やその家族に対して、関係者からの連絡を基に相談員による相談、関係機関への紹介・同行等を行い、安心して港区で生活できるための支援を行います。

開始時期

平成 27 年

実績表

年度	区分	新規件数	対応実人数	相談延件数
29		27	32	399
30		24	33	217
元		18	30	358
2		14	38	468
3		16	24	792

(7) うつ病家族講座

うつ病や躁うつ病の治療を受けている人の家族が、病気の知識や対応方法について学び、適切な治療の継続、社会復帰及び自殺予防につなげます。

開始時期

平成 29 年

実績表

年度	区分	開催回数	参加人数（延人数）
29		8	104
30		8	103
元		4	40
2		2	23
3		2	43

- (8) 港区自殺対策関係機関協議会、港区自殺対策推進検討委員会
自殺対策を総合的、効果的に推進するために設置されました。関係機関との課題を共有し、庁内関係部署との緊密な連携と協力を図るために協議を行います。

開始時期

平成25年

実績表

(開催回数 単位：回)

年度	区分	港区自殺対策関係機関協議会	港区自殺対策推進検討委員会
29		1	1
30		3	7
元		0※	1
2		1	1
3		1	1

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。

- (9) アルコール依存症家族講座
不適切な飲酒習慣により、アルコール依存症に近い状況にある人の家族が、病気の知識や対応方法について学び、アルコールによる深刻な問題を防ぎます。

開始時期

令和元年

実績表

年度	区分	開催回数	参加人数（延人数）
元		2	37
2		2	32
3		2	40

- (10) インターネット検索連動広告掲載事業
若者が日常的に利用するインターネットの検索サイト Google で、自殺に関連する用語を港区内で検索した時に、港区のホームページへ誘導し適切な相談窓口を周知します。

開始時期

令和元年

実績表

年度	表示回数※ ¹		クリック数※ ²
	年間	月平均	
元	206,415	17,201	11,464
2	233,550	19,462	13,055
3	336,954	28,079	19,693

※1 表示回数：検索ワードに合わせて広告が表示された回数

※2 クリック数：検索ワードに合わせて表示された広告がクリックされた数

(11) 大学や私立学校を対象とした SOS の出し方に関する講座
 SOS の出し方についての教育とともに、身近な同世代の若者が支え手になるように、ゲートキーパーについて学ぶ講座を開催します。

開始時期
 令和元年

実績表

年度	区分	開催回数	参加人数 (実人数)
元		2	152
2		1※	82
3		1	82

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回中止。

(12) 子どもの SOS の出し方に関する教育の実施
 子どもや若者と関わる職員や関係者に対して研修を実施し、子どもの変化や SOS に気づき、適切な対応ができるように研修を開催します。

開始時期
 令和元年

実績表

年度	区分	開催回数	参加人数
元		1	44
2		1	42
3		1	18

(13) 新型コロナこころのサポートダイヤル
 感染症に起因する心の不調を訴える区内在住・在勤・在学者に対して、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門職が電話相談に応じます。継続フォローが必要な場合は適切な窓口につなぎ、区民の不安の軽減およびメンタルヘルスの向上を図っています。

開始時期
 令和2年4月28日

実績表

年度	相談件数
令和2年度(4月28日～)	416件
令和3年度	257件

(14) 自殺対策 SNS 等相談事業(開始時期 令和4年3月)
 SNS等を利用した相談事業を行うNPO法人と協定を締結し、SNS等相談により区の継続支援が必要と判断された対象者の支援を行います。

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	補助金名等
⑦・無	—	1/2 (1)~(5)(7)(9) 2/3 (6)(10)~(12)	1/2 (1)~(5)(7)(9) 1/3 (6)(10)~(12)	補助金名等	東京都地域自殺対策強化交付金
⑦・無	—	1/2 (8)	1/2 (8)	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金
⑦・無	—	3/4 (13)	1/4 (13)	補助金名等	新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業補助金

がん患者の在宅緩和ケア支援

所管課

健康推進課

目 的

がん患者やその家族が、安心して住み慣れた地域で在宅療養が受けられることを目指し、医療・看護・福祉のネットワークを構築し、在宅療養の体制を整えます。

事業内容

港区在宅緩和ケア支援推進協議会等を開催し、関係機関のネットワークの構築を推進するとともに、がん患者の容態が急変した時の病床確保や区民の相談会を実施しています。また、講演会の開催、広報・ホームページ等への掲載、及び医療・看護・福祉等の従事者に対する研修会を実施しています。（容態急変時病床確保事業、みなと区民まつり「在宅緩和ケアブース」出展以外は平成 29 年度で廃止）

根拠法令等

港区在宅緩和ケア支援推進協議会設置要綱（平成 30 年 3 月 31 日廃止）

開始時期

平成 19 年 12 月

実 績

（1）港区在宅緩和ケア支援推進協議会・作業部会等の開催（平成 29 年度で廃止）

地域がん診療連携拠点病院、東京都がん診療連携拠点病院、中核病院、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、港区医師会、港区芝歯科医師会、港区麻布赤坂歯科医師会、港区薬剤師会等緩和ケアに携わる委員で構成しています。

（単位：回）

区分 年度	在宅緩和ケア支援推進協議会	システム構築検討部会	在宅療養支援診療所連絡会	訪問看護ステーション連絡会	MSW連絡会	病院部会
29	1	-	-	-	-	-

（2）容態急変時病床（1床）確保事業（レスパイト利用も含む）

区分 年度	病床利用期間（延日数）
29	12
30	23
元	41
2	-
3	-

※レスパイト…在宅療養患者の家族の一時的な外出や休憩のサポート

(3) 交流事業（平成29年度で廃止）

在宅緩和ケア患者・家族交流会（ミニ講話と相談の集い）

区分 年度	開催回数	参加数（人）
29	4	14

(4) 相談事業（平成29年度で廃止）

面接・電話相談

区分 年度	面接（件）	電話（件）
29	3	1

(5) 普及啓発事業（平成29年度で廃止）

ア 講演会の開催

区分 年度	テーマ	参加数（人）
29	「在宅緩和ケア」「在宅医療」について	※

※がん対策推進アクションプランの推進（213頁）(1)普及啓発イベント「がん対策みなと2017」の中で実施

イ 区内医療資源掲載パンフレット作成 ウ みなと区民まつり「在宅緩和ケアブース」
出展

区分 年度	部数（部）
29	-

（平成29年度で廃止）

区分 年度	内容
29	緩和意識アンケート
30	緩和意識アンケート
元	緩和意識アンケート （台風の影響により中止）
2	緩和意識アンケート （新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）
3	緩和意識アンケート （新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

(6) 研修会の開催（平成29年度で廃止）

（参加数 単位：人）

区分 年度	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	介護職
29	15	32	17	39	29

補助金等 ①・無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村 包括補助事業補助金
-------------	------------	----------------	----------------	-------	-------------------------

がん在宅緩和ケア支援センター事業 (ういケアみなと)	所管課	—
		健康推進課

目 的

がん患者(がん患者であった者を含む。)が住み慣れた地域で安心して療養生活を営むことができるよう、がん患者及びその家族を支援します。なお、がん在宅緩和ケア支援センター(ういケアみなと)は、学校法人慈恵大学を指定管理者として運営しています。

事業内容

- (1) がんの医療相談又はがんの在宅における緩和ケア(がん患者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする看護その他の行為をいう。)に係る相談に関すること。
- (2) がん患者の在宅における療養生活の支援に関すること。
- (3) がん患者及びその家族並びにそれらを支援する者の交流に関すること。
- (4) がん対策に係る普及啓発に関すること。
- (5) がん患者及びその家族の支援に係る関係機関の調整に関すること。
- (6) がん患者及びその家族を支援する者の育成に関すること。
- (7) センターの施設の利用に関すること。

根拠法令等

港区立がん在宅緩和ケア支援センター条例
 港区立がん在宅緩和ケア支援センター条例施行規則
 港区立がん在宅緩和ケア支援センター利用登録要綱

開始時期

平成30年4月

関係発行物

港区立がん在宅緩和ケア支援センター ういケアみなと(パンフレット)

実績表

年度 \ 区分	来館者数	がん相談(面談・電話) 件数	アピアランス(外見) 相談件数
30	1,838	244	4
元	1,999	274	23
2	1,970	240	13
3	2,333	270	10

補助金等 (有)・無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金
---------------	------------	----------------	----------------	-------	-------------------------

がん治療に伴う外見ケア（ウィッグ等購入）助成	所管課	—
		健康推進課

目 的

がんの治療に伴う脱毛や、手術による乳房の切除など、外見の影響をケアするためのウィッグ（かつら）や、胸部補整具の購入経費の一部を助成することにより、がんの治療に取り組む区民の心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、就労継続などの社会生活を支援します。

事業内容

（１） 助成対象

ア ウィッグ（かつら）

イ 胸部補整具

（２） 助成対象者

がんと診断され、現在治療を行っている区民

（３） 助成金額

30,000 円又は購入経費の 7 割のいずれか低い額（100 円未満切捨て）

※助成対象者 1 人につき 1 回限り

根拠法令等

港区がん患者ウィッグ等購入費助成金交付要綱

開始時期

平成29年 5 月

実績表

（単位：件）

年度	区分	性別	対象品			合計
			ウィッグ	胸部補整具	両方	
29		男	2	—	—	93
		女	68	17	6	
30		男	2	—	—	116
		女	86	26	2	
元		男	1	—	—	93
		女	76	12	4	
2		男	2	—	—	91
		女	68	17	4	
3		男	2	—	—	104
		女	91	11	0	

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

がんの知識に関する普及・啓発	所管課	—
		健康推進課

目 的

がんの早期発見、早期治療について幅広く区民に周知・啓発するため、がん検診、がん対策に関するイベントを実施しています。

事業内容

がん対策普及啓発イベント「がん対策みなど」

根拠法令等

健康増進法

港区地域保健福祉計画

開始時期

平成28年4月

実績表

普及啓発イベント

区分 年度	開催日	場 所	内 容	参加人数
29	平成29年10月22日（日）	六本木ヒルズ ハリウッドビューティプラザ	がん対策みなど 2017	342
30	平成30年10月20日（土）	六本木ヒルズ ハリウッドビューティプラザ	がん対策みなど 2018	240
元	令和元年10月5日（土）	六本木ヒルズ ハリウッドビューティプラザ	がん対策みなど 2019	245
2	令和2年10月31日（土）	・赤坂区民センター ・YouTubeによるオンライン配信	がん対策みなど 2020	169
3	令和3年11月3日（水）	・郷土歴史館「旧講堂」4階 ・がん在宅緩和ケア支援センターういケアみなど5階 ・白金台区民協働スペース6階 ・YouTubeによるオンライン配信	がん対策みなど 2021 ～コロナ禍のいま、 がんと向き合い考える～	108

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

健康診査事業(骨粗しょう症検診)	所管課	—
		健康推進課

目的

早期に骨量減少者を発見することで、女性の骨折の基礎疾患となる骨粗しょう症を予防することを目的とします。

事業内容

区民で40歳以上の5歳毎節目年齢の女性及び、過去5年以内に検診を受診したことのない20歳以上の女性に対して、骨密度測定を行っています。

※1

根拠法令等

港区骨粗しょう症検診事業実施要綱

開始時期

平成7年

実績表

骨粗しょう症検診受診状況 (単位：人)

年度	区分	受診者計	指導区分		
			標準	要指導	要精密
29		1,822	1,298	331	193
30		1,764	1,256	343	165
元		1,739	1,240	315	184
2		1,322	938	240	144
3 年 度 区 分	総数	2,955	2,312	431	212
	29歳以下	0	0	0	0
	30～39歳	0	0	0	0
	40歳	417	403	13	1
	41～44歳	0	0	0	0
	45歳	432	423	8	1
	46～49歳	0	0	0	0
	50歳	511	491	19	1
	51～54歳	0	0	0	0
	55歳	464	393	60	11
	56～59歳	0	0	0	0
	60歳	400	261	94	45
	61～64歳	0	0	0	0
	65歳	353	174	124	55
	66～69歳	0	0	0	0
70～79歳	378	167	113	98	
80歳～	0	0	0	0	

補助金等 (有)・無	国負担割合 —	都負担割合 2/3	区負担割合 1/3	補助金名等	「健康増進法」に基づく都負担(補助)金
骨粗しょう症検診(40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳対象)の負担割合は上記のとおりとなります。 ※上記以外の年齢…区負担割合10/10 ※1 令和3年度から検診の対象年齢を変更しました。対象年齢(40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳)					

健康診査事業	所管課	—
		健康推進課

目 的

高齢社会を迎え、心疾患・脳血管障害など生活習慣病に対する予防対策が重要な課題となる中、生活習慣病の早期発見と早期治療を目指します。

事業内容

(1) 特定健康診査

国保年金課から執行委任を受け、40歳から75歳未満の区民で、4月1日現在港区国民健康保険に加入している人を対象に、港区医師会に委託してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施しています。検査項目は、問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査、内科診察をします。必要に応じて、胸部X線撮影、心電図検査、眼底検査等を実施しています。診査結果に基づいて栄養や運動に関する保健指導や自己の健康管理についての指導を行います。

糖尿病性腎症などの早期発見のため、前年度に港区特定健康診査を受診し検査結果がHbA1c6.5%以上かつ尿蛋白（-）又は（±）の人には、微量アルブミン尿検査を実施しています。検査項目は尿検査です。診査結果に基づいて、専門医療機関での精密検査を勧奨しています。

(2) 基本健康診査

40歳以上の区民で生活保護受給者や他に健診の受診機会がない人を対象に、港区医師会に委託して健康診査を実施しています。また、国保年金課から執行委任を受け、健診受診時に後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に加入している人の健康診査を実施しています。（検査項目は特定健康診査と同じ）

(3) 区民健康診査（30（さんまる）健診）

30歳から39歳の若い世代の区民を対象に、港区医師会、医療法人社団こころとからだの元氣プラザに委託して区民健康診査（30（さんまる）健診）を実施しています。（検査項目は特定健康診査と同じ）

根拠法令等

健康増進法第4条、17条、19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第4号
 高齢者の医療の確保に関する法律第20条
 港区基本健康診査事業実施要綱
 港区国民健康保険特定健康診査事業実施要綱
 港区区民健康診査実施要綱
 集合契約による特定健康診査費用助成事業実施要綱

開始時期

- (1) 特定健康診査 平成20年、微量アルブミン尿検査 令和3年
- (2) 基本健康診査 昭和59年（※老人保健法に基づく開始時期）
- (3) 区民健康診査（30（さんまる）健診） 平成5年

実績表

健康診査受診状況その1

年度	区分 性別	受診者		検査結果		尿検査		
		基本 検査	詳細な検査及 び区独自検査	異常 なし	有所見者	蛋白 陽性	糖陽性	潜血 陽性
29		23,009	24,749	1,966	21,043	1,507	539	3,445
30		22,354	23,988	1,652	20,702	1,484	576	2,826
元		22,372	23,923	1,596	20,776	1,363	634	2,835
2		19,607	20,892	1,364	18,243	1,268	687	2,492
3	男	7,518	7,804	293	7,225	683	487	615
	女	13,854	15,039	1,014	12,840	688	333	2,270
	計	21,372	22,843	1,307	20,065	1,371	820	2,885

(1) 特定健康診査所見内訳

年齢区分	区分 性別	受診者		検査結果		尿検査		
		基本 検査	詳細な検査及 び区独自検査	異常 なし	有所見者	蛋白 陽性	糖陽性	潜血 陽性
	男	4,313	4,300	217	4,096	284	260	275
	女	7,736	7,702	786	6,950	226	137	1,212
	計	12,049	12,002	1,003	11,046	510	397	1,487
40～44歳	男	352	348	38	314	14	4	7
	女	648	639	175	473	26	5	110
	計	1,000	987	213	787	40	9	117
45～49歳	男	433	431	39	394	14	12	12
	女	805	796	177	628	25	5	128
	計	1,238	1,227	216	1,022	39	17	140
50～54歳	男	513	510	37	476	30	18	29
	女	920	912	133	787	25	6	116
	計	1,433	1,422	170	1,263	55	24	145
55～59歳	男	539	538	35	504	35	33	31
	女	943	938	99	844	20	12	119
	計	1,482	1,476	134	1,348	55	45	150
60～64歳	男	533	530	16	517	29	39	32
	女	950	947	64	886	18	21	133
	計	1,483	1,477	80	1,403	47	60	165
65～69歳	男	698	698	22	676	58	56	55
	女	1,284	1,284	54	1,230	37	44	196
	計	1,982	1,982	76	1,906	95	100	251
70～74歳	男	1,245	1,245	30	1,215	104	98	109
	女	2,186	2,186	84	2,102	75	44	410
	計	3,431	3,431	114	3,317	179	142	519

(単位：人)

所 見 内 訳 (延数)									
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧 血	腎機能障害	肥 満	高脂血症	高尿酸血症	その他
9,505	4,642	8,988	3,942	3,324	5,399	3,633	13,731	2,194	6,021
9,458	5,262	9,325	3,939	3,387	6,175	3,399	14,130	2,132	5,854
9,515	5,281	9,168	4,029	3,368	6,544	3,537	14,237	2,058	6,291
8,729	4,611	7,693	3,452	2,988	5,830	3,351	12,483	1,765	5,924
3,858	2,174	3,538	1,933	1,305	2,320	1,849	4,752	1,491	2,308
5,727	3,299	5,306	1,944	1,994	4,185	1,878	9,081	508	4,550
9,585	5,473	8,844	3,877	3,299	6,505	3,727	13,833	1,999	6,858

(3年度)

1,893	905	1,775	1,323	406	976	1,174	2,870	861	1,250
2,155	1,299	2,550	1,162	742	1,819	1,020	5,024	181	2,313
4,048	2,204	4,325	2,485	1,148	2,795	2,194	7,894	1,042	3,563
52	37	63	115	13	29	85	217	64	72
34	67	92	62	95	98	60	235	7	145
86	104	155	177	108	127	145	452	71	217
101	58	109	162	21	59	119	284	83	88
73	85	126	90	132	128	97	343	7	177
174	143	235	252	153	187	216	627	90	265
157	75	181	199	32	78	162	351	107	126
136	101	216	153	101	157	122	552	17	215
293	176	397	352	133	235	284	903	124	341
230	82	196	181	36	110	151	384	114	148
181	138	282	181	65	189	115	628	28	267
411	220	478	362	101	299	266	1,012	142	415
247	106	226	178	49	118	166	360	109	154
252	151	339	165	68	219	121	663	32	292
499	257	565	343	117	337	287	1,023	141	446
378	166	345	201	83	173	189	466	152	223
486	229	524	214	100	352	194	976	30	435
864	395	869	415	183	525	383	1,442	182	658
728	381	655	287	172	409	302	808	232	439
993	528	971	297	181	676	311	1,627	60	782
1,721	909	1,626	584	353	1,085	613	2,435	292	1,221

微量アルブミン尿検査

(単位：人)

3	受診券送付者数	受診者数	専門医療機関受診者数
	488	264	21

(2) 基本健康診査所見内訳
後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の基本健康診査所見内訳

区分 年度	性別	受診者		検査結果		尿検査		
		基本検査	詳細な検査 及び区独自 検査	異常 なし	有所見者	蛋白 陽性	糖陽性	潜血 陽性
3	男	2,894	2,894	69	2,825	370	207	315
	女	5,554	5,554	176	5,378	434	177	961
	計	8,448	8,448	245	8,203	804	384	1,276

基本健康診査所見内訳

区分 年齢区分	性別	受診者		検査結果		尿検査		
		基本検査	詳細な検査 及び区独自 検査	異常 なし	有所見者	蛋白 陽性	糖陽性	潜血 陽性
	男	311	311	7	304	29	20	25
	女	564	562	52	512	28	19	97
	計	875	873	59	816	57	39	122
40～44歳	男	29	29	1	28	1	1	1
	女	47	46	13	34	1	0	5
	計	76	75	14	62	2	1	6
45～49歳	男	24	24	1	23	1	1	2
	女	53	52	14	39	1	1	10
	計	77	76	15	62	2	2	12
50～54歳	男	32	32	3	29	1	2	3
	女	71	71	9	62	1	2	8
	計	103	103	12	91	2	4	11
55～59歳	男	32	32	0	32	2	2	2
	女	64	64	4	60	0	3	11
	計	96	96	4	92	2	5	13
60～64歳	男	32	32	2	30	2	3	1
	女	61	61	4	57	1	2	17
	計	93	93	6	87	3	5	18
65～69歳	男	45	45	0	45	7	6	5
	女	50	50	1	49	3	6	9
	計	95	95	1	94	10	12	14
70～74歳	男	45	45	0	45	3	1	4
	女	63	63	3	60	2	2	13
	計	108	108	3	105	5	3	17
75歳以上	男	72	72	0	72	12	4	7
	女	155	155	4	151	19	3	24
	計	227	227	4	223	31	7	31

集合契約受診状況

3	男		299					
	女		1,221					
	計		1,520					

(単位：人)

所 見 内 訳 (延数)									
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧血	腎機能障害	肥満	高脂血症	高尿酸血症	その他
1,819	1,190	1,622	523	848	1,268	585	1,690	561	953
3,368	1,865	2,565	700	1,160	2,194	764	3,676	303	2,051
5,187	3,055	4,187	1,223	2,008	3,462	1,349	5,366	864	3,004

(3年度)

146	79	141	87	51	76	90	192	69	105
204	135	191	82	92	172	94	381	24	186
350	214	332	169	143	248	184	573	93	291
6	1	9	12	1	4	10	21	12	7
4	5	4	2	8	6	3	17	0	10
10	6	13	14	9	10	13	38	12	17
5	3	5	7	4	3	5	15	5	6
7	5	12	3	12	10	6	28	1	9
12	8	17	10	16	13	11	43	6	15
7	5	15	9	2	4	14	18	7	7
11	8	15	13	6	15	11	52	2	17
18	13	30	22	8	19	25	70	9	24
10	6	10	11	4	3	8	24	9	11
18	7	19	16	4	16	10	46	3	16
28	13	29	27	8	19	18	70	12	27
16	8	13	11	2	6	12	22	9	6
15	16	15	10	6	10	10	45	0	27
31	24	28	21	8	16	22	67	9	33
28	11	25	9	6	16	13	30	8	17
20	11	22	11	2	17	14	39	1	18
48	22	47	20	8	33	27	69	9	35
27	15	26	14	8	12	15	26	10	22
32	21	30	6	5	19	9	47	2	20
59	36	56	20	13	31	24	73	12	42
47	30	38	14	24	28	13	36	9	29
97	62	74	21	49	79	31	107	15	69
144	92	112	35	73	107	44	143	24	98

健康診査受診状況その2

受診券発行枚数に対する健診受診率

(3年度)

健診種別	受診券発行枚数(枚) A	健診受診者数(人) B	受診率(%) B/A
特定健康診査	33,008	12,049	36.5
後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の健康診査	21,699	8,448	38.9
基本健康診査	4,259	875	20.5

(参考)

(単位:人)

令和3年度港区特定健康診査実施率(%)		39.3	
算定式	当該年度中に実施した特定健康診査の受診者数/40~74歳の被保険者数		
条件	分子・分母の数から、年度途中における国保加入者及び国保離脱者等の数は除外		
特定健康診査対象者数	33,008	特定健康診査実施者数	12,049
対象者数のうち年度途中における国保加入及び国保離脱等の数	△4,009	実施者数のうち年度途中における国保加入及び国保離脱等の数	△650
計	28,999	計	11,399

※ 特定健康診査の実績、後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の健康診査の実績は、「港区の保健福祉 令和4年度(2022年度)版 事業概要」にも掲載されていますが、参考として掲載します。

※ 集合契約の健康診査は、40歳以上の社会保険等加入者の被扶養者等の健康診査受診者1,520人の内、「健康増進法」に基づき、「詳細な検査及び区独自検査」を実施した実績です。(「詳細な検査及び区独自検査」は、平成20年度から実施しています。)

健康診査受診状況その3

特定健康診査受診者に対して、メタボリック判定及び特定保健指導階層化を行います。
生活習慣の改善の必要性があると判定された人に対しては特定保健指導を実施します。
(3年度)(単位:人)

性別	メタボリック判定				特定保健指導階層化			
	基準該当	予備群	非該当	計	積極的支援	動機づけ支援	情報提供	計
男	1,215	856	2,242	4,313	393	553	3,367	4,313
女	490	378	6,868	7,736	79	386	7,271	7,736
計	1,705	1,234	9,110	12,049	472	939	10,638	12,049

※メタボリック判定は、メタボリックシンドローム判定基準に基づき、医師が判定します。
※特定保健指導階層化は、選定基準に基づき、特定保健指導の対象者を選定します。

メタボリック判定該当率

(3年度)(単位:人)

区分		人数	該当率A・B・C/D (%)
A	メタボリック基準該当者	1,705	14.2
B	メタボリック予備群該当者	1,234	10.2
C	メタボリック非該当者	9,110	75.6
D	計	12,049	100.0

特定保健指導該当率

(3年度)(単位:人)

区分		人数	該当率A・B・C/D (%)
A	積極的支援	472	3.9
B	動機づけ支援	939	7.8
C	情報提供	10,638	88.3
D	計	12,049	100.0

参考資料

令和3年度特定保健指導実施状況

(単位:人)

積極的支援	対象者数	472
	初回面談終了者	28
動機づけ支援	対象者数	939
	初回面談終了者	117

(3) 区民健康診査 (30 (さんまる) 健診)

実績表

(単位:人)

区分	年度	29	30	元	2	3		
						計	施設※	医師会委託
来所者数		933	2,616	2,609	2,509	2,642	344	2,298
胸部X線受診者数		902	2,314	2,192	2,238	2,268	336	1,932
心電図受診者数		567	1,830	1,850	1,863	1,882	1	1,881
血圧測定受診者数		933	2,615	2,609	2,509	2,642	344	2,298
尿検査	受診者数	924	2,596	2,597	2,499	2,634	344	2,290
	蛋白陽性	62	96	117	94	79	2	77
	糖陽性	0	7	11	5	14	4	10
	潜血陽性	171	250	214	200	213	36	177
指導区分	異常なし	88	1,029	935	887	979	29	950
	要指導	713	1,520	1,619	1,543	1,609	261	1,348
	要医療	104	67	55	76	54	54	0
指導・要医療者所見 内訳(延 数・疑いを 含む)	高血圧	18	77	116	70	96	17	79
	心疾患	16	142	168	160	192	17	175
	糖尿病	14	156	157	148	155	6	149
	腎疾患	243	269	287	210	210	37	173
	肝疾患	89	212	264	239	305	74	231
	血液疾患	128	53	41	59	48	48	0
	呼吸器系	12	12	9	13	11	11	0
	肥満	82	182	176	170	198	36	162
	高脂血症	288	138	111	177	124	124	0
その他	0	280	356	354	382	0	382	

※施設は、(医) ところとからだの元氣プラザです。

補助金等 ①・無	国負担割合 -	都負担割合 2/3	区負担割合 1/3	補助金名等	「健康増進法」に基づく都 負担(補助)金(※)
-------------	------------	--------------	--------------	-------	----------------------------

※対象事業 (2) 基本健康診査

- ・40歳以上の生活保護受給世帯対象の負担割合は、上記のとおりとなります。
- ・上記以外の年齢…区負担割合 10/10

健康診査事業（お口の健診）	所管課	—
		健康推進課

目 的

健康づくりを推進するため、継続的にお口の健康管理をサポートし、区民一人ひとりにあったお口の健康維持や増進に向けて支援します。

（１）お口の健診

事業内容

20歳以上の区民及び20歳未満の妊婦を対象に、港区芝歯科医師会・港区麻布赤坂歯科医師会に委託して、問診、歯の診査、だ液の検査、噛む機能（ガム）の検査、舌の汚れの検査、結果の説明、お口からの健康指導を行います。前期後期の年2回実施しています。

根拠法令等

健康増進法第17条、第19条の2

健康増進法施行規則第4条の2第1号

港区お口の健康診査実施要綱

開始時期

平成20年4月

実績表

お口の健診受診状況

（単位：人）

区分 年度	受診者数	良好な 状態	所見内訳（複数所見あり）			
			a. 歯肉炎、歯 周炎の疑い	b. むし歯の疑 い	c. 歯が抜けた ままになって いる	d. 歯並び、か み合わせ等 の異常
29	21,665	7,177	10,010	5,421	1,159	292
30	21,831	7,275	10,044	5,265	1,258	313
元	24,002	9,864	10,829	5,320	1,184	341
2	20,781	8,184	8,899	3,756	688	284
3	25,606	9,870	11,244	4,553	1,395	418

お口の健診受診状況の詳細

(3年度) (単位:人)

年齢 区分	区 分	受診者数	良好な 状態	所見内訳 (複数所見あり)			
				a. 歯肉炎、 歯周炎の 疑い	b. むし歯 の疑い	c. 歯が抜け たままにな っている	d. 歯並び、 かみ合わせ 等の異常
総計	男	9,483	3,224	4,553	1,886	606	145
	女	16,123	6,646	6,691	2,667	789	273
	計	25,606	9,870	11,244	4,553	1,395	418
20～29 歳	男	356	148	157	71	3	7
	女	586	270	193	142	5	16
	計	942	418	350	213	8	23
30～39 歳	男	1,159	481	448	290	21	27
	女	2,403	1,088	842	565	36	66
	計	3,562	1,569	1,290	855	57	93
40～49 歳	男	1,830	644	882	425	54	25
	女	3,219	1,566	1,063	588	80	59
	計	5,049	2,210	1,945	1,013	134	84
50～59 歳	男	1,797	619	842	352	114	40
	女	2,911	1,283	1,190	427	108	46
	計	4,708	1,902	2,032	779	222	86
60～69 歳	男	1,558	547	728	270	139	24
	女	2,379	928	1,071	345	160	30
	計	3,937	1,475	1,799	615	299	54
70～79 歳	男	1,760	526	946	291	180	15
	女	2,794	990	1,334	345	226	38
	計	4,554	1,516	2,280	636	406	53
80～89 歳	男	930	236	506	169	84	6
	女	1,622	481	873	216	147	16
	計	2,552	717	1,379	385	231	22
90 歳～	男	93	23	44	18	11	1
	女	209	40	125	39	27	2
	計	302	63	169	57	38	3

(2) 8020 達成者表彰事業

事業内容

80 歳以上で 20 本以上の歯を保有している区民の募集を行い、口腔診査を経て、該当する人を表彰します。

根拠法令等

健康増進法第 4 条、17 条

港区口と歯の健康に関する普及啓発事業実施要綱

開始時期

平成 15 年 6 月

実績表

年度	29	30	元	2	3
表彰者数(人)	116	112	115	117	157

(3) 口腔がん検診

事業内容

40 歳以上の区民を対象に、港区芝歯科医師会・港区麻布赤坂歯科医師会に委託して、年 1 回、問診、視診、触診、自己検査法、生活習慣改善指導を行います。

根拠法令

健康増進法第 17 条、第 19 条の 2

港区お口の健康診査実施要綱

開始時期

平成 29 年 6 月

実績表

(単位：人)

区分 年度	一般検査				精密検査(疑いを含む)			
	受診者	検査結果			報告 件数	検査結果		
		異常なし	経過観察	要精密者		異常なし	口腔がん	その他
29	4,776	4,497	234	45	24	15	1	8
30	7,583	7,208	301	74	72	32	1	39
元	10,070	9,595	365	110	80	47	1	32
2	9,781	9,388	309	84	62	36	—	26
3	12,891	12,388	406	97	73	40	1	32

補助金等 ① 無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 事業費-都補助額	補助金名等	後期高齢者医療制度歯科健康診 査事業費補助金(※1)
-------------	------------	-----------------	-------------------	-------	-------------------------------

※1 対象事業(1)お口の健診 受診者のうち都広域連合の定めた交付基準の対象者に対する健診

健康診査事業（がん検診）

所管課

健康推進課

目 的

各種がんの早期発見に努め、区民の健康保持及び増進を図ることを目的とします。

（１）大腸がん検診

事業内容

40歳以上の区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

平成2年

実 績 表

大腸がん検診受診状況

（単位：人）

区 分 年 度	一般検査			精密検査（疑いを含む）			
	受診者	検査結果		報告件数	検査結果		
		異常なし	要精密者		異常なし	大腸がん	その他
29	29,324	27,337	1,987	1,536	272	32	1,232
30	29,112	27,072	2,040	1,647	343	61	1,243
元	29,030	27,053	1,977	1,407	224	50	1,133
2	25,944	24,199	1,745	1,203	128	25	1,050
3	28,513	26,888	1,625	※			

※がん検診の精密検査受診率を向上させ、検診事業の評価をより正確に行うため、平成30年度受診分からデータ収集方法を変更しています。そのため、現時点では令和3年度の精密検査の正確な数値が把握できないため、これについては令和5年度に記載をします。

(2) 胃がん検診

事業内容

40歳以上の区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。(40歳以上の人は胃部X線検査、50歳以上の偶数年齢の人は胃内視鏡検査又は胃部X線検査を選択可能)

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

胃部X線検査受診状況

(単位：人)

区分 年度	一般検査				精密検査(疑いを含む)			
	受診者	検査結果			報告件数	検査結果		
		異常なし	経過観察	要精密者		異常なし	胃がん	その他
29	17,138	11,605	4,437	1,096	878	122	5	751
30	15,678	10,257	4,232	1,189	1,023	155	13	855
元	14,066	9,005	4,005	1,056	904	130	8	766
2	12,026	7,725	3,569	732	600	22	2	576
3	12,650	8,100	3,759	791	※5			

胃内視鏡検査受診状況

(単位：人)

区分 年度	一般検査					精密検査(疑いを含む)				
	受診者	総合判定				要精密者 ※3	報告件数	検査結果		
		胃がんの 疑いなし	胃がん の疑い	胃がん あり	胃がん以外 の悪性病変			異常なし	胃がん	その他
29	1,768	1,724	29	3	12	251	51	2	3	46
30	※1 3,242	3,157	65	11	8	377	210	25	15	170
元	※1 4,322	4,240	45	8	28	526	46	10	9	27
2	※2 3,497	3,421	35	5	31	460	168	61	10	97
3	※4 4,658	4,565	54	8	29	492	※5			

※1 1人は検査中断、判定不能。

※2 5人は検査中断、判定不能。

※3 集計に誤りがあったため、再集計し修正しました。

※4 2人は検査中断、判定不能。

※5 がん検診の精密検査受診率を向上させ、検診事業の評価をより正確に行うため、平成30年度受診分からデータ収集方法を変更しています。そのため、現時点では令和3年度の精密検査の正確な数値が把握できないため、これについては令和5年度に記載をします。

(3) 肺がん検診

事業内容

40歳以上の区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

昭和62年

実績表

肺がん検診受診状況 (単位：人)

区分 年度	一般検査				精密検査（疑いを含む）			
	受診者	検査結果			報告件数	検査結果		
		異常なし	経過観察	要精密者		異常なし	肺がん	その他
29	27,650	22,468	4,318	864	792	251	13	528
30	27,987	22,263	4,686	1,038	808	315	12	481
元	28,190	21,773	5,476	941	734	228	14	492
2	25,273	19,355	5,079	839	530	130	7	393
3	28,076	21,050	6,117	909	※			

※がん検診の精密検査受診率を向上させ、検診事業の評価をより正確に行うため、平成30年度受診分からデータ収集方法を変更しています。そのため、現時点では令和3年度の精密検査の正確な数値が把握できないため、これについては令和5年度に記載をします。

(4) 喉頭がん検診

事業内容

40歳以上で喫煙指数^(※)600以上等の区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。(※喫煙指数=1日の喫煙本数×喫煙年数)

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

平成18年

実績表

喉頭がん検診受診状況 (単位：人)

区分 年度	一般検査				精密検査（疑いを含む）			
	受診者	検査結果			報告件数	検査結果		
		異常なし	経過観察	要精密者		異常なし	喉頭がん	その他
29	4,226	3,734	447	45	38	4	-	34
30	4,456	4,000	414	42	33	6	-	27
元	4,400	4,004	341	55	42	12	1	29
2	2,199	1,883	287	29	16	5	-	11
3	2,554	2,153	352	49	※			

※がん検診の精密検査受診率を向上させ、検診事業の評価をより正確に行うため、平成30年度受診分からデータ収集方法を変更しています。そのため、現時点では令和3年度の精密検査の正確な数値が把握できないため、これについては令和5年度に記載をします。

(5) 前立腺がん検診

事業内容

55歳から75歳の奇数年齢に該当する男性区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

平成18年

実績表

前立腺がん検診受診状況

(単位：人)

区分 年度	一般検査			精密検査（疑いを含む）			
	受診者	異常なし	要精密者	報告件数	検査結果		
					異常なし	前立腺がん	その他
29	2,677	2,462	215	162	36	12	114
30	2,750	2,507	243	174	12	9	153
元	2,755	2,531	224	156	21	8	127
2	2,450	2,246	204	127	16	4	107
3	2,730	2,476	254	※			

※がん検診の精密検査受診率を向上させ、検診事業の評価をより正確に行うため、平成30年度受診分からデータ収集方法を変更しています。そのため、現時点では令和3年度の精密検査の正確な数値が把握できないため、これについては令和5年度に記載をします。

(6) 子宮頸がん検診

事業内容

20歳以上の女性区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。(30、33、36、39歳で希望する人には、細胞診に加え、HPV(ヒトパピローマウイルス)検査を実施しています。)

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

子宮頸がん検診受診状況

(単位：人)

区分 年度	一般検査			精密検査(疑いを含む)			
	受診者	検査結果		報告件数	検査結果		
		異常なし	要精密者		異常なし	子宮頸がん	その他
29	19,148	18,755	390	301	62	8	231
30	18,942	18,551	391	284	62	10	212
元	18,522	18,145	377	263	42	5	216
2	16,569	16,239	330	244	51	5	188
3	18,839	18,496	343	※1			

※平成29年度の受診者と検査結果の数値の相違は検体不良の数です。

※平成29年度から令和3年度までの受診状況は、国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」に基づき実施した数も含まれます。

※1 がん検診の精密検査受診率を向上させ、検診事業の評価をより正確に行うため、平成30年度受診分からデータ収集方法を変更しています。そのため、現時点では令和3年度の精密検査の正確な数値が把握できないため、これについては令和5年度に記載をします。

HPV検査実施状況 (単位：人)

区分 年度	受診者	検査結果	
		陰性	陽性
29	1,537	1,273	264
30	1,546	1,299	247
元	1,266	1,011	255
2	1,296	1,003	293
3	1,294	1,051	243

(7) 乳がん検診

事業内容

30歳以上の女性区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。また、受診者には、乳がんの自己検診の方法、乳がんに対する正しい知識の普及を図っています。(30歳から39歳の人を対象に、視触診を実施しています。40歳以上の人は、前年度マンモグラフィ検査未受診の人を対象に、マンモグラフィ検査を実施しています。)

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

昭和63年

実績表

乳がん検診受診状況 (単位：人)

区分 年度	一般検査			精密検査(疑いを含む)			
	受診者	検査結果		報告件数	検査結果		
		異常なし	要精密者		異常なし	乳がん	その他
29	3,673	3,554	119	105	33	-	72
	8,498	7,561	937	752	250	33	469
30	3,536	3,425	111	85	36	1	48
	9,546	8,559	987	871	304	44	523
元	3,019	2,904	115	90	31	1	58
	8,966	8,056	910	786	192	36	558
2	2,668	2,574	94	78	16	-	62
	8,317	7,472	845	744	161	28	555
3	2,770	2,688	82	※1			
	9,406	8,462	944				

※上段は視触診受診者数、下段はマンモグラフィ検査受診者数です。

※マンモグラフィ検査は区内指定医療機関及び(医)こころとからだの元氣プラザで実施しています。

※平成29年度から令和3年度までの受診状況は、国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」に基づき実施した数も含みます。

※1 がん検診の精密検査受診率を向上させ、検診事業の評価をより正確に行うため、平成30年度受診分からデータ収集方法を変更しています。そのため、現時点では令和3年度の精密検査の正確な数値が把握できないため、これについては令和5年度に記載をします。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金 (※1)
	1/2	-	1/2		
	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金 (※2)
	-	1/2	1/2		

※1 対象事業「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」

※2 対象事業「がん検診精度管理向上事業」

各種のがん検診…区負担割合 10/10

健康診査事業（まとめ）	所管課	—
		健康推進課

令和3年度健康診査・各種がん検診のまとめ（特定健康診査、基本健康診査を除く。）

事業名	対象人口 (A) ※1	対象者数 (B) ※2	受診者数 (C)	受診率 (%) (D) (C/B)
区民健康診査(30(さんまる)健診) (30歳以上39歳以下)	43,258	16,867	2,642	15.7
骨粗しょう症検診 (40・45・50・55・60・65・70歳 の女性)	13,355	13,323	2,955	22.2
お口の健診 (20歳以上)	215,629	215,629	25,606	11.9
大腸がん検診 (40歳以上)	144,701	80,020	28,513	35.6
胃がん検診 (40歳以上)	144,701	75,534	17,308	22.9
胃がん検診 (50歳以上)	95,322	49,758	13,076	※3 35.5
肺がん検診 (40歳以上)	144,701	79,730	28,076	35.2
喉頭がん検診 (40歳以上) *	144,701	144,701	2,554	
前立腺がん検診 (55歳から75歳の奇数年齢) *	12,999	12,999	2,730	21.0
子宮頸がん検診 (20歳以上)	115,721	65,614	18,839	※3 37.8
乳がん検診(視触診) (30歳以上39歳以下) *	23,142	23,142	2,770	12.0
乳がん検診(マンモグラフィ) (40歳以上)	78,537	46,730	9,406	※3 37.9
口腔がん検診 (40歳以上)	144,701	144,701	12,891	8.9

※1 対象人口(A)は、令和3年4月1日現在の住民基本台帳上の人口です。

※2 「*」印の事業を除いた対象者数(B)については、区民健康診査(30(さんまる)健診)、骨粗しょう症検診は、受診券送付数です(随時発行含む)。大腸、胃、肺、子宮頸、乳がん(マンモグラフィ)検診については、東京都が定める区部の対象人口率(職場や人間ドック等で受診機会がある人と入院や療養中等で検診を受診できない人を除いた住民の割合:大腸がん検診55.3%、胃がん検診52.2%、肺がん検診55.1%、子宮頸がん検診56.7%、乳がん(マンモグラフィ)検診59.5%)を対象人口(A)に乗じた数です。

※3 胃がん検診(50歳以上)・子宮頸・乳がん(マンモグラフィ)検診の受診率算出式=(前年度受診者数+当該年度受診者数-2年連続受診者数)÷当該年度対象者数×100

補助金等 ① 無	国負担割合 —	都負担割合 —	区負担割合 —	補助金名等	補助金については、各事業該当ページに記載
-------------	------------	------------	------------	-------	----------------------

集合契約による特定健康診査受診費用助成	所管課	—
		健康推進課

目 的

集合契約による特定健康診査受診に要する自己負担金を助成し、特定健康診査受診者の経済的負担をなくすことで特定健康診査の受診を促し、生活習慣病の危険因子の早期発見及び罹患の減少を図ります。

事業内容

40歳以上の区民で、社会保険等に加入している被扶養者等が、区が委託契約した医療機関で集合契約による特定健診を受診した場合に、医療保険者が求める特定健康診査受診費用の自己負担金を受診者の申請に基づき助成します。

根拠法令等

集合契約による特定健康診査費用助成事業実施要綱

開始時期

平成20年7月

実績表 (単位：人)

年度	助成者数
29	698
30	634
元	644
2	502
3	637

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

肝炎ウイルス検診

所管課

健康推進課

目的

肝炎を早期に発見し、肝炎が引き起こす健康障害を回避し、症状の軽減・進行の遅延をさせること、及び肝炎に関する正しい知識の普及を目的としています。肝炎ウイルス検診陽性者に対し、必要に応じ保健指導の実施・肝臓専門医療機関への受療勧奨を行っています。

事業内容

(1) 対象者

区民でこれまで肝炎ウイルス検診を受けたことのない人又は医師が受診を必要と認める人

(2) 内容

ア 問診

肝炎に関する基本的な問診を行うほか、受診者本人の同意を得て検診を実施します。

イ C型肝炎ウイルス検査

- ① HCV抗体検査
- ② HCV核酸増幅検査

ウ B型肝炎ウイルス検査（HBs抗原検査）

根拠法令等

肝炎対策基本法

健康増進法

肝炎対策の推進に関する基本的な指針

肝炎ウイルス検診等実施要領

東京都肝炎対策指針

港区肝炎ウイルス検診実施要綱

開始時期

平成14年

実績表

(単位：人)

年度	区分	C型肝炎ウイルス検査			B型肝炎ウイルス検査		
		受診者数	うちA※	うちB※	受診者数	陰性者数	陽性者数
29		4,505	4,488	17	4,503	4,465	38
30		3,736	3,724	12	3,733	3,705	28
元		3,589	3,577	12	3,588	3,565	23
2		3,384	3,377	7	3,383	3,358	25
3		3,903	3,894	9	3,902	3,879	23

※上記「A」は、現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い人、「B」は感染している可能性が高い人を表しています。

受療勧奨事業の実績

(単位：人)

検診 受診年度	B・C型肝炎 陽性者	郵送による 受療勧奨	電話による 受療勧奨	不明・ その他
29	55	33	21	1
30	40	24	13	3
元	35	22	13	-
2	32	16	14	2
3	32	18	14	0

【資料】令和3年度肝炎ウイルス検査陽性者32人の内訳

① B型、C型肝炎陽性者

ウイルス型	人数 (%)	内訳 (再掲)	
		男性	女性
B型	23 (71.9%)	11	12
C型	9 (28.1%)	6	3
B型・C型	0 (0.0%)	0	0
合計	32 (100.0%)	17	15

② 年代別肝炎陽性反応者数・割合

年代	B型		C型	
	人数	%	人数	%
~30代	0	0.0	0	0.0
40代	7	30.4	2	22.2
50代	8	34.8	2	22.2
60代	6	26.1	3	33.3
70代	2	8.7	0	0
80代	0	0	1	11.1
90代~	0	0	1	11.1
合計	23	100	9	100

※B型・C型ともに陽性の方は、B型・C型それぞれに計上しています。

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 2 / 3	区負担割合 1 / 3	補助金名等	「健康増進法」に基づく都負担(補助)金
-----------------	------------	----------------	----------------	-------	---------------------

健康手帳の交付	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目 的

健康の保持増進に必要な事項を記録し、自らの健康管理への関心を高めます。

事業内容

20歳以上の区民の希望者に交付します。また、各総合支所、高齢者支援課、国保年金課、いきいきプラザの窓口や「成人の日記念のつどい」においても交付します。

根拠法令等

健康増進法

開始時期

平成20年度

実績表

健康手帳交付数

年度 区分	29	30	元	2	3
交付数(冊)	4,015	3,110	4,325	220※	1,755

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による「成人の日記念のつどい」中止に伴い、健康手帳の交付も中止しました。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

健康相談	所管課	—
		健康推進課

目的

健康に関する様々な相談や禁煙に関する相談に応じ、区民の健全な心身の育成を図ります。

事業内容

相談のできる環境の整備を図り、心身の健康及び禁煙に関する個別の相談に応じています。

根拠法令等

健康増進法

開始時期

昭和59年（※老人保健法に基づく開始時期）

実績表

健康相談事業実施状況

年度	総 数		健康相談		老人精神保健相談※ ¹		禁煙相談	
	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員
29	9	9	3	3	6	6		
30	13	21	6	13	3	3	4	5
元	17	25	8	16	6	6	3	3
2	10	18	4※ ²	12	5	5	1※ ²	1
3	22	68	11	56	7	7	4	5

※1 老人精神保健相談は、精神保健福祉相談と同時に実施しています。

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3回中止しました。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 2 / 3	区負担割合 1 / 3	補助金名等	「健康増進法」に基づく都負担（補助）金（※）
---------------	------------	----------------	----------------	-------	------------------------

（※）対象事業 禁煙相談

健康教育	所管課	—
		健康推進課

目的

区民・在勤者及び在学者を対象に、生活習慣病の予防・健康の保持増進に関する知識の普及と実践の促進を図ります。また、乳幼児や保護者を対象に食事や栄養を通じた食育を推進します。

事業内容

※本事業は、平成 29 年度に「栄養改善事業」と統合しました。

(1) 生活習慣病予防教室

働き盛り世代を対象に、メタボリックシンドロームの予防・改善のため、体組成測定や食事診断等の実施及び個別目標設定、食事と運動に関する講習と実技指導を行います。

「働くあなたのスマートライフー働き盛り世代の健康ハンドブック」を使用し、働く人たちのライフスタイルを踏まえた出張健康講座を実施します。

(2) 健康講座

健康増進法の集団健康教育の種類として示されている内容（歯周疾患・ロコモティブシンドローム（運動器症候群）・慢性閉塞性肺疾患（COPD）・病態別・薬・一般）や、健康診査の結果等を勘案して健康講座を実施します。また、生活習慣病予防のための食事等の講習会を実施します。

(3) 女性の健康づくり講演会

女性特有の疾病や健康の保持増進に関する知識の普及・実践促進のための講演会を実施します。

(4) はじめての離乳食教室

区内在住の5か月児の保護者を対象に、離乳食の講話を行います。

(5) 乳幼児食事相談会

乳幼児の保護者を対象に、食生活や栄養について相談会を実施します。

根拠法令等

健康増進法

母子保健法

厚生労働省健康局長通知「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」（平成 25 年 3 月 29 日付健発 0329 第 9 号）

開始時期

(1) 生活習慣病予防教室 平成 20 年

(2) 健康講座 昭和 59 年（※老人保健法に基づく開始時期）

(3) 女性の健康づくり講演会 平成 25 年

(4) はじめての離乳食教室 昭和 50 年（※東京都から移管（栄養指導講習会））

(5) 乳幼児食事相談会 平成 23 年

関係発行物

- 「食生活応援レシピ～おすすめ料理 20 選～」
- 「離乳食をはじめましょう～離乳食づくり方テキスト～」
- 「港区たのしい子どものレシピBOOK」
- 「働くあなたのスマートライフー働き盛り世代の健康ハンドブッカー」

実績表

区分 年度	生活習慣病予防教室				健康講座		女性の健康づくり講演会	
	講座		食事診断		開催数	人数	開催数	人数
29	7	129			9	350		
30	9	797			7	200	1	15
元※	6	468			2	89		
2	3	74			9	127	1	11
3	4	81	60	1033	9	136	1	16

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「生活習慣病予防教室」は3回、「健康講座」は2回、「女性の健康づくり講演会」は中止しました。

区分 年度	はじめての離乳食教室		乳幼児食事相談会	
	開催数	人数	開催数	人数
29	24	614	12	176
30	24	684	12	192
元	24	610	12	159
2※	20	225	10	68
3	24	298	12	78

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「はじめての離乳食教室」は4回、「乳幼児食事相談会」は2回中止しました。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金（※1）
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 2 / 3	区負担割合 1 / 3	補助金名等	「健康増進法」に基づく都負担（補助）金（※2）

※1 対象事業 (1) 生活習慣病予防教室

※2 対象事業 (2) 健康講座 (3) 女性の健康づくり講演会

禁 煙 支 援 事 業

所管課

健康推進課

目 的

喫煙は発がん率を高め、虚血性心疾患や脳卒中、COPD（慢性閉塞性肺疾患）などの発症要因となります。また、タバコの煙（副流煙）には有害物質が多く含まれ、タバコを吸わない周囲の人の健康も害します。

区は、禁煙外来治療費の助成や港区薬剤師会と連携した禁煙相談を行うなど、禁煙を支援することにより区民の健康づくりを推進します。

事 業 内 容

(1) 子育て・働き盛り世代の禁煙外来治療費助成

ア 助成対象者

20歳以上の区民で、18歳未満の子ども又は妊婦と同居している人及び妊婦本人
※令和4年4月から「20歳以上の区民」に対象を拡大しました。

イ 助成金額

自己負担額（100円未満切捨て）と10,000円のいずれか低い額

(2) 禁煙支援の推進

ア 港区禁煙支援薬局での禁煙相談

イ 保健所での相談員による禁煙相談

ウ 禁煙支援のポスター・リーフレットの配布

根拠法令等

健康増進法

港区禁煙外来治療費助成金交付要綱

港区禁煙支援薬局事業運営要綱

開 始 時 期

(1) 子育て・働き盛り世代の禁煙外来治療費助成 平成30年6月

(2) 港区禁煙支援薬局 平成21年2月

関 係 発 行 物

港区禁煙外来マップ

禁煙支援等のリーフレット

禁煙支援マニュアル（禁煙支援薬局用）

実 績 表

(1) 禁煙外来治療費助成実績 (単位：人)

区分 年度	登録申請			交付申請		
	男	女	計	男	女	計
30	19	2	21	5	—	5
元	14	2	16	9	2	11
2	14	5	19	7	2	9
3	16	3	19	6	2	8

(2) 禁煙支援薬局数 (単位：件)

年度	禁煙支援薬局数
29	74
30	77
元	80
2	78
3	81

補助金等 ①・無	国負担割合 -	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金
補助金等 ①・無	国負担割合 1/2	都負担割合 -	区負担割合 1/2	補助金名等	感染症予防事業費等国庫 負担(補助)金

受動喫煙防止対策推進事業	所管課	—
		健康推進課

目 的

望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例（以下「都条例」という。）に基づき、区内の様々な施設における受動喫煙防止の環境づくりを支援するとともに、受動喫煙による健康影響等に関する知識の普及啓発を推進します。

事業内容

健康増進法及び都条例に基づき、受動喫煙防止に関する普及啓発、各施設への助言・指導等を実施します。また、区民や事業者等からの相談や問合せに対応する窓口を保健所内に設置し、各施設において受動喫煙防止対策を適切に実施できるよう支援しています。

（１）受動喫煙防止対策相談窓口の設置

受動喫煙防止対策相談窓口を設置し、健康増進法及び都条例に基づく規制の内容や、各施設での受動喫煙の防止に関する相談に応じています。

（２）受動喫煙防止対策巡回業務

健康増進法及び都条例が定める標識が掲示されているか確認するため、巡回員が区内飲食店を巡回確認しています。掲示が確認できない場合にはチラシ配布等により制度説明します。

（３）制度の周知・啓発

区内飲食店や事業所に受動喫煙防止に関するリーフレットを送付するとともに、説明会を開催するなど制度の周知・啓発に努めています。また、喫煙室等の喫煙場所を提供する飲食店で一定の要件を満たした店舗を「みなと受動喫煙防止対策店」として認定し、飲食店の受動喫煙防止対策の意識向上を図っています。

（４）立入検査、助言・指導

健康増進法や都条例に違反していることが巡回業務により確認された場合や、区民等から情報提供があった場合など、必要に応じて職員が飲食店や事業所を立入検査し、助言・指導を行います。

根拠法令等

健康増進法

東京都受動喫煙防止条例

港区受動喫煙防止対策不利益処分等取扱要綱

みなと受動喫煙防止対策店認定事業実施要綱

開始時期

- | | |
|---------------------|---------|
| （１）受動喫煙防止対策相談窓口 | 令和元年6月 |
| （２）受動喫煙防止対策巡回業務 | 令和2年10月 |
| （３）みなと受動喫煙防止対策店認定事業 | 令和2年10月 |

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 —	区負担割合 1 / 2	補助金名等	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 10 / 10	区負担割合 —	補助金名等	東京都受動喫煙防止対策促進事業経費補助金

健康づくり推進事業（健康づくりサポーター事業他）

所管課

健康推進課

目 的

地域における健康づくりを推進するためには、区民一人ひとりが主体的に取り組むとともに家族や仲間、地域が一体となって健康づくりを継続できるよう、社会全体で支援することが必要です。

健康づくりに取り組んでいる個人や企業・飲食店等の団体を健康づくりサポーターとして登録し、それぞれの活動を通じて、地域の区民が身近な場所で自主的に健康づくりを継続できるように支援します。

また、日頃の運動不足を解消するために特色のある港区の街をウォーキングマップにして配布します。

事業内容

(1) 健康づくりサポーターの登録

11種類の活動分野から選び登録します（複数可）。

- ①食生活※②身体活動③こころの健康④タバコ⑤歯の健康⑥生活習慣病予防⑦子どもの健康⑧働く人の健康⑨女性の健康⑩高齢者の健康⑪すこやかなコミュニティづくり

※食生活分野には子どもの食育を含みます。

(2) 健康づくりに関する情報発信及び共有

広報みなとや港区公式ホームページで活動状況を紹介します。

(3) 鳥瞰図&すこやかマップウォーキングの配布

根拠法令等

港区健康づくりサポーター事業実施要綱

開始時期

平成19年度

関係発行物

健康づくりサポーターリーフレット

鳥瞰図&すこやかマップウォーキング

実績表

健康づくりサポーター事業

区分 年度	登録団体数	活動回数	延参加者数
29	72	16	341
30	61	20	442
元	63	51	757
2	55	20	227
3	53	14	306

補助金等
有 ・ ①無

補助金名等

歯科保健事業推進協議会	所管課	—
		健康推進課

目 的

区における歯科保健に関する施策を総合的かつ効果的運営に資するため、協議会を設置します。

事業内容

歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく事業の推進に関する事項について協議します。

根拠法令等

歯科口腔保健の推進に関する法律
港区歯科保健事業推進協議会設置要綱

開始時期

平成6年6月

実績表

年度	区分	協議会 開催回数
29		1
30		2
元		1
2		2
3		2

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金
-----------------	------------	----------------	----------------	-------	-------------------------

障害者口腔保健推進事業	所管課	—
		健康推進課

目 的

障害や全身疾患等により、一般歯科診療所での受診が困難な人に対し、身近な場所で定期健診、保健指導、予防処置及びその他の歯科診療が受けられる体制を整備します。

根拠法令等

歯科口腔保健の推進に関する法律第9条
港区口腔保健センター事業実施要綱

(1) 障害児者等歯科診療

事業内容

障害児者を対象にした歯科診療を、港区芝歯科医師会及び港区麻布赤坂歯科医師会に委託し、みなと保健所内の口腔保健センターで行います。

開始時期

平成26年10月

実績表

(患者内訳) 障害別来院延人数

(単位：人)

年度	区分	受診者数	障害区分内訳				
			知的障害	知的障害+ 身体障害	身体障害	精神障害	その他
29		67	43	21	3	-	-
30		80	46	29	5	-	-
元		82	59	18	5	-	-
2		61	35	26	-	-	-
3		58	36	19	3	-	-

(2) 障害者・要介護者対応可能歯科医療機関の周知・選定

事業内容

港区に居住する障害者、在宅要介護者で、受診可能な歯科医院を自身で探すことの困難な者が、身近な地域で適切な歯科医療を受け、かつ必要に応じて専門的な歯科医療を円滑に受けられるよう歯科医療機関案内リーフレットを作成・配布しています。

開始時期

平成12年6月

関係発行物

港区にお住まいの方へー障害者・要介護者かかりつけ歯科医のご案内ー

実績表

(単位：件)

区分	年度	29	30	元	2	3
用紙配布数(診療所数)		299	301	296	335	328
実績のあった診療所数		57	62	58	55	76
訪問診療による在宅介護者の診療		3,005	3,653	3,819	4,246	2,724
訪問診療による知的障害者・児の診療		99	74	38	202	163
訪問診療による身体障害者・児の診療		123	88	73	128	97
診療所による知的障害者・児の診療		68	117	120	95	117
診療所による身体障害者・児の診療		136	152	153	83	99
専門医療機関への紹介		66	128	135	19	91
合計		3,497	4,212	4,338	4,773	3,291

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金(※1)
-----------------	------------	----------------	----------------	-------	-----------------------------

※1 対象事業 (2) 障害者・要介護者対応可能歯科医療機関の周知・選定

難病対策地域協議会	所管課	—
		健康推進課

目 的

難病患者及びその家族に対する支援体制の課題を情報共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、難病対策の在り方や体制の整備等について協議するため、難病対策地域協議会を設置しています。

事業内容

難病患者等を総合的に支援するため、下記について協議します。

- (1) 患者等に対する支援体制の課題の情報共有に関する事。
- (2) 地域における関係機関の緊密な連携に関する事。
- (3) 難病対策の在り方や体制整備等に関する事。
- (4) その他区長が必要と認める難病対策に関する事項。

根拠法令等

港区難病対策地域協議会設置要綱

開始時期

平成28年3月

実績表

年度	区分	開催回数
29		1
30		1
元		0※
2		1
3		1

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

補助金等 ⑦ 有 ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 —	区負担割合 1 / 2	補助金名等	難病特別対策推進事業にかか る補助金
-----------------	----------------	------------	----------------	-------	-----------------------

健康増進センター事業（ヘルシーナ）	所管課	— 健康推進課
<p>目 的</p> <p>18歳以上の人を対象として、運動・栄養・生活のメニューに基づき運動実践を行い生活習慣病の予防・改善を図るとともに、区民の健康づくり活動を支援します。また、区民の健康に対する意識と関心を高めるため普及・啓発を行います。なお、健康増進センター（ヘルシーナ）は、医療法人財団百葉（ももは）の会を、指定管理者（指定管理期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）として運営しています。</p> <p>事業内容</p> <p>（1）健康増進・健康づくり事業</p> <p>健康度測定事業（メディカルチェック事業）</p> <p>健康増進・健康づくりのために、身体測定・運動負荷検査・体力測定等による健康度測定や、医師によるカウンセリング、管理栄養士の栄養指導などを実施します。その後、個人の体力にあったトレーニングメニューを作成し、健康運動指導士の運動指導を行います。</p> <p>また、健康度測定受診者は、健康運動指導士の指導のもとで、グループで行う「健康づくりコース」、「生活習慣病予防・改善コース」に参加できます。</p> <p>（2）健康づくり活動支援事業</p> <p>ア 健康づくり教室</p> <p>初心者でも気軽に参加できる「やさしいヨガ」「しっかりロコトレ！足腰トレ」「産後引き締めピラティス」など、様々な教室を開催します。</p> <p>イ 健康増進の普及啓発事業</p> <p>ホームページ(https://www.momohanokai.jp/minato-kenkozoshin/)で、事業の紹介と参加者の募集をしています。</p> <p>ウ グループの育成・支援等</p> <p>健康づくり教室の参加者を主体に結成された、健康づくり自主グループの活動を支援するとともに、情報提供やポスター・チラシを施設に掲示するなどの協力をしています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>港区立健康増進センター条例 港区立健康増進センター条例施行規則 港区立健康増進センター運営要綱 港区立健康増進センター登録要綱</p> <p>開始時期</p> <p>平成8年</p>		

実績表（令和3年度）

(1) グループ利用（第1トレーニングルーム使用）

246団体 1,987人

(2) 付帯設備の利用

バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球・音響

173件

(3) メディカルチェック事業実施状況 (4) 健康づくり活動支援事業実施状況

健康度測定（1日制）効果測定を含む

回数	人数
31	162

健康づくりコース

回数	人数
215回	2,628

生活習慣病予防・改善コース

回数	人数
71回	537

セルフトレーニングコース

回数	人数
	11,767

教室名	回数	人数
健康のためのセミナー	6	54名
心と身体の改善動作	1	9名
口腔ケア事業	1	11名
サヨナラメタボ講座	1	15名
テーマ別食育料理教室	2	10名
栄養セミナー	1	8名
ママフィットネス	1	11名
ベビーマッサージ	2	27名
ランニングセミナー	1	4名
体験マシン講習会	6	14名
ヘルシーナシーズンイベント	7	74名
ウォーキング de フィットネス	2	28名
しっかりロコトレ!足腰トレ	35	377名
バランスボールエクササイズ	35	285名
心とからだの改善教室 月曜日	35	154名
コアコンディショニング 月曜日	35	391名
マットピラティス①	36	290名
キレイを作る歩き方	36	184名
マットピラティス②	10	160名
やさしいヨガ	36	678名
背骨ゆがみケア	36	549名
キックコンディショニング	30	217名
心とからだの改善教室 木曜日	36	292名
ピラティスプラス	36	480名
ストレッチ&筋トレ	36	465名
ローインパクトエアロ	36	562名
コアコンディショニング 木曜日	11	90名
ママたちのピラティス 骨盤引き締めピラティス	35	88名
太極拳	35	513名
ゆったり気功	35	204名
ボディバランスヨガ	36	459名
ビギナーズボクシング	22	249名
ピラティス&ビューティーサロン	3	40名
頭痛・肩こり改善 ～リンパほぐし講座	1	12名
疲労回復・腰痛予防 ～筋膜リリース講座	1	14名
関節痛予防教室	1	9名
合 計		7,027

補助金等
有 ・ ①無

備考

一般健康診断（検便）	所管課	—
		健康推進課

目 的

区内在住、在勤、在学者が自ら身体の健康状態を確認し、仕事、実習、就職等、個々の活動を可能にするために行っています。

事業内容

一般の方を対象に保健所で腸内細菌・寄生虫卵の検査を実施しています。

根拠法令等

地域保健法第6条

労働安全衛生法第66条

港区保健所使用条例

港区保健所使用条例施行規則

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

細菌培養検査・虫卵（ぎょう虫卵含む）検査実施状況 （単位：件）

年 度		区 分	総 数	細菌培養検査	虫卵・ぎょう虫卵
29			1,132	1,131	1
30			1,095	1,094	1
元			1,114	1,110	4
2			789	788	1
3	総 数		749	749	0
	陽 性 数	赤 痢		-	
		腸チフス・パラチフス		-	
		O157		-	
		その他		-	

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

保健師・助産師・看護師・管理栄養士 学生実習の受け入れ	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課・保健予防課

目 的

公衆衛生における保健所の役割と地域保健活動の理解促進を目的として、医療技術系学生の保健所実習を行います。

事業内容

保健所活動の概要説明と各職種ごとの現場実習及び施設見学等により、保健所機能と地域保健活動の実際を学ぶ場を提供します。

根拠法令等

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律
 保健師・助産師・看護師学校養成所指定規則
 看護師等養成所の運営に関する指導要領について（通知）
 看護師等養成所の運営に関する手引きについて（通知）
 栄養士法、栄養士法施行規則、管理栄養士学校指定規則
 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について（通知）

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

保健所実習学生受入れ状況 (単位：人)

年度	区分	総数	保健師学生	助産師学生	看護学生	管理栄養士学生
29		50	5	2	23	20
30		25	5	2	-	18
元		28	4	4	-	20
2		28	6	2	-	20
3		26	5	3	-	18

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

保健師活動	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課・保健予防課

活動内容

保健師は、乳幼児から高齢者まですべての年代の区民を対象に活動しています。
 保健師活動は、区民がより健康で質の高い生活ができるように、あらゆる健康問題に対して人々の持っている力を引き出し、自ら問題解決できるよう継続的に行う活動です。また、個人・集団・地域に働きかけ、地域全体の健康の向上をめざします。
 活動の方法としては、(1) 個別の支援活動 (2) 健康診査等の事業を通じての保健指導 (3) 地域における活動 (4) 感染症に対する防疫対応などがあります。

(1) 個別の支援活動

ア 家庭訪問

区民等の生活の場である家庭などを訪問し、心身の健康に関する諸問題を抱えた本人及び家族に対して、健康保持のための相談及び日常・療養生活指導等を行っています。

イ 所内相談

来所した区民等に対して、健康上の不安や疑問、育児や生活上の悩みなどの相談・助言を随時実施しています。また、様々な医療費助成申請時の面接も行っています。

ウ 電話相談

相談者が気軽に利用でき、悩みや不安を相談できる有効な手段であり随時実施しています。また、必要に応じて面接や訪問などへつなげています。

エ 関係機関との連携

保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携して区民の健康な生活を支援します。

(2) 健康診査等の事業を通じての保健指導

保健師は、健康教育、健康診査、結核健康診断、エイズ・性感染症検査及び相談等の事業を実施しています。

特に、乳幼児健康診査や成人健康診査等においては、健康相談を実施するとともに、健診後のフォロー等を実施しています。

(3) 地域における活動

各種講座の開催、家族会・育児グループ等の発足や活動に向けての助言・支援を実施しています。また、各総合支所では児童館・子育て施設等との連携による母子保健活動や地区独自の事業等を立ち上げ、地域の健康の向上を目指す活動を行っています。

(4) 感染症に対する防疫対応

結核や新型コロナウイルス感染症等に対して、積極的疫学調査やサーベイランスを行うとともに、感染拡大防止のための指導や教育、相談支援を行います。

図1 保健師の活動状況 (3年度)

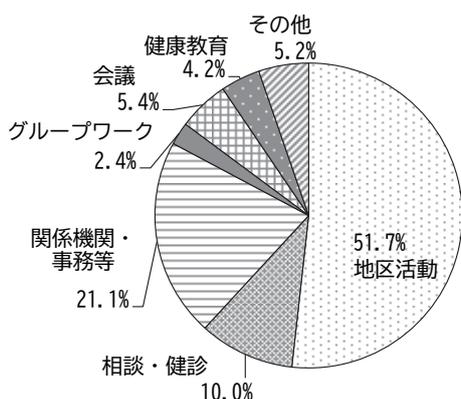
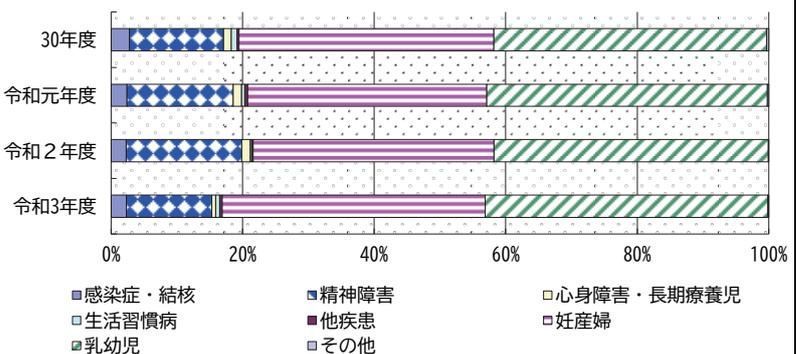


図2 家庭訪問の推移 (*委託助産師分を含みます。)



個別の支援活動

(単位：人)

項目 区分	総	感	結	精	心	長	成	そ	妊	乳	幼	そ	(再掲) 65	
	数	染	核	神	身	期	人	の	産	児	児	の	歳	
		症		障	障	療		疾	婦			他	以上	
家庭訪問	29年度	6,812	66	124	1,153	55	27	34	31	2,529※	2,583※	182	28	235
	30年度	6,474	79	103	925	60	17	55	19	2,510※	2,591※	95	20	251
	元年度	6,738	35	124	1,054	69	13	32	27	2,373※	2,649※	135	13	214
	2年度	4,313	42	57	758	49	7	9	10	1,580※	1,707※	91	3	137
	3年度	4,644	40	69	603	19	8	28	19	1,855※	1,933※	63	7	444
面接相談	29年度	6,211	89	179	3,549	54	90	38	33	1,208	543	408	20	
	30年度	7,644	37	195	4,588	62	78	51	15	1,888	426	281	23	
	元年度	7,773	158	169	4,827	53	73	57	23	1,933	223	173	84	
	2年度	5,612	530*	75	3,259	22	18	20	8	1,341	108	212	19	
	3年度	6,214	814*	269	3,276	9	81	12	15	1,218	108	405	7	
電話相談	29年度	10,396	536	672	5,374	117	99	154	68	969	1,262	1,045	100	
	30年度	9,785	1,065	948	4,762	146	61	135	20	867	785	991	5	
	元年度	19,374	7,966	2,382	5,438	112	30	123	64	1,218	1,183	637	221	
	2年度	84,100	74,122*	468	6,649	99	53	119	41	724	994	716	84*	
	3年度	50,669	40,078*	255	4,886	40	63	164	25	864	2,805	1,475	14	

※委託助産師分を含みます

*コロナコールセンター従事職員対応分を含みます

関係機関連絡

(3年度)(単位：件)

項目 区分	総	感	結	精	心	長	成	そ	妊	乳	幼	そ
	数	染	核	神	身	期	人	の	産	児	児	の
		症		障	障	療		疾	婦			他
保健機関	5,737	2,619*	22	803	9	34	9	20	973	1,084	128	36
医療機関	5,773	3,573*	70	1,231	25	53	5	25	307	374	92	18
福祉関係	8,899	2,030*	13	4,758	48	116	132	46	539	346	834	37
その他	1,599	1,333*	37	202	0	0	0	0	17	5	0	5
総数	22,008	9,555*	142	6,994	82	203	146	91	1,836	1,809	1,054	96

*コロナコールセンター従事職員対応分を含みます

補助金等
有 ・ 無

備考

4 新型コロナウイルスワクチン接種

新型コロナウイルスワクチン接種	所管課	—
		新型コロナウイルス ワクチン接種担当

目 的

新型コロナウイルスワクチンの接種により、新型コロナウイルス感染症の重症化や、発熱やせき等の症状が出ること（発症）を防ぐこと、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的とします。

事業内容

予防接種法附則第7条第1項の規定に基づき、臨時の予防接種を行っています。集団接種会場の設置のほか、巡回接種、個別接種等を行い、希望する区民の方がワクチン接種を受けられる体制を整えています。区内医療機関等と連携し、円滑なワクチン接種を行うとともに、国や都から配給を受けるワクチンについて、各集団接種会場や個別接種、巡回接種等へ効果的な分配を行います。

根拠法令等

- 予防接種法
- 予防接種法施行令
- 予防接種法施行規則
- 予防接種実施規則
- 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領

開始時期

令和3年2月（区民への接種開始時期は令和3年5月）

実績表

1 令和3年度 各年代別の接種状況

（単位：人）

	人口	接種数 合計	1回目	2回目	3回目	1回目 接種率	2回目 接種率	3回目 接種率
65歳～	44,402	120,862	42,890	42,395	35,577	96.6%	95.5%	80.1%
60～ 64歳	12,650	31,154	11,335	11,268	8,551	89.6%	89.1%	67.6%
50～ 59歳	40,401	92,617	35,018	34,725	22,874	86.7%	86.0%	56.6%
40～ 49歳	48,240	104,102	41,163	40,699	22,240	85.3%	84.4%	46.1%
30～ 39歳	41,832	84,336	34,650	34,119	15,567	82.8%	81.6%	37.2%
20～ 29歳	26,937	50,181	21,087	20,592	8,502	78.3%	76.4%	31.6%
12～ 19歳	13,556	20,699	9,981	9,625	1,093	73.6%	71.0%	8.1%
計	228,018	503,951	196,124	193,423	114,404	86.0%	84.8%	50.2%
5～ 11歳	16,968	2,562	2,362	200		13.9%	1.2%	

※1 人口：令和4年3月1日時点の人口 ※2 3回目接種率：12歳以上の人口をもとに算出

2 令和3年度 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 交付件数

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書は、予防接種法に基づいて新型コロナワクチン接種の事実を公的に証明するものとして、交付するものです。

「パスポート情報等を記載した海外用及び日本国内用の接種証明書」と「パスポート情報等の記載のない日本国内用の接種証明書」の2種類があり、書面または電子（スマートフォンアプリ）により交付します。

(単位：件)

区分	3年度
書面	17,800
電子（スマートフォンアプリ）	28,748

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
④ ・ 無	10/10	—	—		

付 属 機 関

保健所運営協議会	所管課	—
		生活衛生課

設置の目的

区内の公衆衛生及び保健所の運営に関する事項を審議するため、港区保健所運営協議会を設置します。

根拠法令

地域保健法
港区保健所運営協議会条例

委員構成

行政機関2人、医療関係団体6人、学校保健関係1人、区民2人、地域団体5人、学識経験者3人、合計19人。委員の任期は2年。

開始時期

昭和50年4月

開催実績

年1回開催

年度	開催日	開催時間
29	平成30年3月20日（火）	午後0時30分から2時
30	平成30年8月28日（火）	午後1時から2時30分
元	令和元年7月30日（火）	午後1時から2時30分
2	令和3年1月27日（水）	意見収集
3	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	

補助金等 有 ・ ④無				備考	
----------------	--	--	--	----	--

大気汚染障害者認定審査会	所管課	-			
		保健予防課			
<p>設置の目的と役割 大気汚染障害者の認定を区長が行うための付属機関として、港区大気汚染障害者認定審査会（以下「審査会」という。）を設置します。</p> <p>審議事項 審査会は、区長の諮問に応じ、大気汚染障害者の認定に係る必要な調査審議を行い、区長に意見を述べるものとします。</p> <p>根拠法令 港区大気汚染障害者認定審査会条例</p> <p>委員構成 医師5人。委員の任期は2年</p> <p>開始時期 昭和50年4月</p> <p>開催実績 審査会は毎月1回開催</p>					
補助金等 有 ・ ④無				備考	

公害健康被害認定審査会	所管課	—
		保健予防課

設置の目的と役割

公害健康被害の補償等に関する法律第4条の各号に該当するものの申請に基づき、当該疾病が大気の汚染の影響によるものである旨の認定を行うため、区長の付属機関として、港区公害健康被害認定審査会（以下「審査会」という。）を設置します。

審議事項

- 1 認定に関すること。
 - (1) 指定疾病にかかっているかの認定
 - (2) 認定の期間の延長、認定の更新
 - (3) 認定の取消し等
- 2 補償給付に関すること。
 - (1) 障害補償費の障害の程度の決定
 - (2) 障害補償費・遺族補償費等の決定

根拠法令

港区公害健康被害認定審査会条例
 港区公害健康被害認定審査会条例施行規則

委員構成

医師7人、弁護士2人。委員の任期は2年

開始時期

昭和50年4月

開催実績

審査会は毎月1回開催

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 —	区負担割合 1 / 2	補助金名等	公害健康被害補償給付支給事務費交付金
---------------	----------------	------------	----------------	-------	--------------------

公害健康被害補償診療報酬等審査会	所管課	—
		保健予防課

設置の目的と役割

公害医療機関（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下「法」という。）第 20 条に規定する医療機関をいう。）からの診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬を審査するため、区長の付属機関として、港区公害健康被害補償診療報酬等審査会（以下「審査会」という。）を設置します。

審議事項

審査会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審査し、区長に意見を述べるものとします。

- 1 法第 23 条第 1 項に規定する診療内容及び診療報酬に関すること。
- 2 法第 24 条に規定する療養費に係る診療内容及び額に関すること。

根拠法令

港区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
 港区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例施行規則

委員構成

医師 5 人、薬剤師 2 人。委員の任期は 2 年

開始時期

昭和 50 年 4 月

開催実績

審査会は毎月 1 回開催

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 —	区負担割合 1 / 2	補助金名等	公害健康被害補償給付支給事務費交付金
---------------	----------------	------------	----------------	-------	--------------------

感染症の診査に関する協議会	所管課	—			
		保健予防課			
<p>設置の目的と役割 感染症患者に対する感染防止上の措置等について審議するため、港区感染症の診査に関する協議会を設置します。</p> <p>審議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染症法第18条第1項の規定による通告、第20条第1項の規定による勧告及び同条の第4項の規定による入院の期間の延長並びに第37条第1項及び第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関して必要な事項について保健所長の諮問内容を審議し、意見を付けて答申します。 2 感染症法第18条第6項及び第19条第7項の規定による報告について審議し、意見を付けて答申します。 <p>根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 港区感染症の診査に関する協議会条例</p> <p>委員構成 下記に掲げる者で、区長が任命する委員4人以上で組織する。委員の任期は2年。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染症指定医療機関の医師 1人以上 2 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 1人以上 3 法律に関し学識経験を有する者 1人以上 4 医療及び法律以外の学識経験を有する者 1人以上 <p>開始時期 平成11年4月1日</p> <p>開催実績 診査会は原則、毎月2回開催</p>					
補助金等 有 ・ (無)				備考	

小児慢性特定疾病審査会		所管課	-		
			健康推進課		
<p>設置の目的 児童福祉法第 19 条の 3 第 4 項に基づき小児慢性特定疾病医療費の支給をしないことを決定する場合に、区長の諮問に応じて審査することを目的とします。</p> <p>根拠法令等 児童福祉法 港区小児慢性特定疾病審査会条例</p> <p>委員構成 小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者 6 人。委員の任期は 2 年。</p> <p>開始時期 令和 3 年 4 月</p> <p>開催実績 審査会は毎月 1 回開催</p>					
補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 -	区負担割合 1 / 2	補助金名等	小児慢性特定疾病国庫補助金

事業名（五十音順）索引

い		クリーニング所の衛生指導	56
育児相談	182	け	
育成医療・療育給付	171	経過観察児健康診査	181
医師臨床研修(地域保健研修)に係る 研修医の受け入れ	102	結核患者支援	127
一・二・三類患者の入院勧告等 防疫措置医療費公費負担	143	結核患者服薬治療支援事業	124
1歳6か月児健康診査	176	結核指定医療機関指定等事業	129
一般健康診断(検便)	250	結核健康診断(定期を除く)	130
医療安全支援センター	93	結核定期健康診断	125
医務事業	90	健康危機管理	39
え		健康教育	238
AED(自動体外式除細動器)配備・管理	39	健康診査事業(骨粗しょう症検診)	214
エイズ・性感染症検査委託事業(AIチェック)	135	健康診査事業(お口の健診)	223
エイズ・性感染症検査及び相談(保健所検査)	133	健康診査事業(がん検診)	226
エイズ・性感染症予防の普及・啓発	137	健康診査事業	215
衛生教育	41	健康診査事業(まとめ)	232
栄養相談	198	健康増進センター事業(ヘルシーナ)	248
エボラ出血熱対策	123	健康相談	237
か		健康づくり推進事業 (健康づくりサポーター事業他)	243
かかりつけ医機能推進事業	111	健康手帳の交付	236
化製場等の衛生監視・管理	51	建築物における衛生的環境の確保	49
肝炎ウイルス検診	234	こ	
がん患者の在宅緩和ケア支援	209	公害健康被害認定審査会	263
環境衛生関係施設の苦情相談	62	公害健康被害補償事業	114
環境衛生対策の充実	53	公害健康被害補償診療報酬等審査会	264
がん在宅緩和ケア支援センター事業 (ういケアみなと)	211	公害保健福祉、健康被害予防事業	118
感染症医療費公費負担(結核医療費)	132	興行場の衛生指導	57
感染症の診査に関する協議会	145・265	公衆浴場の衛生指導	59
感染症発生動向調査事業	138	咬傷犬事故処理	45
感染症流行予測調査	122	国民健康・栄養調査	197
感染症予防講習会及び健康教育	144	骨髄移植ドナー支援事業	155
がんの知識に関する普及・啓発	213	さ	
がん治療に伴う外見ケア (ウィッグ等購入)助成	212	災害医療対策	108
き		細菌検査及び現場簡易検査	69
給食施設指導	86	産後母子ケア事業	195
休日診療	105	3歳児健康診査	179
給水施設及び水質検査	47	3～4か月児健康診査	174
狂犬病予防及び動物の愛護・管理	44	し	
禁煙支援事業	240	歯科保健事業推進協議会	244
く		試験検査	98
区民健康相談・健康教育事業等補助	110	自殺対策推進事業	205
		集合契約による特定健康診査受診費用助成	233
		受動喫煙防止対策推進事業	242
		住宅宿泊事業(民泊)の適正な運営	89

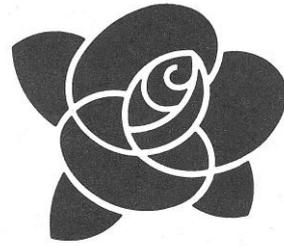
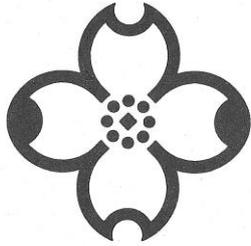
周産期医療・小児医療連携協議会	154	に	妊娠高血圧症候群等医療費助成	191	
障害者口腔保健推進事業	245		妊婦健康診査	188	
使用済み注射針回収事業助成	101	ね	猫の去勢・不妊手術補助	46	
小児初期救急診療事業	107		ねずみ・衛生害虫の防除	42	
小児慢性疾患医療費助成	172	ひ	B型肝炎妊婦検査	192	
小児慢性特定疾病審査会	266		ふ	プール等の衛生指導	60
食生活改善における地域組織活動支援	200		ほ	捕獲犬及び引取り・収容動物の公示	45
食中毒調査	75		保健師活動	252	
食品に関する苦情・相談	65		保健師・助産師・看護師・管理栄養士	251	
食品の栄養表示、広告表示指導	88		学生実習の受け入れ	261	
食品衛生推進員事業	84		保健所運営協議会	261	
食品衛生対策の充実・			母子健康教育	166	
食品衛生関係施設への監視指導	77		母子健康手帳交付	187	
食品衛生普及啓発事業	63		母子歯科保健事業	184	
食品衛生不利益処分	71		母子訪問指導	193	
食品等の自主回収	73	み	港区感染症対策協議会	146	
食品の収去試験	67		港区精神保健福祉連絡協議会	201	
新型インフルエンザ等対策	123		みなとブレママ応援事業	165	
新型コロナウイルス感染症対策	156	や	薬事事業	95	
新型コロナウイルスワクチン接種	257		ゆ	有害物質を含有する家庭用品に関する事業	94
新生児聴覚検査	189		よ	養育医療	170
せ			予防接種	147	
生活衛生相談	52		り	理容所・美容所の衛生指導	55
精神障害者社会復帰援助事業(デイケア)	204			旅館業の衛生指導	58
精神保健福祉事業	202		れ	レジオネラ属菌水質検査実施報告	61
そ				レントゲン室運営	121
その他の環境関係事務	62		ろ	6か月児健康診査、9か月児健康診査	175
た					
大気汚染健康障害者医療費助成	112				
大気汚染障害者認定審査会	262				
ち					
地域リハビリテーション推進事業	120				
調理師・製菓衛生師免許	85				
と					
東京都保健医療情報センターにおける					
連絡通報受理業務	40				
都外医療機関、助産院(都内・都外を問わない)					
での妊婦健康診査又は新生児聴覚検査費用					
助成及び多胎妊婦健康診査費用助成(都内・					
都外を問わない)	190				
特定不妊治療費助成	173				
毒物劇物事業	97				
な					
難病対策地域協議会	247				

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ

区の花 アジサイ

区の花 バラ



発行番号 2022073-4211

港区の保健衛生

令和4年度（2022年度）版 事業概要

令和4年（2022年）8月発行

編集・発行 港区 みなと保健所 生活衛生課

港区三田一丁目4番10号

Tel (6400) 0050 代表



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

